

平成28年第4回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（12月6日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	18
11. 日程第5 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	28
12. 日程第6 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	28
13. 日程第7 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	28
14. 日程第8 認定第5号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	28
15. 日程第9 認定第6号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	28
16. 日程第10 認定第7号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	28
17. 日程第11 認定第8号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	28
18. 日程第12 認定第9号 平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	28
19. 日程第13 議案第66号 平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について	39
20. 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について	40
21. 日程第15 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	48
22. 日程第16 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制 定について	52

23. 日程第17	議案第71号	志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	53
24. 日程第18	議案第72号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	54
25. 日程第19	議案第73号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	56
26. 日程第20	議案第74号	志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	57
27. 日程第21	議案第75号	財産の処分について	58
28. 日程第22	議案第76号	財産の処分について	59
29. 日程第23	議案第77号	曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について	59
30. 日程第24	議案第78号	曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について	59
31. 日程第25	議案第79号	財産の無償貸付けについて	61
32. 日程第26	議案第80号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	63
33. 日程第27	議案第81号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	66
34. 日程第28	議案第82号	平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	67
35. 日程第29	議案第83号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	68
36. 日程第30	議案第84号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）	68
37.	散 会		69

## 第2号（12月7日）

1.	議事日程	70
2.	出席議員氏名	71
3.	欠席議員氏名	71
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	71
5.	議会事務局職員出席者	71
6.	開 議	72
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	72
8.	日程第2 一般質問	72
	野村 広志	72
	平野 栄作	93

小野 広嗣	111
9. 延 会	137

### 第3号（12月8日）

1. 議事日程	138
2. 出席議員氏名	139
3. 欠席議員氏名	139
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	139
5. 議会事務局職員出席者	139
6. 開 議	140
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	140
8. 日程第2 一般質問	140
西江園 明	140
青山 浩二	155
八代 誠	170
小園 義行	183
9. 散 会	202

### 第4号（12月9日）

1. 議事日程	203
2. 出席議員氏名	204
3. 欠席議員氏名	204
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	204
5. 議会事務局職員出席者	204
6. 開 議	205
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	205
8. 日程第2 一般質問	205
市ヶ谷 孝	205
鶴迫 京子	215
9. 日程第3 議案第85号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	238
10. 日程第4 議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	239
11. 日程第5 議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	241
12. 日程第6 議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市	

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
 について…………… 242

13. 散 会…………… 247

**第5号（12月22日）**

1. 議事日程…………… 248

2. 出席議員氏名…………… 250

3. 欠席議員氏名…………… 250

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名…………… 250

5. 議会事務局職員出席者…………… 250

6. 開 議…………… 251

7. 日程第1 会議録署名議員の指名…………… 251

8. 日程第2 報告…………… 251

9. 日程第3 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
 ついて…………… 251

10. 日程第4 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制  
 定について…………… 253

11. 日程第5 議案第71号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形  
 成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の  
 制定について…………… 254

12. 日程第6 議案第72号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について…………… 255

13. 日程第7 議案第73号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
 ついて…………… 256

14. 日程第8 議案第74号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の  
 一部を改正する条例の制定について…………… 257

15. 日程第9 議案第75号 財産の処分について…………… 259

16. 日程第10 議案第76号 財産の処分について…………… 260

17. 日程第11 議案第77号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制  
 整備型」の事務の委託の廃止について…………… 261

18. 日程第12 議案第78号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制  
 整備型」の事務の委託について…………… 261

19. 日程第13 議案第79号 財産の無償貸付けについて…………… 262

20. 日程第14 議案第80号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）…………… 264

21. 日程第15 議案第81号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 272

22. 日程第16 議案第82号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）…… 273

23.	日程第17	議案第83号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	274
24.	日程第18	議案第84号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第3号）	275
25.	日程第19	陳情第4号	「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書	276
26.	日程第20	議案第85号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	279
27.	日程第21	議案第86号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	280
28.	日程第22	議案第87号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	281
29.	日程第23	議案第88号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	284
30.	日程第24	同意第3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	286
31.	日程第25	議員派遣の決定		286
32.	日程第26	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）		287
33.	閉会			287

平成28年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月 6日	火	本会議	開会 会期の決定 27年度決算関係（委員長報告・討論・採決） 議案上程
7日	水	本会議	一般質問
8日	木	本会議	一般質問
9日	金	本会議	一般質問 議案上程
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	委員会	常任委員会
13日	火	委員会	常任委員会
14日	水	休 会	
15日	木	休 会	
16日	金	休 会	
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	
20日	火	休 会	
21日	水	休 会	
22日	木	本会議	委員長報告 議案上程 討論・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第66号	平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について
報告第9号	専決処分の報告について
議案第69号	行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第70号	志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第72号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	財産の処分について
議案第76号	財産の処分について
議案第77号	曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について
議案第78号	曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について
議案第79号	財産の無償貸付けについて
議案第80号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第81号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第82号	平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第83号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
議案第84号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第85号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第4号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村広志	1 雇用の創出について	<p>(1) 平成27年度に、人口減少に歯止めをかけ、将来に向けて魅力ある地域づくりを目指す、志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略が取りまとめられた。</p> <p>その中で、基本目標及びプロジェクトにおいて「志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする～若年層の地元回帰希望をかなえる体制整備～」が基本目標のひとつに掲げられている。</p> <p>そこで、現在の若年層が抱える課題が本プロジェクトで補われているのか。また、1年を経過して、創生戦略の目標達成に向けた進捗状況を問う。</p>	市長
	2 教育行政について	<p>(1) 施政方針では、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めるとしている。更に、小中一貫教育に向けた研究への取り組みも表明されているが、このことは、総合教育会議の中で、どのように議論がなされたか。併せて、今後の在り方について問う。</p>	市長 教育委員長
2 平野栄作	1 防災対策について	<p>(1) 近年、我が国では地震を始め台風等による災害が多発傾向にあり、本県でも数年ぶりに上陸した台風16号の影響により多大な被害が発生した。</p> <p>地震においても、熊本・鳥取・福島沖地震が相次いで発生し、近い将来、南海トラフ地震も予想される中、災害に対する自助・共助といった意識付けを更に高める必要があると感じるため、以下の点について問う。</p>	市長



質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 小野 広 嗣	1 無電柱化について	(1) 電柱は、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観の形成、道路の防災機能の向上などにとって、大きな阻害要因となっている。まずは志布志支所を中心にして、新町通り・上町通りの無電柱化を図る考えはないか。	市 長
	2 インフラ老朽化対策について	(1) J R 博多駅前の大規模な道路陥没は大きな衝撃を与えた。限られた資金でどのようにインフラを維持・管理するかが大きな課題となってきた中、本市において悲惨な事故を起こさないために、適切な公共施設の維持管理に今後どのように取り組むのか。 (2) 3月定例会において、市が選定している緊急輸送道路の空洞化対策について質問した。「600万円程度で調査事業ができるとすれば、計画は立てたい」との答弁であったが、その後の検討状況を問う。	市 長
	3 高齢者の交通事故防止対策について	(1) 高齢化の進展で、高齢者の交通事故が増加していく中、市としてもこれまで以上に安全対策、防止対策に取り組まねばならないと思うが、現状をどのように認識し、対策を講じようとしているのか。	市 長
	4 いじめ問題について	(1) いじめが発生した後に対処することも大切だが、いじめを起こさせない社会づくりに努めることは大人の責任である。「いじめ防止対策推進法」の施行から3年余り経過したが、本市の取り組みについて問う。	市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
4 西江園 明	1 鳥獣被害対策について	(1) 「アナグマ」の実態と被害額について問う。 (2) 捕獲による助成金の支出はあるのか。 (3) 今後の対策と、アナグマの捕獲と処分に対する助成金の在り方について問う。	市 長 市 長 市 長
	2 教育現場のトイレの洋式化について	(1) 小中学校の洋式トイレの普及率を問う。 (2) 最近の改修率を問う。 (3) 今後の改修計画を問う。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	3 学校給食について	(1) 給食費の未納の状況について問う。 (2) 野菜の価格高騰により給食の中止をした自治体があったが、見解を問う。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長
	4 市営住宅入居者の保証人について	(1) 昨年一般質問があったが、その後の進捗状況を問う。	市 長
5 青山浩二	1 農業振興について	(1) 農業従事者や次世代の後継者、新規就農者への支援の在り方について問う。 (2) 6次産業化への現状と、今後の方策について問う。 (3) 中学生の修学旅行を活用して、現地の郷土会等と連携し、旅行先で地元産品を販売する考えはないか。	市 長 市 長 市 長 教育委員長
	2 ICT (情報通信技術) の活用推進について	(1) ICT (情報通信技術) を積極的に活用した、新たな行政運営に対する考え方を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 八 代 誠	1 本市が取り組んでいる交通施策の現状と今後について	(1) 高齢化率がピークとなる2025年を前に、現在の交通施策を再検討し、新公共交通システムを構築していく考えはないか。 ① 福祉タクシー運行事業について ② 地方公共交通対策事業について ③ 志布志中学校通学バス運行事業について	市 長 教育委員長
	2 東九州自動車道について	(1) (仮称) 夏井インターチェンジから県境までの区間に、上下線相互利用できるパーキングエリア(海側)の設置を要望する考えはないか。	市 長
7 小 園 義 行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎の在り方については、将来を見据え、広域的な視点で研究を重ね、次のステップに進むと答弁しているが、この間の取り組みを問う。	市 長
	2 子育て支援について	(1) 妊婦健康診査における多胎児妊娠の診査回数等の現状はどうか。	市 長
	3 高齢者福祉について	(1) 福祉タクシーの運行について ① 利用者の待ち時間を短くする等の見直しはできないか。 ② 松山地区における利用者の利便性を考え、曾於市の思いやりタクシーの利用等について、曾於市と協議し利便を図る考えはないか。	市 長
	4 学校教育について	(1) 小中一貫教育についての考え方を問う。	市 長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8市ヶ谷 孝	1 福祉行政について	(1) 福祉タクシー運行事業について ① 予算規模、利用者数など、事業効果の現状についての認識を示せ。 ② 担当部署内、または関係団体や委託先との協議の中で、どの様な意見や課題が上がっているか。 ③ 今後の社会情勢の動向をどの様に捉え、この事業の継続を図っていくか。市長の考え方を問う。	市長
9鶴迫京子	1 地域振興策について	(1) 高校の存在は、地域活性化に重要な役割を果たすと思う。本市も地域の高校存続のため、支援策が本年度からスタートしたが、地域振興策の一環としてさらに拡充する考えはないか。	市長 教育委員長
	2 公共交通行政について	(1) 過去に（平成24年12月、平成25年6月）交通弱者対策など公共交通の在り方について一般質問してきたが、それらに対するこれまでの進捗状況と、今後の方向性について問う。 (2) 6月定例会で、高齢者運転免許証自主返納支援制度について一般質問したが、見直しは進んでいるか。	市長 市長
	3 保健行政について	(1) 母子検診において、乳児（生後3～4か月）検診、1歳6か月児検診、3歳児検診を、現在の集団検診から個別検診へ見直す考えはないか。 (2) ひとり親家庭医療費助成の窓口申請を、子ども医療費助成と同様に簡素化できないか。	市長 市長
	4 環境行政について	(1) 本市においても、高齢者をはじめ各種団体を対象とした環境学習会が実施されているが、小中学校と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を実施する考えはないか。	市長 教育委員長

## 平成28年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成28年12月6日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第66号 平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第15 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第71号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第72号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第73号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第74号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第75号 財産の処分について
- 日程第22 議案第76号 財産の処分について
- 日程第23 議案第77号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について
- 日程第24 議案第78号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」

の事務の委託について

- 日程第25 議案第79号 財産の無償貸付けについて
- 日程第26 議案第80号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第81号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第82号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第83号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第84号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成28年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの17日間に決定いたしました。

○  
日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。  
陳情第4号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第25期事業報告書及び収支決算書、第26期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○  
日程第4 認定第1号 平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、認定第1号、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成27年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました認定第1号、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、10月3日から5日まで、7日、11日の5日間にわたり、執行部から関係課長ほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告をいたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志中学校の通学バス運行事業は、5年間の債務負担行為を行っているが、残り2年となった。今後の方向性としては、福祉タクシーのようなオンデマンド方式もある。検討の時期に来ているのではないかとただしたところ、関係課との具体的な検討には入っていないが、市単独事業での継続は厳しい状況にあるので、福祉タクシーの併用やオンデマンド方式の検討は進めていくとの答弁でありました。

小・中学校ともに就学援助事業があるが、児童数が減少している中、就学援助費の支給人数は増加傾向にある。対象者の状況についてただしたところ、27年度で、小学生21%、中学生24.5%で、約5人に1人が対象となっている。経済状況の厳しい世帯への援助制度であり、ひとり親家庭で扶養手当の支給対象者は対象となり、約7割がひとり親世帯である。所得要件が設定されており、一般世帯だと子供一人の世帯で230万円、子供二人で263万円と子供の扶養数で変わる。この基準所得以下の世帯が対象になるとの答弁でありました。

いじめに関する相談が、スクールソーシャルワーカーに寄せられ、全てが解消しているとあったが、解消の判断はどういった基準で判断されているのかただしたところ、解消の判断は、様々なケースがあるが、当事者双方に聞き取り調査を行い、場合によっては周辺及び保護者にまで調査を広げ、これらを総合的に判断して現状を経過観察し、本人はもちろん、周囲の方々が解消されたと認識できる時点をもって解消と判断している。学校側の早急な判断による報告も中にはあるので、そういった場合、教育委員会としては、再度学校に差し戻すとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、サッカーフェスティバルは、18年度から始まり、27年においては、111校の参加となっており、経済効果も見込まれると思うが、受け入れ数としては、限界に来ているのかとただしたところ、サッカーフェスティバルの実施時期については、学校の関係で8月に入って、1日からお盆前の12日までと最初から決まっているところである。その中で、グラウンドの数、宿泊場所等を考慮すると、110校程度での開催が限界であるという認識を大会関係者とも共有しているとの答弁でありました。

生涯学習課は多くの団体の事務局を担っているが、業務の見直しが求められる中で、独自でできる団体等には、事務を移行させていくべきであると思う。依存体質の改善が必要ではないかとただしたところ、主管される団体等が自主的に運営していただくよう今後協議を進めていくとの答弁でありました。

志布志市校区公民館連絡協議会活動支援事業に関連し、市公民館連絡協議会から各支部へ交付された補助金について、志布志支部においては、各校区公民館への交付が現金交付となっているが、口座振り込みにするべきではないかとただしたところ、有明支部及び松山支部の各校区公民館への補助金交付は、振り込みとなっているが、志布志支部については、支部会議の際に、手渡し

で交付されている。今後は、振り込みによる交付を指導していくとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規で3台導入する消防車に、ドライブレコーダーの設置の予定は無いのかただしたところ、公用車の購入の際には、ドライブレコーダー等を必ず付けるという取り組みをしている。消防車両についても緊急性のある出動ということで、財務課等とも協議しながら、進められるものについては設置をしていきたいとの答弁でありました。

南部消防署の跡地は、まだ全然手付かずの状態であり、公民館や、消防団にとっても活用ができれば非常に便利な場所になると思うが、現状はどうなっているのかただしたところ、南部消防署跡地については、校区の方々から活用の要望、消防団の車両置き場として、またNPO法人等の機材等の置き場ということで以前相談があった。庁内の関係課で、市として活用ができないかを検討したが、かなりの改修費用がかかるということもあり、活用には至っていないとの答弁でありました。

広報紙の在り方として、情報は知恵を絞ってスリム化して、必要な情報を的確に伝えていくことが大事であり、職員のスキルアップも必要と考える。先進自治体を見ると、広報紙はコンパクトにまとめて、他の手段でも情報を伝えている。志布志市はページ数が多いのではないかとただしたところ、組織再編にも関係するが、現在、情報の一元化を図る目的で、紙媒体・SNS・IT関係、また、市内向け、市外、関東・関西向けと、情報の発信はいろいろあるので、広報紙のページの削減について、内容等を再度検討して、市民にとって読みやすい、読まれやすい市報となるよう努力するとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業では、98件の照会があり、40件が採択されている。また、倒壊の危険性がある廃屋については、昨年も21件あったようだが、その後の状況はどうなっているのかただしたところ、平成24年度に実施した自治会アンケートにより調査を行い、特に危険度が高いものが21件であった。対象物件の所有者に説明を行い、そのうちの3件について、解体が済んでいるとの答弁でありました。

公営住宅解体整備事業については、解体する際に個人の財産があり、撤去ができないケースもあるということだが、対応はどうしているのかただしたところ、相続関係の調査物件が1件、そのほか、相続人に対して、処分の同意をお願いしている物件が4件である。基本的には立ち会いが理想だが、遠方の相続人もおり、処分については随時写真を撮りながら行い、処分費用が発生すれば相続人に請求していくとの答弁でありました。

新設道路改良等で用地買収があった場合、委託の中に登記業務も含まれているのか。また、未登記整理業務の発注方法についてただしたところ、測量設計の委託業務においては、通常路線測量、設計図の作成等までをコンサル等へ発注している。未登記の分も含め、用地に関わる地籍

測量図の作成、登記分筆等の書類申請については、公共嘱託協会の方に委託しているとの答弁がありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、福祉タクシー事業は、26年度に比較し利用者数がかなり減少している。その原因は何なのかただしたところ、高齢者の入院や、施設入所者が増加したこと等が利用者数減少の背景にあるのではないかと推察するとの答弁でありました。

シルバー人材センターの会員数は、合併時と比較すると、松山地区は現状維持、有明、志布志地区は、ほぼ半減となっている。このような状況を福祉課としてどのように捉えているかただしたところ、年々会員数が減少しているのと同時に、収益も減額してきているのが現状である。平成27年度から「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」と、「空き家対策活用事業」を2分の1の国庫補助事業で取り組んだ。事業費ベースで、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の分が580万円、新たな勤務先の開拓ということで、請負中心から派遣への転換を図った。28年度以降、事業効果が表れるのではないかと考えているとの答弁でありました。

育児に関する相談を受け、専門機関と連携しなければならないケースもあると思うが、そういったケースは増加傾向にあるのかただしたところ、27年度は330件の相談があった。一番多いのは、発育・発達の悩みや、身体上の悩みなどで、多岐にわたっている。不登校や虐待に関する通報もそれぞれ1件ずつあったとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、発達障がいに関して、貧困との因果関係を指摘する向きもあるが、そういった事例があるのかただしたところ、現状として保健師が把握し支援しているのが5人で、その5人がネグレクト、暴言、暴力というような家庭環境の中にあるのが現状である。その要因を、貧困だからということは難しいと思うが、現状を見ても貧困の方もいる状況であるとの答弁でありました。

予防接種については、父子家庭等への情報提供、周知の方法を検討するべきではないかとただしたところ、予防接種については数、そして種類が増えており、父子家庭だけではなく、他の方々にも非常に把握が難しいと思う。しかし、父子家庭というようなところについては、やはり気配りをしながら、支援なりアドバイスなりを強化していきたいとの答弁でありました。

インフルエンザ対策事業については、対象者が全市民から18歳以下65歳以上となったことで、1万6,000人から9,500人に半分以上減っている。全市民対象に戻すような、課内協議等はなされていないのかただしたところ、以前は全市民を対象としていたが、27年度より18歳以下及び65歳以上の方を対象とした。それは元来、免疫力が弱い高齢者、乳幼児の重症化予防のためであり、18歳以上64歳までの方については対象から省いたところである。その方々の予防接種の再開については、今のところ考えていないとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、法人市民税の8.9%減の理由について、倉庫業、港湾運送業、食肉加工業、養鰻業、飼料製造業、販売業の減収とあるが、そのうち、飼料製造業の業績については、茨城県鹿島市に次いで2番だったが、今や全国トップである。製造業もあるし、養鰻業の業績も良くなってきている。なぜ減収になったのかただしたところ、法人市民税については、特に志布志市には市外に本社を持つ大きな会社が多い。例えば企業全体の従業員が1万人の会社で、志布志市内の500人の営業所が非常に好調な業績を上げたとしても、連結決算で、本社が減収になった場合、100分の5が志布志市の取り分になり、前年より減となってしまふ。養鰻業の中でも、志布志市での養鰻は業績がいいが、大分にある本社は多種の業務をされていて、そこが減収になってしまうケースや、別のケースでは、一時期何千万という上げ幅があったりして、見えにくいところがあると思う。あくまでも、一旦全国の本支店の業績を合算して、そこからの割合で各支店の業績とするので、法人税の税収の見通しが難しいというのはそういう事情であるとの答弁でありました。

徴収率については、一生懸命頑張り、95.56%まで上がってきている。例年、県でランキングを出しているが、現時点で分かっているのかただしたところ、県内全体で8位は昨年と変わらないが、県内19市では昨年の3位から2位になったとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農林水産物販路開拓促進事業及び茶輸出支援対策事業においては、トップセールスなどの実績があるが、商談会の補助だけで、農産物の輸出につなげるには、まだ時間がかかると思うが、志布志港を活用した輸出など、今後どのような仕組みづくりを行うか、その予定をただしたところ、現在のところ、海外輸出についてはコンテナ単位とまではいかないが、航空便で実際に送っている状況である。海外向けの抹茶の原料となる碾(てん)茶工場の整備も予定しており、今後も要望があるものと考えている。また港の活用によるコンテナ輸出も望まれるところであるが、売り先の確保、輸出業者との提携などの課題に取り組む必要がある。また1市町村では厳しい面もあるので、県単位での模索も必要と考えるとの答弁でありました。

仔牛価格が高止まりする中で、今後頭数の安定供給ができなければ、価格も下落する可能性もある。最近兼業農家が少なくなってきており、それを復活させるためにも耕作放棄地の解消への取り組みも必要と思う。地域の基盤強化のための効果的な助成も取り入れ、曾於、大崎、志布志での枠組みで進めていくべきと考える。また、新しい形の働き方なども若い方々に提案していく必要があるのではないかとただしたところ、高齢者への畜産奨励金を交付する事業にも取り組んでいるが、大規模化やリタイア組の就農なども畜産振興のための一つの方法と考えている。そのほか法人化も含め、総合的な取り組みの中で、地域の農地を守っていかなければいけない。兼業、専業農家ともに生活が成り立つ形で進めていきたいとの答弁でありました。

茶レンジ風邪なし運動、茶機能実証事業の取り組み方については、疑問に思う。茶レンジ風邪なし運動は、アンケートの回収率や教育委員会、保健課との連携の在り方、茶機能実証事業は年度内に事業完了ができなかったことや、その後の補助金の処理など理解できないことが多い。どのように考えているのかとただしたところ、茶機能実証事業については、このようなことが二度と起きないようにしていきたい。茶レンジ風邪なし運動のアンケート内容については、前年度の反省を生かしながら精査して取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長補佐の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道の環境整備事業については、作業班を結成し、作業班による基幹農道等の環境整備を目的としており、取り組みの成果に農道の砂利補修とあるが、作業範囲などの定義はどうなっているのか。また、高齢化により、年々作業の依頼が増えてきていることが問題に上がっている。受益者負担の考え方も分かるが、厳しい予算の中でぜひ現状を維持し、建設課と連携を取り、迅速な対応をするべきではないかとただしたところ、作業班は4名体制で、市内の林道の環境整備を行っており、農道については、受益者管理の原則があるが、地元の要請により碎石の運搬を行っている。高齢化が進み、維持管理が非常に厳しいという問題が浮き彫りになっている。可能な範囲で、住民サービス・地元の農家へのサービスにつながるよう、財政当局と協議し、希望に沿った形で作業できるよう努めるとの答弁でありました。

未来につなぐふるさとの森事業には、問題点として「森林に対する意識が低い方々に対する普及啓発」とあるが、関係機関等との連携など具体的な普及啓発はどのように行っているのかとただしたところ、平成7年から緊急間伐対策事業という、間伐を主に推進をする事業を行っていたが、現在、戦後植えられた山が主伐期に到達してきており、その主伐後の再生林も含めた形で補助を行うということで今回、この名称に変えたところである。普及啓発については、森林組合の「組合だより」等にも掲載しており、6名の森づくり推進員を任命して、森林所有者の方々に詳細な説明と資料等を配りながら再生林等も含めた推進を行っているとの答弁でありました。

鳥獣被害等に関しては、先進地の事例をしっかりと学ぶことにより、刻々と変わる情報を把握していく必要があると痛切に感じた。捕獲のことだけが主になっているが、一番大切なことは寄せ付けないことである。どう考えるのかとただしたところ、従来どおり捕獲という考え方が主ではあるが、動物愛護の観点、捕獲頭数の制限、猟友会の高齢化など、いろいろな部分を考えると、限界があると思う。可能であれば、市内で勉強する場を開催できればと考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、合併処理浄化槽設置整備事業について、高齢者にとって経費的な負担が大ききことが問題点として上げられているが、これは、設置に係る費用と補助金額に開きがあるということかとただしたところ、合併処理浄化槽の設置に係る補助金については、5人槽で

33万2,000円となっている。単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換については、別途10万円の補助があるが、合併処理浄化槽の設置申請書を見ると、補助額を上回る金額の見積もりとなっている。そのような現状から、高齢者にとっては大きな負担となっているのではないかと考えているとの答弁でありました。

住民基本台帳世帯数に外国人の数字が示されているが、未婚、既婚、仕事による短期滞在等の内訳はどうなっているのかただしたところ、未婚、既婚等の内訳については、把握していない。情報管理課で抽出してもらうことは可能かと思う。志布志市の実情を踏まえると、増加傾向にあるので、その分析等をする上でも押さえておくべきであると思うとの答弁でありました。

草の根技術協力事業について、相手方の状況に関する率直な感想についてただしたところ、途上国は、経済的にも、人事的にも、行政的にもせい弱であると感じている。そういう中で、志布志市での研修1回、サモアへの派遣事業2回、バヌアツへの派遣事業1回を実施した。コミュニティを対象とした環境学習会の実施や生ごみの堆肥化に向けたデモンストレーション等を実施し、混ぜればごみ、分ければ資源の意識が芽生えつつあるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地のあっせん事業について依頼を受け、農業委員があっせんを行っているが、そのマッチングが進まない、またはあっせんできないという現状が見受けられる。成約率と交渉が進まず断念するといった判断基準についてはどのようになっているかただしたところ、農地のあっせんについては、昨年35件が成立し、6件程度あっせんができなかった。あっせんできない理由として、申出者が希望価格を高めに設定され、事務局からも金額が高いと売れないこともあると十分説明を行うが、どうしてもその価格で売りたいという希望が強い。農業委員に調整を行ってもらうが、結果的に買い手が見つからず、やむなく打ち切りになるという状況であるとの答弁でありました。

委託料の農家台帳システム保守点検業務と、使用料及び賃借料の農家台帳システム借上料について、このシステムは本庁・分室それぞれに設置しているのか。また、保守点検については、どれくらいの頻度で点検に来るのかただしたところ、農家台帳システムは、農地の面積、地目のほか、さまざまな農地に関する個人情報等を蓄えている。各事務局と分室にディスプレイ、パソコン本体とソフトを1台ずつと、情報管理課にあるサーバー、無停電装置の機器などを含め、合計12台を使用している。メンテナンスは、農地、農業者を台帳で管理するシステムということで、定期点検は年3回だが、非常時には随時来てもらうことになっているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、振込手数料が600万円を超えているが、コンビニ収納の手数料は割高だと聞いている。現在の、銀行、郵便局、農協、コンビニの収納の割合と、コンビニ収納が始まってからの推移についてただしたところ、コンビニ収納は平成26年から、全ての税と使用料等に

ついて運用を開始した。27年度からは奨学金・交通災害共済についても市民の利便性向上のため対応している。26年度は全件で2万5,824件、27年度は3万6,992件、約43%の伸びで1万1,168件の増である。手数料の額は、口座振り替えが1件10円、J A窓口での収納が1件10円、その他の金融機関窓口での収納が1件30円となっている。コンビニ収納1件57円と比較すると、コンビニ収納は経費がかかっている。各税・使用料等の所管課には、経費節減のため口座振り替えを推進するようお願いしているとの答弁でありました。

合併後、統一してJ Aをメインバンクに資金運用をしている。現在は、マイナス金利であるが、行政は先を見て動かなければならない。どのように庁内協議をしているのかただしたところ、低金利時代であり、日銀・銀行の支店長・証券会社等の意見を聞くと、この状況は続きそうであるとのことである。28年度の資金運用による利子収入は、27年度の半分にも及ばないと考える。約60億円の基金運用はJ Aそお鹿児島を中心として行っているが、県内他の自治体に比べ、1年定期運用でも高い利率で運用していただいている。27年度の監査では、債権での運用をという意見をいただいた。市民のため、財源確保のため、いずれは高い率の資金運用について検討が必要と考えるが、慎重に検討していきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員の研修後の報告、まとめなどは提出されているのか。議会への報告は、これまであまり無かったのではないかとただしたところ、全国、西日本、九州それぞれの協議会単位で、研修会が実施される。事務局も随行しているので、双方で協議して復命が出されている。議会への報告は、今まで無かったと思う。研修で感じたことや、勉強したことは、定期監査、決算審査、例月出納検査の中で、会計課や担当課に情報提供する場面はある。議会への報告については、代表監査委員とも協議させていただくとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会録画中継配信業務について、スマートフォンやタブレット端末での視聴を要望する声があるようだが、対応策を検討しているのかただしたところ、少数だが、そのような要望がある。議会としてタブレット端末の導入計画や、情報管理課による通信状況の拡充が進められている。今後は、要望の点も含めて協議すべきであると考えているとの答弁でありました。

議会だよりの配布箇所が効率的・効果的であるかを検討するためには、どれだけ持ち帰りがあるのか残数を把握しないとできないと思うが、その把握はできているのかただしたところ、配布時に、前回の配布残を確認できる。時期によっては、全く残っていない状況もある。施設ごとの具体的な確認はしていない。そういった面も含めて問題点としているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「通信設備活用事業」の問題点で、「デジタルデバイドの解消のためアプリ等を利用した市民に有益な情報提供について各課に利活用を促す」とあるが、具体的にはどのようなことかただしたところ、全国的な流れで、タブレット・スマホの普及により、アプリを通じて身近に情報を手に入れることができている。この前も台風災害があったが、NHKも災害対応に特化したアプリを提供している。今後、市としても情報発信について、ホームページだけではなく、アプリを使うのも一つの手段だと考えるとの答弁でありました。

「電算システム管理整備事業」の成果として、「重要データの遠隔地へのバックアップを行って災害等への対策の強化が図られた」とあるが、外部サーバーにバックアップを取ったということか。また、そのバックアップはどれぐらいの周期で取っているのかただしたところ、遠隔地とは、県と京都の業者との三者契約で行っている事業であり、基幹系のデータは1週間周期、庁舎内では松山支所にサブ的な機器を置いており、毎日バックアップを取っているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「定住促進住宅用地整備事業」に関して、住宅用地を準備したことによる成果・効果としてはどのようなものがあつたかただしたところ、松山中学校団地近くに、菜の花団地も分譲しているが、平成18年から17区画を販売している。10年間で16区画が売れ、残り1画である。購入時に子供がいなかった世帯は2世帯のみであり、泰野小学校・松山中学校に児童・生徒の誘致ができ、地域の活性化には十分役立ったと考える。現在、松山中学校団地は4区画の契約が終わっており、そのほとんどが子供のいる世帯で、複式学級を作らないことや、地域の学校の活性化等に十分効果が出ていると考えるとの答弁でありました。

「地方公共交通対策事業」の、廃止路線代替バスについては、この形をしばらく続ける必要があると思うが、補助金の見通し等をどのように考えているかただしたところ、地方公共交通特別対策事業補助金、地域間幹線系統確保維持費補助金で補助しているが、沿線市町の関係、生活路線ということから、廃止はできないと考える。しかし、福祉タクシーや、学校の統合によるスクールバスなども含め、各課で検討しなければならないと考えているとの答弁でありました。

「情報発信事業」は、様々な動画を使いながら志布志市のPRをしていくもので、非常に大きな予算を使っているが、成果を感じづらい。成果には「周知が図られた」、問題点には「視聴者数の増につながらない」と相反することが記されているが、所管課としてはどのように捉えているのかただしたところ、平成27年度の情報発信事業は、地方創生関連の26年度繰越事業で実施した。28年度もブランド推進係の方で実施している。志布志市の動画を見て定住したなど、具体的な形では計れない。数字で押さえられるものとしては、アクセス件数などがあるが、それらを検証しながら、今年度の動画作成の参考にしているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、シシフェスティバル開催事業については、行った方々の話を聞くと

内容等も充実して良かったという話も多く耳にした。ただ問題点として地元で周知が図られていない部分があったのではないかとただしたところ、庁内の各課でそれぞれ1年を通してイベント等が組まれており、その中に割り込むのは非常に厳しい状況であった。現段階では2月が他の課と重複しない月になっているので、早めに課内でも調整し、市民への周知も早めに行うということで今準備を進めているとの答弁でありました。

スポーツ合宿誘致の誘致奨励金について詳細な説明を求めたところ、奨励金の支払い要件としては、学生で構成される運動系及び文科系の団体を対象とし、登録された市内の宿泊施設に宿泊する。延べ宿泊数が大学生の場合、1回の合宿等で、連続3日以上で、かつ延べ30泊以上としている。そして高校生以下に相当する年齢の学生で構成される団体は、2泊以上で、かつ延べ20泊以上ということで要件を定めている。大学生に相当する年齢の学生で構成される団体については1人1泊1,000円、高校生以下に相当する年齢の学生で構成する団体については1人1泊500円という奨励金を創設しているとの答弁でありました。

ダグリ岬公園周辺整備事業については、実施計画を作成し、関係者、関係機関などと協議調整など進めていくとあるが、その進捗状況はどうなっているのかただしたところ、この計画は地方創生予算を活用できることからダグリ周辺整備計画の策定を行った。それに基づき今年度は実施計画を策定する作業を進めているところである。その実施計画に基づいて、次年度から少しずつ予算化して整備を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公有施設等の総合管理計画の策定は、国から要請されている。28年度までに完了する見込みであるのかただしたところ、公共施設等総合管理計画については平成28年度末までに整備をすることが要請されているので、現在策定中である。28年度末までには完了させたいと考えているとの答弁でありました。

清掃関係をはじめ様々な業務を委託しているが、以前からすると庁舎周辺の維持管理の在り方ひとつをとっても、非常に雑草が目についたり、雑になってきたりしている印象を持つが、どう考えているのかただしたところ、庁舎の周辺の管理及び庁舎内の管理は、契約内容についても、昨年度と同じ状況で委託している。委託業者と協議を行い、適正な管理をお願いするとの答弁でありました。

以上、財務課分を終了し、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論は無く、採決の結果認定第1号、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立多数であります。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第5 認定第2号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも、平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告を申し上げます。

本委員会は10月19日、20日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、レセプトデータ化及び保健事業支援サービスシステム事業の決算額305万157円に対して、全額国庫支出金が充当されているが、端数157円まで交付されたのか。また、

医療費の伸び抑制のための事業とあるが、その成果が表れていないように思うがとただしたところ、決算額の全額について、県の調整交付金が充当されている。委託業者より本市の医療費についてデータを収受した。そのデータを基に、国保運営協議会へ医療費の現状についての説明を行ったとの答弁でありました。

当初予算の審議の中で、重複投薬の防止等にも効果があるとの説明を受けたが、その成果はあったのかとただしたところ、重複・頻回については、国保係に嘱託職員を一人配置し、データを基に重複受診者、頻回受診者に対する訪問及び指導を実施しており、本事業により得られたデータが、参考資料となっているとの答弁でありました。

特定健康診断で、受診勧奨を受けられる市民は何人くらいなのか。また、職員による受診勧奨を実施するに至った経緯は、未受診者の増加によるものかとただしたところ、職員による受診勧奨は、26年度から開始し3年目となった。受診率が25年度51.7%、26年度54.8%と上昇し、職員による訪問勧奨による意義の訴えかけが奏効した。以降、27年度、28年度も全職員により継続した。訪問することで、様々な意見等も聴取できたので改善の参考としたい。受診勧奨については、10月ひと月で、820人に実施し、うち239人が受診に至っているとの答弁でありました。

嘱託徴収員と滞納整理指導官を置いているが、効果はどれくらい出ているのかとただしたところ、現在、嘱託徴収員は3人であり、約2,000万円の徴収実績につながっている。あわせて、国保会計の運営のため、納期内納付の勧奨も嘱託徴収員にお願いしている。結果的に納期内納付の実績も上がっており十分活用されていると思っているとの答弁でありました。

27年度の差し押さえ件数、換価による収入についてただしたところ、全税目あわせて234件、3,215万円が差し押さえ対象税額で、490万4,830円を換価して、充当しているとの答弁でありました。

国保税に限らず、大きい額の滞納があるのが現状だ。この現状を担当課長としてどのように思うかとただしたところ、財産調査など早めに実施し、納税者の方々が納得できる形での不納欠損処分をしながら、適正な処理に努めたいとの答弁でありました。

各自治会でサロンによる活動が行われている。市内にどれくらいの数があり、年に何回出向くのか。また、どういった活動をしているのかとただしたところ、27年度は、37回保健師が出向いている。市内に58か所のサロンがあり、保健師からの講話などを行っているとの答弁でありました。

国保税の滞納額が2億4,000万円程度ある。今後の徴収対策をどのように考えているかとただしたところ、20年間の累積で約2億4,000万円である。単年度で1,200万円程度になる。納期内納付を推進し、あわせて、過年度分の納付もお願いしていく。財産整理のための調査が身辺整理の一助になればと思っている。特別会計であるため、目的にかなった運営の維持ができるよう徴収に努力するとの答弁でありました。

出産育児一時金助成事業は、三つ子、四つ子の場合はどうなるのかとただしたところ、人数分支給されるとの答弁でありました。

乳児健診時の費用負担は、一人の場合と双子や三つ子の場合が違うのかとただしたところ、人数に関係なく同額であるが、追加検査等があれば、増加するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、予防保全の立場から、保健師の専門性を生かすためのシステムが不十分であることを審議の中で感じた。保険者として国保に関しての医療費の抑制に本来の機能をもっと生かしていくべきであり、まだ不十分であると審議を通じて感じたところであるとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第2号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査事業は委託費が主であると思うが、委託先はどこになるのかとただしたところ、委託先については、曾於医師会と厚生連であるとの答弁でありました。

特定健診と長寿健診の違いについてただしたところ、特定健診については、40歳から74歳の方を対象としている。長寿健診については、75歳以上の方を対象としているとの答弁でありました。

市が実施する特定健診については、事前に受診案内が通知されるが、長寿健診の受診対象者への案内は、どうなっているのかとただしたところ、特定健診受診対象者、長寿健診受診対象者への案内は、同時にそれぞれへ行っている。旧町ごとの実施となっているとの答弁でありました。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、健康診査事業はされるべきだと思うが、その目的はどのようになっているのかとただしたところ、受診者が自身の健康状態を把握し、生活習慣を見直すきっかけづくりと位置付けて実施しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、75歳以上を特別の制度としてしまっていることが、今後ますます高齢化が進んでいく中では、当局を含め、対応が大変であると思う。広域連合という形で行われているが、広域連合に対して提案をしようとしても難しいという実情がある。もっと身近に意見が言えるような形にしていくことが必要だと思うが、そのようなことが難しい現状のやり方としては、認定に当たらないとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第3号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険給付費については、不用額が多い。予算額が全額不用額となっ

ているものもある。こういった目的で予算措置しているのかとただしたところ、保険給付費のうち、特例分については、介護認定を受けずに緊急的に発生するサービスに係る給付であることから、30万円程度を予算措置しているところであるとの答弁でありました。

特別養護老人ホーム入所待機者は何人いるのかとただしたところ、28年6月1日現在で、144人の待機者がいるとの答弁でありました。

特別養護老人ホームへの入所条件が要介護3以上に限定されたが、今後更に待機者は増加していくのかとただしたところ、現在の待機者が直近で144人となっている。過去に最も多かった時点で、220人であった。今後、認知症高齢者の増加も見込まれるとの答弁でありました。

144名の入所待機者は、年金生活者であることから、そのような方の入所についての補助や支援は考えられないかとただしたところ、施設を増やすとなると、保険料に影響するため、7期計画策定の際に検討していく。また、入所待機者に対しては、在宅において保健師や看護師による対策を講じていきたいとの答弁でありました。

介護保険の不納欠損の内容をただしたところ、介護保険料の不納欠損については、全て生活保護関係の執行停止中の時効到来となっているとの答弁でありました。

介護保険法のもとで始まった制度が、報酬の引き下げ等により施設利用者、施設運営者も大変な状況になっている。国の法の執行の在り方は、地方にとって困った状況をつくり出していると思うが、どのように認識しているのかとただしたところ、国の政策に従って、業務を進めている。高齢者に対しては、在宅医療や保健師による助言、指導等を行いながら高齢者のためになる事業を展開していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、高齢者が増加し、介護を要する人が増加していくと思われる状況の中で、国の対応の在り方を含め、今の状況では十分な対応ができなくなっていくことが想定される。もっと声をあげるべきであると思う。介護する方々の苦労は大変であり、そういった方々の思いに応じていく制度にしていくべきであるが、真逆のことが行われていくようでは、当局も大変な状況になる。それぞれ努力していることは理解するが、認定に当たらないとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第4号、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用料の二重払いは、どのような場合に発生するのかとただしたところ、納付書を毎月送付し、納付が無い場合は督促状を送付しているが、手元の納付書を全て持参し、月の確認がされないまま納付されることによる二重払いが発生しているとの答弁でありました。

積立金は、毎年定額を積み立てているのか。また、現在の基金積立額は幾らかとただしたとこ

る、積立額については、条例上は予算に計上し積み立てるとなっている。額は、毎年100万円、積立現在高は、3,396万2,821円となっているとの答弁でありました。

基金設置の目的をただしたところ、農業集落排水事業を円滑かつ効率的に行うために設置すると規定されているとの答弁でありました。

これまでに、基金を取り崩した実績はあるのかとただしたところ、実績は無いが、27年度に策定した最適整備計画に基づき、平成33年度から3年間でストックマネジメントにより施設の長寿命化を図っていくが、その際、取り崩しが必要となるのではないかと考えているとの答弁でありました。

平準化債について、平成47年度が最終の償還年度であるというのは、どういった意味かとただしたところ、平成27年度の決算時点での償還期間が47年度となる。次年度以降の借り入れで平準化債の償還期間は、1年ずつ延びていくとの答弁でありました。

平準化債を借りる以上は、半永久的に償還は継続するということかとただしたところ、農業集落排水事業に伴う借入分の元金償還は、平成45年度に終了する。それ以降は、平準化債の償還となるとの答弁でありました。

不納欠損処分の内訳と未納者の固定化についてただしたところ、不納欠損処分20万5,800円については、滞納者が13名、22件84期分である。固定化された未納者もいるとの答弁でありました。

不納欠損に至るまでの経緯についてただしたところ、市内に居住し、現在も使用されている方については、不納欠損として処分していない。27年度の処分については、転居等による居所不明者で5年経過の分であるとの答弁でありました。

野井倉、蓬原、松山の接続状況については、27年度の加入も少なく、計画どおりに進んでいないようであるが、担当課として今後どのような取り組みをしていくのかとただしたところ、一般財源からの繰り出しを少なくすることを常に考えている。そのためには、接続率や徴収率を向上させる努力をしていくとの答弁でありました。

通山地区の未接続分を落とした地図を基に、勧誘に回ったことで、接続率が上がった経緯がある。ローラー作戦も接続率を上げる一つの方法だと思うが、いつまでも一般財源に依存しないためにも、接続率を上げる取り組みをするべきではないかとただしたところ、そのような方法も、今後検討していきたいとの答弁でありました。

委託業務の志布志地区最適整備構想策定業務は単年度事業かとただしたところ、単年度事業である。26年度に機能診断を実施し、27年度は今後40年の整備計画を策定した。このような計画があれば、国の5割補助が受けられる機能強化事業が実施できるとの答弁でありました。

今後の整備費用の見込みについてただしたところ、今後10年間の見込み額は、平成33年度から3か年の機能強化事業導入で、2億7,874万円を要する見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第5号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成27年度に志布志地区のまち部を対象としたアンケートの状況についてただしたところ、昨年11月に志布志地区の一丁目、二丁目、三丁目を対象に事業者向けに実施した。配布件数が318件、回収件数が132件、回収率が42%となった。公共下水道を希望する事業者は、一丁目が21.1%、二丁目が22.6%、三丁目が49.0%となっており、三丁目での希望割合が高くなっている。「希望しない」事業所は30.4%、「分からない」と回答した事業者が36.8%となっているとの答弁でありました。

償還金の繰り上げ償還はできないのか。また現在の金利は幾らかとただしたところ、繰り上げ償還については、交付税措置等を考慮すると、現状の償還方法により長期で償還した方が市にとって有利であると判断している。金利については、約2.1%となっているとの答弁でありました。

アンケート結果をどのように考えるかとただしたところ、飲食店、商業施設が多い三丁目については、限定的ではあるが希望される事業所の割合が高くなっている。個人住宅等については、合併浄化槽の補助があり、設置推進が図られているが、事業所は対象となっていないことから、限定したエリアでコンパクトな施設整備ができないかを検討している。南さつま市が今年度から再開したようである。参考にしながら調査研究をしていきたいとの答弁でありました。

アンケート調査の結果、三丁目は50%近い要望があることを受け、事業再開することになるのかとただしたところ、県からは、広い範囲でなくても、小さいエリアでも補助金は出るとの指導は受けているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第6号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、黒字分の20%を市に還元するというところで、指定管理者の指定をしたと思うが、納付金分の2,000万円しか入ってきていない現状であれば、その指定の在り方で良かったのか。また、宮交ショップ&レストランの経営状況の詳細は分からないが、今後、2期目も指定管理者の申し出ができる見通しなのかとただしたところ、宮交ショップ&レストランについては、昨年度は指定管理の1年目で、売店等の初期投資があった関係上、利益を思うように出すことができなかった。2年目についても納付金2,000万円プラス利益の20%納付に向けて一生懸命取り組んでいただいている。しかし、施設の老朽化により、あらゆる所の修繕等が出てきているため、現在、空調機を全て入れ替えるため大規模な改修に取り組んでいる。また、平成31年度には、建設費の償還が完了する見込みであるため、リニューアルといった設備投資も必要と考える。

それらにより、指定管理者が安心して管理運営業務ができる環境をつくる必要があると考えているとの答弁でありました。

ボルベリアダグリに対して、市からは約1億円の持ち出しをし、バスを購入し、空調も改修し、施設の100万円以上の修繕も行っている。多くの税金を投入しているので、まずは志布志市民が行きやすいような指定管理の在り方について要望していくべきである。市民からはいろんな苦情を聞くが、市長を初めとして、言うべきことは言うといった指導体制を、担当課でも取っていくべきではないかとただしたところ、国民宿舎としては、優れた機能を持つ施設として注目を浴びている。宮交ショップ&レストランには、国民宿舎としての目的、機能を十分達成できるように、管理をさせていただいているが、利用者へのサービス向上に向けて、職員の資質の向上が重要と考える。事業計画の中にも職員の研修計画が盛り込まれており、事業計画の進行管理を徹底していくとの答弁でありました。

施設の経年劣化に対しては、31年の償還終了後にリニューアルを行うということだが、今後見込まれる大きな改修とは、どのようなものが見込まれるのかとただしたところ、現在、外壁のタイルが剥離しているということで、工事の発注準備をしている。外観や内装についても傷みがひどい部分が出てきている。専門の業者に改修・修繕計画の策定をお願いして、何を優先するかを検討する必要があると考える。優先順位を定め、次の指定管理者を選定する際の公募要件に改修計画案や、リニューアルに伴う休館時期を示しながら募集し、修繕箇所の予算化もお願いしていくとの答弁でありました。

指定管理制度を継続していくのであれば、納付金だけで賄うのが理想である。31年度以降の、一般会計からの繰り入れはどのように考えているのかとただしたところ、空調関係のリニューアルをすることによって、環境が整い、集客も図れるのであれば、今の2,000万円の納付金を見直し、増額して指定管理を公募することも可能と考える。納付金の範囲内で管理運営ができるのが理想と認識しており、そのように進めていくとの答弁でありました。

指定管理者が宮交ショップ&レストランに変わって、何が一番改善されたと感じているかとただしたところ、1番伸びてきたのは、昼間のレストラン運営であり、バイキング方式をとったことで前年比374%と改善されている。改善が必要な部分は、宴会が前年より落ち込んでおり、料理等を改善することで更に利益率向上につながると認識しているとの答弁でありました。

利益が出れば、その20%を追加して納付するという提案により、指定管理者として決定されたが、結果として追加納付は無かった。3年目である来年は、実績がきちっと出てこない、本当の意味でなぜそこに指定したのかとなってしまう。追加納付が0円だったことをどのように受け止めているのかとただしたところ、初年度は初期投資が大きくて、追加納付ができなかった。再度、当初提出された事業計画書を確認し、宮交ショップ&レストランと、その計画の実施に向けての対応を協議し、料理の改善等でサービスの向上に努めて、2,000万円プラス収益の20%が納付されるよう指導していくとの答弁でありました。

健全な経営と、利益を出す運営にしていくべき。本社ともしっかりと協議をするべきではない

かとただしたところ、当初、指定管理を受けるに当たって提出された事業計画を再度双方で1項目ずつ確認し合いながら、計画書どおりの管理運営がなされるよう協議していくとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第7号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工業団地整備に要した経費と、分譲価格についてただしたところ、概算ではあるが、全体で支出が約6億円、分譲価格が1・2工区あわせて、約6億1,000万円である。1,000万円程度、分譲価格が上回ったとの答弁でありました。

整備中の工業団地では、風向きによっては、砂ぼこり等で周辺住民に迷惑をかけていたが、スプリンクラー等の設置で現状は治まっている。現在の状況が続くようであれば、どのような対策を考えているかとただしたところ、2工区が工事途中であり、今回の台風による暴風で民間の方にご迷惑をおかけした所には、おわびに出向いた。業者からも、来年3月まではスプリンクラー等に対応するとの回答をいただいている。1工区は草が繁茂し、現段階での砂ぼこりの心配は無いが、どちらも十分な対策を講じていくとの答弁でありました。

現状は、大きな面積で分譲しているが、0.5ha程度の広さなら購入できるという事業者からの声も聞く。3・4工区について、規模を小さくした区画での分譲は計画されていないのかとただしたところ、現在、設計中だが3工区は約1ha、4工区が4.1haとなる予定である。設計の段階で、区画内に用水路や道路が入り3区画となることも予想される。現段階では決まっていないが、分区した形を考えているとの答弁でありました。

1工区の本契約締結日をただしたところ、仮契約を6月議会以前の4月に締結した。議案の議決と同時に本契約に変わるため、議決日である平成28年6月28日が本契約日であるとの答弁でありました。

工業団地整備に係る固定資産税の増収は、どれくらい見込んでいるかとただしたところ、1工区の土地だけの固定資産税で、約120万円を見込んでいるとの答弁でありました。

企業立地協定を結んで、固定資産税の免除はしないのかとただしたところ、過疎法、半島振興法については、製造業等が対象になるため、倉庫業は対象外である。補助金の対象にはなるが、税額減免は対象外となるとの答弁でありました。

1・2工区は、公共工事での現場発生土を利用したことにより、約1,000万円の収益があった。3・4工区は、現在の公共工事で山を削る場所もあまり無く、盛土のための購入土が必要であると思われるが、担当課ではどう考えているかとただしたところ、分譲単価抑制のためには、公共残土の活用が優先である。4工区で購入土が必要となった場合は、工期を延長し、公共残土で対

応していきたいと考えている。いずれにしても建設課、国、県とも協議しながら公共残土等の確保に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第8号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、平成27年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、田床・柳井谷地区の配水管布設工事について、地区住民は全て上水道に加入したのかとただしたところ、当初49件の申し込みがあったが、亡くなったり、断られた方もあり、現在は45件となっているとの答弁でありました。

漏水の関係について、監査意見書では1月の寒波による影響が非常にウェイトを占めているとあるが、それ以外の分も含めた年間のすみ分けはなされているかとただしたところ、年次的な管の更新により、公道の漏水件数は少なくなったものの、大型口径の漏水により1件当たりの漏水量が多くなったところであるとの答弁でありました。

昨年と比較し、指定工事店は増えたのかとただしたところ、本管工事については、昨年度有明地区の1業者が無くなり、全体で志布志地区が5社、有明地区が4社、松山地区が5社の現在14社である。新たに増えたところはないとの答弁でありました。

今後の人口減少社会を見据え、将来の水道事業の見通しは非常に厳しい状況であると考え、そのあたりの議論はなされているのかとただしたところ、28年度までに上水道と簡易水道を統合するよう国から通達があり、その最終年度として補助金を活用して石綿管の改修工事も実施するところであるが、ソフトとハード両面からの統合を進めているところである。ハード面においては、水源池の統合を行い、ランニングコストの削減に努めている。今後も施設の統合、廃止も含めて事業体に見合った経営を行っていききたいとの答弁でありました。

水道料金の滞納者への対応はどのように考えているかとただしたところ、滞納者に対しては、3か月間滞納があれば、4か月目以降に停水を行っており、実質的な徴収率は99%となっているが、今年度から市外徴収も随時行っており、収納が増えているところであるとの答弁でありました。

水質検査の結果について、それぞれ基準以下ではあるが、全体的に改善がなされていないという印象を受けた。26年度から田之浦水源池の数値が極端に上がっていることの要因をただしたところ、主な要因は、生活系、産業系の排水及び農業における高濃度窒素系農薬散布、畜産糞尿垂れ流しによるものと推測される。田之浦水源池の既存の水源は、安楽川水系の湧水であったが、水位の上昇に影響を受けやすい場所であったので、新たな水源を上田之浦水源地付近に掘削し、26年度に供用開始した。浅井戸となり硝酸態、亜硝酸態の数値は上昇したが、基準値内であり、管理面では安定した。28年度は、上水道と簡易水道の統合を行う最終年度になっているが、水源

等の共有については、ハード統合の先取りをした形となっている。今後もランニングコストの削減を含めて良質な水の安定供給のための努力を行っていききたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第9号、平成27年度志布志市水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩根賢二君） 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩根賢二君） 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

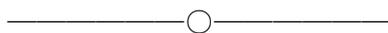
これから、認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



### 日程第13 議案第66号 平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（岩根賢二君） 次に、日程第13、議案第66号、平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本件は、平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成27年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第66号、平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月19日、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

水道課長の説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論も無く、採決の結果、議案第66号、平成27年度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第66号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時40分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第14 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第9号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成28年11月9日に公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成28年8月30日、午前10時30分頃、自治会使送業務のため、市道字尾線の松山方面から県道63号志布志福山線と広域農道の交差点方向に右折しようとした公用車の右側面前方が市道縄瀬・停車場線から市道字尾線へ走行してきた和解の相手方が所有する軽自動車の右側面中央下部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が前方確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が90%、和解の相手方が10%とし、和解の相手方の所有する軽自動車の原形復旧に要する費用7万5,643円のうち、6万8,079円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 職員が使送便をするようになって、一番懸念されたことが、ついに起こったのかなというふうに、今お聞きしておりました。ちょっと回数に制限がありますから、まとめてお伺いしますが、この写真を見た感じだと分からないんですけども、これは公用車なのか、それとも私有車を公用車扱いにしている分なのかということと、これに公用車の修理費と

というのは、先ほどの過失割合で、相手とすれば、もらい事故のようなことですがけれども、交差点内ということで、1：9というふうに判断になったと思われそうですが、公用車の修理費は大体どのくらいかかるんですかね。

それと、職員に使送便を今依頼していますけれども、これはどういう職務、業務命令になっているのか。朝仕事に向かう途中で、もちろん自分の車ですよ、持ってきて降ろす人もおれば、何件かある場合には、一旦役所に行ってからまとめて行く形か、いろいろ自分の担当している区域によって違うようですが、そういう職員に対しての命令はどのような形であるんですかね、まずその点をお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、それぞれの課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） 使送便についてのお問い合わせでございますので、お答えをいたします。

使送業務につきましては、その各課長に各担当の職員へ業務命令ということで、お願いしているところでございます。

それから配送につきましては、その自治会にいる職員等については、勤務の帰り、あるいは朝、そして各課、各支所については、課で配分をして、それぞれ自治会を決めておりますので、そこをお願いをして配送を、これは時間内に、できれば午前中に配送をしてくれということでの依頼をしているところでございます。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいま御質問の説明資料の1ページが相手方の車両の軽トラックでございます。それと2ページの写真が公用車の写真になります。あわせまして、公用車の損害額、修理費につきましては、11万円になったところでございます。

もう一つお尋ねの公用車か私用車かというところですが、市の公用車でございます。

以上でございます。

○8番（西江園 明君） では、市の持ち分の公用車扱いじゃなくて、市の公用車ということであれば、その修理費は、当然市が持つわけですよ。その場合に、先ほども言いました過失割合が1：9ですよ。先ほど答弁があった11万円のうち1割相当分は、相手の保険か何かからというふうになっているのか、その辺のところと、先ほど総務課長の方から「業務命令である」というふうに答弁がありましたけれども、その業務命令というのは、委嘱状みたいな、何かそういう純然たる何かあれを取っているんですか。それとも口頭でうんぬんというのでしているんですかね。その辺のところをもう一回お願いします。

それと、普通、私有車を公用車扱いしている場合、自動車保険の場合は、明くる年の保険料が、格付けによっては負担が増える形になりますけれども、公用車の場合は、そういう扱いは無いんですかね。

○総務課長（武石裕二君） 業務命令ということでございますが、課長会等で、これについては申し合わせをいたしまして、平成27年度から各課にお願いをし、課長からそういう形で、その部署の職員の方へお願いをするという形をとっております。

それから、この委嘱状というか、そういったものについては、特段とってはいないというところでございます。

○**税務課長(木佐貫一也君)** ただいま御質問の修理費の11万円分ですが、市の負担額が9万9,000円、相手方は1万1,000円ということで、過失割合どおりの修理費の分担ということになっております。

先ほど説明いたしましたそれぞれの金額については、それぞれの保険で対応するというところで御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○**財務課長(西山裕行君)** 公用車の来年度の保険料への影響ということでございますけれども、市有物件の場合には、来年度の保険料に影響はないということになっております。

○**8番(西江園明君)** さっき聞けばよかったですけれども、税務課長がこれは全て今答弁されていますけれども、税務課の公用車だったから、そういうことになっているんですかね、最後ですから聞けませんから、あわせて聞きますけれども、業務は税務課の業務じゃなかったんですよね。どっかその辺のこう、何で私も税務課が答えるのか、税務の徴収中というのか、業務中だったら分かりますよ。使送便というのは、言うなら総務の仕事でしょう。それを何で税務課が答えないかんのか。私はやっぱり職員の業務に関してのことだから、やっぱりそういう主幹課が責任を持ってすべきじゃないかと、こういう考え方をですね。事務的なことはいいですよ、それは。公用車を税務課が所管すれば、そういうのがあるのかもしれないけれども、この業務を何で、その税務課の責任みたいにして課長が議会の中で答弁せんないかんのかと不思議でなるんですけれども、その辺の考え方はどうなんですかね。

○**市長(本田修一君)** お答えいたします。

事故が発生した折には、所管の課が事故の処理については、対応するということになっているようでございます。

ただいまお話がありますように、この業務については、使送便配送業務の中で発生したということでございますので、そこにつきましては、先ほど総務課長が答弁しましたように課長会等で、このことについては、それぞれの課において、担当の職員が配置されておりますので、集落担当の職員が配置されておりますので、そちらの方に配送業務をさせたということになっているようでございます。

このことにつきまして、しっかりと業務としての内容の位置付けがされていない形で業務に取り組んでいただいたということにつきましては、しっかりと業務として定めて対応をさせたいというふう思うところであります。

[西江園明君「議長、確認のために」と呼ぶ]

○**議長(岩根賢二君)** 特に許可します。8番、西江園明君。

○**8番(西江園明君)** 課長会の中で、それぞれ担当を決めて、申し合わせみたいな形で業務命令としてしていると。例えば、たまたま公用車だったからいいですよ。私有車で朝通勤に、

仕事に行く途中で持っていったという事故の場合も、その人の責任、担当者の責任、非常に曖昧だと思うんですね。やっぱり市の業務としてやってるのであれば、やっぱり窓口は1本でしょう、と私は思うんですけど、それはひきょうな話じゃないですか。例えば、ぶつけられてですよ、なかなか交通事故というのは、被害者でも10対0というのは、なかなかないですよ。だから、そういう可能性もあり得るわけですよ。それで行って自分の車が傷つけられました。といっても、自分の所管のところで、自分の責任で後始末をせんないかんとうことですかね。そういう私有車の場合は、自分で全部後始末を、相手との示談から含めて全部しろということですか、その確認だけです。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 答弁が遅れまして、誠に申し訳ございませんでした。

お答えいたします。

現在、自治会使送業務につきましては、職員の通勤途中に配布しているという所もあるところでございますが、その際に事故が発生した場合には、人身のみが公務災害対象となっており、職員自らが所有する車につきましては、自ら加入する保険対応となること等の問題があるということでございますので、今後においては、当該業務の在り方につきましては、加入職員による通勤途中の配布を取りやめ、全て公用車による時間内の配布にしたいというふうに考えます。

そしてまた、各職員に対する当該業務の命令につきましては、地方自治法第180条の3において、「普通公共団体の長は、普通公共団体の委員会と協議して、当該執行機関の事務に従事させることができる」と規定されておりますので、当該業務につきましても、同条の規定に基づき、各行政委員会の長と協議してまいりたいというふうに考えます。

今年度においては、これは各年度当初にそういったものを要請すると。そしてまた、今年度においては、ただちにこの要請をして、各執行委員会についても協力を求めたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） 先ほどの西江園議員の質疑に対する答弁につきまして、税務課長より訂正を求められておりますので、これを許可します。

○税務課長（木佐貫一也君） 午前中の答弁を訂正させていただきます。

公用車の修理代を11万円と申し上げましたが、これは車の残存価格でございました。実際の修理費は、23万804円でございます。相手の負担分を算出する場合に評価の1割ということで、11万円を使った1割ということで算出しておりますが、市の負担分は実際の修理代から、この1割分を引いた21万9,804円が修理費ということになりました。

おわびして訂正申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（小辻一海君） 市長、前回9月の定例会の時、一般質問で、この使送便のことについては、質問した経緯があるところでございますけれども、その時に改善をしていくというようなことでありましたが、今答弁を聞きますと、改善はまだ全然されていないような傾向ですけれども、何回そういう協議をされたか。

それと、この事故の他にですよ、今自治会の方へ職員の方が使送便として運んでいらっしゃるわけですけれども、他に事故は無かったものか。今のところ議会の報告には、この分しか報告されていないわけですけれども、他に小さい事故等は無かったものか。

それと、やはり先ほど委員会等とそれぞれ協議されて検討していくというようなことですが、やはり委嘱状みたいなを出していかなければ、先ほど言いました教育委員会、農業委員会、そういう市長部局以外の命令権の違うところも職員の方も多分従事されていると思いますので、そのあたりをどうお考えになるか、お答えいただきたいと思います。

○総務課長（武石裕二君） 使送業務についてのお問い合わせでございます。

9月の一般質問等で、質問を受けまして、私どもも、やはり職員の方にアンケートを取ったところでございます。その中で、やはり平準化というか、なかなか忙しい課においては、決まった人が毎回行くとか、いろいろ緊急で会議等が入った時に、バタバタしてというようなこともあったところでしたが、その中で、各支所の担当の課長等を含めて協議をしたところでした。正式な会議については、1回会議をしてございますが、その他は随時、使送業務等については、各支所長とは連携を取っているところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

何回協議したかということにつきましては、今総務課長が申したとおりでございますが、私どもは、いつも早朝ミーティングをしております。その中で、この使送便の取り扱いについては、協議を何回も重ねてきたところでございます。

ということで、来年度に対して、どういったふうにするかという方向で進めていたところでした。

その後、使送便の事故ということが、例えばブロックに接触したりして、そのブロックの家主さんと協議して「その補償はいいよ」というようなことで片付けられた部分というのが3件ほど

ございました。車等にも少し傷がついた程度ということございますので、そういったことであるようでございます。

そういった事故をそれぞれ見てみますと、いわゆるケアレスミスというようなことではないかなというふうに思ったところでございます。

そのようなことで、これは使送便の業務で生じて、事故が発生したということで、その業務途上であるわけでございますが、それが原因でということではなく、もう少し注意をしておけば防げた事故というようなふうに考えるところでございます。

今後、また公務中に、時間内に公用車で、今後今年度においては、とりあえず使送便の発送業務をするということでございますので、その内容、振り分けについて、すぐさま協議をいたしまして、執行していきたいというふうに思っています。

そしてまた、来年度については、この中で協議を重ねてまいりたいと思います。

**○5番（小辻一海君）** 市長、あのですよ、職員のミスというのが、答えを今いただいたところなんですけれども、これはですね、業務を他にやっつけらっしゃるんですよ、職員の方は。税務課、福祉、この他にですよ。やはりミスだけではですよ、やはりそれだけ負担がかかると思うんですよ、職員にはですね。だから、そのあたりをですね、やはり職員がいて市長なんですよ。前も言ったですよ、一般質問の時も。

やはり職員の方は、どんどん今削減されて、業務も相当多くなるわけですがね、そういうことを考えて県やら他のところから移譲された業務もあるということで、この前も答えられましたよね。だからそういうことを考えれば、どんどん業務が負担になってくると思いますよ。そういうことを考えた場合、やはりこれは、職員のためには、市長がおっしゃられるように他の自治会の人と接するのもいいと思いますよ。だけど、持っていった時には、前言ったとおりいらない場合もあるわけですよ。だから、そういうことも考えれば、このまま続けていくのが妥当なのか、そのあたりは協議をして前向きに考えて欲しいと思うんですけれども。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

来年度において、どういったふうにするかということについては、協議をしているということでございます。

ただ、私といたしましては、前回もお答えしたと思いますが、職員の業務量の軽減化ということについては、当然時間内に収まるような業務を職員の方々に一生懸命してもらおうということになろうかと思えます。そのような中で、今回のこの使送便の業務が負荷がかかっているかということについては、例えば業務量調査等の中で明らかになってくるということでございますので、その内容を見つめながらやっていきたいということでございます。

おっしゃるように、毎年職員数が減少してきております。そしてまた、新たな業務も増えてきているところでございますが、そのことが職員にとって過重にならないようにということで、スクラップアンドビルドというような形で業務の整理もお願いしているところでございます。

合併しまして、11年が経つところでございますが、そのような流れの中で、職員の仕事ぶりを見つめてきた時に、大分職員の皆様方が能力が上がってきたな、優秀になってきたんじゃないかなというふうに全般的には、私は思っているところでございます。

そのようなものを勘案しまして、この業務について、どうするべきかということについては、もっと協議を深めて対応してまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長も「業務内で」というようなことをおっしゃいましたので、やはり業務を終わって、それを持っていくというのも、それは業務外になりますので、そういうのも考えて、職員の方が負担にならないようにやっていただきたいと要請しておきます。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 答弁は要らないですね。

ほかに質疑はございませんか。

○9番（丸山 一君） 毎回毎回議会がある度に、損害賠償が無かったのが珍しいぐらいですよ、市長、11年になるのに。

ほとんど毎回毎回損害賠償というのが出てきて、いい感じはしないんですよ。職員の人たちも、それは一生懸命されている業務の中で、こういうことが起きるんであろうとは思いますが、昔は教育委員会の方たちが土日の業務が多くて、よくありました。

でも、近頃は教育委員会は、ぜんぜんあがってこないということは、やっぱりそれなりに自覚が上がってきて、事故発生は無いんであろうと思えますよ。

この伊崎田の字尾の事故だってですよ、こんな所で、あんな勾配のきつい交差点の中で右折するかと。右折するぐらいであれば、もう一つ松山町寄りの方で、広域農道の入り口がありますよね。あそこでも直進しておけば、この信号の所へ行くわけですから。なにもこんな坂の途中ですよ、一旦停止して、しかも上から下りて来る車も字尾の下りてくる車は結構スピードを出している。手前から、今度は信号で青になったからといって飛ばして登って来るわけです。その交差点の所ですよ、あえて右折する必要があったのかなと思うんですよ。だから、こういうルート選びも、いろいろ考えなくちゃいかんと。

それと、今まで話題にはなっていませんけれども、この配送業務をした職員は、一人だったんですかね、二人だったんですかね。

であれば、前方不注意か何かだと思うんですよ。ですから、もうちょっとですね、せめて議会があるたびに損害賠償というのは、もうあがってこないような綱紀粛正というのをやっていただきたい。

前回も、僕は何年か前にも言いましたけれども、安全運転管理者もいらっしゃるわけですから、あれは財務課長がなっているのかな。だから、その中でも協議はあるかと思うんですよ。

もうちょっと、魂を入れてやっていただきたい、答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

車両交通事故の損害賠償につきましては、今般また事故が発生しまして、御相談するというこ

とになっておりますが、以前3年ぐらい前に事故が多発しまして、それで事故対策ということで、安全運転管理について、特に重視して運動に取り組んだところでございました。

その結果、1,000日を超える無事故の期間があったわけですが、それが無くなって、また急にこういった形で発生してきているということについては、まさしく気の緩みではないかなと、そしてまた、注意不足ではないかなというふうに思っているところでございます。

改めて交通安全運動に、そしてまた、公用車運転につきまして、注意を促すような運動を重ねてまいりたいと思います。

**○副市長（外山文弘君）** この件について関連して、本市では志布志公用車安全指導委員会というのを、公用車の事故が多発した段階で、こういう委員会を立ち上げたところでございます。

今年度も、もう4回開催いたしまして、その都度それぞれの交通安全に対するの徹底を協議しまして、各職員への通知をしているところです。

今回も第4回目を11月28日に行いまして、その中で、今回のこの事故等についても取り上げまして、月曜日の課長会では、それぞれ特に運転の集中、二人でこれは配布をしますので、どうしてもその中で、やはりいろんな話をしたりする、運転に集中していないんじゃないかと、今回の伊崎田の事故等を見たときにですね。

やっぱり前方注視不足ということが考えられるということで、運転に集中するよというところで通知したところです。

それと、ブロック等の破損という事案もございましたので、自損事故としてですね。それについては、やっぱり同乗者が必ず後方誘導するというので、その徹底を促す文書を出したところでございます。

**○9番（丸山 一君）** 今、お二人から一生懸命取り組んでいる姿勢を伺って安心したところなんですけれども、例えばテレビとかニュースなんかでは、高齢者の事故というのがすごく多くて、アクセルとブレーキを踏み間違えた、ブレーキを踏んだけど止まらなかったという事故があります。

ただ、こういう使送業務に携わる人たちは、高齢者ではないわけですよ。ですから、あり得ないと僕は思うんですよ。前期高齢者の私でさえ、もう三十数年間無事故無違反ですから、ものすごく気を遣う。特に、この田舎の場合は、高齢者ドライバーが非常に多い。右側しか見なくて前に出てくるじいちゃん、ばあちゃんたちも結構いらっしゃるから、ドライバーでハンドルを握った場合はですよ、四方八方を注視をして、絶対事故が起きないようにしないと、事故が起きると、「役所の車やったど」と、すぐ電話が来るんですよ。ですから、今お二人が言われましたけれども、絶対事故が無いように綱紀粛正をいたしまして、二度と議会がある時に損害賠償事案が上がってこないように真剣なる取り組みをお願いしたいと思います。

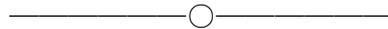
**○市長（本田修一君）** 損害賠償の議案につきましては、まだ事故処理中の件がございますので、また次の議会等をお願いするかもしれません。それを一旦収めましたら、今お話があったように、今後、絶対そういうことが無いよということで、改めて職員に指導しまして、また無事故の

日、何日というのを、例えば1,000日を目指してやるというようなことを考えてまいりたいと思いますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 以上で、専決処分報告についての報告を終わります。



日程第15 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、危機管理室を新設し、広報及び情報発信に関することを企画政策課の事務とし、並びに監の新設の設置を講じるため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成29年4月実施に向けた平成28年度の組織再編計画に基づくものであり、当該計画は行財政改革委員会に諮問し、同委員会において調査・審議し、その結果、了承すると回答を受けたものでございます。

それでは、付議案件説明資料の4ページをお開きください。

まず、本庁の組織において、総務課に危機管理室と監を新設し、同室に危機管理係と消防交通係を設置するものであります。

これは昨今の自然災害の事象だけでなく、口てい疫や新型インフルエンザ等の各種感染症や個人情報漏えい等、あらゆる有事に備え、迅速に対応できる組織を構築し、各課や関係機関と円滑な連携を図るために監を設置するなど、組織を強化することで、市民の危機意識の向上も図れるとしたものでございます。

次に、総務課秘書広報係を秘書係とし、企画政策課に広報係を新設するものでございます。

このことについては、各課で発信しているイベントや話題性のある情報については、情報発信の手段や媒体に統一性が無く、また多岐にわたる情報の共有化と、掲示された情報の適正管理が困難な状況になってきている状況でございます。

そこで広報係を設け、情報の入り口と出口を統一することで、市報とホームページの管理、掲

示情報の窓口、及び変化していく情報媒体の活用など、情報化社会に対応した市のPRを強化していくことで、更なる地域活性化の推進を図るものであります。

これらを踏まえ、条例改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

まず、第1条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、別表第2の6級の項に「監」の職務を加えるものでございます。

次に、第2条関係の志布志市課設置条例の一部改正でございますが、同条例第2条、総務課の項中、第3号の「及び広報」を削り、企画政策課の項中に第3号として「広報及び情報発信に関すること」を新設するものでございます。

また、総務課の項中「第4号」を削り、同項に第5号として「危機管理に関すること」及び第6号として「消防及び交通安全に関すること」を新設するものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 1点ほどお願いします。

今回新たに危機管理室ということで、監を置くということです。この総務課長と、いわゆる監ですね、危機管理室の。この関係性というのは、どういうふうに理解したらいいのかというのが一つです。

あわせて、危機管理係としていますね。当局が考えている危機管理というのは、ここから防災というのが消えているわけですけれども、どういうものが危機管理に当たるというふうに認識をしておられるのか。

○総務課長（武石裕二君） 今回総務課の危機管理室に監を置くということでございます。

これまでも、過去において、規則等で課長級に監を置いてございました。課長等については各係、総合的な管理運営をしていくということで、これまで同様の課の課長ということになります。

この監につきましては、この防災、先ほど指摘がございました地震、津波、それから台風等の自然災害。そして、口てい疫、鳥インフルエンザ等の畜産の法定伝染病。それから、新型インフルエンザ、それからテロ対策。そして、いろいろな大きな事故等がございます。それから、情報漏えい。そして、不祥事等も含めて、そういったことについて、中心になってこの監が対応をしていくということになります。

危機管理につきましては、今、先ほど申しましたいろいろな有事の際に対して、意識を持って早急に初動態勢を含めて態勢をとっていくということになるかというふうに思います。

以上です。

○18番（小園義行君） 今、もろもろ答弁ありましたけれども、その危機管理としては、地震があると津波が発生する。台風、テロ対策、いろいろありますね。そういった中で、もしそういった場合に、総務課としての対応と、危機管理室、この監の対応というのは、どっちを上置いて、

職員の人たちというのは、その命令系統ですか、そういったものに従うという。トップが二つあると感えますよ、船頭が二人いるとですね。そういったものすみ分けが、きちっとした形になると、問題かなという気がします。

なぜなら、危機管理係という形でしてあるからですね。防災とか、それが消えていますので、そこをどういうふうに理解を、職員の人たちがした上で、この監というのがあるのかと、課長との関係ですよ。

そして、あわせて大変失礼ですけども、公務員の方々は皆さんプロフェッショナルだというふうに認識をしているわけですけども、その危機管理ということの捉え方というは、一人一人違うと思うんですね。そういったところで職員からここにそういう方を昇格なりいろいろ充てるのか、それとも外部から人を充てるのか、どういうふうにそこについては、私たちは理解したらいいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総務課に危機管理室を配置して、危機管理監を置くということですが、この危機管理につきましても、特殊業務ということですので、そのような事態が発生したときには、その特殊業務について精通した人間を指揮者として、私の下に指揮者として対応するという事になるかと思えます。

当然、総務課においては、従来の総務課業務もしながら臨むということになるかと思えます。

そしてまた、この管理監の人材でございますが、現在のところ内部登用を考えているところがございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっとお伺いしますけれども、この提案の中に行政組織の再編に伴いうんぬんと、行政組織の再編というのが、まず頭にきているわけですよ。普通だったら、何々が必要ということで行政組織を再編するというふうな理由だったら分かるんですけども、普通よく委託の中で外部調査とか、うんぬんというのがあって、そういう結果で、こういうことも指摘されたのかということと、その2点お聞きします。

それと今、係長1人、部下が1人という組織が、今この志布志市の中でいくつぐらいあるのか。というのは、今ここで係が二つ増えますよね。例えば、秘書広報係が秘書係と広報係と所管が分かれますけど、今現在の秘書広報係は何人体制ですかね。それが当然この秘書係と広報係になれば、何人体制の組織を考えているのか。まずそれを最初お聞きします。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

1係長、1係員については、ちょっと手持ちがございませんが、後で調べて答弁をいたしたいと思えます。

今回の組織再編につきましては、これまでも行財政改革を進めていくということがございました。

その中で、内部というか、市長をトップとして副市長、教育長、それから各課長が構成をしま

す内部の行革の委員会。そして、今回は外部の、今回座長としては鹿児島大学の教授の先生にお願いをしたところでございますが、そういった外部の委員会に諮問をして答申を得たところでございます。

今回、これまでの中で特に情報の一元化、そして、危機管理については、一般質問等でもございました。まだその他にも今後市の組織として、いろんな行政に対応していく、そしてまた、市民の方々への市民サービスを向上していく上で、組織の再編が必要になろうかということもございます。そういうことを今進めていっている中で、今回この二つについては取りまとめができたということで、上程をするところでございます。

それから、秘書広報係については、係長と係2名ということで、現在3名の体制であるところでございます。

**○8番（西江園 明君）** 例えば、秘書広報を例にとっても、係長を入れても3人ですよ。それが二つに分かれると、最低4人は、一人と一人でもですよ、そういう組織が果たしてどうなのかなというふうに、私は、1係長、1係員というような組織がいかなものかと思うんですよ。今、係長が1人で係が2人、3人であるところを、あえて二つに分ける理由をもう1回説明してください。

**○総務課長（武石裕二君）** 今回秘書広報という係で3名で対応してございます。今回新しく、広報係ということで新設をいたしますが、この中に業務としては、ホームページ、それから広報、そしてSNS等、いわゆる情報に関することについて一元化をします。

これまで各課において、いろんな情報等、良いものがあっても埋もれてしまって、広報とか、ホームページ等で紹介ができなかったこともございました。それを各課、どの課においても、今回この広報係の方につないで内容の精査をして、ホームページ、あるいは広報誌、そしてSNS等、いろんな媒体を使って、それを情報にしていくということでございますので、一つは、情報管理課については、そういった部分で対応していくと。

それから、危機管理室については、これまでなかなかできていない、計画はあるもののマニュアル等の作成ができていない。

それから、自主防災組織についても、組織化は図れても、なかなか実働が無いということもございますので、有事でない平常時については、市民、それから職員を含めての意識改革に徹底して取り組んでいくということもございますので、係については2係でございますが、そういったところについても、全体的な職員数、それから適正化もございますので、そこで市長等と協議をしながら、人数については、配置をされるものというふうには考えております。

**○市長（本田修一君）** 総務課長が答弁したとおりでございますが、この危機管理室においては、東日本大震災が発生してから、全国的にこういった流れになってきているところでございます。

本市においては、まだまだ東南海のトラフの連続地震においては、危機感が無かったところでございますが、無かったと言えば、ちょっと語弊がございまして、そんな近い将来というふうには考えなかったところでございますが、熊本地震が発生し、そしてまた鳥取地震が発生しまして、

本当にいつ発生してもおかしくない時期にきているのではないかなというようなふうにも捉えたところでございます。

そのような中で、地域防災計画等の定め、そしてまた、見直しというものがあったり、それから、県においても津波・地震避難訓練等が開催されたり、また本市においても、そのような訓練を重ねなければならないということで、この防災関係の業務がかなり現実的に増えてきております。

ということで、更に全庁的に危機管理を持ってもらおうと、そしてまた、市全体でもそのようなことを認識してもらおうということで、こうして改めて、この室を設けながら、この対応をしていきたいということでございます。それに伴いまして、この総務課内の組織を少し整理しながら、できる限りの人員体制で臨みたいということの流れで、今回提案するところでございます。

○総務課長（武石裕二君） 先ほどの答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

1係長、1係員含めて2名以下のところが現在50係あるところでございます。

○8番（西江園 明君） 50も、だからですよ、先ほどもありました職員が減っていく中で、組織を広げていく姿勢が、先ほど行革委員会の中で、いろいろ議論していると、外部まで委託して、あるいはまた職員の中でというような、協議はしているけれども、その結果だったのかどうかは、答弁はありませんでしたけれども、今こういう係の中で3人のところを二つに分けることは最低4人になるわけですよ。ということは、その係については増になるわけですよ、一人と一人の係員を置いてもですよ。係長1人だけという組織は無いと思うんですよ。

ですから、今総務課長が「情報の一元化」とか、「今まで情報が埋もれてしまった」とかという答弁がありましたけれども、果たして、そういう答弁、職員に対して失礼じゃないかな。情報がそこまで上がらんかった、小さい組織、1係長、1係員の二人の体制の方が情報の一元化ができるのかどうかというのは、それはちょっと、かえって大きい方がみんな共有してするんじゃないかなと、私は疑問を持ったりはしましたけれども、今、そういう中で果たして、1係長と1係員というのが妥当な姿なのかというのは、やっぱりそういう所こそ行革の委員会で検討すべき、もむべき議題じゃないかなと思ったところです。このことについては、提案されましたので、一応お聞きしましたけれども、答弁は結構です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第70号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における工場立地法の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の工場立地法の引用条項名を「第4条の2第2項」から「第4条の2第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成29年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第17 議案第71号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、同意集積区域内において、承認企業立地計画にしたがって、工場または事業所を新設し、または増設する事業者に対し、固定資産税の課税免除をすることに関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

まず、条例制定の理由につきまして、地方公共団体が同意集積区域において、工場または事業所を新設または増設した事業者に対して、地方税法第6条第1項の規定に基づく、地方税の課税免除をした場合には、当該措置による減収額のうち、普通交付税に関する省令第42条で定めるところにより算定した額を、地方交付税の算定時に基準財政収入額から控除、減収補てんすることとされます。

これに伴い、本市においても産業集積活性化の必要があることから当該事業者に係る固定資産税の特別措置課税免除を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

固定資産税の課税免除の適用を受けるためには、事業者が企業立地促進法に基づき、企業立地計画を作成し、県に申請後、内容を審査し、承認される必要があります。

承認事業者は市内に設備投資等を実施し、設置完了後、固定資産税の課税免除申請書を市長に提出します。市が内容を審査し、課税免除決定することで、3年間の固定資産税の課税免除を行います。税の減収に伴い、地方交付税として補てんされることとなります。

当該措置に伴い、課税免除の適用を受けることができる事業者の業種は同意基本計画に定める自動車、電子、食品、情報通信、環境・エネルギー、健康・医療、バイオの七つの関連産業のうち、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所となります。

本案の内容につきましては、まず第1条が条例の趣旨であります。

以下、第2条は用語の定義、第3条は固定資産税の課税免除、第4条は固定資産税の課税免除の期間及び額、第5条は課税免除の承認、第6条は市長への報告、第7条は課税免除の承認の取り消し、第8条は規則への委任について、定めております。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行し、条例の規定は、平成30年3月31日までに県知事から認定を受け、認定日以降に新設され、または増設された家屋、もしくは構築物及び該当する土地について適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

#### 日程第18 議案第72号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相

互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等の措置が講じられたため、特例適用利子等、及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○税務課長（木佐貫一也君）** それでは、議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等非課税に関する法律の一部改正法が、平成28年5月25日から施行されたことに伴う改正でございます。

付議案件説明資料に基づき説明いたしますが、現在の規定から説明いたしますので、まず新旧対照表の11ページをお開きください。

11ページ第20条の3は、条項の追加がありまして、1条繰り下がったものですが、租税条約が締結された場合で、二重課税を回避するための条約適用利子等に関する規定です。

主な内容としましては、利子所得、配当所得については、他の所得と区分して、所得割を課するという、いわゆる分離課税をするという内容でございます。

戻っていただきまして、新旧対照表の9ページをお開きください。

今回追加された規定は、日本と台湾との間で締結された租税に関する取り決めを租税条約締結国間で締結した条約内容に近い形で法制化するものでございます。

御承知のように日本国の基本的立場は、台湾関係については、非政府間の実務関係として維持することになっており、国家間の国際約束である租税条約を締結できないことから、特例という表現の今回の改正となったものでございます。

第20条の2第1項ですが、題名も変わりましたが、外国居住者等所得相互免除法に規定する利子所得については、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて市民税の所得割を算出するというものでございます。

同条第2項は、所得計算や控除についても他の所得と同様に取り扱うという内容でございます。

同条第3項は、外国居住者等所得相互免除法に規定する配当所得については、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて市民税の所得割を算出するというものです。

同条第4項は、前項の規定については、申告書に適用を希望する記載があったときに限って適用するという内容でございます。

同条第5項は、100分の3の税率の所得割を課する場合、第2項と同じ内容ですが、所得計算や控除についても他の所得と同様に取り扱うという内容でございます。

議案の方に戻っていただきまして、附則ですが、附則第1項では、平成29年1月1日から施行、附則第2項で平成29年1月1日以後に支払われる利子配当について、適用するものとしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第73号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第73号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等の措置が講じられたため、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） 続きまして、議案第73号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、市税条例と同様に外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が平成28年5月25日から施行されたことに伴う改正でございます。

日本と台湾との間で締結された租税に関する取り決めに基づいた内容でございます。附則第12項は、所得割の算出、減額判断をする所得に利子所得を含むものとする内容でございます。

附則第13項は、所得割の算出、減額判断をする所得に配当所得を含むものとする内容でございます。

附則ですが、附則第1項で平成29年1月1日から施行するものとしております。

附則第2項は、適用区分の経過措置で、平成29年1月1日以後に支払われる利子配当について、適用するものとしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第73号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

**日程第20 議案第74号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正による同法の条項の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるとともに、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の更新制が導入され、更新時における新たな研修の創設の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

包括的支援事業につきましては、高齢者に対する介護や認知症、虐待等の相談支援や地域の支援システム構築の取り組み等の事業でありまして、地域包括支援センターが実施する事業であります。

付議案件説明資料の17ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条の改正につきましては、介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターに関する条項の繰り下げが行われたことによる改正で、介護保険法の引用部分であります「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めるものでございます。

第4条の第1項第3号の改正でございますが、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の有資格者を配置することが必要ですが、このうち主任介護支援専門員については、平成28年度から主任介護支援専門員の資格に5年ごとの更新制が導入され、更新時に新たな研修が創設されたところであります。

そのため、条例で定めている主任介護支援専門員の定義を改める必要が生じたためのものでございます。

「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する支援専門員更新研修を修了したもの」を加えるものでございます。

介護支援専門員の研修制度の見直しについて、18ページ、19ページにフローチャートにおいて

お示ししてございます。

18ページの介護支援専門員の研修の見直しですが、改正前は実務研修と任意研修の実務従事者基礎研修が見直し後は統合されまして「77時間」が「87時間」に、専門研修課程Ⅰが「33時間」から「56時間」に、専門研修課程Ⅱが「24時間」から「32時間」に、主任介護支援専門員研修が「64時間」から「74時間」へと、養成する時間が増えております。

今回新たに主任介護支援専門員更新研修が創設されております。今後ますます高齢化が進み、主任介護支援専門員に求められる役割が、これまで以上に大きくなることを見込まれることから、実践を通じた能力向上、継続的な知識、技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより更なる資質向上を図る研修内容となっているようでございます。

19ページは、主任介護支援専門員研修の見直しについて、研修科目と、その時間が記述されております。お目通しくさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案書の方を御覧ください。

附則において、経過措置を定めるものでございます。

主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修の修了後5年ごとに主任介護支援専門員更新研修の受講が必要となりますが、平成23年度までに主任介護支援専門員の研修を終了した者は、平成31年3月31日までに更新研修の受講を要すること。平成24年度及び25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成32年3月31日までに更新研修の受講を要する旨の経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

#### 日程第21 議案第75号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第75号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、財産の処分について説明申し上げます。

本案は、臨海工業団地2工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号、及び、志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字汐掛280番21-8、250㎡を随意契約により帝国倉庫運輸株式会社に7,420万円で売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

先ほどの説明につきまして、訂正させていただきます。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字汐掛280番21、8,250㎡でございます。

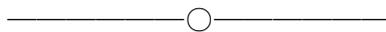
よろしく申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第22 議案第76号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第76号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、財産の取得について、説明申し上げます。

本案は、臨海工業団地2工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号、及び、志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字汐掛280番1、ほか1筆、計2万7,559㎡を随意契約により東洋埠頭株式会社に2億4,800万円で売却するものであります。

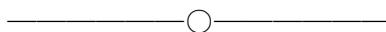
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第23 議案第77号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について

#### 日程第24 議案第78号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第77号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止についてから、日程第24、議案第78号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について、以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について、及び議案第78号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度から曾於南部地区の国営造成施設管理体制整備促進事業の事務に関し、「操作体制整備型」の事務について、大崎町への委託を廃止するとともに、「管理体制整備型」の事務について、大崎町に委託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（今井善文君） それでは、議案第77号、78号につきまして、補足して説明申し上げます。

まず、議案第78号の方の説明を行います。付議案件説明資料22ページをお開きください。

曾於南部地区におきましては、国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の導入にあたりまして、大崎町が事業主体となるため、事務の委託を、行うものでございます。

同様に鹿屋市も事務の委託を、大崎町におきましては、事務の受託の議案を提案しているところでございます。

関係土地改良区といたしましては、曾於南部土地改良区となります。受益面積は4,000ha、受益農家数は4,821戸。施設といたしましては、輝北ダム、幹線導水路98km、揚水・加圧機場8か所、管理棟1棟、調整池1か所、ファームポンド9か所となっております。

事業目的といたしましては、国庫事業を導入し、地域住民を含めた管理参画型の組織化及び協定を行うことで管理体制を整備し、国営造成施設のコスト削減を図ることとしております。

事業内容は記載のとおりでございます。

概算事業費としまして、平成29年度は1,484万6,000円を予定しております。

負担割合は、国が50%、地元が50%となっております。地元負担の負担割合は、面積割合で負担する予定でございます。

事業期間は、国の事業期間の関係で、平成29年度は単年度、平成30年度からは5年間の継続を予定しております。

事業効果といたしましては、国庫事業の導入により地元負担の軽減が図れるものと考えております。

それから、議案を御説明申し上げます。

まず、議案第77号でございますが、平成19年度、20年度におきまして実施しました操作体制整備型の規約が残っておりまして、今回の管理体制整備型の導入にあたり廃止するものでございます。

議案第78号でございますが、第1条で目的、第2条で委託事務の範囲、第3条で経費の負担、第4条で予算の繰り越しを定めております。

なお、この規約につきまして、29年4月1日から施行するものでございます。

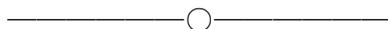
以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号、議案第78号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第25 議案第79号 財産の無償貸付けについて

○議長（岩根賢二君） 日程第25、議案第79号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、財産の無償貸付けについて説明申し上げます。

本案は、旧松山学校給食センターの跡地利用に伴い、地方自治法96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松山支所長（上原 登君） 議案第79号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明いたします。

付議案件説明資料の24、25ページをお開きいただきたいと思います。

無償貸し付けを行う建物は、旧松山学校給食センターであり、種別、数量、建築年、詳細につきましては、説明資料に記載してございますので、お目通しいただきたいと思います。

なお、土地につきましては、有償貸し付けといたしております。

貸し付けの目的につきましては、地域の特産品等を製造し、及び開発をする施設として使用することにより、施設の有効活用を図り、もって地域の活性化に資するとしております。

貸し付けの期間は、貸付契約締結の日から5年間であります。

貸付契約締結の日につきましては、議会の議決をいただいた後に、文部科学大臣へ財産処分の報告をいたします。

貸し付けの相手方につきましては、志布志市立松山学校給食センター跡地等利用候補者選定委員会で選定されました有限会社フォックスカンパニー代表取締役、藤島博仁であります。

公募方法は、自治会使送便にて回覧文書として配布し、平成28年7月1日から同年7月22日までの間、公募をいたしたところであります。この結果、1企業、1個人に応募をいただきました。

利用候補者の選定にあたりましては、志布志市立松山学校給食センター跡地等利用候補者選定委員会を設置し、選定を行ったところでございます。

委員構成は、副市長を委員長とし、税理士、地域代表として公民館長、その他関係課長7名、

計10名であります。

第1回の選定委員会では、書類審査等を行い、第2回の委員会において、面接審査及び評価基準に基づき、採点を実施いたしました。採点結果等につきましては、25ページを御覧ください。

選定委員会運営要領で定めた評価基準に基づく採点の結果、有限会社フォックスカンパニーが最高得点を獲得し、評点も総点の80.3%と高く、利用候補者として適正であると判断し、選定いたしました。

委員会での講評として、当候補者は指定管理者としての実績もあり、経営も安定し、この施設の活用の将来性に期待が持て、雇用も見込める計画である。また、会社の製造ラインを統合して、志布志に一本化し、志布志市の特産品開発に努めるとのことであり、地域活性化への寄与が将来的に期待できるとありました。

当候補者は、ふるさと納税に対応した地場製品の製造・開発をし、従業員は、原則地域社会から採用するため、地域の雇用促進につながるというものです。

また、ふるさと納税に対応する商品開発をするにあたり、地場産業との取り引き、技術交換等を行い、地域の特産品として、市全体のイメージアップを図る計画であります。

以上で、議案第79号、財産の無償貸付けについて、説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） この廃止後の利活用について、どのような協議がなされたものか。

そして、あわせてこのような経緯に至った経緯についてお示しをいただきたいと思えます。

○松山支所長（上原 登君） お答えいたします。

当学校給食センターは、28年3月31日をもって、給食センターとしての廃止をいたしております。

その後、5月16日、関係課による政策調整会議が開催され、跡地利用につきまして、まず庁内で活用希望が無いかを検討する。活用希望が無かった場合には、松山支所総務市民課の所管で、現状の施設のままの利活用について、公募を行い、複数の希望者がある場合には、検討委員会を立ち上げるということが決定されました。

5月23日、庁内での活用希望が無いかを各課に照会をいたしております。5月31日まで照会を行いました。照会の結果、庁内各課で活用する希望は無いということでございましたので、28年6月17日、不動産検討委員会を開催し、貸し付け等について、協議をいたしたところでございます。

その中で、建物は無償貸し付けとし公募する。土地は有償貸し付けとして単価を決定いたしたところでございます。

その後、6月28日の自治会使送便にて、回覧文書で公募の文書を配布いたしております。

6月30日、土地・建物につきまして、教育委員会の教育財産から、松山支所総務市民課へ普通財産への所管替えを行ったところでございます。

7月1日から公募を開始し、22日まで公募をしたところ、先ほど説明しましたように、1団体、1個人から申し込みがあったということでございます。

その後、8月29日、政策調整会議を開催し、審査会の審査項目に対する採点方法等について協議をいたし、審査会を立ち上げたというところでございます。

○20番（福重彰史君） 慎重な協議がなされたようでございますけれども、今回このフォックスカンパニーが候補に挙がっているわけでございますけれども、建物につきましては、無償貸し付けということであるようですが、今後の建物の補修や、あるいはまた厨房の修繕等に対する考え方、そういうのが出てきた場合、それについてはどのように考えていらっしゃるのか。

また、講評として、経営も安定しているということでございますけれども、また雇用も見込めるということですが、現在、この企業が何店舗展開されているのか。また、雇用については、何人ぐらい見込んでいらっしゃるのか。分かっている範囲内でお聞かせをいただきたい。

○松山支所長（上原 登君） お答えいたします。

建物につきましては、現状のままお貸しするというところで公募いたしておりますので、修繕等は市としては、一切しないということで、募集をかけておりますので、そのつもりでございます。

それから、フォックスカンパニーさんの新たな雇用としまして、当工場で雇用を10名程度計画いたしているということでございます。

それから、現在のフォックスカンパニーの店舗として11店舗ほど、九州内で販売店舗を所有しておられるということでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

#### 日程第26 議案第80号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（岩根賢二君） 日程第26、議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、ふるさと志基金積み立て等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）につ

いて、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に20億1,631万7,000円を追加し、予算の総額を267億9,599万5,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、変更は一般単独事業については、財源組み替え等により、小学校債や中学校債等の合併特例事業を2億8,240万円増額。緊急防災減災事業を1,730万円増額。過疎対策事業については、起債組み替えにより、畑地帯総合整備事業等を総額で140万円増額。災害復旧事業は、現年単独災害復旧事業を220万円増額し、総額で3億330万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、生活介護や就労継続支援等、福祉サービス費が当初見込みより増加したため、自立支援給付費支給事業に係る介護給付・訓練等給付費負担金を1,168万1,000円増額しております。

8ページをお開きください。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、国の経済対策による臨時福祉給付金を1億6,314万2,000円計上。6目、教育費国庫補助金は、学校施設老朽化対策事業の財源として、国の補正予算における交付金の内定に伴い、学校施設環境改善交付金の小学校分を3,911万9,000円増額、中学校分を3,612万3,000円増額。7目、農林水産業費国庫補助金は、本市に企業立地予定の事業主による製造工場建設に伴う補助金として、森林整備・林業木材産業活性化推進事業の、力強い木材産業生産性強化対策事業補助金を8億9,286万円計上しております。

10ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、降灰地域野菜安定対策として、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金を2,661万7,000円増額、意欲的に取り組む地域の担い手を対象に融資を活用し、農業機械・施設等を導入する際、助成金を交付する中心経営体等施設整備事業補助金を2,069万9,000円増額、荒茶加工施設の整備事業における新たな装置、機械の追加による事業費増のため、産地パワーアップ事業補助金を1億5,415万3,000円増額しております。

13ページをお開きください。

17款、寄附金は、ふるさと納税の寄附金が増加見込みのため、2億円を増額しております。

14ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,275万6,000円減額。15目、ふるさと志基金繰出金は、ふるさと納税推進事業等へ充当するため、1億4,569万6,000円増額しております。

16ページをお開きください。

21款、市債は、合計で3億330万円増額し、総額で22億9,700万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、全国で地域おこし協力隊事業を行う自治体が増えたこと等により、本市に応募する隊員が当初の予定より減ったことから、活動に要する経費を3,280万円減額、ふるさと納税の寄附金が増加する見込みのため、ふるさと志基金積立金を2億円増額しております。

21ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、消費税引き上げによる影響緩和のため、国の経済対策による臨時福祉給付金支給事業を1億6,314万2,000円計上。3目、自立支援費は、生活介護や就労継続支援等、福祉サービス費が、当初見込みより増加したため、自立支援給付費支給事業を2,336万2,000円増額、自立支援医療費支給事業を213万7,000円増額しております。

22ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、国の地域子ども・子育て支援事業を活用し、旧園舎を放課後児童クラブの専用施設として改修するため、その経費を支援する放課後児童クラブ施設整備事業を542万5,000円計上、ICT化の推進や、放課後児童支援員等が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境整備のため、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業を550万円計上しております。

25ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、売上高の拡大や経営コストの縮減等、意欲的に取り組む地域の担い手を対象に融資を活用し、農業機械・施設等を導入する際、助成金を交付し支援する中心経営体等施設整備事業を2,069万9,000円増額、農業公社研修ハウス整備事業の入札執行に伴い、1,590万2,000円減額。4目、園芸振興費は、降灰地域野菜安定対策として、活動火山周辺地域防災営農対策事業を2,661万7,000円増額。5目、茶業振興費は、荒茶加工施設の整備事業における新たな装置、機械の施設整備の追加による事業費増のため、産地パワーアップ事業を1億5,415万3,000円増額。9目、土地改良費は、国の補正予算に伴い、県営事業費の追加があったため、市の負担金である県営畑地帯総合整備事業負担金を2,777万1,000円増額しております。

27ページの2項、林業費、2目、林業振興費は、本市に企業立地予定の事業主による製材工場建設に伴う補助金として、森林整備林業木材産業活性化推進事業を8億9,286万円計上しております。

28ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、地域経済循環創造事業交付金の国庫採択見込みに伴い、その経費を支援する地域経済循環創造事業交付金事業を1,200万円計上。3目、観光費は、ふるさと納税の申込件数増加に対応するため、ふるさと納税推進事業を1億4,299万

9,000円増額しております。

29ページの8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路施設改良費は、国の社会資本整備交付金事業の補正予算の増額により、道路整備分を8,700万円増額、橋りょう修繕分を2,990万円減額、交付金額の確定により、地域再生基盤強化交付金事業を620万円減額しております。

次に、34ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、国の補正予算における交付金、学校施設環境改善交付金の内定に伴い、小学校施設老朽化改修事業を1億7,410万円増額。

35ページの3項、中学校費、1目、学校管理費は、小学校費と同じく、国の補正予算における交付金、学校施設環境改善交付金の内定に伴い、中学校施設、老朽化改修事業を1億1,170万円増額しております。

39ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、台風12号及び台風16号で被災した農地及び農業施設の災害復旧事業で市単独分として556万1,000円増額しております。

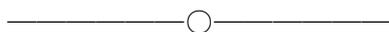
以上が、補正予算第7号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第80号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第27 議案第81号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第27、議案第81号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者高額療養費、一般被保険者保険税還付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億5,546万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の前期高齢者交付金は、現年度分を163万3,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高齢療養費は、一般被保険者高額療養費を2,400万円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税還付金を150万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの説明に誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

歳出の方、歳出の保険給付額の「高額療養費」でございます。「高齢療養費」と説明したようでございます。「高額療養費につきましては」、ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第81号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第28 議案第82号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第28、議案第82号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、第1号被保険者保険料還付金、一般管理費に等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億2,299万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、地域支援事業交付金を3万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、地域支援事業交付金を1万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を10万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、第1号被保険者保険料還付金を100万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第29 議案第83号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第29、議案第83号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,436万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰出金は、一般会計繰出金を42万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を42万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第30 議案第84号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第30、議案第84号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計

補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出について、管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,860万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産売払収入は、不動産売払収入を3億2,220万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、積立金を3億2,220万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第84号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時49分 散会

## 平成28年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成28年12月7日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

平 野 栄 作

小 野 広 嗣

西江園 明

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。真政志の会、野村でございます。

早いものでして、12月の声を聞くだけで、何か忙しく感じるこの頃でございますけれども、今回もトップバッターとして質問させていただきます。後に続く同僚議員もおります。スムーズにバトンが渡せるように、簡潔に速やかに質問してまいりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

では、早速通告に従いまして、二つの項目について質問してまいりたいと思います。

まず雇用の創出についてお伺いをいたします。

全国的に地方創生が叫ばれる中で、平成26年11月に国が「まち・ひと・しごと創生法」を公布いたしました。御存じのとおり東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来に渡って活力ある社会の維持を目的に「まち・ひと・しごと総合戦略」が同年12月に閣議決定をし動き出したところです。それを踏まえまして、本市でも「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」を策定し、人口減少を食い止めるとともに、将来の志布志市のランドデザインを描いていかなければならない重要なプランづくりがなされました。

そこで、この「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」については、いくつかの角度から、同僚議員も質問してまいりましたが、計画の策定から、実施に当たるまで、おおよそ2年が経過した現在、目下進捗中の事業を含めて、振り返りによる事業の検証が、やはり必要ではないかと思ひまして、質問に立たせていただきました。

そこでお聞きいたしますが、この志布志市のまち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン、創生戦略には、基本目標及びプロジェクトが体系図で示され整理されております。基本目標として四つに分けられ、更に各目標別に四つから八つの具体的な実行プロジェクトが示されているわけですが、今回これを全てやると時間もございませんので、今回基本目標1の①の部分であります「志布志市に仕事をつくり、安心して働けるようにする」ということで、特に「～若年層の地元回帰希望をかなえる体制整備～」について、お聞きしてまいりたいと思います。

まずは、全体的に捉えた成果といたしまして、当初5年間の計画目標として策定されておま

すが、先ほども話しました策定から、おおよそ2年経ったところで、どの程度の進捗に至っているのか。また、新たな課題が出たとすれば、どのような課題が出ているのか、その中での軌道修正等、計画の見直し等も含めて、現在どのような進捗の状況が市長の方まで報告されているのか、まずは、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、野村議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度におきましては、国の地方創生先行型交付金を活用しまして、「まち・ひと・しごとこころざし創生戦略」の策定をはじめ、情報発信などの「志布志プロモーションまちおこし事業」など、17の事業を先行して取り組んできました。これらの創生戦略に盛り込み取り組んだ事業につきましては、本年5月に私を本部長とする庁内の地方創生推進本部会議並びに有識者で組織する志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会において、効果検証を行ったところです。

課題としましては、国の交付金が2分の1の措置となったこと。更には地方創生の趣旨に添う採択要件に該当し、国の審査を経て採択されなければ財源が付かず、一般財源で対応しなければならないということでもあります。

また、若者は地域の担い手であることから、若者に魅力あるまちづくりに取り組み、働く場を確保し、就職後の定着を図るため、雇用関係の改善や職業教育の充実、求める人材と求職者のマッチングなどが重要と考えています。

特効薬は無いと思いますが、より効果的な方法を産・学・官、連携協力して粘り強く取り組んでまいりたいと考えています。

平成28年度におきましては、様々な事業に取り組んでいますが、特に国の地方創生加速化交付金を活用した紙おむつ再資源化事業、そして、地方創生推進交付金を活用した岩ガキ等養殖ブランド化事業等を実施しております。

また、創生戦略の策定段階では盛り込んでいなかった大学との連携についても、現在協議を進めていることから、創生戦略の見直しについて、検討する必要があるところです。

来年2月頃に事業の進捗状況の報告等、あわせて第2回目の有識者のまち・ひと・しごと創生推進協議会を開催する予定でありますので、十分検討を加えながら、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） ただいま御答弁いただきましたけれども、国の交付金が2分の1の措置になったということで、国においては、よく予算であるとか、事業等、予算が減額されたりとか、事業の打ち切りというのが得てしてあり得るわけでございますけれども、現実問題として、この国の交付金がなければ、この地方創生の事業自体が完結していかないというようなこともあろうかと思っておりますけれども、今後、更に交付金の負担割合等が変更されていく可能性等も視野に入れながら、この事業の見直し等も図られていく考えがあるのかどうか、そこを少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては、地方創生事業を取り組むということで、日本全国に呼び掛けをしたところでございます。

その後、また国においては、1億総活躍社会の実現ということに向けて、若干の軌道の修正をされているところがございますので、私どもも、その国の流れを見ながら、見極めながら、事業推進について取り組んでいくということでございますので、新たな国の方針が示されましたら、その形に添うような形で事業の進捗を図ってまいりたいと思います。

**○3番（野村広志君）** 国が大きな旗を振って始められた事業でありますので、また喫緊に抱える人口の減少等々の問題等もあろうかと思っておりますので、十分にその辺についての情報を捉えながら進めていただければなと思っております。

この多岐にわたる事業でありますので、絞ってお聞きしてまいりたいと思っておりますけれども、様々な事業が複合的な成果を上げて、この創生戦略は成し遂げられていくものと思っております。やはり根底にあるのは、今申し上げましたように人口の減少の問題にあるのかなと思っております。この課題に対する糸口が、現在様々計画されておりますプロジェクトで、しっかりと補完されていくのか。また、若年層が抱える雇用環境の課題に対して、満足いく対応になっているのでしょうか。このところでは、「～若年層の地元回帰希望をかなえる体制整備～」において、「①地元就職推進プロジェクト」について考えてみたいと思っておりますが、市内の17歳、高校生の過去5年間の平均人数が331名であると示されてされております。おおよそ63%、そのうちの63%が進学をし、残りの37%余りの人が就職やその他であるというようなデータが出ております。

当然、市内には大学や短大、専門学校といったものがございませぬので、市外に転出をいたします。では、就職や、その他の37%の方々に県外に就職されるのが約40%で、県内が約60%であります。その県内の就職者のうちで市内に就職される高校生は、おおよそ57%で39人という数字が出ております。その他に県内のうちの志布志市外に就職される方も43%、30人程度いらっしゃるようでございます。

現状としましては、市内の17歳、高校生の全体の11.9%が市内に残りまして、就職をされているようでございます。

更に、高校生を対象にしたアンケートの中で、志布志市外に就職を希望されている方々の中で、6割に近い若者が「志布志に帰ってきたい」、「希望する就職先、働き口があれば帰ってきたい」と答えているようであります。こういったデータを基にしながら、若年層の地元回帰希望をかなえる取り組みとして、地元就職推進プロジェクトが掲げられているわけでございますけれども、まずは、このプロジェクトの具体的な進捗状況をお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

地元就職推進プロジェクトの具体的な進捗状況についてでございますが、まず昨年10月に鹿児島労働局との雇用対策協定を締結いたしまして、関係者による運営協議会を開催し、効果的な取り組みについて協議を進めております。

また、8月に地元企業30社が一堂に集まった就職合同説明会を開催したほか、都城広域定住自

立圏を形成している都城市、三股町、及び曾於市と連携して、雇用拡大と移住定住の促進を一体的に推進するため「都城広域移住・定住促進パートナーシップ事業」を新たに実施しております。

事業の概要としましては、移住者、U・I・Jターン者や地元高校生等を積極的に採用する意向のある地元企業を募りまして、パートナーシップ企業に選定し、当該企業と連携して福岡市において、大学生や移住者を対象とした移住U・I・Jターン就職座談会の開催を2月に予定しております。

パートナーシップ企業は、都城市13社、三股町2社、曾於市2社、志布志市3社の合計20社を選定しておりまして、2月の就職座談会に取り組むこととしております。

志布志の参加企業の選定は、8月に開催しました就職合同説明会に参加した企業に対しまして、各種の取り組みに関するアンケートを行い、参加希望がございました3社を選定したところであります。

また、地元企業の魅力発信のため、地元の高校生・中学生等を対象に、バス乗り合わせによる地元企業の巡回見学会を1月以降に実施する予定としております。この事業により、地元雇用に積極的な企業における人材確保を支援するとともに、若年層の地元定着を推進していくものであります。

現在のところでは、以上のような取り組みをしているところであります。

**○3番（野村広志君）** 御答弁いただきましたけれども、策定から2年経って、様々なことが今取り組みがされているようでございますけれども、今説明がありました広域パートナーシップの事業による移住U・I・Jターン就職座談会ですか、これ広域、都城、曾於市等を含めながらやられているということで、福岡で開催を予定しているということでございますけれども、では、このところで福岡近辺にお住まいの地元の志布志の若者、学生に対してピンポイントでアクセスというか、勧誘して、この座談会に参加してもらうような手立てはとっているのでしょうか。平たく福岡近辺で、九州広域で、こういった方々を対象にしながら、この座談会を開くというのは、非常に効果があるかと思えますけれども、実際に志布志市を地元としていらっしゃる学生に、どのようなアプローチをされているのか、お聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** ただいま答弁いたしました移住のU・I・Jターン就職座談会につきましては、都城広域移住定住促進パートナーシップ事業ということで取り組むということでございますので、都城市、三股町、曾於市、そして志布志市と連携するというところで、これらの地域の出身者が、とりあえずは北九州市、福岡市周辺に多数存在しているということを前提にして、このような形で取り組もうとしているところでございます。

この来場者につきましては、広報としまして、福岡の各大学への訪問、そして専門誌やWEBサイトへの広報、そして各パートナーシップ企業のホームページ掲載等を協同で取り組みまして、2月上旬には3市1町合同で壮行セレモニーを行うということも企画しているところでございます。

このような取り組みをしながら、多くの地元出身者に企業の説明会をしたいということでござ

います。

○3番(野村広志君) では、直接志布志の方々、地元が志布志だということでの勧誘というか、座談会の御案内というのは、特別な活動はされてないということですね。

この人口ビジョン、創生戦略の中にも検討視点として、転出学生の市内回帰の推進、雇用情報の発信の強化とあります。今説明もいただきましたけれども、事業の中にも入っているようですが、これデータとしてお持ちであれば教えていただきたいのですが、先ほど進学される63%の方々がいるという話をしましたけれども、これは、いわゆる転出学生でございますけれども、進学先の大学、学校、専門学校等を含めてですね、卒業されてからの動向について把握されているのか。そういった数値等があるのであれば、教えていただきたいなと思います。このことは、こういった座談会等にも御案内をかけるときに非常に効果的なのかなと思っております。そういった数値を押さえているのであれば、お聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

転出学生の卒業後の動向につきましては、ハローワーク等にも問い合わせをしているところでございますが、はっきりとした数値等は、把握できていないということであります。

しかし、新聞報道によりますと、今春就職した卒業生の44.9%が県外に出ており、宮崎に次いで全国2番に高い流出率というふうになっているようでございます。

本市の人口移動の分析からも、進学や就職等により15歳から24歳まで大幅に人口流出が続いており、就職・進学後にUターンする可能性のある25歳から34歳の若年層の人口流入が少ないことから、市内へ就職する若者が少ないということが分かっているということでございます。

○3番(野村広志君) 御答弁いただいたように、この転出学生の方々、卒業を迎えられた時に、何らかのアプローチというのが、やはり足りないんじゃないのかなと思うわけですが、今お話のとおり社会減という、若年層の流出というのが止まらないと、進んでいるということで、非常に課題なのかなと思っております。

現在、大学においては、就職の戦線等、以前に比べて、かなり早い時期から動き出しているようでありまして、地元に戻りたいと希望を持つ地元出身の優秀な学生を、言葉はあまりよくないかもしれませんが、囲い込むという、こういったことも今後必要じゃないのかなと思うわけですが。

県内外の企業は、まさに必死で優秀な学生を採用しようと努力をされております。県内でも大手といわれる企業の人事の担当の方と少しお話をする機会がございました。その方、「優秀な学生が県外の手先に流れてしまって、必要な人材が確保できない」と嘆いておられました。

学生にとっても少しでも有利な条件で、自分が希望する職業に就けるということがベストであると思いますが、その中に地元に戻ってくるという選択肢をまず加えてもらう取り組みが大事なのではないのでしょうか。

移住していただくという政策についても、大変重要な施策でございますけれども、もともと地元が志布志である出身の方が帰ってきやすい環境にあると思います。住み慣れた地元であると

いうことや、親や兄弟や友達等も周りにいる。そういった条件等、もろもろのものがそろえば移住していただく方よりも、ハードルはそう高くはないのかなと感じております。

いかがですか、市長、この点に対する取り組みについて、満足いく取り組みができていると感じていらっしゃいますか、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な形での情報発信というのは、いつでも必要ということは考えるところでございますが、現在のところ、まだその取り組みについては、本市においてはしていないところでございます。

今後、どのような形のアプローチ、情報発信が有効的かということ含めて検討してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 年が明けまして、またすぐ成人を迎えられる方々がいらして、成人式等も行われますので、そういった場合には、若者等も多数参加されるということが予測されますので、そういった場面等も十分に考慮しながら、このことについても取り組みを進めていただければなと思っております。

同時に志布志市に学生が満足できるような就職先が見い出せるかということも大変重要になってくるかとも思われます。働くやりがいや、夢や希望もあるでしょうが、賃金においても同様なことが言えるのではないのでしょうか。

では、そういった企業の受け皿づくりは、果たしてどの程度進んでいるのか、お聞きしてまいりたいと思いますが、基本目標、これも計画の中の1-④の中で、雇用創出に向けた企業誘致の取り組み強化について、「企業誘致プロジェクト」として触れられておりますので、現状の進捗の状況についてまずはお示しをいただきたいと思っております。

それとあわせて、現在の企業の求人数、市内の企業がどの程度の求人数があるのか、数字があればお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致の既存事業としまして、志布志港の物流拠点性や、今後整備される東九州自動車道、都城志布志道路による物流アクセスに優位となる臨海工業団地の開発整備を進めてまいりましたが、今年度は1工区、2工区に分譲が決定し、倉庫業の立地によりまして、数十億規模の設備投資と新規雇用約60名が見込まれております。

また、今回の分譲手続きを進める中で、企業は積極的な事業拡大の意向があり、引き続き利便性の高い事業用地確保の要請を受けたところであります。

このような背景を踏まえまして、企業誘致プロジェクトとしましては、臨海工業団地の拡充プラン策定を掲げており、今年度より3工区、4工区の測量設計、用地取得及び都市下水路付け替え工事を開始したところであります。

また、企業立地促進補助金の拡充についても、昨年の工業団地分譲に合わせて改正し、雇用者数に応じた補助金限度額の引き上げを呼び水にした工業団地の分譲案内や、各方面での企業誘致活動でPRしてまいりました。

志布志市内の企業の求人数についてでございますが、40社より求人が出されており、平成29年3月卒業者の求人数は、高校生が168人、専門学校を含む大学生等が53人、合計221人であります。

○3番（野村広志君） はい、分かりました。

求人数についても、今お示しいただきましたけれども、これは来年度、29年度の3月の求人数ということでございますので、本年28年度の求人数が分かれば教えていただきたいなと思います。

それと充足率、その求人に対する充足率もお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画政策課長（仮重良一君） お答えいたします。

ハローワークの方の資料からですけれども、28年度におきます4月から9月までの新規の求人数でございますが、1,423人でございます。就職件数におきましては、733件でございます。

前年度27年度の年間の分の新規求人数におきましては、2,829人の新規の求人がありまして、就職件数といたしまして、1,241人の就職の件数でございます。

以上でございます。

○3番（野村広志君） 今、数値をいただいたところですが、おおよそ半分ぐらいの充足率しか無いということで驚いたわけですが、やはりこれは、失業者という言葉が正しいかどうか分かりませんが、実際に職に就いていらっしゃる方の中にはいらっしゃるし、また、これは市内というか、地区内の求人数になるわけですね。ということですので、地区外に行かれる方の中にはやはりいらっしゃる。そこに、それだけ志布志市内の魅力というか、これは求める人材と求人会社のマッチングという話が今ございましたけれども、そこに課題があるのかなということが露呈している数字ではなかろうかなと思います。

様々なプロジェクトが立ち上げられている中で、こういった問題、今いただいた数字なんかも考えながらですね、目標数値としては5年間で550名だったですかね、550名、誘致企業における新規雇用数の目標が掲げられておりますけれども、市長、実現に向けた手応えみたいなものというのは感じられていらっしゃるのでしょうか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現時点での新規雇用数実績としましては、立地協定ベースの雇用予定数でございます。

それは、平成27年度に食品加工業の新設及び機械製造業の増設で34名、今年度は製茶業の増設及び水産加工業の増設で61名であり、2か年で95名となっております。

今後も製造業や倉庫業の立地で、約100名の新規雇用が見込まれておりますので、目標達成に向けまして、引き続き企業誘致活動を積極的に展開してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 先般の全員協議会の中でも少し話がありましたけれども、有明の伊崎田地区における製材業の企業誘致が進んでいるという話もあります。この目標数値に向けての努力をされていることは感じております。こういった努力が地元の就職環境に大きな変化をもたらすという期待を申し上げているところですが、引き続きこのことについても取り組みをしながら、今2年弱で、この数字でございますので、十分な頑張りいかんによっては目標に届くのか

など思っておりますので、引き続き頑張ってくださいなと思っております。

そういった中でも、なかなか好転していかない地域の経済の低迷や、雇用機会の減少によりまして、高校卒業後の若年層が市外に流出をしている課題について、今もお話をしましたが、そういったことは十分に認識をされているようでございます。

一方で、問い合わせ企業からのリクエストにも十分に応えきれていない現状もあるようでございます。地元の若者を引き止める政策とあわせて、地元企業と環境の整備についても、今後も更に傾注していかなければならないと思っております。

では、少し戻りますけれども、地元の志布志で職に就いて、地元高校生や、また進学を終えて地元に戻ってきて就職をされる方々が、地元企業を希望して就職される場合、地元の推薦枠のようなものが、地元の方を優先して採用するというような、そういう採用枠みたいなものが現在行われているのかどうか、お聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市としましては、地元企業に対しまして、積極的な地元雇用をしていただくようお願いしているところであります。

また、地元雇用をした場合の企業への支援制度については、厚生労働省にて各種助成制度を設けておられ、ハローワークにて企業へ周知されております。

市の支援制度としましては、2,000万円以上の設備投資があり、新規地元雇用者が5名以上ある等の要件を満たす場合は、立地協定の締結を踏まえ、雇用促進補助金として新規地元雇用者一人当たり年間12万円を3年間交付するものであります。

**○3番（野村広志君）** せっかく地元志布志に帰って、また就職したいという若者、若年層の方々に少しでも地元で働いていける機会を創り出す手立てとして、更に検討を進めていただきたいと思っておりますけれども、市内の企業、事業所に働き掛けもされているようですし、地元の採用枠を設けていただきながら、採用に至れば、様々な条件はありますけれども、採用奨励金のような、企業協力金ですね、今答弁いただいたとおり、現在設けられているようでございますけれども、そういった制度を更に充実させていただきまして、市内企業や事業者と一緒にしながら、浸透の推進を図っていくことが必要だと思いますけれども、政策等の思わくと現状との温度差というのは、今の若者のニーズを正確に捉えきれてないところもあるのかなと感じているところですが、できれば就職者本人へも一定以上の勤務条件ないしは勤務年数等ですかね、クリアすれば奨励金を交付するなどの制度であるとかですね、協力企業の事業所に出す奨励金と二本立てで進めていただければ、よりこのことに対する取り組みが進んでいくのかなとは思っているところです。

ちなみに、先進的な事例として、いくつかの自治体では同様な取り組みを始めている自治体もあるようでございます。そういった先進事例等も参考にされながら、検討していただきたいなと思っておりますけれども、こういったことについて、どのようにお考えですか、市長。よろしいでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先進事例があるということでございますので、こちらの方を研究させていただきながら、本市に合った雇用促進、また将来的にも、この地域で活躍してもらえるように、しっかりした定住につながるような政策というものは必要ではないかというふうに考えるところでございます。

今後、企業とも相談しながら、このような事業については、検討してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） ぜひともですね、早急にこれは検討していただきたいなと思っております。先ほど国からの交付金の話もいたしましたけれども、いつ何時この事業について風向き、方向が変わるかも分かりませんので、そういった意味では、早急にこのことについても取り組みを始めていただきたいなと思っております。

では、もう一つ、地元に戻ってくるという推進のために提案でございますけれども、地元就職を希望する多くの若者が、おそらく望んでいるのではないかなと思いますけれども、本市、志布志市役所への採用枠についての検討をいただければと考えているところでございます。

毎年若干名採用があるようでございますが、安定した地元での最良就職先であることは間違いないと思います。現在まで厳しい試験に合格をされ、多くの就職希望者の中から選抜され、優秀な職員が多数採用されていることは十分に理解をしているところであります。しかし、今後夢や希望を持ち、地元愛に満ちた若者が地元の就職先として、この市役所にチャレンジしやすい環境をもう少し取り入れていただきたいものだと思います。

現在では、なかなかチャレンジするにはハードルが高く、一部では高嶺の花であると感じて諦めている学生もいると聞いております。一定の基準を作る必要はあると思いますが、地元で一生懸命ボランティアや地域活動などを頑張っている若者に地元の推薦枠などを設け、一次審査等を免除するなど、方法はいろいろあると思いますけれども、市役所へ就職できるというチャンス、チャレンジできるということを新たな仕組みづくりに、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

この志布志市に熱い情熱を持っている若者に、ぜひそういった門戸を広げていただきたいなと思っておりますが、市長どうでしょうか、この提案に対して検討いただけませんかでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員がお話のとおり、市役所も大きな雇用の場の一つということでございます。

ということで、市役所においては年次的に、定期的に新しい職員の雇用を努めているところでございますので、このことにつきましては、積極的にしているというふうに思っているところでございます。

ただ、総体としましては、定員の適性計画、それから、あわせて退職される職員の数等を考慮しながら採用枠を決めているということでありますので、その枠については、今後もこれまでと同様、教養試験、面接等によりまして、志布志市職員として、ふさわしい必要な熱意を持っている方々を総合的に勘案しながら、選考してまいりたいということでございます。

今議員お話のように、本当に地元で一生懸命ボランティアや地域活動に頑張っている若者の中

で、更に市役所の試験を受けたいと。そしてまた、市役所職員になりたいという熱意を持っておられる方がおられるということについては、十分承知しているところでございます。

また、そのような方々には、また私の方からも、こういった形で試験があるから、その試験のことも一生懸命頑張っよねというような形での激励をしながら、まずもって教養試験を突破してもらいたいということのお願いをしているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 今答弁いただいたところですがけれども、市長も御存じだと思いますけれども、大学入試制度が2021年から大きく変更されます。

現在の大学入試センター試験が廃止をされまして、新たに大学入試希望者学力評価テストが導入されるということでございます。この背景でございますけれども、現在の大学入試が知識の暗記と再生という形、暗記したものを再生するだけに偏りがちであるということで、思考力、判断力、表現力や主体性を持って多様な人々が協働する態度や、真の学力を十分に育成、評価していないという危機感からあるそうです。

各大学は、従来の画一的なペーパーテストからアドミッションポリシーに基づく評価制度に変更していくということで、これは、どのような能力を持った意識や知識を持った方に、その人材に、その大学に入ってもらいたいかということに基づくということですね。その評価制度の中で面接であるとか、評価方法ですね、面接であるとか集団討論、小論文、また高校で学んだ学習や活動の成果など、複合的に組み合わせた受験生の能力を多角的に、総合的に評価する制度へ転換するということが求められているようでございます。

また、現在の大学入試の中で広がりを見せておりますAO入学など、その大学で学びたいという思い、学生の意欲が重視され、大学側は、大学側が求めている方針と学生の希望がマッチングするということを重視して入学に至っているようでございます。

こういった流れがある中で、実際に大学入試と市役所の採用試験では、大きな違いがあるかもしれませんが、確実にそういった志向を持った学生が増えていくわけですね。ですから、市としての対応も、おのずと時代に即した形になっていかなければならないと思いますが、市長、今の話を聞いていかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのお話のように、大学の入試制度が変わっていき、そしてまた、大学に入る大学生の質が変わっていくということについては、本当に日本の将来が楽しみだなどというふうに思うところでございます。それは、とりもなおさず知識偏重から、いわゆる体験型の、そしてまた積極的な学生を要請するというような流れの中ではなかろうかというふうに思うところでございますので、そのような学生が卒業というレベルになった時には、また私どもの方にもそのようなタイプの卒業生、大学生が入所希望ということで採用試験を受けに来られるということでありますので、先ほどお話にあったような形での地域に一生懸命貢献したい若者という質のレベルが更に高まってくるのではなかろうかなというふうに思ったところでございます。

**○3番（野村広志君）** 私が今提案させていただいたところは、現在の採用の枠組みの中で、今

のものを全て撤廃しろというような話ではなく、採用試験の一部に、このことを導入したらどうだろうかという御提案です。できない理由が少しよく分からないんですけれども、市役所の採用、公務員の採用試験になろうかと思えますけれども、何か近隣自治体等、ないしは県下で統一されたルールであるとか、決められた何か採用の方法とかが、示されているようなことがあるんでしょうか。教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特段近隣自治体で、そのようなことについて協議をしているということではございません。

しかしながら、原則どの自治体においても競争試験を導入しながら選考しているということではございます。

○3番（野村広志君） 各自治体独自で実施ができるということで、首長、市長の考え、市の考えで採用できるということですよ、これは。そういったことであれば、若干名、何名採用枠があるか分かりませんが、仮に10名採用するとすれば、その1枠でも2枠でも、そういった希望をかなえられるようなものというのを導入できないものかと思うわけですね。このことというのは、市長がその気になっていただければ予算はかかるものではございませんよね。そういったもので、市の考え、市長の考え方いかんによって、このことは導入をすぐにでもできるのかなと思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市においても、これまで特別枠で職員を採用したことはあるところであります。例えば、社会人枠とか、専門職の枠、それからスポーツ枠ということで採用したことはあるところでございますが、現在のところは、特別枠は今年度においては設けなかったということではございます。

今お話がありましたように、地域の活動やボランティア活動の特に優れた人の枠というのは、今までも無かったところでございまして、基本的には私としましては、この市役所の職員を目指す人は、どなたにおいても、そのような活動において顕著であると、あるいは積極的に今後取り組むという姿勢が基本的には必要と、備わっているべきものだというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、いわゆる専門職については、また別途考えなければならない内容になるかと思っておりますが、今お話になった内容での特別枠ということは、今のところは考えてないところでございます。

○3番（野村広志君） では、少し質問を変えますけれども、採用枠の中で今ありましたスポーツ枠であるとか、専門職というのは以前はあったということですが、現在市役所においては、新卒で入られる方、ないしは大学生、高校生、ないしは一般の社会人の方々あるかと思えますが、高校生の採用については、今現在どうなっておりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高校生においても、特段区別することなく採用試験に応じてもらっているところでございます。

○3番（野村広志君） 現状は採用は、何名か至っているところでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

26年度において1名採用しております。

○3番（野村広志君） 26年度に1名ということで、何名募集があつて、その中での1名かは分かりませんが、先ほど私がお話をしました、なかなかハードルが高いところの一端もあろうかと思っております。こういった若い方々、高校生の方々に対しても門戸を広げていただくということも十分に考えていただきたいなという思いの中で、このこともお話をしているところでございます。

地元の企業に対しても、市役所が積極的にこういったことについて取り組み、実施することが、民間企業へ様々なことをお願いする意味でも非常に効果的なのかなと思っております。取り組んでいることをアピールするということもですね、示すということもすごく大事なのかなと思っておりますので、ぜひともですね、先ほどの答弁の中で、「そういった学生が出てくればまた考えていく」というようなこともありましたけれども、近い将来すぐまいりますので、そういったことを十分にやっぱり捉えながら、平たくは若年層、若い方々が望む就職先ということであれば検討していただきたいなと、お願いをしていきたいと思っております。

市役所が自ら、この就職先の旗振り役となつてですね、示すことは民間企業や事業者にとっては、非常に背中を押されるようなことになるのかなと考えておりますので、ぜひともですね、そのことについては、積極的に取り組みをしていただきたいなと思っております。

今プロジェクトですね、この人口ビジョンのプロジェクトの根幹に関わるようなこと、人口減少うんぬんということを含めて、10年先、20年先の志布志市の未来を見据えて地元を愛し続けられるような若者が、地元で就職できるようなかじ取りをぜひお願いしておきたいなと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度の採用についても高校生の応募がございまして、そのうちから10名の枠の中で1名採用予定となっております。

そのようなことで、私どもとしましては、特段高校生枠というのは設けなくて、オープンな形で応募は自由ですよということで、その中で選考をさせていただいております。

また、選考の中で一次、二次、三次と選考の段階の中で、より市役所の求める人材としてふさわしい方ということで、特に二次、三次において面接試験という形をさせていただいているところでございますが、そのような中で、先ほどお話があつたような意欲のある方というのは、特別にその意欲については高い評価を得ながら、採用につながっていくということになるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、また特別枠ということではない形での採用試験というものを考えてまいりたいということでございます。

○3番（野村広志君） ぜひともお願いを申し上げておきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

では、次に移りたいと思ひます。教育行政について、お聞きしてまいります。

施政方針では、地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めるとしております。更に小中一貫教育に向けた研究への取り組みも表明されております。この二つの取り組みについて、一貫的なプログラムとして、あわせもって見ていかなければならないと思っております。

まず話を進めていく前に、この二つの取り組みについて、私自身、大いにこのことについては賛同している一人であるということをもまず申し上げておきたいなと思っております。

現在、子供たちを取り巻く環境は、大きく変わりつつあります。規範意識やマナー、モラルの低下、道徳心のせい弱さなど、様々な懸念があります。また、今後予測される課題に向けた効果的な手法として、この二つの取り組みが進められることは、大いに御期待申し上げたいとは思っているところでございます。しかしながら、同時に不安な要素や課題も山積していることも事実であろうかと思っております。

では、少し振り返りながら聞いてまいりますけれども、このことは先の9月定例議会の委員会質疑の中の総括質疑として様々お伺いをいたしました。また、何度か同僚議員からも同様の質疑、答弁がありましたので、確認をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、まずお聞きになっている市民の方々にも少し分かりやすいように、簡潔にコミュニティ・スクールというものと、小中一貫教育というものが、どのようなものかというのを分かりやすく説明をいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市の総合教育会議につきまして、教育委員会と円滑に意思疎通を図りながら教育の課題及び目指す姿勢等、目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して、効果的に教育行政を推進していくために、平成27年度に設置しまして、これまで4回開催をしております。その中で、今お話がありましたコミュニティ・スクール、また小中一貫教育については、十分議論をするところでございます。その制度の詳細につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会制度と呼ばれておりまして、教育委員会が任命した保護者や地域住民で構成された委員の方が、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画してもらおうという制度です。

今年度から伊崎田小学校、原田小学校、志布志中学校の3校で導入しており、地域住民の方々に学校運営に参画していただいております。

次に、小中一貫教育とは、教育目標や学習内容について、9年間を通じて一貫した教育課程による教育活動を行うことで、小・中の授業交流により授業改善が、より図りやすくなるとともに、中1ギャップや不登校といった生徒指導上の課題解決につながり、学校が活性化していくと考え

ております。

以上です。

○3番(野村広志君) お聞きになった市民の方も御理解いただけたのかなと思いますけれども、このことは最近できたものではなくて、ずいぶん前から制度としてあったもので、本市では導入が進んでいなかったと捉えた方がいいのかもしれませんが、まずは、この小中一貫教育について、お聞きしてまいりますけれども、様々な御意見がある中で、このことをまず導入しようと考えている背景について、お聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

日本一の教育先進地ということで、私自身のマニフェストと掲げてきているところでございます。三選目のマニフェストの中でございます。

小中一貫やコミュニティ・スクールなどを積極的に導入したいということで、志布志市の児童生徒の健全育成はもとより、学力向上に取り組んでまいりたいというふうに考えて盛り込んだところでございます。

○教育長(和田幸一郎君) 小中一貫教育の背景ということでございますが、私の方としては3点考えております。

1点目は、学校教育法の改正よりまして、平成28年度から小中一貫型の小・中学校や義務教育学校の設置が可能になったということ。

二つ目に、本市においては、これまで市内5中学校区で小中連携協議会が設置されて、小中連携の取り組みが積極的に行われていること。

そして、三つ目には、確かな学力の定着に向けた検討委員会においても、小中一貫教育の推進についての取り組みが話題になり、先進校視察等も実施していることなどが挙げられます。

以上です。

○3番(野村広志君) では確認ですが、この導入に向けた背景については、今理解したところですが、総括質疑の中でお聞きいたしましたけれども、一つだけ釈然としない部分がありました。それは、有明地区の中学校の統合についてであります。従来の答弁では、「気運が盛り上がったときに判断をする」というようなことになっておったと思いますけれども、今回、統合という形ではなく、地域の学校力を生かすという観点から、小中一貫教育へシフトして教育の推進を図っていくということで、統合という形をとらないということで間違いございませんか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

統合ということもあろうかと思いますが、地域性を考えたときに、場所の問題や地域の保護者の理解ということで、現段階では難しいところがございますので、現在のところ統合については、考えていないところでございます。

○3番(野村広志君) これは、すごく大事なところですので、もう一度確認をいたします。「統合もあろうかと」ということですが、今後統合という形は、現在のところでは選択をしないでということで、小中一貫教育という形で、新たな教育体系の中で、志布志市は進めていくと

いうことを明確に答弁していただきたいと思います。もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小中一貫教育につきましては、全市的に、この方向に進められれば有り難いということで、全市の小中学校を対象にアンケート等を取りまして進めてきているところでございます。

ということで、今回伊崎田地区が、そのような流れに乗って対応をしていきたいということになっておりますので、伊崎田地区を小中一貫教育のモデル校として進めようとしているところでございますが、他の地域においても、小中一貫という教育体系が取られれば、その方向に持っていきたいということを考えておりますので、今申しましたように、現段階では中学校の統合ということについては、考えていないということでございます。

○3番（野村広志君） では、そこを明確にしていかなければ、市民も納得しないのかなと、理解が得にくいんじゃないのかなと思っております。ですので聞いたところでございましたけれども、そのことにより見えてくる課題や対応策についても、ぼやけてくるような気がいたしますので、答弁を聞いたところでございました。分かりました。理解いたしました。

では、この小中一貫校について、今もありましたけれども、「全市的に捉えて推進していく」という答弁でございましたけれども、全小中学校、今、中学校は5中学校ございますけれども、また小学校は16小学校ございますけれども、全てにおいて、このことについては取り組みを進めるということによろしいですか。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁しましたように、この小中一貫について、地域で、そのような方向性が望ましいという所があれば、まず手を挙げていただきたいということで提案を申し上げているところでございます。

今後においては、様々な形での小中一貫になろうかと思っておりますので、まずもって伊崎田の地区で、地域でこのことの実践をしながら、他の地域でどのような形での小中一貫がとり得るかということの考察もしていきながら、そのことについて、地域にも御提案申し上げながら進めていければというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） 当局の方が、そういう話で、強くお話をいただくということは、ある程度方向がもう見えているのかなという思いがするわけですがけれども、自発的に地域や学校が手を挙げていくということは、すごく重要なことかなと思っておりますけれども、市として、こうやってやっていきますよと、全市的に取り組んでやっていきますよということを示しておりますよね。おる以上は、学校間や地域間の格差というのが発生しないように調整をしていかなければならないと思っております。

現在、先ほどもお話ししましたように、5中学校を中心とした学区による違いはありますけれども、小学校の16校をどのような形で小中一貫校に導いていくかということは、自発的に推進される学校区、ないしは、その地域がある所は進むと思っておりますけれども、そうでない学区については取り残されてしまうような懸念があると思っております。このことが教育の格差だったりとか、新たな課題を生むような懸念があると思われませんが、この全学区で将来的に小中一貫校を考えているん

だよということを、今答弁ありましたので、そういうことであれば、全体のバランスを考慮しながら、この推進を図っていただきたいと思っておりますが、その辺については、どのようなお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、様々な地域のパターンがあるかというふうに思います。そのようなことも含めまして、教育委員会と十分協議しながら、そのことについては、対応してまいりたいというふうに思っています。

○教育長（和田幸一郎君） 教育の格差のことについて、お答えいたしたいと思います。

現在、先ほど申し上げましたように、市内全ての学校で小中連携を推進しておりまして、児童生徒、そしてまた教員間の交流も、多分私は他の所よりも、かなり充実しているのではないかなと思っています。今後、小中一貫教育として移行する学校と、そうでない学校で教育の格差が生まれるということを懸念されているということでございますけれども、使用する教科書とか、小中一貫教育校となった場合と、そうではない場合の市内の小・中学生が使用する教科書は全く同じものであり、教育内容が変わるわけではございません。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、小中一貫という教育目標や学習内容について、9年間を通じて一貫した教育課程による教育により、教員の資質向上や生徒指導上の課題解決が図られ、学校の活性化が期待できると考えております。市内の学校間で格差が生じないように、様々な観点から検討し、進めていくことが大切だと考えております。

○3番（野村広志君） 答弁いただきましたので、十分な検討・協議を進めながら、教育の格差等が発生しないような推進の仕方を協議していただければなど、お願いしておきたいと思っております。

これは少し古いデータかもしれませんが、学校の構成としまして、このような数字が出ております。2小学校に1中学校の構成が39%、1小学校に1中学校というのが33%、3小学校に対して、1中学校というのが20%という統計が出ています。

また、施設については、施設一体型の校舎の設置率が13%という少数でございます。校舎が隣接している隣接型のケースにおいては5%と、ごくわずかでございます。大半が施設分離型の校舎という形で78%であるようです。このようなデータも当局は把握されているかと思っておりますけれども、志布志市の子供たちにとって、また地域にとっても最善の枠組みの配慮をお願いしたいものだと思います。このような枠組みについて、どのような枠組みが一番本市にとっていいのかということシミュレーションされているかと思っておりますけれども、現段階での見解を少しお聞かせいただければなどと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 小中一貫教育の学校の枠組みということで、分かりやすく言いますと三つございます。

一つは施設一体型、そして二つ目は施設分離型、そして三つ目は施設隣接型といった、この三つが考えられます。施設一体型というのは文字どおり、同じ敷地内に小学校、中学校があつて、特別教室、体育館、校庭等も共有すると、これが施設一体型であります。

施設分離型といいますと、小学校と中学校が離れた立地のもとで小中一貫教育を行うものです。施設隣接型とは、小学校と中学校が近くに立地している。この三つのタイプがございます。

今後、小中一貫教育を導入していくにあたっては、現在の中学校区を基本として各学校の立地状況や学校課題、保護者をはじめ、地域住民の意見も十分参考にしながら、子供にとっても地域にとっても、より良いものになるように検討、協議を重ねてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） ということは、中学校を中心ということで、現在五つの中学校がございますけれども、それについての小学校をどうするというは、まだ現段階では枠組みは考えていないということよろしいわけですね。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど三つのタイプがあるということで答弁をいたしましたけれども、現在のところ、先ほど市長が言いましたように、いろいろ学校側の意見とか、そういうのを聞きながらやっていく中で、一番取り組みやすい所として伊崎田小学校、中学校が隣同士ということもあって、これまでも伊崎田小中学校においては、教員の交流、あるいは児童生徒の交流というのが、他の所よりも積極的に行われているというようなこと等もあって、取り組みやすい所が伊崎田小・中学校なのかなと、そういうふうに私自身は考えております。

○3番（野村広志君） 今答弁ありました伊崎田小学校、中学校ということであれば1小・1中という形で、モデル的にそれをまずは進めていきたいというような話であろうかと思っておりますので、理解したところでした。ここについては隣り合わせた所で、地域との連携等、また小中学校の連携で非常に進んでいる地域でありますので、そういったことも進むのかなと思っております。

では、もう一つ懸念されることがございます。志布志市では、学校選択制を導入していないため、居住地の小学校や中学校に通うこととなりますが、児童生徒数は市内の学校で現在全体として若干名でありますけれども増加しているというものの、将来的には予測として、どこも少子化や人口減少の影響で、子供たちは減少していく傾向にあるかと思っております。

中学校においては、やはりここは、やりたい部活動ができないというような問題等も以前から課題となっております。今まさに地方創生のもと様々な施策を打たれておりますが、この問題の取り組みが進んでいると思われましても、現実問題として児童生徒がこの五つの中学校で奪い合うような形にはならないとも言えないと思っております。各学校特徴あるカリキュラムを組みながら、魅力ある学校にすることは大変有り難いことでもありますけれども、どのような枠組みの中で、この小中学校一貫教育が進められるかによって、地域の格差であるというのがますます広がって、そのことが教育の格差へとつながっていかないかが、先程来話をしておりますけれども、心配されるところです。こういった児童生徒の奪い合いになるようなことが懸念されるということとあわせて、現在そういったことを踏まえながら、部活動やその他の事情で校区外の小学校、中学校に通う児童生徒数が多数いるということも聞いておりますけれども、そのような数字も含めて答弁いただければなと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほども教育の格差の話が出ましたけれども、私自身も確かに教育の格差があってはならないと考えております。本来ならば、志布志市全体で一斉に小中一貫教育

というのを導入するということが一つの方法としてあるんだろうと思いますけれども、いきなりそのような環境で取り組むには、あまりにも課題が多すぎるという思いであります。

そういうことで取り組みを希望する小学校をモデル校としてまず取り組んで、いろんな成果、あるいは課題を明確にしながら、次の方向に進んでいこうかなど、そういうふうを考えておりますので、教育の格差ができるだけ無いように取り組みを進めていきたいと、そういうふうに思っています。

部活動関係の今の実態については、関係課長に答弁をさせます。

○学校教育課長（福田裕生君） お答えいたします。

本年度、小学校で学区外に通っている児童は160人ほど、中学生で20人ほどでございます。そのほとんどが親の就労場所、地理的理由、それから兄弟姉妹が通う同じ学校へ通いたいと、通わせたいという理由。それから、特認校などによるものでございます。

部活動を理由に、学区外の中学校に通っている生徒につきましては、5人おります。

以上です。

○3番（野村広志君） 思いのほか多いなと今感じたところでございますけれども、もろもろの事情があるかと思っておりますけれども、こういった学区外、学校選択制ですね、これをこのまま維持していくとなると、やはりどうしても学区外に出ていってしまうと、その地域、学校が守れないというような、守れないというかバランスが崩れてしまうと。認めている要因等もいろいろあるかと思っておりますけれども、学区外をどういった要件等、今幾つかありましたけれども、割と容易に学区外を認めるというか、当然勧めはしないでしょうけれども、そういった要因というのはあるわけですか。どういったルールの中で、ここまでは良くて、ここから駄目ですよというようなものというは、今説明があったそれだけでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 校区外の就学の変更については、毎月保護者の方からいろんな観点であがってきますけれども、例えば、保護者の就労の関係で、どうしても留守家庭になるので、この学校に通わせたい。あるいは地理に関する理由。自分の通ってる学校がちょっと遠いので、より近い学校に通わせたい。あるいは兄弟姉妹と同じ学校へ通わせたいとか、あるいは特認校とか、あるいは転居に関する理由とか、様々な理由がございます。そういうことが保護者の方からあがってきますので、このことについては、教育委員会、定例の教育委員会がありますので、その中で、それぞれ全部提案をしながら最終的には決定をしていくという、そういう過程を経ているところでございます。

○3番（野村広志君） 学校は地域のよりどころでありますので、しっかりとした政策の中で、この一貫教育を進めてもらいたいなと思っているわけですがけれども、この教育の推進を図っていく上で重要となる、地域との関係性についてコミュニティ・スクールの役割について、あわせて聞いてまいりたいと思います。この学区についても地域と一緒にやりながら、やはり考えていかなければならない部分もあろうかと思っておりますので、このコミュニティ・スクールを捉えながら、また聞いてまいりたいなと思っております。

学校環境に大きな影響を持つと思われております地域との連携の中で、今後このコミュニティ・スクールの果たす役割が大変大きくなってくると思われておりますけれども、先ほど、このコミュニティ・スクールについては、御説明いただいたところでございますけれども、現在モデル的に三つの学校で実施がされているということでございましたけれども、このコミュニティ・スクールについて取り組む考えに至った背景について、お聞かせいただきたいなということと、このことも全学校に設置をしていく考えがあるのか、あわせて答弁いただきたいなと思います。

○教育長（和田幸一郎君） コミュニティ・スクールの取り組みの背景ということでございますけれども、学校には今まで学校評議員制度というのがございました。基本的に学校というところは、家庭・地域の協力なしには教育活動はできないということで、今回コミュニティ・スクールが導入された背景としましては、学校が抱える様々な教育上の課題がどんどん増えていっているという、そういう状況の中で、これまで以上に学校と家庭と地域が緊密に連携をとる必要があるということで、コミュニティ・スクールの運営委員の方々に学校運営に参画をしてもらおう。これまでは、どちらかというに参加という立場でしたけれども、積極的にいろんな意見を述べてもらおうということで、よりいろいろ関わっていただくということが趣旨としてございますので、そういうことで、今回コミュニティ・スクールがいろんな所で導入されている背景があろうかと思えます。

平成26年度に「確かな学力の定着に向けた検討委員会」というのが設置されました。その中でも、「ぜひコミュニティ・スクールを導入すべきではないか」という声もたくさんございました。今年度は伊崎田小学校、原田小学校、志布志中学校で取り組みを始めたところですが、29年度も新たに導入校が増えるように、各学校に働き掛けをしております。現在のところ何校か、ぜひコミュニティ・スクールを導入したいという学校が増えておまして、教育委員会といたしましては、平成30年度をめどに市内全ての小・中学校にコミュニティ・スクールが導入できたらなど、そういうふうを考えております。

○3番（野村広志君） 全てで取り組みを進めていきたいということでございましたけれども、やはりこれ、先ほどの話の続きもございましてけれども、小中一貫教育の前提にもなるかと思えます。このコミュニティ・スクールですけれども、各学校、従来ある学校評議員制度が、このコミュニティ・スクールに変わっていくのかなと思うわけですが、この制度について、様々な御意見があろうかと思えますけれども、従来の学校評議員制度より一歩も二歩も踏み込んだ制度であるなど感じております。このコミュニティ・スクールの学校運営協議会は、法的にも大きな権限を持っているものと理解しておりますが、学校運営協議会を作ることによって、学校や保護者、地域の方々が子供たちの教育環境について共同で責任を負うというような状況が構築されていけばいいなと感じているわけですが、そこあたりについては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、児童生徒の生活の場というのは、家庭、学校、地域であり、そのい

ずれにおいても、より良い教育環境を整えることが必要であることは言うまでもありません。そのためにも、学校運営協議会制度の導入によりまして、家庭、学校、地域が一体となって社会総掛かりで、児童生徒の教育を担う必要があると考えております。

また、この取り組みで学校と地域の連携が深まることにより、学校の教育活動が活性化することに加え、地域の活力が増すことにつながっていくものだと考えております。

**○3番（野村広志君）** 学校運営協議会の責任の所在については、なかなか難しい問題であろうかなと思いますけれども、現実には保護者や地域住民による学校支援などに重点を置いた学校応援団的な取り組みになっているのがほとんどではないでしょうか。

では、本市で導入しようとするコミュニティ・スクールでありますけれども、各小学校、中学校の単位で設置されているものであると認識しておりますけれども、先程来お話をしております小中一貫教育の推進の中で、小学校単位で、このコミュニティ・スクールができるのが理想なのか、それとも広域に捉えて、今後進められる小中一貫教育を見据えて、その枠組みとして中学校単位で設置することが理想なのか、当局としては、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

**○教育長（和田幸一郎君）** コミュニティ・スクールの基本的な考え方といたしましては、各学区単位での設置が基本であると考えております。それぞれの小学校、中学校がコミュニティ・スクールを設置することで地域ぐるみの学校づくりが展開され、それに伴って学校、地域が活性化し、それがまた子供たちにとって、豊かな学びの場につながっていくんだらうと思います。

今後、小中一貫教育が導入されていけば、場合によっては対象校の学校運営協議会、つまりコミュニティ・スクールを一つにしてスタートすることも考えられると思います。

**○3番（野村広志君）** 常任委員会の方で、所管事務調査を先日してまいりましたけれども、山口県の長門市に行っていましたけれども、そちらの方でも小学校で、この学校運営協議会が設置され、中学校の方ではもうできていると。そこについても五つの中学校区の中で、みずゞ学園という形で名称を変えた一つの小中一貫教育の取り組みが先進的に進められておりました。その中では、当然小学校にも中学校にも運営協議会はございますけれども、小学校と中学校をつなぐ意味での小中連携運営協議会というのが更に設けられまして、連携強化を図っているというような報告があったところでした。ぜひとも、この小中一貫という教育を推進していく中では、当然そういったことも必要なことが出てくるのかなとも考えられますので、そういった情報等も入れながら進めていただければなと思っております。

また、このことは文科省の協力会議の報告の中にも少し触れられておりまして、地域基盤を従来の小学校単位から中学校単位に拡大して、コミュニティ・スクールによる新たな地域づくりを模索する思わくもあるようです。当然そういったことも情報として、しっかりと精査いただきまして、このコミュニティ・スクールにしろ、小中一貫教育しかりですね、取り組む必要があるのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、子供たちのために学校を取り巻く様々な課題を解決するために地域

の支援を得るという意識から、学校を良くすることが地域を良くすることにつながるという方向性をですね、このコミュニティ・スクールを設置することすることによって、地域に示すということは非常に大事なのかなと思っておりますし、地域と学校が双方向で関わりを持つことが必要であると思います。このことが基盤となって、先ほど教育長の方からの答弁がございましたけれども、9年間の一貫した教育カリキュラムを持つ、この小中一貫教育と連携を図ることが大変重要になってくると思われまますので、この二つの点については、まだまだ様々な課題や思わくがあるろうかと思っておりますけれども、本市が未来をつなぐ子供たちのためにという、決してブレてはならない成果目標として持ち続けていただきたいものだと強くお願いをしておきたいなと思っております。

では最後に、このコミュニティ・スクールと小中一貫教育について、総合教育会議の中で様々な議論がなされたかと思っておりますけれども、議論の経過と、至った結論について報告をいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議論の主な内容につきましては、コミュニティ・スクール校に設置する学校運営協議会の権限や、3校がモデル校となっているが市内全校で取り組んで欲しいといった意見もあったところがあります。

また、小中一貫教育につきましては、生徒数が年々減ってきたときの小中一貫教育の対応についてや、学校区を越えて通学できないかなどの議論があったところでございます。今後は、コミュニティ・スクールについては、3校をモデル校としまして、小中一貫校につきましては、1校を先行モデルとして取り組む予定としております。それらの推進につきましては、教育委員会と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

コミュニティ・スクールにつきましては、今年度3校でスタートしておりますけれども、平成29年度におきましては、現段階では8校、中学校は全てコミュニティ・スクールを導入したいと、これはあくまでも学校側がぜひしたいという取り組みを、手を挙げてもらっていますので、平成29年度については新たに8校導入を希望しておりますので、教育委員会としましては、先ほど申し上げましたように、平成30年度には全ての小中学校で導入できるように準備をしていきたいと、そういうふうに考えています。

また、小中一貫教育に向けた研究につきましては、各中学校区ごとの実情や、これまでの小中連携の推進状況及び学校長への意向調査の結果を踏まえた上で、1小・1中による中学校区であり、かつ隣接している伊崎田小学校と伊崎田中学校が小中一貫教育のモデル校にふさわしいであろうと判断しております。現在、同校区の保護者や地域住民を対象にした説明会を実施しているところであります。

まずは、この2校で研究・実践に取り組んでいきたいと考えており、平成30年度をめどに本市の小中一貫教育モデル校としての実質的な研究実践がスタートできるよう、平成29年度を準備年度と考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 先ほども申しましたとおり、未来につなげる子供たちのために、しっかりとしたかじ取りをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、11時40分まで休憩いたします。

○

午前11時27分 休憩

午前11時39分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、2番目です。真政志の会、平野です。よろしくお願ひします。

今回につきましては、先般、総務常任委員会の所管事務調査を行いまして、その研修先が防災関係ということだったものですから、その点で非常に勉強になった点が数点ありましたので、ぜひこの点については、本市でも生かしていただきたいなということで、防災関係、防災対策の項目で、その点について質問いたします。

また、御存じのとおり、南日本新聞の11月25日付けの記事の中に、人口減少対策で、また自治体に対して、「交付税を増額する」というような記事が記載されておりました。

これまでも移住定住につきましては、いろいろ質問をできておりますけれども、なかなか土地の確保等、難しい問題もあるのかな。そしてまた、進展が無いなというふうに感じているんですけれども、どうしてもこのままでは先に進まないということで、やはり何らかの改善策をやっていかないといけないんじゃないかなと思っております。

そういう中で、公的な側面だけではなくて、地域力、地域の民間力も活用した形での取り組みを推進していく時期に来ているのではないかなと、そうすることによって、また新たな財源の確保にもつながるし、地域の活性化という面にもつながっていくのではないかなと思っております。本日は、この移住定住対策、それと防災、この2点について、お尋ねをしたいと思っております。

それでは、最初に防災対策についてでございます。

通告書については、事細かく書いておりましたが、私の通告の仕方が若干まずくて、1点目の「自治会活動メニューに防災活動を盛り込む考えはないか」というところで、実際今もあることはあるんですけれども、ちょっとこれを防災メニュー、選択性になってるんですけれども、これはやはり活動の基本という形で位置付けている自治体がございますので、そうすることによって、各自治体が防災活動ということを積極的にやっっていく。そしてまた、できないところについては、模索をしていく。そういう形につながっていくのではないかなと思ひまして、1番目に持っけてまいりました。

近年、我が国においては、経験したことの無いような災害が多発するようになっております。地震災害としては、忘れもしない5年前に発生いたしました東日本大震災をはじめ、本年5月には熊本、10月には鳥取県中部、更に11月については、福島県沖で発生したところでございます。そしてまた、報道によりますと、この福島沖で発生した時の避難の在り方、これが若干課題になっているような報道もございました。非常に危惧させられる面ではないかなと思っております。

実際、被災があった場所でも年数が経過すると、やはり忘れられていくのかなということが若干気になったところでございました。

また、台風災害についても、近年上陸等は無かったわけなんですけれども、関東から北海道にかけて接近、上陸というような、これまで前例の無いようなコースをたどったことによりまして、多大な被害をもたらしております。

また、本県におきまして、数年ぶりになると思われる台風16号の上陸によりまして、降雨並びに暴風雨により、多大な被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

近い将来、南海トラフ地震発生も予想される中、自然災害に対して、どのように備えていくか。また災害発生時に自助、共助が必要と言われている中、どのようにこの意識付けを高めていくか。そういうところが今まさに求められているものではないかと感じているところです。

今回、総務常任委員会におきまして、岩手県盛岡市と秋田県男鹿市での調査を行いました。この調査を通じて、本市でも早急に導入すべきではないかと感じた点がありましたので、項目を追って質問をいたします。

まず1点目です。「自治会活動メニューに防災活動を盛り込む考えはないか」ですが、先ほども言いましたように、提案型活性化助成事業補助金と運営助成事業補助金と、うちは二本立てで自治会への補助を行っております。その中の提案型の中の12項目目に、自主防災活動の項目というのが、ちゃんと明記はされておりますが、これはあくまでも選択メニューという形になっております。ですから、今回の質問におきましては、これを運営助成事業補助金の中の基本メニュー、必ず取り組むことという位置付けにできないかということでございます。そうすることによって、防災活動への関心が少しでも高まればいいのかと思っております。

また、市の自治会運営マニュアル、こういう28年度版もありますけれども、この第1章をはじめとして、「自治会の持つ役割は地域づくりの大きな柱となっています。また、防災、防犯対策の観点からも自治会の存在意義は大きく、助け合い、支え合いの精神を形成する上で、人と人とのつながりの大切さが再認識されており、今後は更に地域を基盤とした自治会活動を行っていく必要があります。」と記載されております。

そしてまた、第2章の「自治会活動とは」というところなんですけれども、ここにも解決機能に、「防火、防災」というのがうたわれております。そして、自治会の活動と行事の項目の中でも、1番目に防災、防犯などの生活安全活動として、自主防災組織づくり等が記載されてはいるところです。

しかしながら、先ほども言いましたように、あくまでも選択メニューという形で取り組んでい

ない自治会も多数あるのではないかと危惧されるところであります。少子化、高齢化が進んでいく中、自治会を単位とする従来からの結びつきを最大限に生かし、自治会運営を行ってもらうことと、災害等の発生に対して、自治会としてどう取り組んでいくか。また、地域ごとにどのような問題があり、どう解決していくかなど、地域においては様々な課題もあると思います。その地域から、やはりその地域の課題というものを出示していただいて、それをまた市の方で模索をしていく、そういう取り組みも今後必要になってくるのかなと思っております。そうしていく中で、やはり全市的に自治会がこの防災活動を展開していくことが必要になってくるのではないかと考えております。

現在、提案型メニューで自主防災活動を選択している自治会数がどのくらいあるのかも含めて、市長の見解をお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

現在自治会の共生・協働のまちづくりや、地域活性化を図るために自治会提案型活性化助成事業を創設しております。この自治会提案型活性化助成事業は、最低限行っていただきたい総会や定例会等を行うことで1世帯当たり1,000円を助成する基本割と、花いっぱい活動、伝統文化等保存伝承活動、自主防災活動、交通安全活動や老人クラブ活動など、19項目の活動メニューを設定し、自治会の規模や活動数に応じて助成するメニュー割の合計で助成しております。

このような活動を通じて、自治会のコミュニティの形成に寄与していると認識しているところであります。このような中、議員御指摘の防災活動を必須項目することにつきましては、防災意識の高揚といった面言えば、大変効果があると思いますが、自治会運営の意識や、これまでの年間活動計画といった面もございますので、自治会の在り方検討委員会の中で意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

そして、平成27年度の実績につきましては、387自治会のうち、自治会提案型活性化助成事業を取り込んだ自治会は374でございました。このうち、自主防災活動を実施した自治会につきましては、約2割の74自治会が実績報告において取り組みを行っております。

なお、実績報告の中身を精査すると、19項目のうち6項目を行うと、満額達成と、満額助成ということになっておりますので、中には活動を実施しているけど、報告していないケースも多々見受けられるということでございます。

**○7番（平野栄作君）** 374のうちの74自治会ですか、これがどうなのか数値的にはあれですけども、これは男鹿市が今やっているんですけども、男鹿市さんも平成17年の合併時では、148町内会中24組織しかなかったということでした。それで、現在では全町内会の138組織全部に自主防災組織もできているということで、このやり方が、やはり基本に据えた形で補助事業を実施して交付事業をやっているということなんです。

うちなんかも、いろいろ自主防災組織設置についての補助金とか、取り組みについていろいろな施策を展開してきております。前も言いましたように、前回については校区単位での取り組みを数年かけてやってきました。そして、その後、自治会単位のものについては3年間今実施して

おりますが、これについても全自治会が取り組んでいるところではない。特に、このメリットというのは、自治会に無いものが購入できる。そういうメリットもあります。ただ、自主防災組織を設置している所でも、活動が停滞しているということも、この前の質問の中でも回答の中にはあったところです。

ですから、これをどういう形で意識を高めていくか。そして、よく市長も言われますが、南海トラフ地震等の発生というものが非常に身近に迫ってきている。そしてまた、熊本をはじめ、多くの地震が頻発している。そして、今まで地震というのは1回発生すれば、次の発生まで相当数の年月がかかっていたものが、数百回に及ぶ地震が継続して発生する等、今までにないような形での発生があるわけですよ。ですから、そういうものに対して日頃からどういう形で我々は備えておくべきか。それは地域にいる住民も考えないといけないことだし、行政としても、そういうものを構築していかなければいけない。その中で、やはり末端となる自助、共助という部分をどういう形でつくり上げていくかということに公助として、どういう形で今のうちにやっておくかということが非常に大切だと思うんですよ。そういう意味合いの中で、今実際、助成をやっているわけですから、新たに予算化する必要もない。ただ、この項目自体を見直すことが必要になると思います。ですから、このことについては、早急に取り組める問題だと思います。

それとまた、次のシェイクアウトのところでも言いますが、二つ三つ兼ね合わせてやることによって、毎回毎回継続して実施ができるというようなことにもなると思うんですよ。ですから、実施についても無理はなく、できるんじゃないかなと思います。もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、自治会提案型活性化助成事業では、374の自治会が提案型で取り組んでいるところでございますが、このうち自主防災活動を実施したということで、2割の自治会が実績報告をしているところでございます。

一方、自主防災組織の組織率につきましては、全体で言えば83.8%ということになっておりますので、大方が今言った報告の中で活性化事業の中で掲げているわけではないということであるようでございます。

今お話がありましたように、このことについては防災という面から、そしてまた、自助、公助の取り組みをするという内容からして意識を持って取り組んでもらうべきものだというふうには思うところでございますので、先ほども申しましたように、このことについては、自治会在り方検討委員会の中で方向性を探っていただいで進めてまいりたいというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** 十分協議をしていただきたいと思います。

男鹿市においては、地域コミュニティ支援交付金と行政協力事務交付金というのに分けられておりました。地域コミュニティ支援交付金という中で、自主防災活動事業、地域環境整備事業、地域文化継承事業、地区公園管理事業というような4項目があって、そして、行政協力事務事業については、広報誌等の配布、そういうものについて、分けてメニューを作って交付をされているというようなことでもございました。今までも数回、この防災については質問をさせてもらって

おりますが、自主防災組織は設置されてきても、年数等、あと年齢層によって、なかなか活動というものが活性化はしていないというのが実態ではないかなと。そして、これまでも、そういう答弁をいただいているところです。そろそろ危機管理室も今度提案されておりますけれども、やはりそういうところを設置するということになっていくと、そういう末端までが、やはり意識を持つことが必要になってくるんじゃないかなと思うところなんです。ですから、そういう意識を高めること。

それと、もう一点、今報告があったというようなことでありましたが、やはり各地域で活動することによって、今まで見えなかったものが見えてくると思うんです、避難にしてもですよ。避難をどこにするかとか、例えば商店街であれば、ビルなんかの倒壊によって避難路がふさがれるとか、そういう問題も出てくるんじゃないかと思います。そういうことを、こういう地域で活動することによって拾い上げられるんじゃないかと思うんです。そういうものを市の方で集約をしながら、どういう形で防災に生かしていくか、そういう取り組みにもつなげていけると思うんですが、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自主防災組織の組織率につきましては、83.8%ということをお話しましたが、その中で活動について極めて活発かなという所も、そうでない所もあるということでございまして、今後は、この自主防災組織の本当に活動については、積極的に活動できるような仕組みというものを構築していかなきゃならないということは考えているところでございます。

今お話がありましたように、危機管理室の設置を提案いたしましたので、そちらの方からの取り組みが深められるのではないかなと思っています。

そして特に、そのような自主防災組織の中で、自主防災組織資機材整備事業というものを設けて、それぞれの組織において、自主防災組織活動をするのに必要な資機材を提供するという事業を掲げているところでございますが、これについては、まだ7件ということでございまして、こういった面からも活動自体が積極的にされてないなというふうには考えるところでございます。こういった面からも取り組みを深めていただくような形というものを構築してまいりたいというふうに考えています。

○議長（岩根賢二君） それでは、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は、1時ちょうどから始めたいと思います。よろしく申し上げます。

○

午前11時59分 休憩

午後0時58分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○7番（平野栄作君） 自治会の在り方検討委員会の方での検討、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2項目目、シェイクアウトです。これは、一斉防災行動訓練という形で行われておりました。

盛岡市でやっていらっしゃるんですが、開催日を9月1日防災の日に、そして時間帯が午前11時という、みんなが取り組みやすい時間帯ということで設定されておりました。市内全域を対象にしまして、3万5,000人の目標に対して、当日は273団体の4万7,358人が実際に参加をされたということでした。ちなみに総人口29万6,558人ですので、15.97%、約16%近くの方が参加した計算になります。この訓練は、特徴としては事前に参加登録をするということになっております。この申し込みの方法はインターネット、散らし。そしてまた、散らしなんかに登録票が記載されておまして、それを配布しまして郵送、ファックス等で申込み可能ということでございました。

そしてまた、当日に実施ができない方々もいらっしゃるのを想定しまして、8月18日から31日の間を予備期間として、9月1日に実施できない方については、その時に実施をしてもらうというような内容でありました。

訓練の趣旨といたしましては、防災の日に合わせて地震に対する防災意識を高揚させ、市全体としての地域防災力の向上を図り、地震災害に関するリスクや地震発生時の安全確保行動の重要性について理解・促進を図るというものであります。

本市におきましても、訓練等はやっているわけなんですけれども、津波訓練に特化した形での実施が数年されております。山間部等におきましては、なかなかこの訓練には参加できていないのが実情ではないかなと思っております。もし、本市でもこのシェイクアウト等を導入することができたら、沿岸部においては沿岸部の避難の方法。そして、背後地においては、その地域に応じた避難の在り方等を実際自分たちで実施してみて、そしてまた問題点、そういうところを出していけるのではないかなと感じたところです。こういうことをやっていらっしゃる所、まだネットを見ても数件しかなかったようでございますが、早期に導入した方がいいのではないかなと考えたところです。市長は、この件について、どう思われるでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シェイクアウト訓練につきましては、全国各地で実施されているようでございます。

本市においては、地震津波避難訓練や土砂災害訓練を実施しているところであります。シェイクアウト訓練におきましては、短時間で負担が少なく参加しやすいということで、多くの方が参加され、また訓練に参加することによって、危険箇所などに気付き、対策につなげるきっかけになるようでございます。

本市におきましても、様々な訓練について調査研究してまいりまして、現実感のある緊迫した訓練に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） そうすると、この他に何か市長の方としては、訓練の在り方というのを模索していらっしゃる点があるのでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたように、本市において津波避難訓練や土砂災害訓練を開始しているということでございます。その訓練の他に、こうしたシェイクアウト訓練

につきましては、今の段階では考えていないということでございますので、今後各地の取り組み状況等を研究させていただきながら、このことについて、あるいは訓練に絡めてということにもなるかと思っておりますので、そのようなこともあわせて研究させていただければというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** 先ほどの質問にも関係があります。各種自治会の中においても、訓練をどうすべきかということが、多分大きな課題になっていくんだろうと思っておりますので、そういうものとあわせて考えていくと、取り組みやすい形での内容になるのかなと思っております。

それと、やはり実際にやってみて、何がその地域の課題なのかということをごその地域の方々が、やはり感じていかないと、実施するだけではなかなか問題解決にはつながっていかないと思っております。

そしてまた、このシェイクアウトの中には、一つの決まった避難の方法だけではなくて、それに合わせてプラスして自分たちで避難の内容等を考えた形で、プラスして行うというような訓練も任意として位置付けられておりましたので、ぜひ本市においても、こういうものを活用しながら市民の防災意識の高揚を図っていただければ有り難いのかなというふうに考えております。

それでは、よろしく検討方をお願いします。

それでは、3番目に入らせていただきます。

今回、危機管理室設置の案件が提案されております。南海トラフ等の地震が発生すると言われていた中で非常に喜ばしいことだと思っております。防災に特化した取り組みが期待できるころではございます。

そしてまた、設置されるということで、いろんな形で防災というものについての取り組みというのが、充実させていかなければいけないのではないかとと思うところです。

災害発生時におきましては、職員の参集、どうやって職員を集めるのか。そして、災害情報を収集、いろんな所で、いろんな災害が発生します。そういう情報をどういう形で一元化して集めるのか。

そして、市民の皆様方に対しての避難に対する情報等について、いかなる情報発信をしていくのか。そして、避難所の在り方、運営管理等をどのように行っていくか。そういうもろもろのことを一瞬にしてやっていかなければいけない事態になるわけでございますが、これを円滑に行っていかなければいけないということになります。

危機管理室等を設置して、その後に検討を進めなければいけない大きな課題だとは思ってはおりますが、市長としては、この点について、どのような取り組みを推進していかれる考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市におきましては、被災者支援システムを活用しまして、情報の収集・集約・共有を図ることということで、まずもって、それが必要かと思っております。

大規模災害時には、関係機関や地域の方々からの情報、消防団、ふるさと協議会など様々な方

面から収集した情報につきまして、システムを活用して管理してまいります。

ただし、情報発信につきましては、防災行政無線や行政告知端末、FM放送、安心・安全メールなどを活用して、速やかに情報を発信してまいります。

また、避難所の管理につきましては、避難所の管理に関するシステムを備えておりますので、避難所担当職員や消防団員からの情報を収集し対応してまいりたいと思います。

なお、今後は県や他の自治体の取り組みを参考にしながら、他のシステムの検討が必要かどうかということについても調査してまいりたいと考えております。

**○7番(平野栄作君)** 情報発信については、本市においては情報基盤が整備されておまして、非常に効率的に迅速に情報伝達ができるものと考えております。

しかし、前段でありましたように、そういうシステムが導入、そして、それをどう構築していくかということが大きな課題になっていくのではないかなと思っております。

盛岡市の場合におきましても、国の補助事業等を活用しながら、こういうシステムを導入されておまして、事業費としても9,000万円弱、そして運営費が毎年154万円程度かかっていくというようなことでした。

本市においても、やはりこういう危機管理室等ができていく、そうすると情報を一元化して集約しながら、そして、それを的確に情報発信をしていくと、そういうつながりが必要になってくると思っております。

また、先ほども言われましたが消防団との連携とかいうところをよく言われるんですけども、実際団員として活動している方々については、実際どういう形で消防団なりとの連携を図るのか、そこが非常に見えていない、実際自分たちの分団で何かが起こった場合、どういう形で招集されるのか。そして、我々は、どういう形で行動をしていかなければいけないのか、そこらあたりが明確に示されていないのが現状ではないかと思っております。ですから、そこらあたりのシステムの在り方については、早急に進める必要があると思っております。その点について、再度お伺いいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

先ほど被災者支援システムを活用しながら、情報の収集をするということでございますが、大規模な地震、あるいは津波等が発生した折には、極めて混乱の極みではないかなというふうに思ったところでございます。

しかしながら、その混乱の極みの中で、しっかりと、その支援、救済を担うべき機関が作られておりますので、その人たちが的確に委ねられている任務が遂行できるためには、地域防災計画がしっかりと計画がされている。そしてまた、それに基づくマニュアルが作成されて、そのマニュアルに基づいて訓練がされ、実態的な動きができるようなことを訓練していくということが大切かと思っております。そのようなことも含めて、この被災者支援システムを活用しながら取り組んでいくということになろうかというふうに思っております。

**○7番(平野栄作君)** 災害システムについては、導入がしてあるところですか。

○市長（本田修一君） システムにつきましては、阪神淡路大震災の際に大きな被害を受けた西宮市職員が被災者を支援するシステムを構築したと、更に東日本大震災での被災者支援業務対応で、その経験を反映したシステムとなっておりまして、避難所関連や倒壊家屋関連などのシステムが連携していると。そしてまた、り災証明発行もできるということをございまして、平成21年度導入で、初期費用が15万7,500円、23年度以降の保守費用が12万6,000円ということで、現在このシステムの導入をしているところをございしますが、幸いに導入後、現在まで稼働実績は無いところをございます。現在職員研修の日程調整を業者と行っておりまして、体制を整備しているところをございます。

○7番（平野栄作君） ちょっと私の方も、そのところは把握をしておりませんでした。盛岡市の方でも多額の経費を投入して実施をされておりますが、このシステムについても職員の取り扱いの研修、そういうものが課題だというようなことを言われておりました。

今お聞きしますと、大分安価な形で導入ということで、そしてまた、導入されてから相当時間が経過しているようにも今感じたところですが、実際災害が発生したときに、うちのシステムで、どの程度のものまでカバーできるのか、そこをちょっと教えてください。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今市長の方から答弁がございましたとおり、このシステムについては、導入をいたしているところをございます。ただ大規模な災害等が発生をしておりませんので、これについてはシステムは稼働というか、活用はされていないところをございますございます。

先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、毎年これについては予算化をいたしまして、導入以降、保守という形では支出をしてございます。これについては、避難関連のシステム、それから緊急物資管理システム等、それから倒壊家屋管理のシステム、そして要支援者関連のシステム等も導入ができるということではございますが、これについては、職員の方で実際こういった形でマニュアルを作成して、活用するんだと。実際こういうふうに入力をして、こういうふうに進めるんだということがなされておりませんので、本年度11月に職員の研修を予定しておりましたけれども、なかなか日程が取れませんので、12月中には業者の方と協議をいたしまして、この職員研修を行いたいというふうにございます。

やはり、いざ大規模な災害等があったときには、やはりこういうシステムを早く職員が稼働ができるような態勢は必要だろうというふうにはございます。

○7番（平野栄作君） 聞いただけの話でいくと研修先と、ほぼ似通ったような形での内容のかなとは思ったところでした。

私がかちょっと気になったのは、災害が発生した時の職員の参集というものについても、そのシステムに組み込まれていたように感じているんですけども、本市においては、それがちょっと出てこなかったのかなと思っておりますが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○総務課長（武石裕二君） 災害が発生をしたときに、いつ何時、どういう時間帯で災害が起きるかというは予測ができませんので、いつでも、そういう災害が起きた時には、初期初動で支所、

本庁、それから、市の職員危機管理防災ハンドブック等の中に決められた場所等、それぞれ職員が行くという配備になっておりますので、まず、やはり職員の安否ということが大事だろうというふうに思います。これにつきましては安心・安全メールということで、職員に登録をさせております。全職員には至っておりませんが、職員の登録数が270名ぐらいになっておりますので、安否確認のシステムについても、今導入ができるような形で本年度協議は進めているというところでございます。安否確認ですので、即行けるか、大丈夫かというようなところも、まずは、この安否確認の中に入れていきたいと思いますというふうに考えております。

**○7番（平野栄作君）** 大分そこらあたりについては、もまれて導入も早かったのかなと思っております。あとは職員の方々の活用、そして、とっさの場合に誰でもができるようなシステムにしないと、ちょっと意味がないのかなと思っておりますので、その内容については、私の方もちょっと勉強をさせていただきたいと思っております。

それでは、4番目の方に入らせていただきます。

今回の調査を通じまして、大分移動をしたわけなんですけれども、その移動の際、バスの中からよく見かけたのが、公共施設への案内表示なんです。各所に設置をされているわけなんですけれども、秋田、岩手、両県通じて主要道路においては、公共施設の案内標識が設置されておまして、また、それに避難場所表示と標高表示もあわせて掲示をされていたのが非常に印象に残ったところです。外から観光に来られた方々についても、とっさの場合の避難という時には、非常に効率的、分かりやすくていいのではないかなと思いました。このような表示板については、今後早急に整備が必要になってくるのではないかなと感じているんですが、その点について市長の見解をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市では、避難所看板を24か所の避難所に設置しており、標高表示板につきましては、沿岸部の主要な交差点を中心にNTTや九電の協力のもと、標高や避難方向を示した表示板等を電柱、自立柱にあわせて約130か所に設置しております。

避難場所や避難経路、標高表示などの設置につきましては、他自治体の取り組みなどを研究し、設置が必要な場所については調査を行い、設置に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

**○7番（平野栄作君）** 自分なんかも目にはしているところなんですけど、今回、本当車で走行している中から認識できる、こういうやつなんですけれども、避難場所とか津波でも大丈夫ですよとか、津波は駄目ですよとかいう表示までありました。これが道路を走行していくと頻繁に出てくるんですよね。ですから、主要道路を走っていると、ここにそういう場所があるんだというのが、とっさに一目瞭然で分かると、非常に分かりやすいなと思ったところです。

本市においても、学校とか行くと「避難場所」という表示はあります。でも、そこまでの経路というものについては、なかなか道路標識と一緒にこういう形で掲示がなされていないのが現状ではないかなと思っております。できれば、特に沿岸部については、この地帯は津波の危険性も

高い場所でもあります。そういう中で、高台への誘導という形の中で、こういう掲示を段階的にずっと設けていくことも必要になってくるのではないかなと思います。その点、再度お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま議員御指摘のとおりだというふうに思うところでございます。

設置が必要な場所につきまして、設置に向けて取り組み行ってまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしてください。それとあと、分かりにくい所については、いろいろ見ると、ずっと連動しての表示が望ましいと言われておりますが、なかなか土地の関係で、それができないというようなことも言われているようですので、できたらそこらあたりも含めた形で、分かりやすい形で、いざという時には誘導できるような形での表示というものをぜひ今後検討していただければいいかなと思います。

それでは、防災対策については最後になりますけれども、よく地震が起きた時、家庭内で家具の転倒防止とか、テレビなんかの落下防止のグッズ等がよく言われております。しかし、なかなかこれを自分で手に持って、買おうとか、これを買に行こうとかいう意識に至るまでには、相当な経費が必要ではないかな、なかなかそこまでなれないのが普通の方々ではないのかなと思っております。前もちょっと質問の中で、この実施をしていらっしゃる方々について、お尋ねをしたこともありましたけれども、当地区を見ても、そこまでやっという方は、非常に少ない状況です。ただ、実際自分たちが寝ている所、そういう所をやはり再点検し、もし地震が夜中に発生した時に転倒した家具でけがを負うとか、避難が遅れるとかいったことが無いように、こういうことも継続して普及啓発をしていくべきではないのかなと思っております。

本市におきまして、防災等についてのNPOもあります。そしてまた、市報とか、いろいろな形での啓発ができます。そして、できたら大きな催しの中で、そういう関連コーナー等も一緒になって協力団体等を設置しながら、そういうものを市民へPRしていく。そして、自分たちが自分たちの家屋の中で避難の妨げにならないように、そういうものの商品等の紹介もしていく、そういう取り組みも、この防災の中では必要になってくるのではないかなと思っておりますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地震発生時には、家具の転倒により下敷きになったり、高い所から物が落下してきて、頭部に重大なけがを負ったり、ガラスなどの飛散により負傷すれば、避難することが大変困難になるため、家具等の転倒防止や、ガラス等の飛散防止等の対策は重要でございます。

自主防災組織や消防団など、地域で声を掛けあったり、各種行事等で、どのような商品があるかを紹介するなど、多くの市民に対策を講じる機会を与えられるような取り組みについて、他の自治体も参考にさせていただきながら努めてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 自分なんかも、消防で今回消火器の詰め替え等の点検に回ったんですが、大体3年に1回ずつ実施しておりますが、年々設置率が低下してきているのを危惧しているところです。

それと、やはり使ったことが無いからいいわけなんですけれども、1本の詰替料とか消火器1本が幾らとかいう形になると、なかなか出費に抵抗があるのかなと考えますが、やはり、いざというときを考えると、どうしても設置しておくべき物ではあると思っています。ただし、なかなか強制的なことはできないわけです。ですから、常日頃からそういう意識を持っていただく。そしてまた、実際に使われた方々の体験談とか、そういうものもやはり必要なのかなと。我々も実際は使った経験がありますので、そういう方々には、そういう経験もお話をしながら次の機会には絶対設置をしてもらうような方向で、お話をしているところではございますが、常日頃からこういう物についての普及啓発は必要ではないかなと思っています。

そしてまた、近年におきましては、高齢者の一人暮らし世帯が増加をしてくれています。そういう中においても、自宅の中という、自宅は認識できても、自宅の中がどうなっているかというところについては、第三者は把握はできないわけなんです。ですから、そういうところについても相談があれば消防団でも行って説明をして、どういう物があるんだよというようなことが紹介できるようなシステムも早い段階から構築をしていかないと、一斉にとすることは、なかなか難しいと思ってる所なんです。ですから、いろんな組織、いろんな媒体等を活用しながら、こういう部分、小さいことだとは思いますが、やはりこういうものが、いざという時に命を救う大きなものになっていくのではないかなと思っていますので、この点について、どうしても早急に対応していただきたいというふうに考えるところです。

再度、市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害は、いつ起こるか分かりません。特に深夜、寝ている時に発生した場合、寝ている場所の周りに家具等があり転倒すれば、寝ているわけですから逃げ遅れて下敷きになる可能性が高いということになります。

したがって、日頃から寝ている場所の周辺に転倒や落下など、危険な物がないか確認し、危険を取り除いておくことが大切ではないかなと思っています。そのようなことにつきまして、安心・安全まちづくり指導員というのもございます。また、当然今お話がありました消防団の方々の協力も得ながら、高齢者の方々の自宅を回ったり、そしてまた、高齢者の方々の集まりであるサロンで、講話を行ったりしているということでもありますので、それらの機会を利用しながら、今ほど述べました御自身がどこに寝ているか、そして、寝ている環境はどうなのかということの確認や、それを免れるための防災グッズの紹介ということで、そのような取り組みをしているということでございます。

今後も更にこのことについては、今お話がありましたように、年々低下しているということもございましたので、改めて積極的に取り組むよう、お願いしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） この問題については、なかなか浸透させるというのは難しいことだと思いますけれども、でも、やっておかないと大変な災害につながっていく、被害が出てくるということになろうかと思っています。

今回、五つの項目に分けて、この防災については、お尋ねをしましたが、実際第1項目の自分たちの地域の中で、自分たちでお互いが啓発し合いながら、そして、もし何かがあったときは、共助の力で命を守っていく、そういう取り組みというのが本来ならば基本になっていくのではないかなと思っています。

ですから、そういうところに力点を置いた形での補助の在り方、そういうものも、ぜひ今後構築をしていって、もともとあった結（ゆい）の絆を再度復活させるというか、そこが原点なんだよというような形で、この防災だけに特化したものではなくて、全てのものに共通すると思いますので、ぜひその方向で取り組みを迅速に進めていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

この移住定住対策についてですが、3番議員の方からも先ほどもありましたが、非常に厳しいのかなと思っています。

特に、農村部においては、市街地には結構家が建って貸家等もあるわけなんですけれども、我々の住んでいる背後地となります農村部におきましては、家を造る場所が無いというような大きな問題があります。ここに家を造って子供たちと一緒に生活をしたいという希望があっても、その土地が無いというのが実情でありまして、これまでも数回取り上げさせていただいております。特に農振地域、それと畑かんの整備、そういうものに伴いまして、家を造る土地が限られてきている。また、今後においては、一層拍車がかかっていくのではないかなと思っています。

冒頭にも申し上げましたが、11月25日付け南日本新聞に掲載されておりました「人口減少対策に成果を上げた自治体に対して、地方交付税を手厚く支給する」というようなものもありましたが、これを実現していくためには、市単独の施策だけではなくて、やはり地域力も交えた形で、これを進めていかないといけないのではないかなと個人的には考えているところです。

本市におきましては、志布志港が今後も更なる拡充を見せ、そしてまた、東九州自動車道、都城志布志道路開通、そういうことによって大きく発展が期待されると思っておりますが、それに伴い、定住促進も若干は図られていくと思っております。しかし、背後地、農用地におきましては、後継者については若干の窓口は開けましたが、それ以外の方々については、非常に厳しい部分が想定されております。その中で、農村部を見渡しますと、廃屋、空き地、そういうものが非常に目立ってきているのが現状です。そして前、質問いたしました時にもお答えは「個人のために、なかなか市として手を出すことはできない」というような回答もありました。

しかし、今後これ以上地域を疲弊させないためには、そこに住む地域の方々も一緒になって協力をし、移住定住に取り組んでいかなければいけないと思っております。そういう中で、やはり市が窓口となって、その糸口を作っていかなければいけないのではないかなというふうに考えるところです。

地域活性化を望む、そういう自治会、あるいはその地域の方々、そういう方々の声を受けて、その地域と一緒にあって、その地域を開拓、地域の方々を所有者の方々を説得して、土地を

市に提供してもらおう。そういう所を市が今度は整備をして、そこに住宅を建てていく、そういうことも考えられないものだろうかと思いました。その点について、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨今の少子高齢化に加えまして、過疎化に伴い、本市の人口におきましても毎年減少しているところであり、特に農村部につきましては、顕著なところでもあります。そのような中、昨年「志布志市まち・ひと・しごと ころろざし創生戦略」を策定しまして、様々な取り組みを実施しているところでもあります。

都市住民向けPRプロジェクトとしてホームページやSNSを活用した移住者向け情報発信や都市部での移住セミナーへの参加のほか、お試し移住体験ツアー、更には地域おこし協力隊活用事業などに取り組んでおります。

また、移住定住拡充プロジェクトとしまして、移住定住促進事業補助金や空き家バンクの推進、空き家リフォーム助成事業補助金、定住促進住宅用地の分譲などの事業を展開しているところです。特に、住宅用地の確保といった面につきましては、不動産業者や建築業者などの専門業者の入りにくい中山間区域などの農村部を中心に、小学校の通学に支障を来さない範囲で、一段の区画を形成する場所での事業展開を実施しており、議員御提案の件につきまして、現在のところ、まだ考えていない状況でございます。

○7番（平野栄作君） 今、地域を見ていただければ分かると思いますけれども、どんどん元は集落と言われていた所が虫食い状態になってきております。ほとんどの方が外に出ちゃって、そこに財産としての価値はあるんでしょうけれども、空き地、空き家、そういうものが点在してきている状況です。

そして、その地域も高齢化が進んでいって、あと十数年した時に、その地域に何人いらっしゃるのかなというようなことも危惧されるわけです。そういう中で、今いる地域住民の方々が、そこにいらっしゃった方々の財産について相談を申し上げながら、市に移譲、あるいはまた購入等、譲ってもらったり、そういうことを交渉しながら、その地域をまとめていく。そして、その土地について住宅地として活用を進めていく、そういうことをしていかないと、今後は、もうどうしようもなくなっていくのが、もう見えているんですよね。実際帰ってきて家を建てたいという方がいたとしても、実際土地が無いというのが実情です。そういうものに対してどうするのか、できないでは済まされない問題じゃないかなと。できる所から手をつけていかないといけない。そこまで来てるんじゃないかなと思うんです。

そしてまた、市単独で移住定住、地域の活性化もですけども、やはりそこにいる方々が、やはり自ら手を挙げていくようなシステムを構築をしないといけない時代にきているのではないかなと思っております。そこで、その地域、少ないかもしれませんが、ですけども、そういう取り組みをできるような体制づくりを市の方で進めていただいて、そして、そういうところの意欲のある所については、市が一緒になって、そういう事業を進めていく。そういうものも早い段階で考

えておかなければいけない大きな問題だと思っております。もう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような住宅用地として、市の方で取りまとめを行ったとしても、住宅用地としては集落内でも点在していると。そしてまた、販売ということになっても、なかなかすぐには売れる見込みが少ないのではないかなというふうに考えるところであります。

そしてまた、土地の取得並びに住宅の解体、用地の整備及び維持管理に多額の費用が生じるといった問題も生じてくるのではないかなと思えます。なお、売れる見込みがあるとすれば、所有者の方と購入希望者同士が、相対で交渉すれば済むのではないかなというふうに考えますので、市としましては、空き家バンク等を活用して紹介する方が効率的であると考えているところであります。

また、空き家などの固定資産につきましても、無償で提供するというお話もいただくところですが、現在のところ、公共の施設等で活用できる場合では無いというふうにお断りしているのが現状だということでございます。

○7番（平野栄作君） 確かに厳しい所はあると思いますが、でも、実際自分たちの足元を見たときに、じゃあ果たして、そこに住みたいという方にどうすれば対応できていくのだろうかということを感じておられるんですね。

あと、ここ数年した時に本当にどうなっていくのかなということを感じます。ですから、一方的に市で出せと言っているわけじゃないんですよ。校区でもいいでしょう、そして、その地域でもいいでしょう。やはり一緒になって市ができる所はどこなのか、その地域住民がやらなければいけない所はどこなのか、そういうことも話し合いながら、じゃあどういう形で利活用していくか、じゃあどういう形で後の居住者を決めていくか。そういうこともやっていかなければいけないんじゃないかなと。このままでは本当に、どんどんどんどん人は少なくなって行って、にぎわいはなくなっていく、「にぎわいが協奏するまち」ではなくなるんじゃないかなと、地方については思えるところであります。

確かに経費の問題はあります。ただそこは100%市におんぶするのではなくて、地域でそういう形で活性化を目指したいという所があれば、そういう所を育成していく手段も何か必要になってくるのではないかなと思うんですが、再度その点について、お聞かせをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度から志布志市シルバー人材センターで空き家調査をしてきております。その中で、例えば原田校区においては、517戸を対象に調査しまして、そのうち110戸が空き家だということで、空き家率が21.28%になっております。このような空き家になっている住宅については、私どもは、はじめに申しましたように、リフォームの助成事業というものや、それから、移住定住される方については、別途移住定住の促進事業補助金というものを設けておりますので、そちらの

方を活用してもらって定住につなげていただければというふうに思うところがございますが、市がそのような空き家について買収していきながら、整備していくということについては、先ほどから申しますように今のところは考えていないということがございますので、そのような貸し手、または売り手と、それから新しく入ろうとする人のケースがございましたら、私どもの今の手持ちの事業で対応できる所については、積極的に対応していきたいというふうに考えますので、ぜひ私どもの方に御相談していただければというふうに思うところがございます。

○7番（平野栄作君） 空き家の活用とか、そういうのは分かるんですよ。分かるんですけども、ほとんど廃屋に近いところが点在してきている。

そして、まわりは全部農地なんです。そういう実情は今後改善はできないのかと。前あった、そういうにぎわいのある、そういう自治会とか、そういうものを創造していくときに、やはりその地域があったわけですので、そこに再度そういうにぎわいを呼び戻したいと、私自身としては、そういうものできないものかと非常に考えているところです。

確かに、これを100%市の方でやるとなると多大なる経費の支出になりますので、それは自分自身もそこまでは求めておりませんが、その地域と一体となった形で、新たなる何かの打開策を見出すべき時期に来ているのではないかなと。ですから、そういう状態としてはあるわけですので、できないではなくて、何かできる方向というものの検討というものについて、私としては、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、もう一点そこをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話があったような中山間において、空き家が点在している。そしてまた、その空き家においても廃屋同然になってきているということについては、先ほど少し空き家率のお話をしましたが、そのような調査結果、そういったことは市内全域に渡っているということであろうかと思えます。それを、じゃあそのまま放置しながらいくのかということにつきましては、私自身も何らかの対応をしていきたいなというふうには思うところがございますが、もともとそういった地域が発生した原因を考えると、そこはやはり極めて狭い山地の中の住宅地であったり、それから小学校が遠かったり、お店が遠かったり、あるいは街部に出て行くのに遠いとか、そういう非常に交通に不便と。それからまた、環境的にも様々な生活に不便な地域ではないかなというふうに思っております。

そのようなことから、それでは市として、積極的なそのようなものに対応するとなれば、いわゆるコンパクトシティみたいな形での、ある一定範囲で、小学校を中心としたある一定範囲での対象家屋については、考えることはできるのかなというふうには思うところがございます。現段階では、まだそこまで進んでおりませんので、今のお話を承りまして、そのような形での今後の研究調査というものについては、進めてまいりたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 確かに、市街地から遠い所にあります。でも学校までは近いです。そういう所もありますので、過疎地全部対象にということではなくて、やはり地域で、そういう思いを持ってらっしゃる所があると思うんですよ、にぎわいを取り戻したいなど。今我々もふるさとづ

くり委員会等で一生懸命地域発展のために頑張っております。その中で、やはり課題というのは、人がいないということ、マンパワーの不足なんです。その中で、やはり地域に人を呼び込むには、どこに呼び込むか、呼び込む土地が無いわけです、まずそこなんです。でも、土地はあるんです。それをどう生かしていくかということのを常日頃から考えるものですから、今回質問としておりますけれども、なかなか難しいというのは重々承知はしておりますが、今後を見据えた時に、どうしても、この問題は避けて通れない。畑と畑の間の1画が山林になって、そのまま放置されるという状況が、もう見えておりますので、そこを再度復活させて、そこに居住区を設けて畑地を耕作していくようなシステムというのを私は望めないかなと思って、次の質問に移ります。

先程来言いますように、なかなか人がいない、そして、よく言われることが「仕事が無い」ということをよく言われております。その中で今言ったように、その集落、集落で、今まで先人たちが持っていた土地があります。そして今、時代の流れの中で農家が少なくなってきて兼業もいなくなり、そして、その畑、田んぼ等については人に貸しているという状況が出てきております。

しかし、その集落内の土地をまとめたとなると、相当な面積になるのではないかなと思っております。そして、その集落については、先ほども言いましたように、そういう土地があるわけなんです。整備すれば、相当数の人が住めるような土地は確保できるわけなんです。

そして、そこに仕事が無いのであれば、仕事を逆に作るようなシステムを持ってくればいいんじゃないかなと思っております。私も農林水産業の活性化の方で委員になっているんですけれども、その中の資料をもらった時に、この集落営農組織を作った団体のコメントがたくさん載っております。その中で、やはり「先人が残してきた土地をこのまま失いたくない」と、「守り抜いていくんだ」ということで、そういう営農組織を作って頑張っていってほしい所もあります。

我々の所を見ますと、まさに、そういう地区が多くなってきていると思っております。しかし、集落営農といっても言葉では簡単ですけれども、実際資金の問題であったりとか、土地はあるかもしれませんが、資金の問題であったり、どうやっていけばいいのか、そういうことで、大きなネックになっていっているような気がしてなりません。そういう中で、やる気のあるところがあれば、集落営農とか、いろんな形で取り組んでいけるようなシステムがあると思うんです。そういうものの情報提供をしたり、後押しをするようなことを市がやっていっていただけるようなことは考えられないかと思うんですが、その点について、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落営農につきましては、集落のような支援団体を単位としまして、様々な農業生産過程の一部、または全てを共同で行う組織であります。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など、多様な形態があるところです。

本市では、今年度夏そばの生産組合を任意組織であります。集落営農組織として立ち上げたところあります。県でも営農組織の運営支援に取り組んでおまして、集落営農の前段階ではありますが、農業地利用改善組合が平城、上門地区で発足しました。発足にあたりましては、事前の準備段階から市も関与しております。

集落の組織を立ち上げることになると、その地区での話し合いが必要となりますが、人・農地プランや、農地中間管理事業、多面的機能支払交付金事業など、複数の事業の検討も必要というふうに考えられますので、その地域の特性を生かすためにも、個別に対応していかなければならないというふうに思います。県とも協議しながら、今後も取り組んでまいります。

また、集落営農組織が創設されることになると、オペレーターなどの雇用も生まれるのではないかなというふうに考えられますので、今お話がありましたように、働く場がそこに創設されるということになろうかと思えます。

○7番（平野栄作君） もう、今は待っている時代じゃないなと思います。攻めていく時代が変わってきているのかな。だから、今まで行政頼りだったところ、そういう行政に頼っているんじゃないかって自分たちで開拓をしていく、そういうことになろうかと思いますが、いかんせん情報量が足りないと思っております。ですから、そういう情報の発信。そして、そういう手助け等ができるようなバックアップ体制をぜひ築いて欲しいなと思っております。

先ほども言いましたように、この中で高齢化等で個人で農地を維持していくのが困難な状況となってきたため、集落内で話し合いを重ね法人を設立をしたとか。あとは、担い手不足や耕作放棄地の増加に対する危機感が高まり、集落営農組織を設立をしたと。そしてまた、我々が今抱えている問題としては、人口減でコミュニティも不足してきております。そして働く場も、帰ってきて働く場も無い、それならば、自分たちの足場を中心にしながら、そこに働く場を自分たちで考えて作って、そこに集落出身の方でもいいです、まずは。そしてまた、大きくなっていくと、そこに先ほど言われたオペレーター作業として定着してもらう方を外部から導入する。そういうシステムもできていくと思うんです。ですから、できない、できないでは前に進まない、できるところから何かをやりながら、この移住定住ということをもう1回足元を見ながらですよ、今あるものをどう生かせば、どういう形で、それにつながっていくのか、そこを道筋を立てて実施していかなければいけない。そしてそれには、そこに住んでいらっしゃる地域の方々も一緒になって参画をしていく。そういう形での取り組みが必要になっていくのではないかなと思っております。

言われるように、このまま何もしないでいくと、十数年した時には、本当に何も無い、誰もいない集落というのが発生をするのかなと思っております。今、当地区でも15の自治会がありますけれども、子供のいない自治会がほとんどになってきております。そして、その次には人のいない集落が増えてくるんじゃないのかなと。じゃあ、その前に何をするのか、それでは自分たちも、やはり何かをしていかなないといけないという気付きも必要です。そしてまた、それをバックアップする体制も必要になると思っています。その中で、市としても何がしかの手立てを考え、そして、バックアップをすべき組織、そういうものが必要な時期になってきているのではないかなと思うんです。

最後に、もう一度市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

各地域で、それぞれの課題があろうというふう考えております。その課題を解決していくために、集落営農が必要ということにすれば、その支援につきましては、県とも協力しながら当たっていきたいというふうに思います。

今回の質問のように働く場の確保も必要なのだということで、その確保をしながら定住をしていく。そしてまた、集落の維持をしていくということで、経営的な面も大変重要な観点となりますので、そのことについても取り組んでいきたいというふうに思っています。

そういうことで、そのような流れになるとすれば、様々な組織化の支援というのもございますので、そしてまた、農業用機械等への支援もあるということがございますので、先ほど申しましたように、具体的な展開があれば、私どもの方に相談していただければ十分対応していきたいというふうに思っております。

**○7番（平野栄作君）** 今までも多面的機能支払交付金事業とか、いろんなもので県のものはあるんです。ただそこを気付いて、それを線で結ぶと、また面白い発想につながると思うんですよ。点のままだと点だけです。その所だけです。ただ、これをつないでいくと結構面白い施策につながるんじゃないのかなと個人的には思っています。

今後ますます疲弊が懸念されるわけなんですけれども、それを阻止していくのは、やはりそこに住んでいらっしゃる方々だと思います。そこで知恵を出しながら、そしてまた、市と協力しながら何らかの対策を講じていって、そして一緒になって、この地域を盛り上げていく、そういうことを早い段階でやっていただきたいなと思って、今回こういう質問をさせていただきました。

市長の方が前向きなお考えですので、今後の展開を非常に期待しております。

これで質問を終わります。

**○議長（岩根賢二君）** 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。



午後1時56分 休憩

午後2時09分 再開



**○議長（岩根賢二君）** それでは、会議を再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

**○13番（小野広嗣君）** それでは皆さん、こんにちは。大分お疲れでしょうけど、お付き合いのほどをどうぞよろしくお願いを申し上げます。

公明志民クラブの小野でございます。

早速、質問通告に従って、順次質問を行ってまいりたいと思っております。

はじめに、無電柱化への取り組みについて質問いたします。今年度の国の第2次補正予算には、無電柱化の推進と、交通安全対策に187億円が盛り込まれております。電柱は、通行空間の安全性、快適性の確保、良好な景観の形成、道路の防災機能の向上などにとって、大きな阻害要因となっ

ていることが指摘をされております。その解決策として部分的にでも無電柱化の推進が求められております。

特に、本市においては、志布志支所や商店街へ通じる新町通り、上町通りの道路状況は狭く、街中での離合が難しい現状にあります。同時に歩道も極めて狭く電柱を避けるため、歩行者が狭い車道にはみ出して通行しなければならず、車両と接触する危険性が高くなるという現状があり、歩行者の安全対策も急務であります。そこで、まずは志布志支所を中心にして、新町通り、上町通りの無電柱化を図る考えはないか伺います。

次に、インフラ老朽化対策について質問いたします。

9月定例会においても、公共施設等の適正な管理について質問をいたしましたが、今回は少し角度を変えて、引き続きこの問題について伺いたいと思います。

11月8日朝に、福岡市の中心部、JR博多駅前で突然起きた大規模な道路陥没は大きな衝撃を各方面に与えました。インフラの老朽化が進み、至る所で陥没が相次いでおり、専門家は「どこでも起こり得る」と警鐘を鳴らしています。人口減少や過疎化が進む一方、限られた資金で、どのようにインフラを維持、管理するかが大きな課題となってきた中、本市で悲惨な事故を起こさないために適切な公共施設の維持管理に、今後どのように取り組むのか伺いたいと思います。

あわせて本年3月定例会において、緊急輸送道路下の空洞調査をする自治体が増えている中、「市が選定している緊急輸送道路の空洞化対策を検討すべきではないか」と質問した際、市長は「今後の老朽化を考えると、更に事故が発生する可能性が高くなり、600万円ほどで調査事業ができるとすれば、計画は立てたい」との答弁でありましたが、その後の検討状況について伺いたいと思います。

次に、高齢者の交通事故防止対策について質問いたします。

ここ最近、高齢者が加害者になる交通事故が報道されています。事故原因の一つに認知症が疑われるケースも多いようでもあります。65歳以上の運転免許保有者数は、年々増加の一途をたどっており、その影響もあり、高齢者ドライバーが加害者となる悲惨な死亡事故も増加傾向にあります。高齢化の進展で、高齢者の交通事故が増加していく中、市としてもこれまで以上に安全対策、防止対策に取り組まなければならないと思いますが、現状をどのように認識をし、対策を講じようとしているのか伺いたいと思います。

次に、いじめ問題について質問をいたします。誠に残念なことではありますが、本市の中学に通う2年の男子生徒が同級生7人から集団暴行を受け、約1か月入院していたことが、10月21日に一部のテレビや新聞で報道をされました。生徒が心身に大きな被害を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定されている重大事態となりました。保護者説明会もありましたが、いじめが発生した後に対処することも大切ではありますが、いじめを起こさせない社会づくりに努めることは、私たち大人の責務であると思います。既に、いじめ防止対策推進法の施行から3年余り経過しましたが、この間の本市のいじめ問題に対する取り組みについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず第1番目の無電柱化についてのお尋ねについて、お答えいたします。

電柱の無電柱化につきましては、国の無電柱化に係るガイドラインに沿って、景観・観光、安全・快適、防災の観点から全国で整備の声が挙がっているようでございます。小野議員からの御質問にあります新町通り、上町通りの無電柱化についてですが、近年の車両の大型化により、朝晩の通勤時やお昼時などで通行に支障を来している時間帯もあるようです。

しかしながら、この取り組みについては、電線管理者との調整が必要であり、車両や歩行者の安全性及びこの地区の商店街活性化対策との調整も含めて、今後関係機関と連携を図りたいと考えております。

次に、インフラ整備、公共施設等総合管理計画についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

現在、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減及び平準化を目的とし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進の基本方針を取りまとめるものとして、志布志市公共施設等総合管理計画を策定中であります。

平成26年度より公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込額を算出するために、固定資産台帳の整備を行ってまいりました。今年度は整備した固定資産台帳のデータを基に、公共施設の現状把握、将来の更新費用の推計を行い、全庁的な取り組み体制により、今後の基本方針の設定を進めてまいります。策定後は、本方針に基づき適切に公共施設の維持管理に努めてまいります。

次に、インフラ整備についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

突然発生する路面の陥没については、人命に関わる重大な事故につながる危険性があると。そして、安全性と信頼性の高い道路交通を確保するため、いかに路面陥没の発生を防ぐかが重要であると認識しております。

本市には、その他の緊急輸送道路とし、市が選定した県道2路線、市道10路線、農道1路線の合計13路線が選定されております。路面下の空洞調査は、災害時にも安定して機能する道路ネットワークを確保する上で必要なことから、来年度より計画的に調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の交通事故防止についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

本市における高齢者の交通安全対策につきましては、県の交通安全教育車「さわやか号」を活用した交通安全教室や、安全安心まちづくり指導員が高齢者サロンで交通安全についての啓発活動を実施しております。

また、運転免許証自主返納支援事業におきまして、運転に不安を感じ、また運転免許証を自主返納された方を支援しております。更に、今年度は内閣府の事業を活用しまして、高齢者安全運

転推進協力者養成事業を実施しまして、高齢者交通安全指導員の養成を行いましたので、参加者には、今後、地域の高齢者の交通安全教育を行うなど、交通事故防止に努めていただくところがございます。

交通安全計画におきましても、高齢者の安全確保を最重点項目に掲げて、国と県と共に一体となった取り組みを行い、また他自治体の取り組みを参考にしながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、中学校のいじめ問題についてでございます。

お答えいたします。

平成25年6月28日に、いじめ防止対策推進法が公布され、本市におきましても、平成26年12月に志布志市いじめ防止基本方針を策定しました。

いじめの問題を学校だけで考えるのではなく、全ての市民が連携して取り組むことにより、市民一体となった住み良い志布志のまちづくりにつながるものだと考えております。

自治体を預かる首長といたしまして、いじめは絶対に許されない行為であり、1件でも多く発見し、早期の解決を図り、より良い人間関係を構築することを切に願い、いじめの未然防止に向けた対策を徹底していただくよう、教育委員会にはお願いしてきたところでございます。

具体的なことにつきましては、この後、教育長から答弁させます。

**○教育長（和田幸一郎君）** それでは、いじめ問題について、お答えいたします。

いじめについては、学校の大小にかかわらず、軽微な段階で1件でも多く発見し、1件でも多く解決することを前提に、未然防止に向けた取り組みを推進しております。

学校では、いじめがゼロであるということより、1件でも多く発見して解決できたことが信頼につながることを指導しているところであります。

また、各学校においても学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年P D C Aサイクルに基づく内容及び取り組みの改善を図っております。

教育委員会では、志布志市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織として、志布志市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、年2回開催しております。同様に学校で重大事案が発生した場合の事実関係の調査や、より専門的な立場から対応等を協議する機関として、志布志市いじめ問題専門委員会も設置し、必要に応じて開催をしております。

その他、管理職研修会や生徒指導主任研修会等で、毎回いじめ防止に関する指導をしております。

また、いじめ問題を含め、児童生徒の抱える背景や内面を理解し、様々な問題の発生を防ぐために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、多くの大人が一体となって児童生徒を見守ることができる環境を築けるよう配慮しています。

教育委員会といたしましては、いじめ問題は今後とも重大な課題であるとの認識に立ち、不幸な事態が発生することのないよう、学校、地域、関係団体との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** それでは、電柱の地中化についてから、順次質疑を行ってまいります。

まず今市長の方から簡潔にお答えをいただいたところであります。全国でガイドラインに沿って、電柱の地中化、その整備に向けて動いているということでありますが、ガイドラインが出たのは大分前でありまして、今この電柱の地中化へ向け議員立法で、推進基本法を上げるということで、2年前にその方向性が出て、選挙の絡み等があつてなかなか進まなくて、本来は本年上がってくる予定でありましたが、参議院選の影響等もあつて、多分、来年この推進法が提案されて国会で成立すると。これは自公も、しっかり申し合わせ、納得して進んでいますし、今でいう民進党も超党派で議員が賛成を示していますので、まず国会で進むなというふうに理解をいたしております。

今、市長の方から「車両の大型化で時間帯等々によって通行が困難になる」という話もありました。そういった状況も御認識だろうというふうに思うわけでありますが、市長、ざっとですよ、こういうことを考えたことはありませんか。市内に電柱が何本あるんだろうって思われたことはありませんか、無いですか。全国で何本あるのか御存じですか。今回、通告しているから、そのぐらい調べているだろうと思つてますけれども、まあいいですよ。3,500万本ですよ。桜の数が、そのくらい植わっているというふうに言われていて、ほぼ同数というふうに言われています。

そういった中で、景観を害するとか、いわゆる、交通空間を邪魔するとか、安全対策上も良くないとか。災害防止上でも撤去した方が災害施策になるとか、様々な観点から議論をされて、これは先進国にとっては、本当に遅れていると、ロンドン、パリ、そして香港等は100%です。そして、この東南アジアでもメインとなる都市は50%前後、40%とか言っています。東京が7%なんですよ。京都が進んでいるかといったら京都はもっと低い。高い所はあるんです。歴史のまちづくりをしっかりとやっている所で、そこの景観を保持しようということで、小さな単位のまちづくりの所では、しっかり進んでいる所がある。

これはやはり、コストの問題もあつてなかなか進まないというようなこともあつたんですが、そこへ向けての工夫も今されていますね。

今回通告をした新町通り、あるいは上町、商店街でいえば昭和商店街、中央商店街、上町商店街、こういった界わい、ここ前川から新町まで電柱が何本立っていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

新町地区で12本、延長が350mです。上町地区で22本、延長が650m、合計で1,000mということで、本数としましては、34本ということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 通告しておりましたので、調べていただいたということだろうというふうに思います。

そういった状況の中で、冒頭も申し上げましたように、市長が述べられたように、今、結構大きな車も通りますね。そうすると車の量が増えているんです。10年15年ぐらい前までは、あそこを行き交うときに、2台がスーッと行き交いができよつたんですよ。結構大きな車が走るようにな

っているものですから、どちらからが電信柱の前で止まるとか、無理して通るとドアミラーをこすとか、こういうことが頻繁に起こっておりますね。そういうことを考えたときに、市民の中からも、また商店街の中から、この電柱の地中化というのは、再三求められてきた経緯が過去にあります。

この件について、一昨年3月定例会、市長の施政方針の「商店街の活性化に向けて」という項目の中で質問しております。ここで港湾商工課長が答弁しております。その時の中身は御存じですか。

○市長（本田修一君） 申し訳ございません。その件については、覚えておりませんでした。

○13番（小野広嗣君） では少し述べますね。電柱の地中化ということに関して、私はずっと聞いています。聞いた後に、こういう答弁になっていきますね。「先ほどの御質問の中で、電柱の地中化ということを御質問等もあったわけでございますが、これから先、地域の皆様方との意見を聞く機会等を設けてまいりますので、商工会等とも連携しながら、そういう声、いろんな意見を聞きながら検討してまいります」と言ってるんですよ。2年半が経過しました。どうなんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ただいま議員の方から質問のありました、商店街との意見交換をする機会ということで、平成27年5月14日と15日の二日間にわたりまして、商工・行政意見交換会といたしまして、商店街モデル地区にお住まいの方、また営業をされている方を対象に様々な意見交換をさせていただいたところです。その中で議員御指摘の無電柱化につきましても、御意見をいただくと共に、商店街活性化への多くの貴重な御意見をいただいたところでもあります。

市といたしましては、いただいた御意見のうち、すぐできるもの、また中長期的な視点から実施可能かを地域と一緒に協議しながら、検討、判断していくものとして、まずは、すぐにできるものにつきまして、これまで取り組んできたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、答弁の後段の部分が「できるものから取り組んできた」というのは、その時の意見、僕も居ましたよね。その時のいろんな意見が出た分のできるところから取り組んできたという意味ですよ、電柱の地中化については、全く検討してないんでしょう、どうなんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 具体的には、空き店舗調査事業を実施いたしまして、商店街モデル地区内の現状について調査を行うとともに、多機能型拠点施設を整理いたしたところでございます。

また、本年度からは新たに商店街プランナーとして、地域おこし協力隊を設置いたしまして、多機能型拠点施設とともに、にぎわいのある商店街形成へ向け、様々なイベントを仕掛けまして、通りの気運を盛り上げる取り組みを行っております。

そういった関係で、今後は商店街モデル地区におきまして、地区内外含め、通りの組織化を目指しまして、その組織を中心に様々な意見交換をさせていただいて、更なる商店街の振興を図っ

てまいりたいと考えておりますので、今、出ております電柱の地中化等につきましても、その組織化された際に、そういった方々と協議をさせていただきたいというふうに認識しております。

○13番（小野広嗣君） 課長も市長も、よく理解しとってくださいね。その前にも1回は商工会を中心にやっているんですよ。21年には、もうやってるんです。聞き取り調査、そして会合に行きって意見を聞く、そしてアンケート調査をやる。そして、出されたものを基にして、僕はここでも質問してるんです。そして、先ほどの港湾商工課長の、今の課長と違いますけど、答弁であるんですよ。そして、それを受けて、この前の、今あった意見交換会でしょう。全く進んでないんですよ、話だけ聞いてて。だから、今言ったような流れというのは、とっくに出来上がってなきゃいけないんですよ、また改めてやるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの方でも、そのような意見を承りながら、なかなか具体的な流れができていなかったということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

今後、このことを今までの流れを詳細に検討しながら、新たな展開があるような形での意見交換、そしてまた協議会というものを重ねてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） もうこの詳細については、申し上げませんが、しっかりその当時から、そこにお住まいの方々、そして、そこで営業をされている方々の御意見等は集約をされています。何回となくされているんですが、文書としてもまとまっております。そういったものをやはり行政内で、しっかり引き継いでいただきながら、仕事には当たってもらわないと困るなどというふうに思うんですが、私自身も一昨年3月、そういう質問をして、先ほどの答弁であります。

そして、今回質問を再度したのは、その確認と、そして法が変わっていくという、そして、コストが高いというふうに言われていた時代から、コストが削減できる手法が生まれてきている。そういった国の動きに対して、やはり本市としてアクションを起こして欲しいなという思いがあるわけですね。先ほどの電信柱の数も、僕も走って3往復ぐらいして調べましたよ。答弁していただきましたのでいいんですが。ちょうど、先ほど1kmぐらいと言われました。その件は、後でちょっと議論しますが、市長、無電柱化の日というのが決まっているのを御存じですか。

○市長（本田修一君） そのことについては、認識しておりません。

○13番（小野広嗣君） 市長が全てを御存じということは難しいんですが、僕もそんなに詳しいわけじゃなかったです。

一昨年、11月10日に無電柱化の日というのを決めているんです。11月10日というのは、1が3本並びますね。それをゼロにするんだと、1が電信柱と見立ててるんですよ。それをゼロにする日なんだということで、11月10日が「無電柱化の日」というふうになっています。

この無電柱化を推進するという流れは、ずっとあったんですが、なかなかコストの面とか障害があって進んでこなかった。これがその2年ほど前から急速に動き始めました。それはなぜかという、与党の中で、こういった議論が進んでいったわけですね。

そして、小池百合子さんが衆議院議員でありました、つい先だってまでですね。この方が無電柱化推進小委員会の委員長です。その時の国交大臣が太田国交大臣、これを強力に進めていこうという流れがあったんですね。その時に11月10日、無電柱化の日が決まって、1年後に、この無電柱化を進めるための全国市町村の会が、推進するための市町村の会が220名ほどの市町村長が集まってスタートしたんですね。

そして、そこで言われているのも、太田元国交大臣が言っているのも、「唯一の心残り、この推進法を成立させて、スピードアップさせられなかった」と、「今後側面からでも一生懸命頑張ります」って言って、小池さんもクールビスで頑張った人ですが、クールビスを進める時にも様々な批判があったけれども、実際それを進めていったらみんなに喜ばれたと。だから、多くの特に男性の方々からネクタイを引っこ抜いたと。今回は、日本国中の電信柱を引っこ抜きたいという宣言をされて、つい衆議院ぎりぎりのところまで、このことに取り組んでいらっしたんですね。

そして、東京都知事になって、マニフェストにも、このことを強力にうたっていますよ、進めていくんだということで。実は、なぜそこまで一生懸命するのかって背景があるんですよ。

市長、これ「無電柱化革命」という本があるんです。昨年出た本です。小池百合子さんと東大大学院の松原教授の共著になっています。実は、小池さんも松原さんも神戸出身なんですね。そして、阪神・淡路大震災を経験しているんですよ、実家も。そして、なかんずく、この松原さんは、その震災の際に妹さんを亡くされています。どういった状況かっていうと、電柱が倒れまくっているわけでしょう。消防車が入れない、救急車も入れない、そういった状況の中で、家屋の中で倒れてる人がいても助けに行けない。そういう阿鼻叫喚地獄みたいなものを経験しているんですよ。

ですから、電信柱が悪とかいうことではなくて、今後のまちづくりとしては、無電柱化をしていかないと防災対策の上でも厳しいということが、よく分かっていらっしやるんですね。そういった意味から二人、一生懸命になって旗を振って今に至っているということがあります。そういうことを考えた時に、いくらコストが安くなったっていったって簡単にできるものではありません。

先ほど市長が1kmと言われましたね。この1kmに対してどのくらいかかるのかと、これまでの共同溝方式がありますね。これは全てのケーブルをそこに一緒に一斉に入れていくんですが、これをやると土木工事だけで3.7億円ぐらいでしたかね。そして、電線工事うんぬん等も含めていくと、約5億近くかかると、4.8億円ですかね、ぐらいかかると言われています。1kmですよ。

ところが、そういった状況ではなかなか進まないの、いわゆるコスト削減に向けて手法を変えてきている。その中で生まれてきているのが三つぐらいあるんですが、一つだけ申し上げますと、直に埋設していく方式なんです。これをやると8,000万円なんですよ、1kmが。電線設備等を入れても1億円超えないかなというふうに言われています。そういったところまできているから、こういう質問をしているんですね。こういったお話を聞いて、市長の認識どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの担当の方からの報告によりますと、概算工事費においては、道路管理者の負担分が4.5億円、電線管理者負担分が2.3億円ということで、合計で6.8億円かかるというふうに聞いているところでございます。

ただいま、その部分がほとんど10分の1近くになるということについては聞いておりませんでしたので、かなり安く上がるんだなというふうには、分かったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 正確に出しますね、土木工事の費用が1km当たり、ちょっと先ほど表現が間違っていますけれども、3.5億円。電気通信設備工事の費用を含めると約5.3億円です。これが正確な数字です。

そして、今申し上げたような試算で、直接埋設する方式であることができるということですね。そして、これを加速化させるために、規制緩和がどんどん行われて、いわゆる本年4月1日から国道直轄だったらですよ、いわゆる緊急輸送道路等には、電信柱は立てさせないという法律ですからね、これもやる。

そして、今まで生活関連道路で車の利用がやや少なめな所、こういった所でも80cmの深さがなとできないという、これも35cmまで規制緩和ですからね。どんどん国は、その推進法がもうすぐできるんですけれども、その推進法に先駆けて手を打っているということです。そのことを認識していただきながら本市の、できるところからしかできないと思います。せめて、志布志支所に左右両方から見える、そして、ましては市長あれですがね、市長はグルメにぎわい通り、あそこをそういう方向で試行しているわけじゃないですか。そこに本市の有名なラーメン店さんがあって、すごいですよ、この前なんか、ずっと通行ができない状態でしたからね。土曜とか日曜は多いですね。駐車場がいくらか完備されても、それでも足りない。そこ専用の駐車場に今度はみんな向かうんですよ。向かって入り込むんだけれども、満杯になって、また出てくるんですよ。その車が何台も出てくるもんだから、そこで待ってる車がずっと行けないんですよ。こういう光景を目の当たりにすると、ここのやはり交通空間というのは、きっちり整備していかないといけないというふうに思うし、電信柱を避けて通る、おばあちゃん達が杖つきながら歩いている光景もありますよ。そういう電信柱を、内側を通ればいいけど、なかなか狭くて通れない。道路側にはみ出していくと車が来る。こういった状況が朝から晩までじゃないですけれども、あるんですね、現実には。

商店街の方々が、過去にいろんな声を上げられた時に、なかなかコストが高くて難しいという話は聞くけど、電柱の地中化は、せめてこの地域だけでも取りかかってももらえないだろうか。そういう声があって、商工会も取りまとめをしているわけです。そういった声に対して、やはり耳を傾けていて、一步一步、本市においても防災の面からも安全対策の面からも、この電柱の地中化に向けて、前向きな協議、そして取り組みを行っていただきたいなというふうに思っております。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの方で、そのような最近の情報についての入手がされなかったということで、本当に今議員御指摘のとおりの内容で進められたとすれば、この地域にも電柱の地下埋設が可能かなというふうには思ったところでございます。

関連部署を招集しながら、このことについては検討を加えたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、市長、来年度からすぐ取り組みとか言ってるんじゃないんです。速やかに検討協議会を立ち上げて、情報を集めて本市で、この1km区間にどれだけの費用が実際かかるのかと、そういうのを試算していただいて、ここまでだったらできると、どのタイミングでできるのかと、そういったものをしっかり洗っていただいて、早めの取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

それで職員の方に、これを読んでもらって欲しいですね。二、三時間あれば読めますので、その必要性は、また深まると思いますよ。

市長は忙しいから、エキスの部分だけいただければいいんですよ、エキスの部分だけ。これ「広がれまちの無電柱化」といって、川越の例が出ています。すごいんですよ。川越は観光地といえば観光地、でも超有名かなといえどどうなのかと思っていましてけれども、歴史的な蔵造り商家の街で、無電柱化の整備前に比べて、市長、観光客が約2倍。300万から650万に増えてるんです。300万増えてるんですよ、無電柱化の整備によってですよ、そのことが結果として出てるんです。

ですから、志布志も東町の側へ向かうと、歴史があるんですよ、千軒街と言われたぐらい。せめて今言っているところから広げていっていただきたいと、これは要請をしておきたいなと思いますので、答弁は結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきたいと思います。

9月議会でも公共施設の適正な管理の在り方についてということでは、この場で議論をさせていただいたわけですが、やはりJR博多駅前のああいっただ事件があり、有識者、専門家の声を聞くと、本当にどこでこういうことが日本全国起こってもおかしくない。名古屋なんて、すごい頻度で起こってるんですね。数を言うと300ぐらい起こってましたよ、すごいなと思うぐらい。いわゆる高度成長期のインフラ整備の手当が遅れてしまってるんだなと、追いつかないんだなということを思いました。そういった意味では、我が町のそういった在り方についても心配をして、9月議会でもお聞きをしたわけですが、先ほど市長は、当然ですよ、財政負担の軽減化を図るためということで、今総合管理計画、こういったものを策定中。これはもう9月に議論をいたしました。

そして、そのための固定資産税台帳の整理に入っていると。これも、ほぼ出来上がっている、最後の調整の段階に来ている。3月までに、その計画を策定して議会にもお示しをするということになるんだろうと思いますが、そういった流れを受けて、いわゆるどうやって少ない予算で、こういった市の資産を守っていくのかといった場合に、やはり議論をしましたがけれども、これは除却した方がいい、これは残して修繕した方がいいとか、様々に短期、中期、長期に渡ってです

よ、精査をしていかなければいけないというふうに思うんですが、そういった場合に公共施設の白書というものが、それぞれにしっかり出来上がってきて、その見える化が図られて、それを市民に公表しなきゃいけない、そう思うんですね。そのタイミングというのは、もう見えているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

整備しました固定資産台帳のデータを基にした施設一覧を作成しまして、策定中の公共施設等総合管理計画において、あわせて公開する予定としております。

ということで、見える化につながってくるということになるかと思えます。

○13番（小野広嗣君） 時期の明言というのが、9月でもなかったんですけども、いわゆる、固定資産台帳、これを基に今総合管理計画もしっかりやってきているわけですね。それが3月で終わって、いわゆる、今私が言っている白書の公表というものをどのタイミングでできるのかということですか。

○財務課長（西山裕行君） ただいま御質問の白書ということでございますけれども、ただいま固定資産台帳のデータを基にして、公共施設等総合管理計画を策定する予定ということで、市長の方で答弁をされたところでございます。

この個別の施設ごとのデータ等については、その管理計画の中に盛り込んだ形で市民の方にはお示しをしたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今そういうことであれば、あとはどういう手法で公表するのかと、市民に公表するわけですので、いわゆる財務諸表等の公表等を財務課がしてくださっていますけれども、全く分からないわけですよ、市民の皆さんはね。

だから、市民の皆さんに、どう分かる公表の在り方をするのかということが、すごく大事で、僕はタイミングといい、そのやり方とか気になって仕方がないんですね。そこまで検討されているんですか、今言われるんだったら、そこが直前に来ているんですよ。

○財務課長（西山裕行君） 現在策定中の総合管理計画の中において、その部分においても盛り込むということは、こちらの方でも協議をして、間もなく議会の方にもお示しができるといふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 各課あるわけですよ、公共施設。そして、その分に関する白書、総合管理計画の中で、そのことがうたわれていく。その公表の在り方として極めて市民に分かりやすい公表の在り方というのを考えてきたときに、いわゆる、それは各課が整理されたもの、調整されたもの、そして表現の仕方としては均一化されたもの、そういった形になるんですか。

○財務課長（西山裕行君） 現在、全国の市町村においても同じように、公共施設等総合管理計画を策定しております。

その中の先進地といいますか、先に作られた市町村におかれても、同じような形で固定資産台帳のデータを基に施設ごとの状況等について公表されるというようなことでございますので、同じような形で、本市においても公表するというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） だから、僕がいつも思うのは、先ほどの財務諸表のことも、わざわざ組上（そじょう）に乗せたわけですよ。いわゆる、ひな型があって、こうですよということも当然あるんですよ。範囲が広いしね、多いから。だけれども、やはり本市独自で工夫をして分かりやすくする。そのための先進地事例の学習じゃないですか。だから、横並び一式の公表の在り方というのは、それは簡単ですよ、ある意味で。そうではなくて、より市民に分かりやすいという、心を砕くということが大事だと僕は思うんですよ。そこを少しでも、やはり入り込みながら、より分かりやすい、そしてその分は簡略化して広報にも出すわけじゃないですか、その時はもう少し絞り込まないかんわけですよ。広報のあの量のどの部分を使ってやるのかということも含めて。そこはぜひですね、まだ少し期間がありますので、精査して取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

答弁は結構でございます。

あと9月にやり残した中で、やり残しというか言いましたように、この財源確保に我々は知恵を絞っていかなきゃいけないわけですね。この公共施設の運営管理を見直して、財源確保をしっかり図っていかなきゃいけない。その中で、施設の廃止や複合化に対しての地方債を新たに発行できる制度が創設されているということで、ここでお示しをしましたね。そのことで、本市で取り組める事案はどのようなのかという検討はなされたんですか。

○財務課長（西山裕行君） 今回の公共施設等総合管理計画を策定した後に、起債の運用ができる部分がございます。公共施設最適化事業債及び除却事業にかかる町債等がございます。

本市においても、当然除却に関する部分についても、今後出てくるというふうに想定はしてございます。この分については、この除却債を使うか、あるいは今回合併特例債の方で既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備についても、この合併特例債が活用できるというふうにされておりますので、有利な起債の方を本市としては活用して事業を進めたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 今の課長の答弁は、理解をいたすところであります。より有利な起債にさせていただかなければよくないんですが、やっぱり、それをスピードアップして欲しいというのを9月も言ってるんですね。総合管理計画ができるのは3月と、もう今見えてるわけじゃないですか、内部では。実際我々のところに、出てくるのが3月ということで、もう内部では見ているわけでしょう。そうであれば、その起債の件も、もうここで良い方向、それなりの有効な起債の在り方が検討されて、こうですよというのがある程度示されるタイミングじゃないかなと思って僕は聞いてるんですね。そこらは、どうなんですか。

○財務課長（西山裕行君） 具体的な部分につきましては、現在施設の類型ごとの方針等を今各課において、作成お願いしているところでございます。その分についても、3月末までには集約できるというふうには考えております。その中で、具体的に活用できる部分があれば、来年度からの事業の活用ということで考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういう答弁であれば理解をいたしますので、市長も共通理解でよろし

いですね。

あと市長、今回の通告をいたしまして、市長の方でも職員の皆さんが、いろいろと資料を用意されるのかもしれませんが。そういった中で、今回、国において11月28日ですよ、1週間ちょっと前、先月、インフラメンテナンス国民会議というのが立ち上がったのは御存じですか、大々的に新聞等にも載りましたよ。建設課は掌握してない。

○市長（本田修一君） ただいまのお尋ねになった件につきましては、掌握されていないということでございます。

○13番（小野広嗣君） ある新聞の記事ですけれども、「インフラ国民会議発足」と「老朽化対策を加速」と大々的に出ています。全国紙では必ず扱っています。

これが11月28日発足して、29日の新聞紙上や、テレビではこのことを中心にずっと流したテレビ局もあるんですよ。それを見ると、その動画を見ると余計、このインフラ対策が急がれるなということが実感なんですけれども、そういった中で、少しメンテナンスの在り方ということをやったときに、例えば、後の緊急輸送道路の話にもなりますけれども、市長、前もこういった質問をした時に言いました。例えば、スマートフォンなんかを持つ人たちが増えていると、スマートフォンを持っている人が、例えば、まち中で生活していて、そのインフラが不整備だと、あるいは道路がひび割れているとか、様々なそういった状況を見たときに、スマートフォンで撮って、それを市の方に発信をするというシステムを作り上げている自治体があるんです。これは当然、その市民の前に市役所職員にも、そういうシステムを導入して、日常的にそういった取り組みができるようにしていかなければいけないというふうに僕は思っているんですね。そういった話も、この場でしています。その件については、どうなんですか。その後、検討されているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御提案のスマホ等で市内の随所において、問題がある箇所についての通報ということについては、取り組みはしていないところでございます。

しかしながら、課長会等でそのような情報については、各職員において、ただちに担当部署の方に報告するよということ、これは以前からやっているところでございますが、今回改めて、その周知はしたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回のインフラメンテナンス国民会議の内訳というのを後で勉強してください、いっぱいありますのでね。その中で、このインフラに関する市民の啓発をするという項目があるんです。この会を立ち上げた理由の中の一つにね。その中に、このことが入っていますからね。市民の理解を得るためにも市民と協力をする体制作りをしっかりとやっていかなきゃいけないと。やっている自治体が紹介されて、こういったことに早急に取り組むべきであるというふうになっているんです。これ早く取り組めばできることですのでね。二度目ですので、どうですか。

○市長（本田修一君） インフラメンテナンスにつきまして、SNS等を活用しながら取り組むということにつきましては、時代に沿った取り組みだというふうに思っています。

そのことに取り組むとなれば、産・官・学と民と、市民を巻き込んだ形で、市民の方々の協力を得るためにプラットフォーム的なものを作っていきながら取り組むべきだというふうに思ったところでございます。

これから、このことについては、調査を進めて取り組みをしてみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 毎回毎回ここに立って、確認をしなければ進んでいないということが結構ありますので、進んだ場合は個別にでも言ってきてくださいよ、他にも質問したいこといっぱいあるんですからね。

分かりました。そういう方向で、今市長がはっきり答弁されましたのでいいと思いますが。

あと、この市の資産、いわゆるこれはアセット、この資産を管理するというのが、アセットマネジメントという方式があるんですね。この方式をどういうふうに当局が理解しているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） 執行部答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 答弁に手間取りまして、誠に申し訳ございませんでした。

今回策定します公共施設総合管理計画におきましても、今後の公共施設の長寿命化に向けた維持管理をアセットマネジメントの概念を取り入れて、方針として策定したいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 少しこの件で議論をしたいと思いましたが、財務課関係の答弁としては、いま市長が答弁されましたので、それはいいとして。

あと、いろんな課において聞きたいんですけども、時間がないものですからね、特に建設課、水道課に関してのアセットマネジメントの取り組みという、現状はどうなっているのかお示しをください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

アセットマネジメントの取り組みということで、平成25年2月に志布志市橋りょう長寿命化修繕計画を策定しております。その中では、その概念を取り入れた長寿命化の計画を立てているところでございます。

○水道課長（鎌田勝穂君） インフラの老朽化に対応しました水道施設の維持管理について、簡単にお答えいたします。

本市の水道課は、送水管、配水管等を含めまして、管種におきましては、铸铁管とか、鋼管、ビニール管等々いろいろございますが、本市におきましては、総延長で730数kmの水道管を埋設、保有しておりまして、現在維持管理を行っております。

この水道管の耐用年数は、管種・管径に関係なく、全て40年というふうな形になっているところですが、全国市町村の施設の多くが高度成長期に埋設されたもので、更新期を一挙に迎えようとしておるところでございます。

本市におきましても、まさしく同じようなことではございますが、本市につきましては、老朽管率は、案外率の高いところではございます。他の類似団体と比べましても、多少高い状況にはあるようではございますが、地理的、また地質的な条件等によりまして、高低差等が非常にありまして、高圧区域等が広いせいもあり、漏水等が非常に多いところでもあります。

また、この老朽化に対しましては、耐震化も考慮いたしまして、水道施設においては、適正な点検・保守により施設の長寿命化を図りながら、水道事業におけますアセットマネジメント、資産管理を実施いたしまして、施設の老朽化等を把握しまして、年次的に更新を行いたいというふうに考えております。

**○13番（小野広嗣君）** やっぱり担当課であれば、それなりの答弁ができるわけですね。

でも、総合管理という視点で、公共施設の今後の適正な管理、その総合管理計画を策定している主幹課が財務課なので、そこが今回答弁する機会が多いわけではあります。そこにおいて、このアセットマネジメントの手法ということをしっかり取り組んでいくという視点が抜け落ちておれば意味を成さないわけですよ。そこをしっかり押さえて、今後取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

水道事業に関しては、今課長からありました。今回400億円ぐらいの補正予算で、この老朽管対策に予算が付いたんですよ、課長。予算が付いているんですよ。それは、それだけ緊急度が高いと、今答弁があったとおりで。一緒に質問しますけれども、先ほど答弁をいただきました道路下の危険度を調べていく、このことを今年の3月申し上げたら、市長が計画を立てたいということで、先ほど「来年度より計画的に調査を実施する」という答弁でありましたので、前向きに取り組んでいかれる姿勢にあるなということで、この件に関しては理解をするんですが、特に水道管の老朽化というのがあったりして、そして路面下における影響というのがすごくあって、特に緊急輸送道路13本でしたかね、ここに関する地中下で水道管の老朽化の影響というのは、どうあるのかと、すごく心配するんですけども、現時点で答弁できることがあれば、お願いをしたいと思います。

**○水道課長（鎌田勝穂君）** お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本市におきまして、水道管を730数kmほど保有しております。昭和二十数年頃から始まった水道事業でございますので、各地にまたがって老朽管というのが非常に多くなっているところではございます。水道財政の許す範囲内で、毎年多くの水道管を布設替えしているところではございますが、耐用年数が40年ということで、単純に割った場合には2.5%、年間740kmの2.5%ですので、年間十五、六キロ程度の配水管布設替えをしなければならないような条件ではございますが、それには及んでいないところではございますが、本市におきましても、毎年10km程度の布設替えを行って、安全性に対して心がけているところではございます。

○13番（小野広嗣君） 課長、先ほど冒頭述べました国の第2次補正予算で、水道管の老朽化対策に関して予算が大きく付いたということは理解されていますか。

○水道課長（鎌田勝穂君） この老朽管対策につきましては、上水道部門につきましては、非常に難しい問題があるかと思えます。簡易水道につきましては、平成28年度まで、今年まで今年までは、そういう布設替えの対象ということで、補助の対象になっているところではございますが、今年、上水道と簡易水道等の合併等も控えておりますし、上水道の補助事業に対する布設替えというのは非常に難しいのかなというふうには認識しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっと答弁がずれてると思うんだけど、全国的な耐震化を促す意味もあって、国が第2次補正予算で水道管の老朽化対策として400億円を計上したんですよ、そのことを存じ上げていらっしゃいますかということです。それを知った上で、どういう取り組みを主としてやっていくのかということを知りたいわけですよ。

○水道課長（鎌田勝穂君） 申し訳ございません。先ほど申し上げました400億円という水道布設替えに対しての補助が付いているということにつきましては、認識していなかったところでございます。

先ほども申しましたように、このアセットマネジメントを29年度に実施する予定にしております。それに基づきまして、年次計画を立てまして、また更なる布設替えということをしていきたいというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 少しまだずれてるけど、この400億円の耐震化も含めての老朽管対策を国が補正予算で組んだわけですね。そして、それを組んだということは、地方でその予算を使える、地方の業者を使えるということも含んでの取り組みというふうに新聞紙上でもうたっているんですね。そのことを理解した上で進めていって欲しいなという思いで質問をしているということです。

○水道課長（鎌田勝穂君） 分かりました。精査いたしまして、取り組みをしていきたいというふうを考えます。

○13番（小野広嗣君） 市長、そのようなことですので、そういった予算もこのインフラ対策の中で、また水道管の老朽化、そして地震対策としてうたっておりますので、しっかり水道課からもヒアリングを受けていただいて、取り組みを前向きに進めていただければというふうに思います。

緊急輸送道路の路面調査、これに関しては、年次的にやっていくということでありましたので、評価をするわけでありますが、そこで市長、1点だけこの件に関しては、実はインフラ国民会議が28日に立ち上がりましたね。こういった動きを受けて国の要請等もあったりして、実はその前日に大手3社、いわゆるこういった路面調査なんかをできるノウハウを持ち合わせた大手3社が提携をして自治体にも協力をしていくという流れ、こういう手法が生まれ始めたんです。だから、こういったものをしっかり取り入れて、アンテナを張って、先ほど申し上げた事業等にも路面下調査等にも取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、この件に関して当局は理解をされていますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回の博多の事故の後に、結構そういうので新聞記事等では少し目にしたところがございます。例えば、携帯電話のスマートフォンで走ってわだちを見つけるとか、そういうのもテレビでも新聞紙上でも目は通したところがございます。

○13番（小野広嗣君） そういう手法があるんですね、いわゆるスマートフォンを持っていて車で移動しながら、スマホが揺れを感じるんです。その揺れで審査ができるとかね。あるいは光を地面に当てて、その反射で測るとかね。そういったノウハウを持ち合わせた超一流の企業3社が国の要請もあって提携をして、様々な分野に協力をしていくということです。

正確に情報を持って、市長としっかり語って事業に取り組んでいただければと思います。市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当の課の方でも、そのような国の事業が用意されているということにつきまして、改めて認識しましたので、私の方でも、そのような形での事業推進を努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） あと高齢者の交通安全対策、この件について質問をしたいと思います。

先ほど市長の方から、さわやか号を活用した取り組み、そして、安全・安心指導員を活用した取り組み、様々自主返納事業の支援をしているという流れ、内閣府の事業に取り組んだ推進協力者関係のこの事業ですね。答弁をされて今後も真剣に取り組んでいくんだというようなことであつたらうと思います。

やはりですよ、市長、僕は市長も先ほど言われて良かったなと思うんだけど、国もそうですけど、県においても交通安全のための県民運動というのを立ち上げていますね、例年。その目標とかが全部あるんですね、うたってあります。本年5年間の計画を県が作りました。その中でも最重要課題になっているのが、この高齢者の事故対策なんです。これまで高齢者というのは、事故に遭う側という視点もありましたけれども、もう65歳以上、70歳以上の高齢者が、いわゆる自動車運転をされる数が増えるにしたがって、その高齢者が運転する車に巻き込まれての事故、こういったものがすごく増えてきている。

そういった中で、最近では頻繁に出ていますね、テレビニュースでも。認知症の絡みではないかなと疑われる事故とかいうのもいっぱいありました。そういった意味では、うちの福祉であるとか、保健であるとか、そういった絡みで、そういった交通安全のところとも、警察署との連携とか、そういったものはしっかり取れているんですかね。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今、交通安全対策につきまして、県の方が交通安全の計画を策定しておりますが、本市においても県の策定等を受けて、私どもも平成28年度から32年度までの5か年の計画を本年策定したところでございます。その中で、最重要点として本市においても高齢者の安全確保ということで、最重要課題ということで掲げております。

そして、交通安全協会、それから警察署、それから県、国、あらゆる交通に関する関係機関と

も協議をしながら、この交通安全対策については、進めていると。特に本年度もですけれども、高齢者の事故が非常に多発をしていると。これまで被害者であったのが加害者という形での事故が多いということもございますので、今後も引き続き、交通安全対策については、関係課の協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 私が先ほどした質問に対しての答弁ではないわけですが、今後のこととして取り組んでいくという理解でいいんですか。

○総務課長（武石裕二君） はい、失礼いたしました。

これまでも、高齢者の交通安全対策については、重点的な事項として取り組みをしてございます。

交通安全母の会、それから各交通安全協会等の会合等において、このことは、どこの機関等でも高齢者対策と、高齢者の交通安全については議題として、そしてまた、対策については推進していかなければならないと。これまでもきておりますので、今後更に最重要点という形で取り組みをしてまいるということでございます。

○13番（小野広嗣君） 質問をよく聞いてってくださいよ。僕は認知症の話をしましたよ。それで認知症に関する所管課、そことの連携が取れているのかと、そこからの情報とかいうのが、警察とも連携が取れているのかと、そういう質問ですよ。

○総務課長（武石裕二君） 認知症等についての事故については、本年全国各地での事故が相次いでいるというような状況でございますし、また来年の法改正の中でも、認知症の方々への対応が強化をされるというふうには確認をしているところでございますので、また関係課、福祉、保健等との連携等については弱い部分がございますので、今後は連携を密にして、この認知症対策も含めて体制をとっていきたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） もう市長も御存じのように、県が出している先ほどの5か年計画、それも全部読ませていただきました。そして、県が高齢者に呼び掛けている高齢者の皆さん、平成15年以降、13年連続で全交通事故者の過半数が高齢者ですと、ですから最重点課題になっているわけですね。そこに対しての取り組みをやっていかなきゃいけない、今総務課長が言われた中身も当然その中にあるわけですが、その中の各推進機関、団体の実施事項というのがあるんですよ。そうしていくと、県がやるべきこと、市町村がやるべきこと、警察がやるべきことってちゃんとあるんですね。その全部はやれませんが、その一つ、先ほど5か年計画、これは県に倣って策定をしたという話ですが、その中に、例えば介護福祉係と連携、あるいは民生委員を介して高齢者宅訪問による交通安全教育の強化というのが、市町村の事項として入っているんです。これができてますか。

いいでしょう。

もう一つ今言った事項、この中の全てはやりませんが、例えば、本市でも高齢者元気度アップポイント事業ってやっていますよ。そういうポイントアップ事業のシステムとして、この交通安全対策も含めた学習をすることがポイント事業にしていこうと計画の中にうたってあるはず

ですよ、作ったのであれば、これはどうなんですか。

まあいいです。時間ももったいないから、少し調べてくださいね。

あと高齢者、これは取り組まれているけれども、先ほど言われました自主返納者に対する交通手段の確保と、安全運転免許自主返納メリット制度の促進とかあるわけですね。ここは少し取り組んでいらっしゃいます。今回同僚議員の方からも再度そういった質問もあるようではありますが。

実は、安全対策はいっぱいあると思います。そして、県が今回行わなきゃいけない安全対策も含まれていますね。そういった中で、いわゆる超高齢化社会にあって、どういった安全対策をしなければ、高齢者に対していけないのかという。その一つとしては、先ほど市長が答弁された自主返納の在り方というのがありますね。ただですよ、これ、すごく難しいんですよ。返納しなさいという言い方は強者の論理です、ある意味で、弱者に対してですね。ところが、その高齢者というのは、病院へ、核家族化しているから、子供たちと離れているから、いわゆる病院へ行ったり、買い物に行ったりして、いわゆるモータリゼーションの社会の中で必ず車が必要なのです。それが必要であって、それを自主返納で取り上げるとするならば、強者の論理ですよ、すごく微妙なんですよ。とするならば、それに対する代替交通機能とか、そういったものを市として用意してあげなきゃいけないわけでしょう。そこができていかないと、自主返納事業でいろんなサービスを付けても簡単にはいかないんです。だから、公共交通システムの改善というものが、そこにないと、返納の勢いというのはなかなか付かないんです。これをやっているとところが10倍、20倍に増えてるんですよ。どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおり、高齢者においては、だんだん運転がままならなくなってくる。そしてまた、事故を受ける、それとは別に事故の当事者になってしまうということについては、今、日本全国で事件が発生しているとおりでということでございます。

本市においても、そのような方々に対しまして、免許を返納していただくということになれば、当然、免許返納をされた後に、公共的にサービスの提供をしなければならないということについては、考えるところでございますが、現段階では、まだそこまで至ってないということでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回も地域公共交通の関係、そして、福祉バスの関係で同僚議員からも質問が出ていますね。私どもの公明志民クラブの研修におきまして、近江八幡市の電柱の地中化、そして今、少し触れております、この公共交通システムの在り方、こういった研修をしてきました。そのことも含めて、これに絡めてずっと一般質問をしようと思っていましたけれども、今回、同僚議員からも、いっぱい出ておりますので、細部にわたっては、その方々がまたされるんだろうというふうに思いますので。

ただ、この近江八幡市、これ8万人ぐらいの人口ですけれども、ここが平成20年度から3ルートを作り上げて、そして、21年度10ルート、平成23年度には12ルートへと年々拡大して行って、市民の要望やアンケートを踏まえたバス停もどんどん増やしていつているんですね。そして、ル

ートの変更等も市民の声を聞きながらやると。年々利用者数が増えて、増加の一途。平成25年度で11万4,512人が利用して、児童スクールバスとしての機能も持ち合わせていると、大感動の研修になったわけですが。市長これ、網の目のように至れり尽くせりの取り組みですよ、見てください。裏は時刻表になっています。

一つだけ申し上げておきますと、市長。やはり質疑をする中で、「この事業はどうやってスタートをしたんですか」って聞いたら、市長のマニフェストだったらしいんですよ。市長がこれを公約に掲げて取り組んだということで、補助事業等もいっぱい見つけて取り組んだわけです。だけれども、だんだん削られていくわけですね。そして、利用者が増えていくというのは、ある意味で市民の利便性が図られているわけですが、財源から見えていくと先細っていくと、そういう状況の中で、どうされてるんですかといったら、これはトップの思いとして、赤字が出ようが、他の事業をしっかりと見極めて、この点に対しては手厚くやるんだという取り組みでした。そのことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

ですから、運転免許証の返納一つをとっても、その代替手段となる交通システムをしっかりと確保していかなければ、運転免許証の返納は進まない。進まないということは、高齢者の安心・安全が守れないということでしょう。人生の晩年に、言葉は悪いかもしれませんが、差し掛かって不幸な事故に遭う、あるいは不幸な事故を起こす。こういったことは悲しいですよ。このことをさせないということも、市民の暮らしを守る市長の仕事であるし、我々もそこに関わっていかなければならないことだと思いますが、市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、公共交通網としまして、路線バスが走っていると。そしてまた、最近始めました中学生の送迎バスもある。そしてまた、福祉タクシーも運行させていただいております。それらのものをあわせて、今お話があるように高齢者の方々が、免許証が無くても安心して暮らせるようなまちというものを構築していかなきゃならない時代にはなっているというふうに思っているところでございます。今後検討していきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 私も含めてそうですが、超高齢化社会に入って、やはり我々足元から見つめ直して、大変だ大変だというよりも、本当に意識改革をしていかないといけないなというふうに、研修に参加しながら思ったところでありました。

実際、そのバスにも乗らせていただきました。高齢者の方々と、その中で団らんのひと時といえますかね、そういうのも持たせていただきました。また参考にしていただければというふうに思います。

また後段で、同僚議員の方からもお話がうるあると思いますので、ぜひ耳を傾けていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたこと、分かりましたか。

○保健課長（津曲満也君） 大変申し訳ありませんでした。

ポイントアップ事業でございますけれども、交通安全に参加された場合は付与しております。

あと警察署の関係でございますけれども、個別ではございますが、包括と交通安全の係と連携を取っている事例がございます。

以上でございます。

**○総務課長（武石裕二君）** 計画書の5か年の計画と、それから本年度も実施計画というものを新たに策定をしたところでございました。これについては、県、国、各団体等との実施されている事業等を強力に推進をするということで策定をしておりますが、その中に、今言った事業等が組み込まれておりませんので、組み込んでいきたいというふうに思います。

それから、この計画の策定をするときには、国・県、それから各関係機関、警察署もでございますが、庁内においても福祉課等も入って協議をしておりますので、保健課も含めてですね。今後も高齢者の交通事故対策については、関係機関、それから庁内の関係する課とも連携を組み合わせながら対策に取り組んでいきたいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

細かいことを言えば、いっぱい施策が出ていますね。僕が少し興味があったのは、ドライブレコーダーを貸していただけるということで、それを付けて走行していただいて、それを御夫婦で見させていただくとか、御夫婦でない場合もあるでしょうけれども、そのことによって、いかに危険が高いのかと、自分の運転がですね。そういったことをやるシステムも立ち上げて貸与をするというふうに県も言っているわけですので、そういった取り組みもしっかり引き入れてやっていただければというふうに要望していきたいと思います。

次に、最後のいじめ問題について質問をいたします。

冒頭の質問で、残念なことながら本市の中学校のことについて、質問をさせていただきました。デリケートな問題であることは、十分承知をしております。そういった意味で、それを承知した上で様々なところから、いろんなことを聞かれます。そして、「議員でありながら、そのことを何で知らないの、議会に何で説明が無かったの」、同僚議員もそういったことを言われたという方々もいらっしゃいます。

そういった中で、この件に関して、当然、教育委員会は市長の方に報告する義務がありますので、その報告を受けられた市長のその時の率直な感想を述べていただきたい。具体的じゃなくていいですよ、デリケートだから。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市において、このような事案が発生しましたということにつきましては、被害を受けた生徒と家族が大きな苦痛を受けられたというふうに思っています。

私としましても、強く心を痛めて、被害を受けられた生徒の心身の回復と、それから、学校の健全化、いち早く健全化されることを心から願っているということで、そのことについて、教育委員会にお願いしているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** あと教育委員会とやり取りしたいからお願いいたします。

同じようなことで、先ほど壇上の答弁では一般論として話をされていますので、具体論として、

ただ、少し抽象化していただいて結構ですので、答弁を求めておきます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今回本市において、このような事案が発生したということは、私自身も非常に残念であり、また責任の重さというのを痛感しております。

この事件を受けて、私がやるべきことは何なのかということ考えた時に、まず被害者、あるいはその保護者の一日も早い立ち直りをどう支援していくのかということ。それから、加害生徒の指導というの、きちんとしていかなきゃいけない、そういう対応をどうしなきゃいけないのかということ。

それから、一般の生徒への対応をどうしなきゃいけないのかと、そういうことについて、学校、あるいは教育委員会、あるいは警察、一体となって取り組みを進めていったところでありまして、特に、関係機関の連携というのをきちんと図っていかなきゃいけないなということがありまして、警察との連携はもちろんですけれども、先ほども答弁いたしました、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか、あるいはPTAの方々の協力をもらいながら、一日も早く、子供たちが正常な学校生活が送れるようにしていきたいと、そういう思いで取り組みを進めてきたところでありまして。

私自身としても、このような事案が発生したということについては、非常に責任の重さというのを痛感しているところでありまして。

**○13番（小野広嗣君）** 冒頭申し上げましたように、こういった事案が起きる。そして、その対処の在り方というのは、それはいろいろあるでしょう。ただ、やはり学校説明会が行われているわけですね。

そして、事案は違うけれども、8月末にも学校説明会、保護者説明会ですよ、これが行われています。ところが、この事案というのは8月の冒頭起こっております。

そして、そのことが解決しないがゆえに8月末の保護者会では、別の事案のことだけで終わっていたんだろうというふうに思いますね。

実は、この事案も説明が学校側からありましたけれども、保護者はほとんど納得されてませんよ、実際は。そして、それを受けて、そのことでくすぶっている状況の中で、今回のこの事案が起きて保護者説明会があった。出せる情報、いろいろあるでしょう、それは。当然警察署も入っていて、そこがしっかり結論が出ないと言えないということがありますけれども、保護者説明会であった分と、その後、警察署が進めて警察署が出された分、あったとしてですよ。せめてその分ぐらいは、我々議会にお示しをいただかないと、街中でいろいろと聞かれます。流言飛語が本当に飛んでいて、そんな話無いでしょうというぐらい、僕が知る限り無いですよというような内容まで聞かれることがあります。びっくりするんですよ。

ですから、やはり対応方が慎重であることも大事だけれども、出せる情報は出して、そして我々は否定する材料さえ持ってない、ここに対しては、本当に今回の全員協議会を出して欲しいなというのがあったんだけど、多分まだ煮詰まってないのかなという思いもあったんですが、ここはどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の事案については、単なるいじめではなくて暴力事件ということで、警察の捜査が入ったという事案でありましたので、警察の方も学校、あるいは教育委員会に「一切児童生徒からの聞き取りとか、指導はしないで欲しい」という、そういう指示がございましたので、私どもとしても、なかなか生徒への聞き取りとかできないという状況がございました。

そしてまた、被害を受けた保護者の方からも、「このことについては、大きく話題にしないでくれ」と、当初はそういうことでもありましたので、きちんとした内容が分かる段階でないと、なかなか表には出せないことであるなというようなこと等もありまして、慎重を期した経緯がございます。

義務教育でありますので、子供たちの個人情報の保護と、そういうこと等もありまして、なかなか表に出すことができなかつたと、そういう状況が続いたところであります。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 質問の趣旨の中に、議会人としての思いとして、こういうのがあるんです。

10月頭の方で、一般会計の27年度特別会計決算、これやりましたね。その中で教育委員会サイドともやってるわけですよ。そして、あくまでも27年度ですけれども、いわゆる73件のいじめに関する認知事案があったと。そして、「そのことに関しては、全て解決しております」というやり取りがあったんです。「何をもって解決とするんですか」という質疑まで出ていて、昨日僕はここで委員長報告をしていますよ。

その時にでも、保護者説明会であったほどの内容は示していただければ有り難かったかなという気がすごくするんです。でも、それは半分、議員の半分ですので、やはり全員協議会がふさわしいんだろうと思って、少し待っているという状況ですが。今後、近々この本会議開会中に、そのことの説明はできるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 8月に起きた事案ですけれども、警察の捜査が終わったのが11月末と、ついこの前ということですので、大体警察の捜査が終わりましたので、私どもとしましては、ひと区切りとして、全員協議会等で説明の機会をいただきたいなど、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） まだこれから12月定例会続きますので、全員協議会が開かれるタイミングもありますので、ぜひとも、そこについては出せる範囲ですよ、正確な情報だけ知っておけばいいわけですよ。知らないものは知らないって答えるしか我々はないわけですから、そこについては、ぜひお示しをいただきたいと思います。

そういった中で、起こさせないということが大事、通告していますけれども、例えば、先ほども言われましたいじめの防止対策のための組織を積極的に各学校に設置された。積極的な活用が望まれるってうたってありますね。この志布志市の基本方針の中に、これが実効性のあるものになるのかという質問も2年ほど前に私はこの場でしております。この観点からどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 各学校には、今指摘されましたように、学校いじめ防止基本方針というのがございます。このことについては、本当に学校が動きやすい、そのような基本方針になるように、毎年毎年見直しをきちんとしていくことが大事だということについては、各学校に指導しております。

いじめというのは、学校の規模にかかわらず、どの学校でも起こりうることであるので、いろんなことについて、常に危機意識を持っていじめの問題について対応して欲しいと、その基本になるのが、いじめ防止基本方針であるので、常に見直しの観点をしっかりしながら取り組みを進めて欲しいという指導は続けております。

○13番（小野広嗣君） 今教育長の答弁であります。そういった中で、それを受けて質問させていただきますが、教職員の資質向上ってありますね。そこで人権教育というものをしっかり教職員にも研修してもらいたいと。

そして、本市は人権教育、啓発基本計画というのを策定をしています。ここで市長もる思いを述べていらっしゃると思います。教育現場での人権教育ということもうたっています。

そして、この志布志市のいじめ防止基本方針の中でも、教職員の資質向上ということで、人権教育ということを担当する教職員の資質向上というのをうたっています。

今ですよ、新潟で福島から避難された子供さんが、「〇〇菌」と呼ばれて、去年から言われているのに、最初は気にならなかった。だけれども、横浜の同じく避難してきた児童が亡くなって、それをテレビニュースで見て、我がことと照らし合わせたんでしょね、悩み始めた。そして、それを先生に相談をした。先生は、10月、11月と子供たちに向かって、「そういったことがあってはならないよね」という話をした。ところが相談をしたその先生自体が、その本人に向かって「〇〇菌」という呼び方をした。もう子供は、どこに行きようもないですよ。こういったことがあってはならないと思いますし、だからこそ、教育現場に立つ教職員の資質向上というのは、人権教育において求められる最たるものだと僕は思うんです。どうですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 議員おっしゃるとおりだと思います。私は、いじめの問題、あるいは暴力事件の問題にしても、いずれにしても予防、未然の防止をどうするのかということが非常に大事だと思っています。その中で、児童生徒はもちろんですけども、教職員も含めて心の教育といたしますか。そういうことをきちんとしていくことが大事なんだろうと思います。

心の教育という観点でいいますと、道徳教育も大事です。それから様々な体験活動を通して、感謝の心とか、思いやりの心とか、そういうのを育てていくことも大事であるだろうと思います。それから、読書活動、そういうことを通して、心の教育を進めていくということが大事だと思います。

今回の新潟市の事案、そういうことを考えますと、教師と子供との信頼関係が、ほとんどなされてなかったなど、そのことについては、本当に残念なことだというふうに思います。

教育の基本は、教師と子供との信頼関係なくして成り立たないというふうに思いますので、絶対に、いじめ、暴力というのは許してはならないんだと。人の心の痛みを分かるような、そうい

うお互いであって欲しいし、また教師であって欲しいと思いますので、今議員言われましたように、今後とも人権ということについては、更に強く学校に対しても指導していきたいなと思います。

あわせて、一般市民の方々にも、そのことは十分理解していただきたいなという思いがございます。実は明日、本市において人権教育の研修会というのが行われます。これは一般市民を対象にした研修会でありますので、多くの市民の方々に人権の大切さ、そういうものをぜひ学んでいただく機会になればいいかなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） あと何点か。

先ほども言われました。こういった事案が起きたときに、例えば、志布志市いじめ問題専門委員会を設置していますので、ここでの取り組みがあると。これは今回取り組まれたんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたように、いろんな事案を受けたときに、いじめ問題連絡協議会というのを年2回開催をすると。いじめ問題専門委員会につきましては、いろんな事案が発生したときに取り組みを進めるということで、今回は非常に大きな事案でございましたので、いじめ問題専門委員会を開きまして、大学の先生方、あるいは臨床心理士、弁護士、そういう方々にいろんな助言をいただいたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。それをもとに市長へ報告となっていますね。その報告を受けた市長が、この事案に対して、まだまだ掘り下げなきゃいけないといった場合は、再調査する機関を設けていますね。それは今回どうなってるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会のいろんな対応については、いろいろとまだ市長が納得がいかないという場合、第三者委員会というのを設置するということになっておりますが、今回の場合は、市長の方も、そこまでは私どもに要求しておりませんので、段階としては、いじめ問題専門委員会のレベルで終わっているということでございます。

○13番（小野広嗣君） この市いじめ問題調査委員会、これが市長からあった場合、それを調査していただいて、それは必ず議会に報告となっています。その時には、こと細やかに報告をしなきゃいけないわけですよ。

だから、今回の分としては、そこまでやってなければ、いわゆる、こと細やかな報告にはならないのかなという思いもあるもんですから、聞いたところでもあります。全協でお話をお聞きしたいと思います。

最後ですが、今回のことを受けて、例えば、いろんな取り組みがあると思うんですけども、明日も人権の講演会がある。例えば、子供たち1か所の文化会館とかじゃなくて、やっぱり学校の体育館等を集めて、そこに超一流のスポーツ選手とか、そういった方々の苦労、あるいは、いじめに対する取り組み、してはいけない人権意識、こういったものを一流のスポーツ選手等が、よく知っている人が話すことというのは、子供は目を輝かせながら聞くんですね。何とかそういったことも、本市の子供たちにつないでいただきたいなと思いますが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 非常に大事なことかと思えます。各学校においては、いろんな講師

を呼んで話を聞く機会というのを結構持っているわけですが、先日も松山小学校では、弁護士の方をお呼びして、道徳の時間に絶対にいじめ、暴力はあってはならないと。そういう講話をいただいたという事例もあります。

去年は、志布志中学校では、たぬきさんという一人芝居をされる方を呼んで、命の大切さ、平和の尊さ、そういうのを学ぶ機会を持ったようでありますので、今議員言われたように、本当に子供たちの心に染み入るような、そういう専門的な、具体的な分かりやすい話をする方々を各学校積極的に呼んだりして、子供たちの心を耕す、そういう機会をたくさん持てたらいいかなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 最後になりますけれども、有識者会議はですよ、このいじめ問題を通して、やはり教職員の最優先課題として取り組むべきことというのは、このこといじめ問題だと、この情報の共有をするべきだと。こういったことを怠ったら懲戒処分までするんだということをやっていますね。それほど大事だというふうに僕は思うんですね。そこまできたのかという、残念でもあるんですよ。

そういったことを考えたときに、最近顕著であるインターネットを通してのいじめとかいっぱいありますよ。そういった身近なものを話題にして、作文にさせて、そして、そのことでディスカッションをさせるんだと、そうすると身につまされるんだという提案等も出ていますが、そういったことも含めて様々に知恵を絞って、この問題に取り組んでいただきたいなと思います。

最後に答弁を求めて終わりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 本市には、2,600名余りの子供たちがおり、また170名ほどの生徒がいるわけです。学校は様々な危機管理が問われているわけでありまして、いじめに限らず、不登校、あるいは生徒指導の様々な課題というのがいっぱいございます。

でも、そのような課題を各学校が、それぞれの課題を抱えながら、一生懸命取り組んでおりますので、教育委員会といたしましても、いろんな形で支援をしながら、子供たちが安心して安全に学校に通えるように、そういう体制を私としても進めていきたいと、そういうふうに思っております。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ。]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 市長はじめ施行部の皆様に申し上げます。

答弁にあたっては、質問の趣旨に添った的確な答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、ここでお諮ります。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○市長（本田修一君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時07分 延会

## 平成28年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成28年12月8日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

青 山 浩 二

八 代 誠

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 津 曲 満 也
農政畜産課長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	松 山 支 所 長 上 原 登
志布志支所長 山 田 勝 大	水 道 課 長 鎌 田 勝 穂
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 溝 口 猛	学 校 教 育 課 長 福 田 裕 生
生涯学習課長 樺 山 弘 昭	志布志支所市民税務課長 野 邊 孝 蔵

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を順次許可いたします。

まず、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） トップバッターですので、改めまして、おはようございます。

今回は、今までの一般質問を含め、どのような取り組みがなされたかという点と、現状の市政の在り方について質問をしたいと思います。

市民に希望の持てる答弁を期待いたします。

まず通告しておりましたように、鳥獣被害対策についてであります。

この件につきましては、先の9月議会で数名の同僚議員の一般質問がありました。それだけの被害があるからこそ、議員として相談を受けた結果が一般質問という形になったと思います。私も遅ればせながら相談を受けていましたので、今回質問をしてみたいと思います。

通告しておりましたように、私はアナグマの被害や対策についての1点だけに絞って伺います。

このことは、10月の南日本新聞でも大きく取り上げられておりました。市長も御覧になったと思いますが、このような大きな記事になるぐらいですので、異常発生していることがうかがえます。先の9月議会でもありましたように、猟友会の会員の減少により、更に対策は今後厳しくなると言われております。このアナグマは、畜産業界では知られていると思いますが、牛に結核を感染させ、更に人に感染する可能性のある、人獣、人と動物の共通感染症を持って、そういう病原があるということで、このアナグマの駆除は「牛の結核を防止するため必要不可欠である」という記述もあります。

畜産王国である我が志布志市にとっては、それこそ、これを見ますとアナグマの駆除対策は喫緊の課題ではないかと思えます。

そこでまず、冒頭に伺いますが、このアナグマについて、市にはどのぐらいの相談があるのか。また、被害額も調査しておりましたら、まず最初に伺います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えいたします。

アナグマの実態についてでございますが、鳥獣被害対策の関係で、過去4年間で申し上げますと、平成24年度で69頭、平成25年度で114頭、平成26年度で218頭、平成27年度で331頭の駆除の状況で

あります。

被害額は、被害ほ場に、その他の害獣、例えばイノシシ等も出没しているということで、被害額がイノシシでカウントされたりしますので、アナグマのみの被害額としましては、少額になるようございまして、単独での被害額は把握していないところでございます。

相談件数につきましては、担当課長に答弁させます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** ただいまの御質問で捕獲依頼の件数とありましたが、アナグマにつきましては、平成24年度が2件、25年度が10件、26年度が2件、27年度が7件、本年度28年度は10月までにおきましては2件となっているところでございます。

**○8番（西江園 明君）** ただいま市長の答弁を聞きますと、駆除は確実に増えているという数字でした。

直接アナグマの被害、これがアナグマによるものかという被害というのは、確かにおっしゃるよう厳しいかも、掌握するのは難しいのかもしれないけれども、よく畜産農家の場合、牛の餌とか、そういう豚の餌を食べに来たりという被害があるようございまして。

私も担当課の方に相談に行きました。担当課も苦慮している姿は、うかがえたところです。それなり、助成金なのか、それが報償費なのか、その辺の予算的なことは、ちょっとどこで計上しているかは分かりませんが、現実には、いろいろこういう対策を打ち合わせた感じでは、先ほども述べました畜産王国と言われる志布志市では、解決にはほど遠いと感じましたので、市長にこういう実態を理解してもらうために、今回あえて一般質問をしようと思ったところです。

このアナグマは、自衛策としてわなを仕掛ければ簡単に素人でも捕獲することはできます。そのくらい繁殖しているということです。しかし、法律上は素人は、一般市民は捕獲できないとの説明を受けました。ですから、市民がたとえ捕獲しても、簡単に捕獲はできますけれども、助成金ということは請求できません。捕獲するためのわなである、かごだけでも1万円はします。捕獲して助成金を請求しようとする場合は、証拠品としてアナグマの鼻先を切断したものを提出しなければなりません。とてもじゃないが誰でもできることではありません。ですから、現在どうしているかという、捕獲したアナグマをそのままカゴに入れたまま車に積んで遠くに運んで、そこで山で放しているというのが実態です。せめて自分の家の近所から少なくなればいいという願い、思いからだけで、そういう対策しかとれないわけです。ですから、絶対個数は減りません。

先にも述べましたが、猟友会の人に頼むという方法もあるかもしれませんが、その猟友会の会員が近所にいないから対策はできないのです。その仕組みも、我が町では、まだ確立されていないと思います。今の法律では、猟友会の会員でないと、許可を取った人ということですね、会員でないと鳥獣は捕獲できないということです。

今述べましたように、猟友会のメンバーが減っていますから、なかなか駆除が追いつきません。わなを仕掛ければ簡単に捕獲はできますが、これを殺処分となると厳しいと思います。あのアナグマの足の爪を見ると、生きた状態で触れるものではありません。でも被害をなくすためには、絶対数を減らさなければなりません。その対策としては駆除しかありませんが、そこで次に伺い

ますが、このアナグマを殺処分すれば、助成金の支給制度が今現在ありますが、そのアナグマに対しての助成金の支出は今までにあったのですか、ちょっと伺います。

○市長（本田修一君） 捕獲報償費としまして、アナグマ1頭につき3,500円を支払っているところございます。その実績につきましては、担当の方で回答させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在、アナグマにつきましては、今市長が申したとおり、1頭当たり3,500円の報償金という形で出しているところございますが、捕獲頭数の推移を述べますと、24年度は69頭、25年度が114頭、26年度が218頭、27年度が331頭、28年度、これは10月までですけど、183頭となっているところでございます。

○8番（西江園 明君） 先ほど、最初の質問で市長が答弁したあの頭数に対して助成金が支出されてるということですね。

今延べにすると七、八百頭かも分かりませんが、それについては全て猟友会員というか、そういう許可を取った人が捕獲して市の方に鼻先を提出して支出したというふうに理解していいんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この場合は、通常捕獲依頼、被害があった方から捕獲依頼の申請がありまして、それに基づきまして、猟友会の方に捕獲の依頼をした分のカウントとなっております。

○8番（西江園 明君） 鹿屋市なども、いくつかの自治体では鳥獣被害防止計画というのを作成しておりますが、志布志市もあるんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 志布志市におきましても、26年度から29年度という形で作成はしてあります。

○8番（西江園 明君） 26年から29年となると、当然その対象にはアナグマも対象となっているわけですね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） はい、アナグマも対象有害鳥獣としております。

○8番（西江園 明君） 打ち合わせをしましたので、通告のそれには書いてございませんけれども、今、志布志市の考え方というのは、現在は個人か市民がわなを仕掛けて捕るということは違法という理解ですか。確認です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 捕獲につきましては、法人捕獲、市町村がやる捕獲と、あと一般捕獲というのがありまして、一般捕獲につきましては、現在のところ自分の宅地内で箱わなを使用して捕る分については、免許は要りませんが、許可は必要となっているところがございます。

○8番（西江園 明君） その辺のところは、先ほどあえて私、今回、今このことを追加したということは、私が聞きに行った時には、個人で捕ることは全て違法であるという説明を受けて、それだったらなかなか厳しいなということで、私もいろいろ調べたところがございます。

先ほど課長の方からありました、鳥獣被害防止計画書は作成しているということでございます。この計画書でありますけど、実際そのとおり実施するというのは、なかなか厳しいと思います。

私もいくつかの自治体に聞いてみました。他の自治体に聞いてみましたところ、問い合わせた自治体は、たまたま聞いたところの全部の自治体が、猟友会の会員の中から有害鳥獣捕獲隊を結成し、そこが年間を通して活動をしていました。自治体によって名称は違いますが、捕獲隊という名前は付いていました。今日の新聞でしたですかね、霧島でそういう捕獲隊が市に助成金を請求するんだけど、それにちょっとおかしいところがあるというのが、それこそ今日の新聞に出ていました。私も霧島市に問い合わせをしたところ、あそこは年間に3,100万円でしたですかね、という報償費を捕獲隊に払っているという霧島市の場合は、そういうイノシシ等が多いでしょうから、シカもあそこにはおりますから、そういう関係で、それだけのばく大な数字になっていると思いますけれども、たまたま今日新聞に出ていたようです。そういう名称は違いますが、捕獲隊という名前が付いていました。市民から役所に駆除の依頼があれば、役所が捕獲隊に連絡して駆除を依頼して対策をとっているという自治体でした。そして、その捕獲隊に運営費や、そして報償費、うちの場合は助成金という名前でしたけれども、支払う形でした。

また、ある自治体では、個人わなを仕掛ける資格を与え、もちろん資格を取るとなると講習を受けますが、その受講料も県の補助と市の補助とで、個人負担は無いようです。この資格を取ると、個人でもわなを仕掛けることができ、捕獲したら、それを捕獲隊に連絡して処分を依頼するという形になっていました。

しかし、志布志市は現在、先ほどの課長の答弁では、自分の家だったらというふうな答弁がありましたけれども、私が前聞いたときは違法であるという考えでした。私が調べた範囲ですけれども、いずれの自治体でも対策がとられています。志布志市では、先ほど数字的なことは課長が答弁がありましたけれども、このことについて、何らかの対策をとっているんですかね。今言いましたような、捕獲隊という組織があるのですか、あわせて伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市職員で有害鳥獣捕獲実施隊を設置しておりますが、狩猟免許所持者はいないため、被害現場での調査・確認、被害拡大防止の指導・助言、被害防止啓発等を主な活動としているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今課長の答弁にあります、そういう組織はあると、組織はあるけど、例えば、市民からこういう駆除の依頼があれば、パッと行ってくれるような、名前だけの組織とは失礼ですけれども、そうじゃなくて、こまめに年間を通して活動している組織なんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今市長が申しました実施隊というのは、市の職員で12名で構成しているところでございますが、主な業務としましては、有害鳥獣が入って来ないような防止柵とか、そういう啓発を主にしているところでございます。

捕獲につきましては、先ほど申したとおり、被害があった場合、被害者からの捕獲依頼を受けて、猟友会、猟友会の位置付けとしましては捕獲隊という位置付けでしておりますので、その捕獲隊に依頼して捕獲をしている状況でございます。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。

先ほども、ちょっと質問の中で言いましたが、志布志市の場合は個人が箱わなで捕る場合にですよ、当然免許というかを取らなきゃいけませんけれども、その受講料みたいなものについては補助はあるんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） わな猟ですが、わな猟につきましては、受験の際に講習があります。それが1万円の費用だと思いますが、その半分の5,000円は補助しているところがございます。

○8番（西江園 明君） 今、聞いたところでも、隣の曾於市は100%、個人負担はありません。志布志市は半分、5,000円負担はあるということです。そこでも、考え方について差があるのかなと思ったところです。

私も、このことの相談を受けた時に担当課の方にも行きました。先ほどもありましたように、1匹につき3,500円の助成金はあるようですが、これを市民が捕獲しても、箱わなをかけて捕っても、それを処分している所が今のところありません。だから、そういう処分している企業を探し、捕獲した人とですね、3,500円あるのであれば、捕獲した人と処分費と企業があれば、折半でもすれば、新たに予算を組む必要もないし、その中でもできるんじゃないかということでも協議をしたところでした。

民間でも捕獲し処分している企業もあるようですけれども、ちょっと費用的には、それを個人が負担するとなると厳しいかなというような費用でした。

法的なことも市独自の条例が必要なのか、あるいは要綱程度で済むのかは、これからのことと思いますけれども、志布志市独自の先進的な取り組みというのは考えられませんか。先ほどの質問とちょっと重複しますけれども、何か取り組んでいきたいとか、そういう考えはありませんか、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、近隣の市町村の取り組み事例等を参考に、志布志市の現状に適した方法を今後調査研究してまいりたいと考えております。

○8番（西江園 明君） これから調査して研究して取り組んでいくということで、現実に志布志市は、かなり遅れてると思うんですよ、この点についてはですね。

先ほどの課長の答弁では、個人のわなほうんぬんということもありましたけれども、それだって免許を取るにしても費用負担は発生しております。都城市の場合は、個人相手ですよ、市民に対して、そういう小型わなの免許を市長名で与えているんですよ。なんで他の自治体できて、志布志市ではできないの、都城市の担当の人は市長名で出していますと、許可を与えていますということです。

そして、それを先ほど言いました捕獲処分してもらって市独自で許可を出すことができるんですよ。曾於市だって、70名と具体的な数字まで出したけれども、農家の人に限って、その免許は、そういうのは与えているということでした。

ですから、今回、あえて私も耕地林務水産課と打ち合わせをした中でも、ちょっと遅れている

など思ったものですから、あえて今回こういう一般質問という形をとったわけです。

先ほども言いました。問い合わせた自治体の担当者も電話で話をする中で、自分たちのまちよりも進んだ対策をとっているのかというふうに期待をして私に聞いてきたんですが、逆に「どういう対策をとっているんですか」と聞かれましたけれども、「いや、残念ながら今からです」と私は答えたところです。

先ほども言いました。多くの議員が鳥獣被害について一般質問をされました。一つの議会であんなに出たということは初めてだと思うんです。それだけ深刻な状況であるということをもうちよっと真摯に受け、向き合うべきだと思います。

まして、先ほども冒頭に言いました畜産王国である我が市にとっては、このアナグマの持っている病害というのは、もし被害でも出れば計り知れないことになると思いますので、先ほど市長が「調査研究する」ということで期待しておりますので、真摯に向き合うべきだと思います。

この件については、もう結構ですけれども、最後になりますけれども、例えば、今よく道路上にタヌキとか猫とか、夜に車ではねられて死んでいるのが道路上にありますけれども、これは市の方で処分し、撤去して処分していますけれども、これに年間どのぐらいの経費がかかっているんですか。

**○市民環境課長（西川順一君）** 経費につきましては、その回収したものについては、最終処分場に一般ごみとして処分しているか、もしくは道路沿いの所に埋設しているというような処理をしておりますので、直接その処理について経費と申しましょうか、そういうことについてはかかっておりません。

**○8番（西江園 明君）** 別に費用的な面では計上してないということですので、一般ごみとして処分しているということですね。ですから、当然この中にはアナグマもあるでしょうから、道路上に死骸があれば、同様の処置がとられるわけですね。そういう企業もあるわけですから、そういうところに有償で、先ほども言いましたように有償で、その処分を一般市民が捕獲したのを処分できないかというような方法を、市から有償でお願いできませんか。これは相手がいることですから、答弁は結構ですけれども、他の自治体ではやっていますから、他でやっていることは志布志市でも当然できるはずですから、先ほどの市長の答弁を期待して次に移ります。

次に、教育行政でございます。

これも12月の今議会に向けて一般質問の準備をしておりましたが、ちょうど11月の初めでしたですかね、新聞に載っていました。考えることは同じなんだなと感じたところでしたけれども、私は以前、教育委員会の所管の教育関係の委員会に所属していましたから、それまでは、その委員会の中で度々議論をしてきました。今回は、委員会が変わりましたので、その後どうなったかという思いから質問をしてみたいと思います。

まず最初に伺いますけど、通告しておりましたように、小学校、中学校のトイレの洋式化の普及率はどのようになっているのか、できましたら男子、女子別に答弁を願います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 教育現場の洋式トイレの普及率についてでございますけれども、小

学校が31.0%、中学校が20.1%、全体で27.2%になっております。全国平均の43.3%、県平均の30.5%に比べますと、まだまだ低い水準にあると認識しております。

小学校の男子、女子のことでありますけれども、小学校の男子につきましては、洋式化が38.7%、女子が26.5%になっております。

中学校につきましては、男子が24.2%、女子が17%、合わせて20.1%と、そういうこととなります。

現在、各家庭のトイレは洋式がほぼ主流になっていることから、小学校に入学後、和式便器をうまく使えないといった問題があるのが現状のようです。学校施設におけるトイレの洋式化につきましては、合併後、各学校における洋式便器の数についての調査を行い、優先度を決定し、年次的に洋式化改修を行ってきたところであり、平成26年度の改修工事をもって全ての学校の主要なトイレへ洋式便器の設置が完了しております。

平成27年度以降も、引き続きの児童生徒数に対し、洋式便器の割合が少ない学校から優先的に洋式化改修を行っているところでございます。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** 洋式便器の普及率についてでございますが、合併後これまでも年次的な予算確保に努めまして、計画的な洋式化改修を図ってきましたが、先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、全体で27.2%と、まだまだ県平均にも届いていない低い水準であるということは認識しておりますので、今後につきましても、これまで同様、年次的に計画的な洋式化改修を行っていきたいと考えております。

**○8番（西江園 明君）** 通告書の方に市長、教育長というふうに、ずらっと列記してありますけれども、もし数字的なことだったら教育長の方で結構ですので。

では、次に伺いますけれども、ここ二、三年、一昨年、昨年、そして今年度、先ほどパーセントが出ましたけれども、何箇所ぐらい年次的ということですのでけれども、先ほど教育長の答弁で主要なものについて大まかに、ひと通りは終わったというような表現でしたけれども、それを聞くと全て終わっているように理解してしまうんですけれども、ここ一昨年、昨年、そして今年度、何箇所ぐらい改修されたんですかね。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほどの私の答弁で、全て設置が終わったというような答弁をしましたがけれども、あれは全ての学校に洋式化トイレが配置されているというふうに御理解いただきたいと思えます。

直近の設置ということでいきますと、平成25年度以降でちょっと申し上げますと、平成25年度が20基、平成26年度が11基、平成27年度が11基設置をしております、今年度も引き続き洋式化を図っております、平成28年度末までに各学校合わせて50基近くを洋式化していることになっております。4年間での改修率といいますと10.3%という数字になるところでございます。

**○8番（西江園 明君）** 市長には、先ほどのこの数字については、先ほどの思いが、今後また進めていくという、県平均にもなっていないということですので、教育長の今の答弁の中で、年

次的にすごくばらつきがあるみたいですが、ちょっと確認の意味で数字的なことですが、その時は担当の方でも結構ですけども、一昨年が20、昨年度が11、今年度が11という、ちょっと確認の意味で数字をもう1回お願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） もう1回繰り返します。平成25年度が20基、平成26年度が11基、平成27年度が11基。それから、平成28年度末までに各学校合わせて50基近くを洋式化していきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今ちょっと、教育長の答弁では、20、11、11、年度末に50近くにということは、今年度は50ということじゃないですよ、今年度はいくつですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今年度は8基ということになります。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。

先ほどから数字的にいくと、決して増えてはないですよ、減ってますよね、20、11、11、8というふうに少なくなった、何かこれは工事的な何か理由があるんですか。それとも予算が少なく、それだけしかできなかったということですか。その辺のところはどういうことか、再度お尋ねします。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁いたしましたように、古いものから整備をしていくということになります。ところが改修方法にいろんなパターンがございます、トイレブース自体の広さが、もともと洋式便器の設置に適合した広さであるため、便器のみを洋式に取り替えるという、非常に簡単に予算的にも少ない方法。

それから、トイレブース自体の広さが狭くて、洋式便器の設置に適合していないため、大々的に改修をしなきゃいけない、予算が伴うものがある。

それから三つ目に、現在年次的に行っている校舎の全面改修にあわせて洋式化を含めた全面改修を行うというような、そのようなそれぞれのパターンがありますので、予算が異なってきますので、古いものから整備していく中で、若干の設置の割合が違ってくると、そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○8番（西江園 明君） 1か所に要する工事費の関係から箇所数が減ったということで、でも総体的な予算は減っていないというふうに理解してよろしいんですかね、年次的な予算。

○教育総務課長（溝口 猛君） トイレの洋式化の予算についてでございますが、過去数年を見ますと予算については、大体こちらの計画どおりの予算の確保をお願いしているところでございます。

○8番（西江園 明君） 予算は一緒ですけども、工事の内容によって設置個数が変わらざるを得ないということですね。

私は6月の一般質問の中でも、志布志市の子育て支援というのは、どこの自治体にも負けないぐらい、大いに評価されていると思います。そういうソフト部門についてはですね。しかし、今の数字を聞きますと、ハード部門については、首をかしげざるを得ないのかなと、県平均にも至っていないという、全国からするとかなり下がって県平均にも至っていない。私も小学校の男の子

に「洋式のトイレが空いてなかったときは、どうするの」と尋ねてみましたら、「空くまで待っている」という返事で、高学年だったら我慢はできるかもしれませんが、低学年はどうだろうかなと思ったところです。

そういうことも、今回、質問をしようと思った理由ですけれども、改めてお伺いしますけれども、これだけ数字的には遅れている、今後の改修計画も今のようなペースでいくのか、ちょっとお伺いします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 全国平均、あるいは県平均よりも遅れているという状況がございます。

今後の改修計画についてでありますけれども、年次的に行う校舎及び体育館の全面改修にあわせて洋式化改修を図っていくことはもちろんのことながら、児童生徒数に対しまして、洋式便器の割合が少ない学校を優先的に、今後も年次的に洋式化改修を行っていく計画であります。予算を伴いますので、市長部局の方とも十分連携を取りながら、なるべく早く全国平均に近づけるようにしていけたらなというふうに考えております。

**○8番（西江園 明君）** たしかに今教育長がありましたように、洋式はあるけれども、生徒数が多いのに1基しかないという実態があるようですので、今、教育長の答弁の中で、生徒数を勘案しながら計画をするという答弁がありましたので、それを期待したいと思います。もっと速いペースで普及率が上がることを期待してまいりたいと思います。

次に、体育館などの公共施設の洋式トイレの普及率について伺います。

先ほどの学校関係と同じ、どういう数字になっているのか、体育館だけでも結構です。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 体育館の洋式化について、まず三つの体育館の洋式化率についてお答えいたします。

城山総合公園体育館のトイレの洋式化率は25%です。有明総合体育館は9%でございます。志布志運動公園体育館は43%でございます。三つの体育館の合計では、平均30%の洋式化率ということでございます。松山、有明は建築当時のままでございますが、志布志運動公園の体育館は、平成25年度に一部洋式化の改修工事を実施しているということで、このような数値になっているところでございます。

以上です。

**○8番（西江園 明君）** パーセントでいけば、何個のうち何個かというのが分かりませんが、それは結構です。今の時代では、自宅がほとんどどこもだと思いますけれども、洋式で、公営住宅だって超古いものを除けば、それ以外は全てトイレは洋式です。

ですから、現代の子供から青年という年代の人たちは、保育園や幼稚園でも洋式しか経験がなくて、そして学校に入って初めて和式を経験するんです。これも教育の一つと言え、それまでですが、体育館には県外から多くの大学生が合宿に来ます。和式トイレの使用、使い方が分からないのか、時々とんでもない粗相があるようです。大学生でも分からないんですから、近郊のある施設では、志布志市じゃないですよ、他の所では、トイレの中に、ここに足を置くんですよと

か絵で示して、足の位置が書いてあり、そして壁には絵で使い方の説明がある所もあるようです。そこまでしなければいけないというのが、やっぱり今の時代なのかなと思います。

志布志市の公共施設といっても非常に範囲が広いですから、先ほどありましたけれども体育館の中で普及率がありましたけれども、ちょっと数字的にですよ、例えば有明なんかは9%といいますけれども、何個あって何個が洋式なのか、ちょっと数字を分かりやすく答弁をお願いします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 失礼しました。

それでは、個別に個数等についても説明いたします。

まず、松山総合体育館には便器の数が男性2基、女性4基、身障者用が男女別に1基ずつ、計8基ございます。うち洋式が男女が1基ずつということでございます。

志布志運動公園体育館には1階、2階を合わせまして、男性7基、女性12基、身障者用が男女別に1基ずつ整備してあります。計21基ありまして洋式が男性4基、女性5基ということでございます。

有明体育館におきましては、男性4基、女性が6基、身障者用で男女共用が1基ということでございます。洋式トイレにつきましては、身障者用の男女兼用の1基ということでございます。

三つの全体では、男性13基、女性22基、身障者用の5基の40基が整備されておりますが、そのうち洋式のものが12基ということで、30%ということでございます。

以上です。

○8番（西江園 明君） ですから、有明の体育館を見ると、男女とも一つも無いということですよね、この姿がどうなのかと。

市長、先ほども聞きましたけれども、いろいろ合宿を誘致する立場として、この数字をどのように思われますかね、これは誘致する立場で市長にお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

近年公共、民間問わず新たに整備されるトイレにつきましては、身障者用を含め、洋式の物が多いということでございますが、なかには和式の物が見受けられないということで、本当に時代の変化ということになるかと思えます。

そのような状況の中で、施設全体がかなり古い形で、大分昔に建てられた施設ということで、その当時においては、最新式であったわけですが、現況には合っていないということで、洋式化を進めなければならないというふうには十分考えているところでございます。

先ほど教育長も答弁いたしましたように、年次的に計画を立てて整備をするということでございますので、私の方は十分そのことには、予算的に対応してまいりたいというふうにと考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今市長の答弁に「予算的には十分配慮したい」という力強い答弁がありましたけれども、教育長、所管分だけで結構ですけれども、何か今後の計画というのがあるか、改めてお聞きします。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたように、学校関係施設、それから体育館等の

トイレ施設の整備というのは、かなり遅れているというところは分かります。分かりましたので、特に体育館等のトイレということにつきましては、避難所になったりする可能性も非常に多い。そういう中で一番やっぱりトイレが問題になっているというのは、いろいろな報告で出ておりますので、体育館のトイレの洋式化ということについても、それから学校の中におけるトイレの洋式化についても、積極的に洋式化に向けて、今後、全国平均にできるだけ近づけるように努力をしてみたいと、そういうふうに思っております。

**○8番（西江園 明君）** 子育てでは、大いに評価しておりますが、こういうハード部門でも、その辺のところを期待を、積極的に進めるということでもありますので、期待をしたいと思います。

では、次に移ります。学校給食について伺います。

まず、給食費について伺いますけれども、よく私たちが保護者から聞きますのが、自分たちは払った、保護者の人たちですね。私たちが支払った給食費で賄っているはずだけれども、未納があれば給食の質が落ちたりするのではないかという疑問です、保護者として。それを聞いたとき、もうちょっと学校給食の仕組みをもっと保護者の人たちに広報すべきではないかと感じたところでした。

給食費は食材費、材料費ですよ、その他人件費、給食センターのもろもろの維持費を含めては、自治体、市役所の負担ですなどと、そういう内訳をもうちょっと詳しく広報すれば、保護者も安心すると思います。今言いましたように、そういう説明を保護者に、今現在こういう広報とか、そういう入学の時とか、総会とか、そういうPTA関係に給食費の内訳というか、そういうのを説明しているのか。

それと、先ほどこの件について冒頭に言いました給食費の未納の現状について、あわせて伺います。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学校給食費の未納関係のことにつきましては、本市においては、学校給食運営審議会というのを年2回開催しております。その中でもよく話題になるのが、この学校給食費の未納に対する学校側の対応ということで、本市においては、学校給食費の未納対応マニュアルというのを作成しております、それに基づいて各学校は保護者に向けて、いろんな啓発をしている、そういうことでございます。

給食費の未納状況について、具体的に申し上げますと、平成26年度が44万4,200円、平成27年度が20万5,676円となっております。率にしますと、未納額の割合は0.28%となっております。平成24年度の全国平均は0.5%でございますので、そこから比べると若干低い数字となっております。

未納を解消するため、滞納のある保護者に対しましては、電話や文書による催告、それから個別面談、夜間の徴収等を実施したりしております、未納額は減少しておりますが、未納の原因は保護者としてのいろいろな問題から生じているケースが多くて、徴収に苦慮しているところもございます。

学校給食に関する保護者への周知につきましては、栄養教諭による家庭教育学級での講話やPTA総会での給食費の説明と納入のお願いをしているところでございますが、学校給食の意義や

役割を保護者に十分に認識していただくとともに、一部の保護者が給食費を未納することにより生じる問題についても認識していただくことが重要であると思っております。

今後も学校便りや給食便りやPTAの会合等の場を通じて、更なる周知を図って、理解と協力を求めていきたいと思っております。

○8番（西江園 明君） 今の答弁をお聞きしますと、そういう給食費については、いろいろ啓発をしているという、いろんな家庭教育学級とか総会等ということですがけれども、その給食費の内訳というかですよ、使い道というようなのは、あえて説明はしてないんですかね。審議会の中でうんぬんと、啓発はとありましたけれども、具体的な、それはしてないんですかね。

○教育総務課長（溝口 猛君） 給食費の仕組みについての説明でございますが、学校に対しましては、先ほど教育長が答弁しましたとおり、給食運営審議会、このメンバーが各校長先生、それとPTAの代表の方がメンバーになっておりますが、給食費の中身について、例えば、運営費と食材を含んだ経費につきましては、平成27年度で2億9,416万円かかりますよと、そのうち市が負担する分、それから保護者が負担する食材分の経費がこれぐらいかかりますというような説明は、具体的にしているところでございます。

ただ、学校で今申し上げました内訳までは、説明とまではいっていないのかなというふうには思っています。学校で説明する分につきましては、PTA総会で給食費のお願いの文書等について、あと給食の必要性、重要性について学校の方では説明しているところでございます。

○8番（西江園 明君） 子供たちは学年によって、当然摂取カロリーも違いますから、それらを含めて、行政の仕組みというか、今のような給食費の仕組みをぜひ保護者にも開示していただければ、先ほど冒頭に言いましたような、保護者の疑問というのは出てこないと思うんですよね。

そして、先般考えられないような学校給食の問題がマスコミで話題になりました。三重県でしたね、「野菜価格の高騰が続いたために給食を中止する」と発表したんです。予算が足りないという、やむを得ないという処置であるという報道、説明でしたけれども、私は、これを聞いたとき、なぜ教育委員会は市長部局と協議しなかったのかなと不思議でならないんです。補正という手段があるでしょうと私は思ったんですけれども、その辺のところの仕組みが自治体によって違うなど痛感したところでしたけれども、三重県でも、市長が慌てて撤回を表明しました。

市長、教育長に伺いますけれども、この件について、どのような見解をお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問のとおり、野菜価格が高騰して、予算の範囲内で食材の調達が困難になったとして、学校給食の二日間中止を決定した自治体ということで、新聞に掲載されておりました。

その後、中止への批判が多かったため、方針が撤回され、給食が実施されたということでございます。野菜価格の高騰ということで、給食費会計が赤字になり、給食を中止せざるを得ない状況だったというふうに思われますが、教育委員会と市長部局が十分に事前協議をして方向性を決定すれば、今回のような事案は発生しなかったのではなかったのかなというふうに思ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

野菜高騰により、学校給食を二日間中止した自治体がありますが、今年は夏場の台風や豪雨災害により野菜価格が急騰し、本市においても、その対応に苦慮しているところでございます。

給食を中止した自治体においては、給食会計が赤字になり、学校や保護者への影響が少ない日にやむなく給食中止を決定したとのことですが、給食の教育的意義を考慮すれば、中止ではなくメニューの変更をすとか、何らかの対応策を検討し、実施すべきだったと考えております。

○8番（西江園 明君） 市長も事前に協議すればこういうことは、志布志市ではあり得ないというような答弁ですけれども、まだ野菜の価格は落ち着きませんが、今の答弁を聞きますと、志布志市の場合は、これ以上のことが発生しても、現段階では志布志市でも教育長の答弁にありましたけれども、苦勞しているというような表現でしたけれども、現段階での予算的な面というのは足りてるんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 野菜価格の高騰というのは依然としてあるわけでございますけれども、例えば、高騰しているニンジンの代わりに赤ピーマンや、それから牛肉の回数を減らしたり、豚肉を使ったり、鶏肉をモモ肉からムネ肉に変更したりして、仕入価格を抑えたりする。

また、農家から野菜の提供や食肉工場から牛肉や豚肉の提供をもらったりし、このような状況をできるだけ無くするようにしていきたいと思っております。

今後、野菜価格が更に高騰し、あるいは長期化して、給食費会計が赤字になるようなことがありましたら、市長部局とも十分相談しながら給食中止に至らないようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○8番（西江園 明君） 今、教育長の中にもありましたけれども、農家の人たちの協力とか、企業の協力ももらって対応したいということですが、今の中にもありましたけれども、今後、今年よりもひどいような状況が起こっても、給食の中身は変わるとしても、給食は中止するようなことは、志布志では無いというふうに確信してよろしいですかね。教育長の答弁では、そういうふうにしたというふうなことは、確認の意味で、中止するようなことは志布志市は無いですよということで、市長、教育長に改めてお尋ねします。

○市長（本田修一君） 野菜高騰によりということで、今回の事件があったみたいでございすが、その野菜高騰についても、ある程度時期が過ぎれば平準化するというようなことが今まで経験されております。

ということで、一時的なことではございますので、そのことについては、現場の方で十分対応されているということであろうかと思っております。

仮に、そのようなやり方をとっても、長期的になって赤字ということになれば、そのことについては、先ほども答弁したとおり、しっかりと協議を重ねて、給食が中止になるということについては無いような形にしたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会においても給食の中止にならないように、メニューのいろんな工夫等をしながら、あるいはまた、地域の協力をもらいながら、給食中止にならないよう

に今後とも進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○8番(西江園 明君) 教育長、市長はせんち言いやったですから、そうならないようにしたいという、そういう中途半端な回答じゃなくて、はっきりそういうことは無いですと、市長が言ってるんですから、教育長も無いですと言ってもらわな、保護者は安心しないでしょう。いいんですか。

○教育長(和田幸一郎君) それでは、力強く、そういうことが無いようにします。  
以上でございます。

○8番(西江園 明君) 今の答弁を聞いて保護者も安心するでしょう。

では、次に移ります。最後です。

その後どうなったかということでお尋ねします。昨年12月の定例会でしたかね、同僚議員が公営住宅へ入居する際、添付書類の保証人の件で一般質問がありました。

この保証人については、私も議員もあると思いますけれども、時々相談を受けます。でもほとんどが高齢者です。今回相談を受けた人も高齢者で、保証人を求められ悩んでいるという相談でした。

一般質問があつて1年経ちましたけれども、少しは改善されたのかなと思っていましたが、聞いてみますと、やっぱり以前のままで、入居者に要求をされていました。

保証人というのは、他人に頼むことです。うれしい行動ではないですよ。例えば、ちょっとした入院でも保証人を必要とします。市長も入院されましたから、保証人を当然求められたと思います。このぐらいのことだつて他人に依頼するとなると、やっぱり出向いて、その理由を説明して、入院なんかは認印で済みますからですね、印鑑をもらわなければなりません。

これが市営住宅の入居となりますと、実印で所得証明まで要求されます。志布志市の場合は、税の滞納が無いか、そこまで確か求めているんじゃないか、滞納が無いという証明ですよ。それだけのものを入居者に求めているのが現状です。

役所としてリスクを少なくするためには、という理由は理解します。分かります。しかし、こういう時代の流れの中で、高齢者が気楽に実印をついて所得証明まで簡単に出してくれる保証人を探すことは容易なことではありません。家族、子供が市内にでも住んでいれば別ですけども、そして、その保証人は2名を必要としています。これが容易なことではありません。ですから、昨年も同様な一般質問がされているようです。

そこで伺いますけれども、住宅使用料の滞納のリスクを小さくするということだけにこだわって、現行の方法だと思いますけれども、昨日もありましたけれども、いろいろ私たちも先進地研修に行きますと、徴収に関することは税を含め1か所に集中している自治体もあるようです。徴収に関する業務は、全てその所管が住宅の使用料からですね、そういう自治体もあるようで、これがいいか悪いかは、それぞれ見解が分かれると思いますけれども、今言いましたような住宅の保証人について何か改正する、1年経ちましたけれども、改正する方向なのか、それとも現行どおりで今後もいくのか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年的一般質問の後、入居保証人の緩和措置についての進捗についての御質問でございます。まず、現在に至るまでの経緯について御説明申し上げたいと思います。

平成28年5月に離島を除く県下23市町村を対象としまして、入居保証人に関するアンケートを実施いたしまして、7月にその結果をまとめたところでございます。この調査の結果、入居保証人の緩和措置については、住宅使用料の確保等の観点から慎重な意見が大半を占めておりました。

しかしながら、一方、相反する内容ではございますが、大半の市町村において、入居保証人を確保することが困難であるとの相談が少なからず寄せられているという結果でございました。

本市といたしましては、昨今の社会情勢も踏まえ、現在入居保証人の緩和に向けて、条例中の特別の事情があると認める者に対して、保証人の連署を必要としないということができるという条項の特別の事情を満たす具体的な要件について研究しながら、平成29年2月1日施行の要綱制定に向けて準備を進めているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今そのアンケートは、志布志市が県内の自治体に求めたアンケートというふうに理解していいんですかね、課長で結構です。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、市が23の市町村にアンケートを求めて回答をもらったところでございます。

○8番（西江園 明君） その結果、今市長の答弁の中でありましたけれども、今29年2月1日から、そういうちょうど緩和措置を含めた分を施行したいということで、2月1日といたら中途半端だと思いつつながら、私が今回あえて質問をしようとしたのも、現在、志布志市が毎年住宅の建て替えを進めています、現在の入居者がそのまま入居するわけですよね、移転するわけです、新しく建て替える住宅に。この人たちは、どのような取り扱いになるのかということで聞きに行ったところですけども、現在の入居者である高齢者は、数年前に、入居歴が長いため、保証人のいろいろ事情もあったでしょうから、保証人の再発行を求められ、やっと苦労して保証人を探したばかりなんですよね。また同じことをしなければならぬかと考えると、引っ越しよりもそっちの方が気が重いという高齢者、入居予定者ですよね。

ですから、今市長の答弁ですと、今年度建て替えている、当然3月入居というのは、3月以降になると思いますから、今年度の建て替えにより、転居する場合は2月1日の新しい要綱ですかね、これちょっと聞き漏らしましたけれども、その辺で対応するという取り扱いをするというふうに理解していいんですかね、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市営住宅の建て替え、住戸改善、移転事業が対象となっているところでございます。

今年度事業の対象者につきましても、平成29年2月1日施行後も含めて緩和措置が実施できるというふうに考えております。

○8番（西江園 明君） この件について最後ですけども、今市長からあった件で、担当課長

の方で結構ですけれども、緩和措置というのは、どの程度どういう緩和措置をとっているんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

連帯保証人を連署することが困難と認められる方に対しましては、代替措置の対象者といたしまして、まず主なものは65歳以上の方、それから生活保護者、DV被害者、犯罪被害者、大規模災害の被害者とか、それから、これが市長が必要であると認められる事業の対象者、市長が先ほど答弁いたしました、老朽化対策、建て替え、住戸改善等の対象者ということでございます。

○8番（西江園 明君） 一人でも65歳の高齢者であればということですね、分かりました。この件も、他の先ほどの鳥獣被害と同様に、他の自治体にも私もいくつか聞きました。確かに、この件については、今現在の志布志市と同様な措置が取られているようですが、やっぱり先ほど市長の答弁にありましたように、高齢で相談に見える方が毎年増えている。窓口で対応するのも心苦しいと、担当の人はおっしゃっていました。今の答弁で、我が町は他の自治体よりも一歩前進したと感じたところです。

時代の流れの中で、それにマッチした行政をしなければならないと思います。高齢者に十分配慮した行政が行われることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

○

午前11時12分 休憩

午前11時24分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。真政志の会、青山でございます。

つい先日でありましたが、枕崎市の鹿児島水産高校の3年生4名が地元特産カツオを使った創作料理で全国コンクールの準グランプリに輝いたようであります。応募総数2,095点の中から団体部門で最終審査に進んだ6チームのうち、唯一の男子チームであり、受賞した料理は「かつおメンチのばくだんコロッケ」と、「かつおtoコンブdeうまみupハンバーグ」という料理だったようであります。1年前から何度も作り直しては、先生や同級生に試食をしてもらって完成させたということであります。魚嫌いな人でも食べられるようにという思いや、食は人を結ぶ、人はまちを結ぶという気持ちで作ったようでございます。

今回、ちょうど農業振興、そして、6次産業についての質問を考えているときに、このような関連したニュースを聞き、すがすがしい気持ちになりました。本市からも地元産品に興味を持ち、このような児童生徒が出てくることを期待したいと思っております。

それでは、今回農業振興について、それからICTの活用推進について、この2項目につきま

して質問通告書で通告をしておりましたので、一問一答方式で質問をしていきたいと思ひます。  
まずはじめに、農業振興についてでございます。

本市の農家の皆さんは、広大な農地と温暖な気候を生かし、大規模な畑地かんがいを利用して、お茶や野菜など生産性や付加価値の高い畑作農業を展開しております。

また、食料供給基地を担う基盤整備を進めており、お茶、ピーマン、メロン、サツマイモ、いちごなどの農産物、肉用牛、豚などの畜産も盛んであります。更には農畜産だけでなく、うなぎ、ハモ、シラスなどの水産物の生産・漁獲が盛んであり、これらは県内上位の生産量となっております。

本市が、平成27年3月にまとめた地域再生計画には、こううたっております。「平成22年の国勢調査の産業別就業者数を見ると、第1次産業は23.7%、全国は4.0%。第2次産業は19.7%、全国は23.7%。第3次産業は53.5%、全国は72.3%であり、全国の構成比と本市を比較すると、第1次産業の割合が高く、中でも特に農業の構成比が大きく上回っていることから、農業は志布志市の基幹産業であると言える。」ということが地域再生計画に書いてあるとおり、まぎれもなく農業は、本市を支えている屋台骨であると感じております。

そこで、本市を支えている農業の6次産業化を推進し、魅力ある農業経営の構築こそが安定した市政運営に直結すると思ひますが、市長の6次産業化への思いや考えというものをまず伺ひいたします。

**○市長（本田修一君）** 青山議員の御質問にお答えいたします。

本市においては、農業を基幹産業としており、1次産業の振興を図ることは、本市の発展につながると思ひております。

本市は、恵まれた風土を生かして、様々な農林水産物を生産し、関東や関西などの大規模な市場に向け出荷されております。しかし、市場価格の変動や市場からの距離が遠いことにより、流通経費等がネックとなり、生産者の所得向上につながりにくい状況になることもあります。

今後は、生産した農産物をそのまま市場に出荷するだけでなく、生産から加工、流通、販売にわたる多角的な取り組みが必要と考えています。

本市での近年の動きとしましては、お茶の方面で、現在粉茶に加工して出荷するてん茶工場の施設整備が急速に進んでいます。お菓子の原料や輸出など需要が伸びてきているところです。

また、大麦若葉も加工から販売まで行っており、現在生産量が伸びている分野であります。

こうした中、国においても平成23年3月に6次産業化法が施行され、地域資源を有効に活用し、農林業者等による取り組みに対し支援し、総合的に推進することとしております。更に、鹿児島県においても鹿児島6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化に取り組みたい農業者等に対する支援する仕組みもできております。

6次産業化は、本市の農林水産業の発展には欠かせない課題と認識しており、関係機関と一体となって推進しなければならないと考えているところであります。

**○2番（青山浩二君）** 市長の思いは、よく理解いたしました。

では、皆さん御承知のとおり、農畜産物、水産物の生産を行う1次産業、加工の2次産業、流通、販売の3次産業、これらを足して6次産業と一般的にいますが、この6次産業の基礎となる部分の1次産業について、少し聞いてみたいと思います。

今、本市の農業は、農家戸数の減少や農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足など、多くの問題を抱えている一方、農業問題は食料問題と大きく関わりあっており、日本の食料の大半が農家の方々から支えられているという現状がございます。

また、全国を見ても農業を行っている方々の平均年齢は65歳を超え、後継者不足により耕作放棄地が各地に広がっております。本市においても、例外なくこうした状態が顕著に現れております。農業を中心とする1次産業従事者の減少、そして高齢化が著しく、近い将来の農業の存続さえも危ぶまれる状況に陥っていると思っております。

そこで、まず本市の現在の総農家数と、平均年齢をお示ししていただきたいと思います。また、それは5年前、そして10年前と比較して、どのように変化してきているのか、5年前、10年前の数字もあわせてお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の農家数でございますが、販売農家数で見ますと、平成17年には2,083戸あったものが、平成22年には1,775戸となり、27年には1,324戸となっております。

農業就業人口では、平成17年に4,098人であったものが、平成22年には3,166人、平成27年には2,307人となっております。そして、平均年齢では農業経営者の平均になりますが、平成17年に63.1歳、平成22年に64.8歳、平成27年には66.2歳となっているところであります。

○2番（青山浩二君） 今答弁にあったとおり、農業従事者は、確実に減ってきております。

6次産業が発展していくためには、1次産業が成り立たないとはいけません。

そこで、お聞きしますが、これからの1次産業の次世代の担い手となる後継者や新規就農者支援について、これまでの取り組みの現状と成果、そして、今後の支援体制の見通しについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの数字にも表れていますように、本市の農業者も、高齢化や担い手不足による農家戸数の減少が顕著に見られるところであります。

その対策としましては、本市では新規就農者向けに就農後1年以内に届け出れば1年後、50万円の給付を受けられる新規就農者支援金制度を平成24年度に設置しました。これまで20人が認定を受けております。

国の青年就農給付金は、就農後5年間150万円を受給できる制度でありまして、平成24年度から始まりまして、現在まで40名の方が受給されております。

また、平成26年度から始まりました認定新規就農者制度では、認定を受けることによって、青年等就農資金を受けることができます。これは借入れの限度額が3,700万円で、12年以内の償還期間で貸付利息が無利子になっているということで、これまで14名の方が認定を受けておられます。

今後も国や県の事業を積極的に活用しながら、新規就農者の育成に努めてまいりたいと考えております。

○2番(青山浩二君) 今の答弁のとおり、着実に成果は出てきているというふうに感じました。

何度も繰り返しますが、農家経営は本市の基幹産業でありますので、未来の志布志市への投資という観点からも、1次産業への支援というものは、しっかりと継続して行って欲しいというふうに思います。

今聞いたのは、次世代の後継者や新規就農者への支援でしたけれども、では、現に今就農されている方々への支援というものは、どんなものがあるのかお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

現に農業者になっておられる方々への支援につきましては、市の単独事業で申しますと、施設園芸、露地野菜の方には農業生産対策事業、茶生産農家へは茶生産基盤強化対策事業、畑かん施設の利用者には畑地かんがい推進作物生産拡大事業、畜産農家へは畜産施設整備支援事業、肥育経営対策支援事業、高品質生産対策事業があります。

その他、国においては、活動火山周辺地域防災営農対策事業、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業など多くの事業がありますので、今後も市、県、国の事業を組み合わせながら、農家の皆さん方の利益につながるように努めてまいりたいと考えております。

○2番(青山浩二君) 行政側には、そのような現に今就農されている方々への支援、それから次世代の後継者や新規就農者への支援をしっかりと継続していってもらい、そして農家の方々には上手に支援策を活用してもらい、本市の1次産業を支えていていただきたいというふうに思います。

では、農業活性化策の起爆剤として、今全国で増えてきている6次産業について質問をしたいと思います。

地域の中にある農業及び中小企業の活性化を図り、活力ある農業、農村を目指していくための6次産業化が、今全国的に注目されております。

生産を行う1次産業、加工の2次産業、流通、販売の3次産業を組み合わせ、多角的または他業種との連携によって、高い付加価値や、新たな食と農との関連ビジネスを創出していく新しい産業であります。

六次産業化法が平成23年3月1日に施行され、農林水産業の振興に向けた6次産業化の取り組みが求められております。鹿児島県においても、地域の特色ある農林水産物、美しい景観など長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発、提供、販路の拡大などに取り組むものとしております。

また、6次産業化の取り組みを促進するため、支援体制の強化も図っております。

では、今現在本市において6次産業化に対する支援というものは、どのようなものがあるのか、また今後どのような計画、方針で6次産業を推し進めようとしているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業者等が自らの農作物の加工、販売、観光農園等の6次産業化を進めることにつきましては、六次産業化・地産地消法に基づき、総合化事業計画の認定を受け支援等を受けることとなりますが、市としましても、基本的には鹿児島6次産業化サポートセンターと連携を図りながら、6次産業化の実現に向けての支援を行っているところであります。

また、必要に応じて生産者を含めた6次産業化サポートセンターや総合化事業計画のプランナーとの情報共有の場を設け、指導、助言を行いながら、円滑な事業推進ができるよう支援しております。

本市といたしましては、基幹作業である1次産業の地域資源を活用し、農作物の付加価値の向上と販路拡大を目指す生産者を、今後も継続して支援していくとともに、市としましても、ブランド化の推進を図り、生産者の農業所得の向上と経営の改善につなげられるよう努めていくこととしております。

○2番（青山浩二君） 今答弁にありましたように、県と連携を図りながら支援するとのことでしたが、鹿児島県においては、鹿児島6次産業化サポートセンターの設置、農産物加工推進員の設置、6次産業化に関する研修会の開催など、幅広い支援体制を構築しているようでございます。

そこで、本市も独自にサポートセンター等の設置などを考えてみてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

6次産業化につきましては、県において、鹿児島6次産業化サポートセンターを設置しまして、6次産業化にかかる情報提供、個別相談会の開催、研修会へのプランナー派遣、総合化事業計画の作成支援等を行っておられます。

現在は、市としても県のサポートセンターの支援を活用しながら、生産者の6次産業化に向けての支援を行っており、市独自のサポートセンターの設置までの検討には至っていないところでございます。

6次産業化につきましては、専門性が高いことから、今後も県のサポートセンターと連携しながら推進を図っていくこととしておりますが、6次産業化の需要が増大した場合には、市独自のサポート体制の構築も視野に入れながら、検討していく必要は出てくるかなというふうには思うところでございます。

○2番（青山浩二君） できれば、可能な限り誰もが不安なく取り組みやすい環境をつくっていただきたいというふうに思います。

また、6次産業化を推進していくためには、農業関係団体並びに食品産業事業者など、農商工連携を図りながら、販路拡大や経営安定に向けた支援策を検討していく必要があると考えます。

志布志市内の農家が生き残っていくための強い農業、そういったものを目指すために、行政が果たす役割をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生産者が商工業者等と連携しまして、6次産業化に取り組んでいくためには、商工業者の「良

い材料を安定的に、なるべく安価で提供して欲しい」というニーズに生産者においても品質を保持した上でコスト削減等の努力が求められることとなります。従いまして、商工業者と農業者とのお互いのニーズを結びつけ、農商工連携の6次産業化を進めるためには、お互いを結びつけるコーディネート機能の必要性もあることから、必要に応じまして、関係機関や市の関係部署と情報提供、情報共有を図りながら、農商工連携の6次産業化を推進していくよう取り組んでいるところであります。

○2番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、高い意識を持っているようで、このことに関しては、そのような役割を果たすことができるよう頑張っていたきたいというふうに思います。

では、次に農林水産省が実施しています6次産業化、地産地消に基づく事業計画の認定というものがあると思いますが、個人や企業等の認定状況についてお尋ねしたいと思います。

本年11月の最新データでは、鹿児島県においては累計62件だったと思いますが、その中で本市は何件ありますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

生産者の現状を分析し、6次産業化の構想を具体化する総合化事業計画の認定件数になりますが、11月末現在で本市が2件となっており、業種としましては、サツマイモの加工と、お茶の商品開発であります。

○2番（青山浩二君） 2件ということで、この分野に関しては、まだまだかなというふうに感じるわけですが、逆に伸び代の部分も十分にあるというふうに感じるわけですが。

6次産業化に興味を抱いている方は、実際に私も知っておりますけれども、平成23年3月、6次産業化法が制定されて以来、県においては事業計画を策定する支援計画が認定される事業実施から、事業開始後のフォローアップまで、専門の6次産業化プランナーといわれる方が無料で支援して下さるということで、非常にこの制度については、有り難いというふうに思っております。

そして、6次産業化を活性化させる鍵は、私は若年層の経営者であると思います。県内でも、その6次産業化認定を受けて企業を興したり、直売所を開いたりしているのは、若年層が圧倒的に多いようでございます。

ただ、計画書策定というのが、やはりネックになっているのかなというふうに思います。思い切りの良さと事興してしまうような大胆さは持ち合わせているんですけども、計画書の作成というと、ちょっと壁が高いという方が大多数なのではというふうに感じております。

6次産業化に本気で取り組むために、まずは本当にしっかりとした事業計画を作らなければなりませんので、必要な知識を得る場として事業計画の策定の支援や事業開始後のフォローアップなど、起業を夢見る若い新規就農者などを対象としたセミナーなどを本市でも積極的に随時開催していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

6次産業化プランナーとは、6次産業化に取り組む農林漁業者の相談に応じてアドバイスを

うため、6次産業化サポートセンターに登録された専門家のことをいいます。

6次産業化サポートセンターは、相談窓口として全国に設置されており、相談内容に的確に対応できる6次産業化プランナーを派遣し、課題の解決に向けて具体的なアドバイスを行う体制となっております。

本市においても、6次産業化に取り組む姿勢、相談があった場合は、鹿児島県と連携しながら、6次産業化サポートセンターと連絡を取り、協議の場を設けるなど、実現に向け支援を行っております。

また、近年は毎年、県が主催となって相談会を実施しておりますので、6次産業化の相談があった方々には情報提供を行っております。その際、市から相談者が出席する際は、市も同席することとなっております。

また、6次産業化に関するセミナーにつきましては、毎年志布志市異業種懇話会を開催し、その中で農林水産物の6次産業化や販路拡大について、先進的な取り組み事例を発表していただいております。これまでも、干し芋や、お茶の輸出についてなどの事例発表がありました。今後も、このような形でセミナー等を開催してまいりたいと考えます。

**○2番（青山浩二君）** そのように取り組んでいただければ、本当に有り難いなというふうに思う次第でございます。

これまでの質問は、主に6次化を目指す農家の方々への支援、サポートという観点から質問をしてまいりました。

では、今度は視点を変えて、違った角度から質問をしていこうと思います。

先月でありましたが、産業建設常任委員会で所管事務調査に行かせていただきました。その中で、山形県庄内町という本市より少し小さい町でありましたが、6次産業の拠点となる施設を学ばせていただきました。

その施設は、簡単に言えば行政が施設の整備を行い、民間である農家さんに貸すといった施設であります。施設内には、お土産コーナー、レストラン、菓子工房、共同利用加工場、貸しオフィス等があり、全ての工房、オフィス等は入居率100%の状況でありました。

平成26年から始まったこの施設ですが、大盛況であるようで、研修当日、お土産コーナーも、ここの工房で作った商品が多数陳列されておりました。

今この話を聞いただけでは分からないというふうに思いますので、イメージとして、JAあおぞらさんの「あおぞら一丁目」と干し芋工場が一体となった工場というふうに思い浮かべれば分かりやすいかと思います。

施設の整備、管理は行政が行い、農家の方々には月々の利用料金を支払うといったシステムであります。その施設を見て、本市でもこれなら6次化を目指す農家の方々にとって、ハードルが格段に低くなり、取り組みやすいのではないかというふうに感じました。こういった6次化を目指す方法もありなのかなというふうに感じましたが、当局としては、これまでこのような施設を整備するといった協議は無かったのでしょうか。また、今話したような施設の話聞いて、どのよ

うに感じたか、市長、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

山形県の庄内町の新産業創造館「クラッセ」につきましては、昭和9年に建設された土蔵を改修され、地域食材を生かした新しいスタイルのレストランや新鮮な地場産野菜をはじめとする農産加工品などの展示販売ブースや、6次産業化の開発、製造を実行できる共同利用加工場を備えており、立派な施設であると思います。

このような施設があれば、商品開発から販売まで実現ができ、6次化を目指す方々にとっては使い勝手の良い施設ではないかなというふうには感じたところでございます。

○2番（青山浩二君） この庄内町も、このような施設を整備するまでには、4年かけて数多くの検討を重ねてきたとのことでした。

まずは、庁舎内で検討をする6次産業化庁舎内の検討会、これは課長補佐級以上の職員での会ですけれども、こういった会を1年かけて複数回開催し、次に2年かけて民間も含め、6次産業化推進戦略会議を開催しております。更にセミナー等も経て、この事業の実施に至ったわけですが、本市においても、まずは、このような検討委員会からのスタートを考えてみてはというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本地域においては、同様の施設として大隅加工技術センターが県により設置されております。

ここでも加工研究や流通保存研究、品質評価研究など、専門的な開発・研究ができる施設となっております。この施設の利用状況を見てみますと、平成27年度には全体で149件、本市からは、そのうち13件があったようでございます。

また、6次化の相談も受け付けておまして、その件数は、平成27年度に全体で270件、そのうち本市からは18件あったようでございます。

庄内町でも、今後の課題として稼働率を上げるための対策は必要と言われております。本市でも、このような施設を整備したときに、どれぐらいの利用が見込まれるのか、どれぐらいの稼働率になるのか、どの程度の施設が必要なのかなど、様々な角度からの検証が必要であると思います。

まずは、6次化を進めたい方がどれぐらいおられるのか、このような施設を利用したい方がどれぐらいおられるのか調査することから始めたいと思います。その上で、検討会の設置が必要かどうかについて見極めたいというふうに考えます。

○2番（青山浩二君） 今答弁にありましたように、調査、それから検証をしていただきまして、必要性を感じたときには、ぜひ設置して欲しいというふうに感じます。

次に、秋田県横手市の食と農からのまちづくりということを学んできました。これに関しても面白い取り組みがありましたので紹介いたしまして、1点のみですが、市長もですが、教育長にもお聞きしたいというふうに思います。

横手市では、中学生の修学旅行を利用して、旅行先の地元出身者や郷土会等と連携し、横手市

のPRや産品販売体験事業を旅行先で行っているようであり、平成28年度は横手市内8校中、2校が取り組んだようでございます。地域の魅力を知り、伝えることの大切さ、難しさを学ばせるのがねらいだそうですが、大変ユニークな取り組みだと思いますが、この話を聞いて、市長、教育長、今どのように感じられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旅行先で地元産物を販売することにより、地域の良さを改めて知り、ふるさとを誇りに感じるができるとともに、仕事の喜びを体感できる活動になっているのではないかと思います。

修学旅行の学習内容については、教育的見地から検討しなければならないということで、教育委員会でも研究していただければというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

市内中学校の5校の修学旅行の行き先については、現在長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県など九州内となっております。長崎県は全ての学校が訪れており、原爆資料館や平和公園において平和についての学習をしています。

また、佐賀県で有田焼の絵付けを体験し、伝統工芸を学んだり、福岡県では自動車工場を見学し、産業について学習したりしております。

今議員から示された横手市の中学校の中には、修学旅行先のアンテナショップや商店街等で販売体験を行ったと聞いております。このような事例は、あまり聞いていないことから、今後実施校の取り組み状況を含め、その成果や課題等について研究してまいりたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————  
午後0時00分 休憩  
午後1時04分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○2番（青山浩二君） 午前中に引き続き、質問を続けていきたいというふうに思います。

中学生の修学旅行を活用しての地元産品等のPRですが、こういった事業を通じ、地元の子供たちが地元を愛し、いずれは地元のために何かしていこうと感じさせるのも、体験を通じた地元を知る社会教育ではなかろうかというふうに思います。

これは学校と相手方の調整がつけば実現可能な取り組みだと思いますので、旅行先の郷土会、またはイベント等々との連携を図りながら、ぜひ取り組んで欲しいなというふうに思いますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

修学旅行は学校行事として実施する教育活動でありまして、児童生徒の心身の発達や保護者の意向、経済的負担、教育的見地や安全面等を十分に考慮して実施しております。

議員おっしゃる旅行先で、地元産物を販売する活動もありますが、例えば、本市の観光パンフレットや総合的な学習の時間などに策定した自作パンフレットなどを配布する活動なども考えられると思います。関係機関からの情報を収集しながら、各学校の実情等も踏まえ、限られた日数の中で、より教育効果のある内容となるように、今後研究してまいりたいと思います。

○2番（青山浩二君） では、また市長におかれましても、庄内町のホームページを見ていただくか、または山形県に出張の際は、庄内町のこの6次産業化の施設に直接立ち寄っていただけたら、この施設のすばらしさが分かるというふうに思います。

そして、市長の前向きな判断が、本市の農業を画期的に変えていくのではないかというふうに考えます。

今、全国各地で地場産品食材を使ったスイーツや料理コンテストなどの取り組みが展開されており、市内の人材やアイデアを発掘し、選ばれた商品を志布志市認定商品として販売するなど、様々なバックアップを図りながら、6次産業化を推進していく取り組みを考えていかなければならないというふうに思っております。

6次産業化は、食を介した魅力ある地域づくりにも結びつくと考えます。雇用創出と地域活性化が図られ、地域経済にプラスとなるような事業が展開されることが期待されておりますが、6次産業化が叫ばれて4年、まだまだこれからの分野でもあります。

しかし、この4年で全国の農業経営の形態は大きく変化してきているようにも感じております。そして、地方創生ともうまくからめながら、新たな局面を迎える今、市長として6次産業化推進へのお考えを再度お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業を取り巻く情勢は、農家戸数の減少等により大きく変わってきております。

また、農地も集約化が進み、農家の大規模化が進んでまいります。そのような中で、農業者の経営安定を図るためには、生産した作物の高付加価値や低コスト化を図り、農業所得の向上につなげていかなければなりません。その手段の一つとして、6次産業化は重要な選択肢であると考えるところであります。

しかし、多くの農家の方々は、農産物や加工品を消費者に販売したり、新たに商品サービスを開発することは慣れていないのが現状だと思います。行政が担うべきところは、しっかりとサポートして円滑に事業が進むような環境づくりができればと思います。

○2番（青山浩二君） 6次産業は所得向上、雇用の創出、地域ブランドの確立、地域経済の発展といった最終ゴールにたどり着けてこそ、6次化の定着という言葉が出てくるのではないのでしょうか。やるからには目標数値の達成や実績づくりにとらわれず成功事例をつくり、新たな産業として確立されるように、とことんやっていただきたいというふうに思います。

国は、6次産業化による市場目標は4年後の平成32年度には10兆円を掲げております。今後も意欲的かつ本市が全国を牽引していくような6次産業化推進を期待して、この質問を終わりたいと思います。

次に移ります。

それでは、次の質問に入りたいと思います。ICT、いわゆる情報通信技術の活用推進について質問をしていきたいというふうに思います。

先般行われました9月議会においても、小野議員の方から「行政機関のペーパーレス化の推進について」ということで、一般質問がありました。小野議員の内容と重複する部分もあるかと思いますが、私は私なりの視点で質問をしていきたいと思います。

9月議会の市長答弁の中に、「国の進める安全性にあった情報通信基盤の整備を進めつつ、紙を中心に行われている事務事業のペーパーレス化を推進することが必要な時期にきているのではないかと思います」と。そして、教育長答弁にも「文部科学省では、平成29年1月の省内の情報基盤システム切り替え時にペーパーレス会議システムの導入を予定しているようです。それに伴い、全国の学校においても、今後会議などのペーパーレス化が進むものと予想されますので、本市の学校においても準備を進めていくことが大切だと考えます」と答弁されております。この答弁を聞いて、当局もペーパーレス化に非常に必要性を感じているんだなというふうに感じました。ペーパーレス化が進んでいくということは、おのずとICTの推進ということにつながっていきます。

そして、ICTをうまく利活用していけば、業務の効率化、経費削減にも大きく寄与していくものと思いますので、私自身も行政運営におけるペーパーレス化、ICT化については、推進していきたい立場ですので、少しでも早く実現できるよう、今回このような質問をさせていただいております。

それでは、まずお聞きしますが、9月議会で答弁もありましたが、市長のペーパーレス化、ICT化への推進に対する思いというものをいま一度お聞かせいただきたいと思います。

また、本市の行政運営において、ICT化は現在どこの段階まで進んでいるのか、あわせてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ICT化の現在までの進捗につきましては、本市では、合併以来1人1台のパソコン整備を行い、庁舎内はもとより光通信を使った本、支所間との文書管理等による情報化を進めており、志布志市情報化実施計画に基づき、ICTを活用した健全で計画的な行政運営の実現に努めているところでございます。

ペーパーレス化につながる施策としましても、平成24年度に庁内情報システムを更新し、庁内情報の共有化を図っております。職員への周知等もペーパーレスで行っており、システム上で情報や知識の集積、蓄積がなされ、その他長期保存文書の電子化や電子入札制度も導入しております。

また、平成30年度からの志布志市情報化基本計画を策定するにあたり、計画の中に更なるICTを活用した健全で計画的な行政運営の実現を盛り込むことも検討しているところであります。

○2番（青山浩二君） 本市においては、少しずつでは進んでいるようではありますが、まだまだ

これからの分野も多数あるのではないかなというふうに感じました。

ただ市長もペーパーレス化、ICT化に対する必要性を感じていらっしゃると思いますので、このことに関しては、前進あるのみとっております。

そこで、このペーパーレス化、ICT化を推進するにあたっては、この分野に特化した人材の確保が必要であるんじゃないかなというふうに考えます。近年、地方自治体においてITアドバイザーを正規採用している自治体が増えてきているようでございます。庁内業務、住民サービスの向上を図る上で日進月歩進化するIT化には極めて高度な知識、経験が要求され、システムの選択次第でコストパフォーマンスは大きく変わってまいります。その上で取引業者等の提案の言いなりではなく、高度なIT知識、市のICT環境、業務内容を熟知した上で、それぞれの業務で最適な提案、助言を行う人材が必要かと考え、今後はITアドバイザー的な人材が必要になってくると思いますが、市長、このような方を今後採用する考えはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ITアドバイザーにつきましては、総務省が平成24年度からICT地域マネージャーの派遣も行っているようです。この制度は、ICT基盤・システムを利活用して、効率的、効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的、技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣するものです。

議員の言われるようにICTスペシャリストで、業務に精通した人材と少し違うようでありますが、必要とする業務があれば、このような制度も活用してまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） このようなITアドバイザーは、システムエンジニアとしての庁内の各種システムの構築にあたり最適なシステム構築のための業者との調整や、市内各施設に設置しているパソコンやプリンター、また無線LANの機器の保守管理の実施、あわせてパソコン教室等の講師など、多岐に渡った業務を担うことができると思いますが、今後確実に必要になってくる人材だと考えますので、IT関連会社等で培った高度な知識、技術を持った方を積極的に採用していただきたいというふうに思います。

その点も考慮していただきながら、今後の職員採用試験においても考えていって欲しいというふうに思います。

では次に、情報発信の観点からお伺いいたします。

スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末携帯は電子決済、カメラ、音楽プレーヤー、ゲーム、カーナビといった、より多彩な機能とタッチパネルを用いた軽快な操作性を備えたことにより、多くの消費者に受け入れられております。誰もがいつでもどこでも情報を収集、発信することが可能でございます。東日本大震災においても、あの甚大な被害が出た中、インターネット環境によるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で情報をいち早く入手、伝達でき命が助かった事例もあったようでございます。

そこで、本市でも公式のSNSを開設してはいかがでしょうか。災害時や各種イベントの情報発信時に、ものすごく役に立つと思うわけでございますが、このことについては先般行われまし

た決算委員会でも言わせていただきましたし、経費もほとんどかかりません。

また、本市の地域おこし協力隊の方々も SNS を利用して、様々な情報を発信しております。

そして、近隣自治体でも公式 SNS を開設しているところも多数ありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、市長どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

フェイスブックなどに代表されます SNS については、利用者の急増とともに、社会的に大きな影響力を持つようになった情報発信及び双方向コミュニケーションが可能なツールであり、議員がおっしゃいますとおり、SNS は自治体にとっても欠かすことのできない重要な情報発信ツールであると認識しております。

本市においても、その利活用を推進するために、志布志市ソーシャルメディア運用指針を本年 10 月に策定しました。この運営指針は、職員が職務上でソーシャルメディアを利用するにあたり、留意する事項などを定めたもので、より有効で適正な情報発信を行うための指針となるものであります。

そこで、本定例会に提案しております組織見直しの中で、情報発信部門の一元化を図るため、広報係を企画政策課へ設置し、今後この指針にのっとり、情報発信に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○2 番（青山浩二君）** 市でも、つい先日、先週ぐらいだったんですけども、企画政策課の地方創生推進室、それから教育委員会の生涯学習課、SNS を開設したようでございます。ちょうど見かけましたので、今後も様々な部署で、それぞれの SNS を開設して行って、各種イベントの情報発信、そして市民の生命と財産を守るための災害時の情報発信の観点からも、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、次に事務事業の観点からの質問に入りたいと思います。

ICT を活用して窓口業務のワンストップサービス化を目指しましょうという提案でございます。

行政の事務事業で代表的なワンストップサービスとは、住民の利便性を向上するために住民が複数の窓口で行っている手続きを 1 か所の窓口で完了できるようにするサービスのことであります。

従来の行政の窓口は、手続きを担当する部署が異なれば、その窓口も異なっているのが一般的でございます。このため住民は複数の手続き、または複数の部署が関連する手続きを行う場合、異なるフロア、または建物にある複数の窓口にも移動する必要がありました。こうした行政目線の仕組みではなく、住民の利便性を考慮した上で ICT を利活用して、複数の行政手続きを 1 か所の窓口で完了できる仕組みが求められております。

また、ワンストップサービスを実現することにより、住民にとっての利便性が向上するだけでなく、住民に関する各種情報を必要に応じて共有化し、一連の手続きに関する受け付け、書類交付等の処理を一度で完了できるようになるため、行政にとっても、業務の効率化が図られると思

いますが、市長、このようなシステムを構築、または導入するような考えはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成25年度において、庁舎内に市民環境課を中心とした、窓口サービス改善作業部会、年3回開催ですが、これを作り検討を行ってまいりましたが、「継続して検討」として整理しました。

窓口ワンストップサービスを行うためには、幅広い手続きをもれなく円滑に処理できるよう、窓口職員の業務を支援するような総合受付システムの導入なども考えられることから、平成31年に予定されている基幹系システムの更新にあわせ、システム導入について検討していきたいと考えております。

○2番（青山浩二君） 将来的に検討していくということで、これまでの窓口から、これからの窓口へという考えを持っていただきたいというふうに思います。

窓口の担当者が複数の異なる申請の受け付けと交付を行えるように、後方では他の職員が申請内容の審査、承認を行う方法が理想的ではないでしょうか。一連の処理を分担することにより、処理の効率化が図られるため、受け付けから交付まで待ち時間を減らすことができ、ひいては業務全体としてのタイムロスも大幅に減らすことができますので、ICT化による窓口業務の効率化につながっていくのではないかとこのように考えております。

ICT活用により市民にとっても、職員にとっても便利な市役所がつくられていくと思いますので、この点についてもお願いしておきたいというふうに思います。

また、市民目線で言わせていただくなら、究極のICT化は、行政手続きの簡素化の一環として市民が市役所に行かなくても、インターネットを通じて自宅や勤務先から必要な行政手続きを完了できるサービスの拡大じゃなかろうかというふうに思います。

サービスの拡大により、業務プロセスが省略されることから、業務の効率化にもつながると思います。

具体的には、これまで市民が市役所の窓口で行っていた一部の手続きについて電子申請、いわゆるオンライン手続きの導入であります。市民は、自身のパソコンやスマートフォン等を使用して、インターネット上で手続きを完了することができ、また従来職員が行っていた申請内容の入力や申請書の管理などの業務プロセスが省略され、業務を効率化できると思いますが、この点について、いかがお考えでしょうか。

具体的には、例えば市の公共施設の利用予約であったり、研修、講習、各種イベント等の申し込みであったり、犬の登録申請や亡くなった場合の死亡届であったりと、こういった比較的簡単な分野からでも始めてみてはどうでしょうか、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市のオンライン手続きにつきましては、鹿児島県の電子申請共同運営システムの電子申請サービスを行っており、住民票の写し等の交付請求をはじめ、所得証明書、納税証明書などの交付申請の他、職員採用試験受験申し込みなど、広く市民に利用していただいております。

また、イベント等についても、最近では今年9月の南極観測船「しらせ」の一般公開の申し込

みにも利用しており、市内外を問わず多くの方に利用されております。

今年度電子申請システムがリニューアルされ、更に使いやすさが向上したこともあり、今後要望や想定される申請、申し込み等につきましては、この電子申請の追加協議を行うとともに、マイナンバーカードを利活用した取り組みを検討しながら、市民の利便性の向上と手続きの簡素化に努めていきたいと考えております。

**○2番（青山浩二君）** 少しずつではありますが、電子申請も進んでいるようであります。でも、まだまだ範囲を拡大できるというふうに考えております。

また、電子申請で行政手続きをすることにより、市民の利便性向上が図られるというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

では次に、ペーパーレス化を進めていき、ICT機器、いわゆるタブレット、もしくはタブレットパソコンを駆使して、ペーパーレス会議システムを導入してみてもはどうでしょうかという提案でございます。

民間企業では、ごく当たり前に、このことは進んでいますし、これについては環境面からの紙資源の減量化を目的とし、タブレット端末を導入し、行政改革を進め、経費削減を果たし、その効果額を明確に市民に伝えることもできます。

また、印刷製本にかかる職員の労務コストの軽減にもつながっていきます。更には、タブレット端末を使って災害時における職員による情報収集や職員間における緊急連絡などにも活用できるという特徴があると思います。初期投資には結構な予算がかかるかもしれませんが、長い目で見たときに、また未来の志布志市への投資という観点で考えれば、予算額以上の効果を発揮すると思います。

庁舎内も様々な会議がありますが、まずは課長級以上の方々にタブレットの配布をしてもらい、課長会議あたりから、このペーパーレス会議を始めてみてはどうでしょうか。最初は、どこのボタンを押しているのか分からず、戸惑うことの方が多いかもしれませんが、今市長、それから両副市長さんをはじめ、ここにおられる課長さん方も、ほとんどスマートフォンをお持ちかと思うので、慣れるのには、そこまで時間はかからないというふうに思います。いかがでしょうか、課長会議あたりからペーパーレス会議を始めてみてはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在行政機関におけるペーパーレス化を図るため、平成29年度中の議会におけるタブレット端末の導入に向けて、市長部局と議会事務局と一体となって協議しているところであります。

既にタブレット端末を導入している市町村において、議会以外での活用状況等を調査した上で、課長のみの配布となると、その活用は限定的なものになると思いますが、議員提案の課長会における活用も含め、今後どのような形での利活用が可能か検討していきたいと考えているところでございます。

タブレット端末導入後は、積極的に活用し、経費削減、紙資源の減量化、ペーパーレス化等に努めてまいります。

○2番（青山浩二君） ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

これまで行政事務全般に関するICTの利活用について伺ってきましたが、本会議などの議会開催に関する経費についても同様であるのではないかとこのように考えます。

そして、このICT化が進んでいけば、我々議員の側も、そのことについては、しっかりと連携をしていかなければならないというふうに思っております。

従来の業務をより便利にスムーズにしていく努力は必要であるというふうに思います。そして、今その一端をタブレット導入という形で議会、執行部ともに調整しながら進めていかなければならないと思います。

今後、導入機器や消耗品など、行政コストの削減という観点も視野に入れながら、これからの協議を進めていっていただきたいと考えますが、市長、最後にどうでしょうか、このことに関して、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、現在ペーパーレス化について、関係部署と協議をしながら進めているところであります。

まずは、どのような機器やシステムがあるかを知る上で、早速システムの操作研修も予定されているところであります。これらのシステムを実際に見ることで、更に協議は進行していくところではありますが、導入費用などの経費やセキュリティなど、クリアしなければいけない点もあることから、本市に適したシステムや機器の選定も含め、最終的に行政コストの削減につながるよう慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

○2番（青山浩二君） このことに関しては、私もさることながら、会派である真政志の会のメンバーも、しっかりと研修を受けてきましたので、推進する立場にいますので、執行部と一緒にあって、共に勉強し、実現に向けて頑張っていければというふうに考えております。

そして、将来は、本会議での電子採決、一般質問時におけるプロジェクター、スクリーンを活用した電子投影、こういったものにも発展していければというふうに考えております。

環境面からの紙資源の減量化を目的としたタブレット端末を皮切りに、行政改革、議会改革を進め、経費削減、労務コストの削減を果たしつつ、本市がICTに関し、先進的な自治体に発展していくことを期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。

さて、12月に入りまして、朝夕の寒さが大分厳しくなってきました。しかし、本来訪れるはずの秋の気配さえ感じることなく、季節が夏から冬へと変化していく、私は、そう感じています。このような最近の異常気象、あるいは地震など、私たちを取り巻く環境は、そこに住んでいるからだという宿命なのかもしれませんが、あまりにも重い試練だと思われる出来事が、特に多

くなってきたと感じております。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

まず、本市が取り組んでいる交通施策の現状と今後についてであります。私たちの真政志の会は、去る8月24日、千葉県柏市を研修視察いたしました。テーマは「オンデマンド交通に対する取り組み」であります。

最近、高齢ドライバーによる死亡事故が相次いで報道されております。集団登校中に事故に巻き込まれて死亡した児童の痛ましいニュースを目にしますと、言葉では表現できない感情で胸がいっぱいになります。

まずは犠牲になった子供、そして、その家族の心の痛み。逆に事故を起こしたドライバー、この事件では高齢者だったんですが、その方のごく普段の生活環境、どうして車が必要なんだろうと。更には、その事故の後の金銭的な補償をはじめとした償いなど、高齢者にとっては、大変負担が大きすぎるというふうに感じます。事故を起こしたい人なんていないというふうに思います。今、真剣に検討しなければならない、大変大きな課題だと考えております。通告書に記載いたしましたように、本市が取り組んでいる三つの交通施策のうち、まずは福祉タクシー運行事業の現状についてお尋ねいたします。

松山地区に1台、志布志地区に2台、有明地区に1台の福祉タクシーが運行しておりますが、この事業につきまして、まず一つ目です。利用できる要件。2番目に利用できるまでの手続きの仕方。三つ目に、各地区の運行形体。最後になりますが、四つ目に各地区の登録者数及び利用者数を最新の数値で構いませんので示してください。なお、質問の相手方に教育長とありますが、三つ目の通学バス支援事業について質問をいたしますので、申し訳ありませんが、しばらくお待ちください。

それでは市長に、先ほどの4点、特に運行形体については、各地区ちょっと違いがあるようですので、市民の方々におかれましても、分かりやすくお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 八代議員の御質問にお答えいたします。

まず福祉タクシーの利用対象者でございますが、市内に住所を有する者ということで、70歳以上の者、身体の障がい等により、自動車の運転が困難と認められる者、その他市長が必要と認める者を対象としておりまして、具体的には車や運転免許を所持していても、運転に不安がある者や、けがや病気で運転が困難な者も対象としております。

次に、手続きであります。市役所の担当窓口で利用申請をしていただき、利用対象となるか聞き取り等を行います。該当となれば利用登録証を申請者に交付するとともに、委託事業者に対し、利用資格登録通知書を送付し、その後は利用者が直接利用したい時間と行き先を委託事業者へ連絡し、利用が開始されます。

なお、申請におきましては、窓口へ直接本人が申請に来られなくても、代理人による申請や電話で詳細を確認するなど、申請を受け付けできるように交通弱者の利便を図っております。

次に、運行形態ですが、4地区とも乗務員を含め、10人乗りのジャンボタクシーで運行してお

ります。松山地区、有明地区におきましては、1日、往復午前2回、午後2回を運行し、毎週水曜日には、志布志地区への乗り入れを実施しています。

志布志地区におきましては、午前、午後とも1往復で運行しております。

松山地区におきましては、主な乗降場所としまして、松山支所や、その周辺にあります金融機関、郵便局、病院となっております。

有明地区におきましては、市役所や周辺にあります金融機関、郵便局、Aコープ、蓬の郷や通山地域の病院、スーパーとなっております。

志布志地区におきましては、志布志支所や商業施設、病院、ボルベリアダグリとなっております。地区ごとの登録者と利用者数であります。平成27年度末実績におきまして、松山地区は登録者が683人、延べ利用者が5,345人、有明地区は登録者が356人、延べ利用者が2,014人、志布志地区は登録者492人であり、八野方面では、延べ利用者が3,017人、四浦方面では延べ利用者が2,158人であり、市全体としては、登録者が1,531人、延べ利用者1万2,534人となっております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、私が体験したことをちょっと紹介したいと思います。最近一人暮らしの女性、80歳ぐらいなんですが、相談を受けました。相談者は、原付バイクを持っておられまして、最近特に足が痛いので、「バイクの廃車手続きをしたい」というふうに言われましたので、私その手続きについて詳しくありませんでしたので、税務課に行きました。原付ということでしたので、税務課に行きました。窓口で詳しく教えていただきまして、廃車手続きに関する用紙をいただいたわけです。ここからが課題が見えてくるんです。相談者は、バイクのナンバーを外して、本庁か松山支所の窓口に行かれました。私の住む伊崎田においては、本庁よりも松山支所の方が近い自治会がありますので、伊崎田の場合は本庁、あるいは松山支所の窓口に行かれるということになると思います。ここで、自宅と役所の窓口を往復されるわけです。この行動を、行程といいますかね、1回目とします。その相談者は、バイクの廃車手続きが終わってホッとされるわけですね。

次に、日を改めまして、志布志警察署の方に運転免許証を返納されに行かれたそうです。ここでは連携が非常にうまくとれていたというふうに思いますが、免許証を返納された志布志警察署の窓口で、志布志に住んでおられるのであれば、免許証自主返納支援事業という事業がありますよということで案内されたそうです。しかし、この時点で相談者は、その事業の制度を前もって知らなかったということで、買い物か何かだと思ってしまうんですが、他の用事があったために返納事業への手続きには行くことなく用事の方に行かれたわけですね。ですので、自宅と志布志警察署、ここでもう1回往復されるわけです。この作業行程を2とします。ですので、また日を改めて返納支援事業の手続きに行かれるわけですね。この手続きは、本庁であれば総務課になるんですね。相談者は警察署では多分総務課に行ってくださいねというふうに言われたと思うんですが、日を改めてしまったので、どこやったかという話になるんですよ。総合案内所で、総務課だというふうに案内をされる。しかし、この相談者は高齢者で足が痛いということで、2階なんですよ。庁舎内を訳が分からずにあちこちされるというようなことになるかと思います。高齢者にとって

は、本当に大変なことじゃないかなというふうに思います。この行程を3とします。

市長、この相談者はバイクが利用できないわけです。私が今お示した、この方は3回行き来されたわけですね。交通手段については、どんなふうにされたと思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、手続きの流れにつきまして、具体的にお話なされまして、その流れでいくと、運転免許証の自主返納ということをしてしておりますので、返納された時点で、もう運転免許証が無いわけでございますので、じゃあ帰りにどうなるのということになりますので、多分家族等に運転をお願いされて来られたのか、あるいはタクシー等を利用されたのか、どっちかなというふうには思ったところがございます。したがって、2回目、3回目においても、そのようなことになっているんじゃないかなというふうに思っています。

○4番（八代 誠君） 家族にお願いできればなんですが、この方は一人暮らしということでありませう。

昨日7番議員の質問の中で、昔の自治会の「結（ゆい）」という言葉が出てきました。隣近所に親しい、10歳ぐらい若い人ですかね、その方をお願いして行ったんだよということであったんですが、それも、やっぱりこの年代の方々というのは義理が深いですから、帰りにお買い物をして、夕食のおかずぐらいをですね、これでごめんなさいねというような形になったかというふうに思います。

しかし、この本当に免許返納事業というのは有り難い制度だと思うんですが、返納される市民の方が住んでいる地域によっては、先ほどの3行程、この方は3回やられたわけなんですけれども、場合によっては1回で済む、あるいは2回で済む。でも相当この情報を知っていないと、短くすることというのは、かなり不可能かなというふうに感じているところです。

ですので、返納事業に対する支援金1万円というものを、いただく前に消費してしまうということもあり得るわけです。

伊崎田の、市長が住まわれている本村自治会の方に、この1万円をいただいた方にお聞きしたことがあったんですが、伊崎田本村から大隅になるわけなんです、「曾於郡医師会立病院まで片道3,000円かかったよ」というようなことでありました。ですので十分志布志地区の中山間地域の方が、こういった利用をされて、3行程されれば1万円というのは、本当に支給される前に消費してしまう金額になるんじゃないかなというふうに懸念するわけです。

ここで福祉タクシーの件に戻りますが、私たちに去年配布されました28年度当初予算説明資料76ページになります。事業の目的には、まず「車が無く」というふうに書かれているんです。つまり、今回の相談者に、私、福祉タクシーの制度を案内できなかったんです。先ほど市長が「車があっても運転が困難な人については、福祉タクシー利用できるんですよ」ということだったんですけれども、窓口でいただいた私の資料には、車があっても運転が困難な者という言葉は出てこないような気がします。この76ページの資料にも「車が無く」というふうに書いてあるんですよ。今回、案内ができた事業というのは、免許返納の事業だったんですが、実際には、福祉課

にお話に行きましたら、そういう方は70歳以上であれば登録できるんですよということだったんですけども、これの整合性というのが見えない。また、この二つの事業に対する手続きと関連性というものについて、なんとか整理できませんかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話の対象者につきましては、車や運転免許証を所持していても運転に不安がある方、そしてまた、けがや病気で運転が困難であるということで対象にしまして、議員がおっしゃったケースにおいては、運転免許を所持していても福祉タクシーが利用できる周知と免許証返納時の手続きにおいて、福祉タクシーの手続きを一連に行えば、その後の手続きは福祉タクシーを利用して行えたケースじゃないかなというように思っています。そういう意味で、私どもの案内の仕方が少し問題であったというふうには思うところでございます。

今後、関係課の連携を徹底しまして、市民の皆様方が負担にならないような取り組みというものを図ってまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 福祉課に行って、担当の方にお聞きしたら、「いや、それでも大丈夫なんですよ」ということだったんですけども、自分たちに示されている今年度の予算に対する説明資料の中には、「車が無く」というふうに書いてあるので、やっぱり自分たちというのは、そういう言葉に、誤解ということなんですけれども、自分も勉強不足で十分理解ができていなかったということで、免許を返納されようとしている、あるいは廃車をされようとしたときに、先ほどの青山議員ではないですけども、そこら辺の連携というのをもう少し整理していただいた方がいいのかな、高齢者が廃車の手続きに、例えば、ここではバイクとしか分かりませんが、そういった所に相談に来られたときの丁寧さというのが、ちょっと欠けているのかなというふうに思います。

それと、やはりと税務課に行って廃車手続きをされて、警察署に行って、また本庁に来て税務課に行ったところが、「ここじゃありませんよ、総務課ですよ」というようなことというのも、ちょっと大変だなというふうに今思っているところです。このことについては、適切でない言葉が使用されているということでも自分たち誤解しましたので、速やかに訂正をお願いいたしまして、最新の的確な情報というものを再度市民の方々に広報していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど市長の答弁にもありましたように、登録者数の割には利用者数がすごく少ないなど、何かやっぱり原因があると思います。福祉タクシー運行事業については、まだまだ市民の方々に浸透しないんじゃないかなというふうに思いますので、再度福祉タクシー運行事業、正しい言葉を使っていただいて、広報をしていただきたいというふうに考えます。

次に、地方公共交通対策事業について伺います。

この事業の目的、開始されたきっかけ、それから事業の内容、補助金額の推移及び利用者数の推移について、最後に、この事業の成果と課題について、お示ください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの福祉タクシーの運行事業につきましては、ただいま御指摘のとおり、少し分かりにく

いところがあるということですので、その面について、市民の皆さん方に分かりやすい形で周知できるように関係機関と共にお知らせをしてみたいというふうに思います。

地方公共交通対策事業についてでございますが、この事業は、地方公共交通特別対策事業補助金と地域間幹線系統確保維持費補助金の二つの事業からなっているところであります。平成18年10月に大隅交通ネットワーク株式会社の一部撤退によりまして、志布志市に乗り入れのあるバスのうち、32系統が廃止となり、このうち17系統について廃止路線代替バスとして運行しております。

鹿児島県バス対策協議会路線確保対策部会において、維持・存続が必要と認められた廃止路線代替バスの運行を支援しており、目的として、地域住民の生活に必要な交通手段の確保を図るため、代替バスの運行を事業者に依頼することとなっております。

そして、推移と課題でございますが、まず地方公共交通特別対策事業補助金につきましては、廃止路線代替バス運行の13系統につきまして、沿線自治体の運行距離割により決定されています。平成25年度で1,408万8,000円、このうち県の補助金が288万円、平成26年度で1,383万9,000円のうち、県の補助が226万8,000円、平成27年度で1,297万5,000円、このうち県の補助が199万3,000円となっております。この13系統の利用者数の実績でございますが、平成25年度で7万1,609人、平成26年度で7万2,410人、平成27年度で7万5,914人となっております。

毎年、本市をはじめ沿線自治体であります鹿屋市、垂水市、曾於市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町及び南大隅町と三州自動車株式会社が覚書を締結しております。

乗車率の低迷や収支率の悪化等、課題もありますが、今後も学生・地域住民の交通手段の確保を図るための路線の維持・存続を図ってまいります。

次に、もう一方の地域間幹線系統確保維持費補助金についてでございますが、これは収益率が20分の11に満たない国庫補助対象路線で4系統について、赤字額のうち国県補助の残額に対しての補助金でありまして、平成25年度が85万5,000円、平成26年度で174万1,000円、平成27年度が174万円を補助しております。

そして、この4系統の利用者数でございますが、平成25年度で30万2,774人、平成26年度で28万7,903人、平成27年度で27万4,379人となっております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

質問書の方に本市において高齢化率が2025年にピークを迎えるというふうに記しましたが、ピークではありませんでした。正確には本市の高齢化率推定予測が2025年には37.4%になるということでした。訂正をお願いいたします。

現在、福祉課が担当している福祉タクシー運行の事業については、これは無料ですので、利用者負担がもちろんありません。よって、これから先に登録者数、利用者数というのは少しずつ私は増えてくるのではないかなというふうに推測しています。

しかし、その一方で企画政策課が担当している地方公共交通対策事業については、市の負担が少しずつ増えているのかな。それでも利用者数については横ばいだったり、若干最後の4系統

については減ってはいるんですが、この同様な措置というもの、福祉タクシー、それから今の地方公共交通対策事業について、予算措置を継続されていくつもりなのか、このままこの形態でいかれるつもりなのか、端的に市長のお考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福祉タクシー運行事業につきましては、本事業は自動車が無く、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段ということで、それを確保するために、現在、土日祝日、年末年始を除いて、市内の旧町を区域としました4ルートを市内のタクシー業者に委託しているところでございます。

また、平成25年11月より有明地域、松山地域から商業施設や医療機関が多い志布志地域へ乗り入れるために週1回水曜日に運行するようにしているところでございます。

合併前から実施している事業でありまして、市民の交通機関として定着しているというふうに、私としては考えているところでございまして、高齢者等、交通弱者の方々から大変喜ばれているというふうに思っておりますので、今後も継続してまいりたいというふうに思います。

そして、地方公共交通対策事業につきましては、平成26年度に大隅4市5町で構成する大隅総合開発期成会総会の中で、広域によるバスネットワークの乗車率の低迷について問題提起がなされたところであります。これを受けまして、平成27年度に期成会の中で、広域的な公共交通網形成計画策定の必要性について検討をしましてまいりましたが、全体的な合意が得られず、平成28年度での予算化はされていなかった経緯がございます。

計画策定につきましては、引き続き協議するところでございますが、本事業については、沿線自治体4市5町との連携が必要になりますので、今後も地域住民の交通手段の確保を図るため、継続してまいりたいと考えています。

○4番（八代 誠君） 今、市長の答弁にもありましたように、福祉タクシーについては、市内を移動する手段、地方公共交通対策事業については、近隣自治体との関係があるということで、このことについても、今回この質問をすることで、その仕組みというものが、しっかり理解できたわけなんです。これからまた中学校の運行事業について質問していくわけなんです。どうしても福祉タクシーは、地区によってその利用形態が違う。各地区で特に志布志地区の市街地の方々、交通手段が無い、しかし運行するバスがない、まだいろんな要望があるみたいです。そういったところについても、私の他に残り3議員も、このことについて質問されるみたいですので、地域のそういう要望ということで、ぜひ耳を傾けていただいて、是正あるいは修正できること、善処していただきたいというふうに思います。

それでは、教育長にお伺いいたします。

志布志中学校通学バス運行业務委託についてであります。まず1点目に、その事業の目的、2点目に事業の内容、三つ目に財源の内訳、以上3点についてお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志地区の中学校統合に伴い、平成26年度から旧田之浦中学校及び旧出水中学校区に居住す

る生徒を対象に、志布志中学校通学バス運行事業を行っておりまして、現在26人がジャンボタクシー4台で通学しております。

年間事業費につきましては、平成27年度実績で1,171万2,000円、うち国庫補助金が460万1,000円となっており、事業費の39.3%が補助となっております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 分かりました。

それでは、教育長、次にこの事業の成果、そして課題があればお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 成果と課題についてお答えいたします。

当事業は、今年度で3年目になりますが、これまで事故も無く、対象生徒の保護者から安全な通学手段として感謝されております。

課題といたしましては、対象となる生徒が年々減少傾向であるため、今後の通学バス運行計画の調整や見直しを考えなければなりません。

また、国の補助が平成30年度で終了する予定であり、その後の運行については、財源の確保が課題であると考えております。

○4番（八代 誠君） この事業に対する国庫補助が、平成30年で打ち切りになるということによろしいですね。

[教育長「はい」と呼ぶ]

○4番（八代 誠君） はい。しかし、これを利用する、もちろん子供たち、そして、親御さんは非常に喜ばれているということなんですが、であるならば、教育長は、この30年度で打ち切りになる国からの支援、財源の確保が厳しいということでしたが、この課題の解決策については、教育委員会の方では検討されたんですかね、それとも、これから検討されるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成30年度で国庫補助終了ということについては、承知しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、対象生徒の通学手段の確保等、保護者の負担軽減のため、必ず継続していかなければならない事業だと考えておりますので、今後は通学バス事業を含めた市全体の新たな交通システムの構築が必要であると考えておりますので、今後更に協議を重ねてまいりたい、そういうふうに考えております。

○4番（八代 誠君） それでは最後に、市長にお伺いしたいと思います。

今、教育長の方から国庫補助が無くなるということでもございました。その後は期待できないわけですね。財源に対して非常に頭が痛いということでしたが、今教育長は「必ず継続していきたい」ということでありました。全ての市民の方々への社会的援助、これは本当に大事なことだというふうに思います。

特に、今、中学生が遠距離から通学することに対して、どうしても守っていかなければならないということであれば、先程来三つの事業がありましたが、これだけではなくて、いろんな角度から検証をしていただいて、もちろん通学バスについても協議していかなければならないと思

ますが、市長部局、それから教育委員会等で、あと2年、29年、30年の2年もあるというふうに考えるか、2年しかないというふうに考えるかなんですが、2年間ぐらいじっくりかけて、私は新しい公共交通システムを構築するべきじゃないかなというふうに考えます。

そこには、福祉タクシーの場合は「福祉」という言葉が前に付いていますので、多分無料になったのかなというふうに思いますが、知恵を絞っても、無料にできない場合があるかもしれません。そういうときには、先ほどの福祉タクシーについても運行形態が違うわけですね、そういったところについても再度検討していただいて、市民の方々が納得できるようなシステムを構築していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成19年に志布志市公共交通検討委員会が設置されまして、平成21年3月に新公共交通システム基本計画が策定されました。

交通空白地帯へのコミュニティバスの導入、交通弱者に対する公共交通の在り方等について、検討されましたが、コミュニティバスを導入した場合の費用や民間業者への影響を考慮し、導入には至っていないところでございます。

昨年度実施しました総合振興計画に伴います市民意識アンケート調査の結果においても、公共交通の便利さに対しまして、約5割の方が不満を持っておられ、他の項目と比較しても非常に高い数値となっております。

今後においては、福祉タクシー及び志布志中学校通学バス運行事業等も含めまして、関係課による庁内検討委員会を設置しまして、本市における最善の公共交通施策について協議を行ってまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 今市長の方から検討委員会を設置して、研究を重ねていくということでした。ただ、これ通学バスに対しての国庫補助もありますので、しっかり期限を切っていくべきだというふうに思います。

そして、新しいそういうシステムが完了するまでの個々の事業についても、十分配慮をしていただきたい。修正できるところ、善処していただいて検討を進める、今の事業をなるべく善処していきながら、新しい交通システムを研究していただくということでは理解してよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しい公共交通システムについて、今お話がありますように、現在の公共交通、そしてまた、福祉タクシー、それから通学バスということが、現在とられておりますので、そういった交通体系を利用されている方々が、新しい中で不便になるということについては無いような形で協議は進めなければならないというふうに思っています。

ただ、その新しいシステム体系が、どのような予算付けが必要かということについても、まだ分からないところでございますので、そういった予算付け、あるいは財源の問題とかいうものを含めまして、総合的に協議して、そして、早いうちに、このことについては、皆さん方に御相談申し上げたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

東九州自動車道についての質問になります。

去る10月29日、香月小学校体育館において、志布志インターチェンジから夏井インターチェンジ、これは仮称ということなんですが、工事が正式に始まるということで、香月小学校の体育館の方でくい打ち式が行われました。その中で、尾辻参議院議員の挨拶の中に、わざわざ本田志布志市長の名前を挙げられまして、「これまでの努力がやっと実りました。しかし、ばく大なエネルギーと長い時間を要しました」ということを言われて、尾辻議員自身も、その時に様々なことを思い出したと、本当に長い時間を要しましたよということで、感慨深げに話されたことが大変印象的でした。

さて、この私たちの住む志布志市を通る東九州自動車道は、無料になると聞いています。末吉財部インターチェンジから、大崎・鹿屋の方、それから志布志市まで今回整備されるわけなんですが、どうして無料なんだろう。鹿児島市内に行くときに、末吉財部インターから先は、どうして有料なんだろう。まず、そのことについて、市民の方々にも分かりやすく、市長の方から説明をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東九州自動車道には、有料区間と無料区間があるということでございまして、高速道路を高速道路会社によらず、国と地方自治体の負担による新たな直轄事業により建設することになったということから、完成後は無料開放される区間でできています。

この区間においては、基本的には料金収入により、整備管理費が賄えない、採算性が伴わない路線、区間ということで無料区間ということでございます。

志布志から末吉財部間は、平成16年にこの新直轄区間となりまして整備されることになりました。末吉財部インターチェンジから鹿児島市間は、高速道路会社により建設されましたので有料区間となっております。

東九州自動車道が全線開通すれば、宮崎市清武から、末吉財部間の115kmが無料区間というふうになるということになります。

○4番（八代 誠君） なかなか一般の方には分かりにくいのかなという気がしています。

ここで少し話は変わるんですが、うちの道の駅松山、平成25年7月からの営業なんですが、平成26年の利用者が13万人おられたということでした。平成27年には14万6,000人なんです。14万6,000人を、この道の駅松山がどんな営業体系になっているのか、ちょっと自分も調べることができなかったんですが、つまり14万6,000人年間利用客があるということは、1か月あたり1万2,000人の方がお見えになって、1日当たり約400人の方が、1日当たりですよ、400人の方が利用されるわけですよ、この変化というか、かなりの好影響につながった要因は、市長は何だと思われませんか。

○市長（本田修一君） やっちく松山道の駅につきましては、今お話のように、私どもも想定し

た以上にたくさんの方々が訪れて喜んでおられる施設になってきているということでございます。

その要因につきましては、ここの社長さんのお話では、建物自体がかなり立派だということでもございました。そしてまた、そこに新しいメニュー等を盛り込んできて、そのことで、他の道の駅に無い形でのサービスが提供されるということが喜んでいただける内容になってきて、県外から多くの方々が引きも切らず来ていただける施設になっているというようにお話をいただいたところでございます。

○4番（八代 誠君） 建物が立派だなというのは、社長から市長に対してのお世辞かなというふうに思ったところなんです、私は、あそこで出されるスイーツなんだろうという、市長ももちろんそういうふうに思われていると思うんですが、結局利用者と、そこで営業をされている方々が、そういうスイーツを出されて、非常にそこがマッチしたということだと思います。要求に対して満足のいくものが、それこそスイーツというと、本当に今はやりの言葉になるんですが、ケーキが中心になる甘いものということで、こればっちり仕掛けが当たったということだというふうに、私は認識しております。

市長は、12月3日になりますが、開催された鹿児島県PTA活動研究委嘱公開の大会の挨拶の中で、地元志布志市で開かれたということで、市長の挨拶があったわけなんです、「志（こころざし）とは夢を持って自分が満足するだけじゃいかん、みんなを感動させて、社会に貢献ができるようなことをやってのけるのが志だ」というふうに、ちょっと時間をオーバーするぐらい熱く語られましたよね、でしたよね。

私は、仲の良い友人数人と大分に行く機会がございました。そこで別府湾サービスエリアに立ち寄りました。そこは、日本有数の絶景のポイントとして有名です。本当に景色がすばらしかったです。

そこで、今回通告書に示しましたように、志布志市が誇る観光資源であるダグリ岬公園周辺に、どうしても感動していただくために、整備区間に指定される前に、夏井インターチェンジから県境までの間に、トイレと休憩施設を備えた上下線相互利用のできる、これは海側のみの話です。パーキングエリア設置を要望していただきたいなというふうに考えています。本当はサービスエリアということで要求したいんです。ところが、ここは私たちのまちを通る所については、NEXTCOが金を出してやるのではなくて、直轄事業であるので、なかなかそういった区域内に休憩所を造ることはできないよというふうに言われているらしいんですけども、ところが、大崎町の野方のインターチェンジ、外にできている道の駅ですかね、後から要望されたのかどうか分からないんですけども、でも、あの事業をちょっと調べてみると、社会資本総合交付金という交付金なんですよ。国が65%、地元の負担が35%だということでした。ところが、ここは国土交通省が造っているんですけども、そのお金を出しているのは、国土交通省なんですよ、65%。インターチェンジの外に造れば65%は出すよという、あとは地元で負担してくださいと、こんな話って同じ国土交通省であるのかなって、ほんと不思議なんです。

志布志市の建設課で発注して、そういうようなことってあり得ないよなというふうに思います。

ただだから、そんな贅沢なものは造らせんぞということなのかなというふうに、ちょっと上から目線だよなという気はするんですが。

市長どうでしょうか、サービスエリアというふうに要求したいんですけども、せめてトイレ及び展望所みたいな休憩場、要望されるつもりはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東九州自動車道は、北九州市から鹿児島市の436kmの自動車の専用道路ということで、現在の開通区間は北九州市から宮崎市の間と、鹿屋串良ジャンクションから鹿児島市の区間となっています。この区間にパーキングエリアは、8か所設置されておりますが、間隔が長い区間での設置となっています。

議員御質問の夏井インターチェンジから県境までの区間においては、国土交通省に問い合わせましたところ、「無料区間なのでインターチェンジでの出入りが自由で、一般の休憩施設の利用が可能であることから、整備の計画は無い」ということでございましたが、道路利用者の利便性や安全性向上のため、志布志市による休憩施設の設置というものは、要望してまいりたいというふうに思うところであります。

○4番（八代 誠君） 私は、この休憩所については、確かにトイレ休憩、安全性ということで、もちろん造ってはいいただきたいんですが、あの水平線が見える、あの絶景ポイントというのは、志布志市が持っている観光資源なんですよ。更には今、港湾商工課の方で夏井地区についての計画等もあったり、あるいは旧志布志町で訳ありで取得した土地についても、かなりあるわけで、そういった所も、もう1回日が当たってくるんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと高台を通る計画みたいですので、そこに休憩場を造っていただいて、海がきれいだな、右側にはボルベリアダグリ、あるいは志布志の港、正面には枇榔島、左側にはイルカランド、民間ですが、そういった施設あるわけですので、そこに観光の一つとして、ぜひそういった形でできないものかなというふうに思っています。

無料区間だということで、トイレ休憩、よっぽど利用する人じゃない限り、あそこのインターチェンジを降りて右に曲がって信号を先に300mいけばコンビニがあるよなんて、なかなか知っている人はおられないわけで、利用される方々には様々な年齢層があったりします。

私は不親切だな、そういう答えはというふうに思います。利用する際の無料というのは、本当に有り難いと思って感謝します。しかし、今、例えにならないかもしれませんが、東京都、オリンピックのことで、いろんな報道がされていますが、「クリスマスまでには」とか、何百億というお金を使って、オリンピックだけには限りません。都会においては、インフラ整備については、惜しみないお金をガンガン使っているように私感じます。でも、うちの志布志市、高速道路1本さえ通ってないこういうまちが、そういうことを要望しようとする、贅沢やがというのは、ちょっとどうかな、自分たちも志布志市民でありながら、日本国民の一人なんだよなというふうに自分は言いたいです。

国は「観光に力を入れますよ」というふうにも言っているわけですから、正々堂々と市長が中

心になって旗を振っていただいて、更には東九州自動車道を利用する観光客にですよ、素晴らしい景色が提供できる。市長が志を持っていただければ、これは十分、夢という話になるかもしれませんが、私はぜひそういった形で中心に立って頑張っていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この区間においては、計画区間ということで、実際に整備区間に指定されていないということでございますので、これから図面が引かれるということになるかと思えます。

ということで、まだ期間的には、かなり先になるというふうに思われます。しかしながら、そのところに要望という形では、お願いできるというふうには思っておりますが、かなり今までの整備されている内容から見ると厳しいのかなというふうに思っています。

その際には、また市を挙げて要望をするというような形にもっていくということになるのではないかなというふうに思いますので、皆さん方の御協力も全面的にお願いしたいということがあります。

○4番（八代 誠君） 今回のこの東九州自動車道についてもなんですが、同僚議員からクルーズ船の寄港等の希望もあったりしていますが、ちょっと見方、ものの考え方を変えれば、さんふらわあの新造船が、もう十分私はクルーズ船だよなというふうにも思ったりもします。

そういったものを点だけでやたら打つではなくて、そこをなんとか面として、つなげていくことが観光につながっていくんじゃないかなというふうに考えます。

ですから、やはり東九州自動車道、無料区間で国の直轄事業ということなんですけれども、何かですね、そこらの、無料だから休憩所は造らないよって言われると、果たしてそうなのかなというふうに自分自身は思います。

ですので、やはりあそこは本当に、大分の話をしてしまいましたが、宮崎県に入れば、どっちかという山中の方を通る路線みたいですので、唯一景色が良い場所ということを、ぜひ提供していただければ、そこからまた、本市がこれから計画しようとしている夏井地域の、ダグリ岬ですね、公園周辺の計画にも、それぞれ点を少しでも、面にはならないかもしれませんが、線でつなぐことができるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひ市長に頑張っていただきたいと思えます。

市長、最後にもう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当にインターチェンジができれば一番いいということにはなるわけですが、それは実現が難しいということで、サービスエリアということになりますので、本市の観光振興につながるような形での設置ということにしなければならぬというふうに思っています。

そのようなことを含めて、今後要望するために少し内部でも協議をさせていただきたいと思えます。

○4番（八代 誠君） できたらできたで、仮に、そのことが実現したら無料区間ですので、管

理はどこがやっていくの、老朽化した場合にはどうするのという、いろんな課題があるかもしれませんが。けれども、市長が志というものはしっかり持てということでしたので、私これは一つの夢だというふうに思っていますので、しっかり頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。



午後2時34分 休憩

午後2時46分 再開



○議長（岩根賢二君） これから、会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今日は、今から75年前、日本が真珠湾を攻撃し、あの悲惨な戦争に突入した日であります。

私たち戦後、平和憲法のもとで、しっかりとそれを享受しながら、今日まで来たところです。ですが最近、安保法をはじめとして、自衛隊をPKOで南スーダンに派遣し、そして今年から新たに駆けつけ警護も付与する、そういったことが行われて自衛隊の皆さん方、大変心配もあるところではないかというふうに、私自身もそういうふうに思っております。そういったことが起きないように、やっていただきたいものだ。

そして一方、今、国会が開かれていますけれども、全てがTPP、年金法案、そしてカジノ法案と大変短い審議の中で、新聞等々は強行採決とか言っています。このカジノ法案についても全ての大手の新聞社が反対を表明している中で可決をして、今参議院で審議をしているという状況があります。しっかり、安倍総理大臣も国民の声に耳を傾ける、その姿勢が持ってもらいたいものだというふうに思います。

昨日の党首討論をニュースでも見ましたけれども、本当に私から見たら、どうなんだろうねという思いもあったところです。私たちには憲法尊重擁護の義務が課せられています。そうした立場から、しっかりと本田市長をはじめとして、ここにおられる方々すべて、私を含めてですよ、住民の皆さんの声に耳を傾ける、そういった謙虚な姿勢が必要ではないかというふうに思います。

そういった意味で、通告をしていました点について質問をしますが、先ほどからずっと自席から市長を見ていましてね、少し体調が悪いんじゃないかという心配をしているところです。正直なところですよ。大丈夫ということで質問をさせていただきます。

今回、私は志布志市だけじゃなくて、全国的に地方は少子高齢社会に突入していると、そういったもとで、いろんな施策が実施をされていかなきゃいけないと、そういう視点からの議論が大事だなというふうに思います。

今回の議会でも、そういう立場で議員の皆さん方が当局に、いろいろなものを提案をされてお

ります。私も、そういった立場で、今回この四つの項目で質問させていただきます。

まず、政治姿勢ということで、庁舎の在り方についてということで、本庁舎の問題、これまでも取り上げてきました。先の9月議会でも、それぞれ市長の方から将来を見据えて、広域的な視点で研究を重ねて、次のステップに行くということでありましたが、この間、どういったものがされて、研究委員会の中で研究されたのか。これは、座長の方から市長の方に報告が行っていると思いますので、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

9月定例会の一般質問で、現状だけを捉えるのではなく、将来のまちづくりを見据えたときに、広域的な視点での本庁舎の在り方はどうあるべきかなどの研究を重ね、その中で将来像を考えたときの組織形態を検証してもいいと答弁したところでもあります。

今定例会において、組織再編に伴う条例の制定について提案させていただいているところですが、提案するまでに、これまで今後の組織機構見直しについて、分科会や行財政改革推進本部会議などを通して、検討及び検証を行ってきたところです。

その中で、将来を見据えた組織形態を念頭に置き、庁舎等の在り方研究委員会においても議論を重ね、平成29年度に可能であろうと判断した組織再編案について提案させていただいております。

将来を見据えた組織形態については、インフラ整備に伴う庁舎の利便性、窓口のワンストップ化推進に伴う庁舎スペースの問題及び財源の確保など、様々な情報集約と検証を重ねていく必要があります。引き続きの庁舎等在り方研究委員会を通じて議論を重ねていければというふうに考えております。

なお、9月以降につきまして、10月17日に研究委員会が開催されております。

公共施設等総合管理計画の方針との整合性を図るべきではないか。

2番目に本庁舎及び支所の庁舎の耐用年数を60年とした場合、早い庁舎で、松山支所庁舎が残り13年後に耐用満期となるということで、その前までには組織再編を含めて、庁舎の在り方について、検討しなければならないということ。

それから、制度が複雑化している福祉保健行政において、包括支援センターや、国民健康保険係も含めて、ワンストップ、できれば業務間の連携強化ということで、そのような観点からのスペースの確保というのが必要ということで、例えば、保健センターや市民センターの施設整備ということにもつながっていくのかなというような意見があったところでございます。

このようなことを研究委員会では、協議しているようでございます。

○18番（小園義行君） 今、それぞれ組織再編の問題やインフラ整備、財源の問題とか、いろいろ申されましたね。その中で、具体例として、松山支所の問題と包括支援センターのことを、少しスペースの問題とかね、されたわけですが、そのこと自体は本庁舎をどこにするのかという基本的なことをきちんとしないとですよ、研究はするけど、今のままでいいよねと。今のままでいいんですよ、それはそれでいいということであればですよ。でも、基本的にあなたが答弁され

たのは、「将来を見据えて広域的な視点での本庁舎の在り方はどうあるべきか」と。そして、「将来理想とすべき組織を勘案した上で改めて検証していきたい」という。それはですよ、基本的には場所、例えば、志布志支所って僕はずっと言ってきましたけれども、それ以外の場所とか、そういったものをきちんと基本とした上で研究を重ねて、結論が出ていくということでない、ただ検証だけして、例えば、松山支所も古くなったから、じゃあそこは無くして本庁と一緒にするとかねっていうことにはならんじゃないですかね。

そういった意味からしたときに、将来を見据えて、広域的な視点での本庁舎はどうあるべきかという、それはどんな深い議論がされたんですか。今、二つ三つおっしゃったですけども、そこらについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） お答えします。

在り方研究会の中では、今申されました本庁、それから、松山、志布志支所がございます。庁舎の耐用年数ということも、いろいろ検討の中でもあったところでございます。

それから熊本地震、そして鳥取地震等を含めて、非常に地震が、南海地震等も想定されるというような状況もございますので、そういった意味で防災機能を持った庁舎の在り方というものも必要ではないかと、そういったことの観点からも質問が出たところでした。

その中で、これは課長会の研究会の中での議論ということですので、御了承いただきたいと思えます。やはり、この3か所、今ある庁舎でいいのかということが、議論の中で今は出てまいりました。当然、今後東九州自動車道、それから都城志布志道路の建設も進んでまいります。そして、志布志港のバルク港の選定等もされておりますし、将来を見据えた中で、交通網の体系もしっかりされるとした場合に、やはり広い交通の便にも適した場所、近い所。そして、先ほど申しましたとおり、やはり組織を今後、少子高齢化の中で、当然スリム化しなければならない場所については、スリム化をしていくということで、そういった観点から今組織の再編、将来に向かってということでのですね。まず始めなければならないということで、今回の取りまとめをした中で情報一元化等、防災の観点からの危機管理室ということがあったところでした。

そういう観点の中で、やはり今の時点で大方場所、それから規模、そして財源的な問題を含めて検討をすべきではないかと。将来を見据えた中では、そういった観点から、各課長で構成をしております研究会の中では意見が出たところでございました。

ということでございますので、もうちょっと引き続き研究を続けていくということになるかと思えます。その中で出たものが、先ほど申しました今回の議案上程をしております組織化の統廃合ということになったところでございます。

○18番（小園義行君） その問題も含めて、先の議会では「精査をしているが整っていない部分があるので詰めている段階だ」という答弁ですね、9月議会ですよ。そうしたときに、今もろもろのそれを研究委員会で、自由かつつにこれはやって大いにいいと思えますよ、市長は入らないわけだから。なぜかという、私もおそらく、次の本庁舎がどこにきちんとなっていくという

段階を含めて、なったときは、ここにおられる方は、大半がここの場にいない人だろうというふうに私は思うんですね。だからですよ、もしそういう時期が想定されるのであれば、早くから基金を造るとか、庁舎建設のための基金を造るのかね、そういったものに動いていかないと、いきなり何十億といったって、国から補助金あげますよという状況にはないわけで、そういった問題も含めて、多分自分はいないかもしれないけれども、あの時こう決めて良かったねというような、ここにおられる課長さんたちをはじめとしてですよ。そういう議論にしていかないと、先に進まないんじゃないのかなという思いがあって、これまでの答弁も一つ一つ私も詰めてますよ。そうしたときにね、精査をして、次のステップへ進むという時に、何があなた方の弊害になっているというふうに研究委員会の中ではなっていますか。一番の重しになっているやつですよ。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えします。

今、議員まさに申されましたとおり、ここにいる課長、私も含めてですけども、5年の中では退職ということですよ。

私は、これまでのまちづくり等を全課長ですけども、その思いというのが今言われましたとおり、これまで、まずどちらが先かという、財源が無いからできないとか、将来のまちづくりというのが、これまで短期的にはあったというふうに私も思いますけれども、将来10年、20年後、先を見据えた中での、はっきりとしたまちづくりというのが、例えば、この庁舎位置の問題というのは非常に政治的な問題もございますし、大きな課題でもありますし、重い案件であるというふうにも全課長自覚をしております。

退職をするということではなくて、それまでにはしっかりとした道筋というか、方針ですね。私どもの、この研究会の中で方針を出して、今後後輩たちもたくさん優秀な後輩もおりますので、そういったときに、バタバタしないためにも、しっかりとした方針は出さなければならないんじゃないかという責任感を持って、今取り組みはしているところです。

そういう状況の中で、今御指摘がありました基金の造成というのも当然、今の段階から必要とすればですね、必要ではないかということも議論としては出ているところであります。

弊害というのは、さほどこういった弊害があるからどうこうということではなくて、そういう思いで、今全課長この研究会ということで、それぞれの分野、ベテランの職員の皆さんですので、それぞれの思いもぶつけ合いながら進めているということでございます。

あくまで、これは研究会の課長会の中での意見ですので御理解をいただきたいというふうに思っています。

**○18番（小園義行君）** いちいち断わらんでいいんですよ。市長が「私は関わらないと、研究会には」ということを言っておられるから、誰だろうといたら総務課長しかいないじゃないですか。だから、堂々と答弁してくださいよ。

私は、熊本地震レベルのそういったものが起きたときに、災害がどうだとか、情報はどうだとかいう、前の答弁が市長からされていますね。そうしたときに、僕は、すごいなと思ったのは、県警がですね、志布志警察署、もし何かあったらね、消防署の1室を借りて、そこをちゃんと拠

点にして、情報収集、そういったものを具体的にパンって出したんですよ。これね、基本的には、鹿児島県警もいろんなことを、志布志はいろいろあるから言われているけれども、僕は、すごいきちんした対応だなと思って、出していますよね、それをね。そういう方向でやると、消防署の1室を借りてやるということになった。

我が町も、そういったものを研究委員会の中で議論して、研究だけ済ますのではなくて、一つの方向性として、今の志布志支所が、もう耐用年数、ここの本庁もそう、松山支所もそうであれば、どういうふうにするのかということで、先ほど出ましたインフラの問題とか、財源の問題、いろんなことを考えたときに、この志布志警察署は、南海トラフの地震が発生した時には、きちんとかこういうことをやるというのをね、もう打ち出して、そのための準備に入っているじゃないですか。それぐらいのね、ゆっくりやっていたらいいという問題じゃないと僕は思うんですよ。

だから、私たち自身も行政の一端に関わった人間として、志布志市のこれから先を心配をするからですよ、少子高齢社会になっていく中で、ここで言葉悪いけれども、ゆっくりゆっくりでというものでもないと思うんですね。そういった意味で、いつまでと言ったら、当然答弁としては、市長がされないといけないけれども、一つ提案として、本庁を志布志支所が駄目というふうにあなた方が判断しているのであれば、この次に来るべき庁舎を建設しなきゃいけないという時に、やっぱり基金の創設だとか、そういったものをして、やがては建て替えを前提に、本庁の位置をこうですというのをきちんとやらないと、今、南の島の自治体で住民投票だとかね、いろんなことになっているでしょう。やっぱり住民の皆さんに、早くからそういったものは示すべきだというふうに私は思うんですよ。

そういう点から、もう10年間言ってきましたので、私はね。志布志支所の耐用年数としては、もうそろそろ限界にきているんじゃないですか。そのことを考えたら、私自身も10年前とは少し考えも変わるわけですよ。だから、きちんとしたそういうタイムスケジュールじゃないけれども、きちんとしたものを、うちは建て替えでいくとかね、そういったものは事前に公表された上で、住民の皆さんも理解いただくという、そういったことはできませんかね、これ。これは市長ですよ、答弁は。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この志布志市の本庁舎の在り方については、議員の方から毎回の在り方について、お尋ねがあるところでございます。

ただ、私としましては、合併時の協議がございまして、そしてまた、そのことで何らか別な方向を見いだすということについては、考えが及ばなかったということでございますので、現庁舎の体制でいきたいということをお申し述べてきたところでございます。

しかし、今お話がありましたように東九州自動車道、それから都城志布志道路、それから志布志港という、長年取り組んできましたインフラの整備が形が見えてきつつあるところでもあります。これらのことを受けて、多分市民の方々も、それらの形成に向けた集積というものが、この地域で図られてくると。そして、そこに当然市役所はどうあるべきかというような考えにもなってく

るのではないかなというふうには思うところでございます。

ということで、私自身も本当に将来的に新しい庁舎を造るとすれば、基金の造成というのは当然必要と。長期間にわたって、そのことは取り組まなければならない内容ですので、基金の積み立てについては、いつかは着手しなければならないということについては、考えているところでございます。

しかしながら、またそれが、いつ皆さん方に御相談すればいいのかということについて、内部的にまだ組織の在り方、それから庁舎自体の規模、あるいはそこに付設する、先ほど言いました福祉センターないし、市民センターなるもの、そういったものの取り扱いといった観点。そういった構想からのアバウトなものでも、まだできていないということでございますので、現段階では基金の造成ということについても、まだお示しできないというところでございます。

そのような議論というものを今後研究会でもしてもらって、そしてまた、それらの大枠が決まったら、また議会の皆さん方にも、そしてまた、市民の皆さん方にも御相談申し上げながら、目標年度を定めて、それに向かって基金の造成ということになってくるのではないかなというふうに思っています。

○18番（小園義行君） 市長が3年前の選挙の公約で、ここの場所にこだわるものではありませんよという、その選挙公約の中に入っていましたね。そういうことを含めてね、先に向かったものとして、今もう、東周り九州自動車道、そして全部見えていますよ。

そして、国は重要港湾として、九州に二つしかないうちの志布志港を選んで、バルクの戦略港まで指定している。そうしたときに、どうだろうかということは、もうこれまで何回もしてきましたのでね、そのことについて、どうだということは問いませんが、本庁をここに置いている、そのことがどうかということについても、いろいろ議論しましたね。有明の本庁と志布志支所、松山支所、耐用年数としたら、あと何年これ使えるというふうに理解したらいいの。

○議長（岩根賢二君） 時間かかりますか。

答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。

ただいまデータが届きましたので、答弁いたします。

本庁舎は、竣工が昭和58年でございまして、60年の耐用年数としますと、残り27年、志布志支所においては、昭和56年竣工ということで、残りについては25年、松山支所は竣工が昭和44年ということで、残りについては13年でございます。

○18番（小園義行君） 今それぞれありましたね。こういった中でも正直言って南海トラフ地震

が来たりした時にね、大丈夫なのかって、そういう心配をするわけですよ。ごめんなさいね、研究会でね、こんなことぐらいはさ、最初でちゃんと議論がされてないとまずくないけ、そうですよ、すみません。

そういう中で、松山支所にしては、あと13年といたらすぐですよ、合併して10年ってすぐ来ましたのでね。そういった意味で、その施設をどうやって生かしていくのかということの視点からしたときにも、きちんとした議論がされないといかんというふうに思うものですからね、ぜひ研究委員会の中では、こういったことも、本当に基本のところは押さえた上での議論にさせていただきたいというふうに思います。

今、市長の方から基金の造成とかいうものについては、今のところは、まだ具体的には無いと言うけど、正直言って、20年後に、はい造りますよと言ったってね、簡単にいかんですよ。やっぱり、そういう意味で、この本庁の建物そのもの、そして、この場所がどうなのか、志布志支所のそれがどうなのか、いろんなことを考えた上でした時には、本庁の位置をどこにするのかというのをまず先に決めない限りは動かないと思うんですよ。それが一番研究委員会の中での重しになっているんじゃないかというふうに思って、これは、あえて本田市長が有明町出身とか、そういう意識は僕の中にもありません。志布志市長だからですよ。だから、そういった意味では、あの時よく決断していただいたねと、あの市長さんがと、こういったものが無いと、10年後、20年後、本田市長は、まだ市長をされているかもしれないけれども、なかなかですよ、それね。

そういった意味で、一つのタイムスケジュールとしては、もう5年、10年というスパンの中で考えたときに、もう時期でしょう。本田市長も「10年を節目として」と、いろんなことをずっと答弁されてきて、これまでのやつをずっと僕も精査した上で質問していますのでね。ぜひそういった意味で、先にですよ、研究委員会は研究委員会でいいでしょう。政治家、本田修一として、この問題については、ここでずっと行くというなら、ここで建て替えられてもいいじゃないですか。そういったものを含めての考え方、決意というは、どういうふうにお持ちですか。1年ちょっとしたら選挙ですよ、そのこともひっくるめてね、答弁を求めます。

**○市長(本田修一君)** 直接的に選挙が関係あるかどうかは、ちょっと分からないところですが、私としては、今議員がお話がありましたように、10年過ぎておりますので、本当にこの地にこだわらない形での庁舎の在り方というものは考えていきたいというふうには、ずっと述べてきているところでございます。

松山支所においては、13年ということになれば、もう直ちに、まず建設資金の造成に取り組みなければならないタイムリミットに来ているというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたように、その施設自体の有り様をどうするとか。そしてまた、それを建設するに對しての資金をどうするかという総事業費が幾らになるかということについても、全然まだ協議がされておられません。ましてや、どこにしようかと、どこに立てようかということについては、これまた極めて微妙なところでございますので、なかなか定まらない内容であるわけでございます。

そのようなことを考えますと、どのようなレベルまで、私どもの議論が煮詰まった段階で皆様方に御相談できるかどうかということについては、そのこと自体をもう少し研究させていただければというふうに思います。

○18番（小園義行君）　そういう市長としての立場ですのでね、住民サービスの利便性を図るという観点からしたときに、自治法の4条が求めている、そこにやっぱりこだわって、いろいろ研究委員会の中でも議論をしていただきたいものだなというふうに、それは思います。

今、市長の方から、そういう時期的なものは示すことはできんということですからよ。でも住民サービスの視点から考えたときどうなのかと、ここは当然座長の方でもよくお分かりだと思いますのでね、ぜひそのことについて、このタイムリミットが来ているという状況です。

そして、あと20年あるから、もう俺たちはいいわって、そういうことにはならないと思うんですよ。だから、その時期その時期に関わった一人として、あの時こういう結論を出してて良かったねという、そういう生産性のある議論をして欲しいなというふうに思います。そういった立場で、当然やっていかれるでしょうから、市長の今の答弁を受けて、座長としても自由かつに議論をして、生産性のある議論で前に進めていくという、そういう立場で理解されたと思っていますけど、いかがですか。

○総務課長（武石裕二君）　私どもは、この研究会の今、ここにいます課長全員で構成をしておりますので、当然生産性のある議論ということは、いつも念頭に置きながら、これは庁舎位置のことも、非常に私どもが決めるうんぬんという前の段階で、しっかりとした議論をし、組織の在り方を含めてですね。今後、早い段階というか、その方針を固めてはいきたいというふうに思います。

決して、あと何年あるからってあげてということとは全く無いので、そこにおいても全員同じ思いの課長ということで御理解をいただければというふうに思います。

○18番（小園義行君）　市長の思いと、座長の思いがありましたので、これ大いに議論していただいて方向性が出て検討委員会に上がっていくという形にね、早くしていただきたいなと、そういうふうに思います。

この件については、終わります。

市長、大丈夫ですね、体調大丈夫ですか。ちょっと心配をします。

次に、子育て支援ということで、冒頭言いましたように、少子高齢社会になっていく中で、志布志市の人も合併当初から3,000名ほど少なくなっている状況があります。

妊婦健康診査における多胎児妊娠の診査回数等の状況はどうかということで通告をしました。

通常、妊娠すると妊婦健診14回ほどあるわけですが、お一人の子供を妊娠する場合と、二人、三人と、多い人は4人とか5人とかいう例はあるわけですがけれども、この27年、28年の普通妊娠と多胎児妊娠の状況というのは、どのような状況になっているんですかね。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

志布志市で母子手帳を発行した出生数になるところでございまして、多胎妊娠においては、平

成24年度が2組、25年度が1組、26年度が5組、27年度が2組、28年度が3組ということで、24年度から13組になっているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、そういう状況があります。

ここに妊婦健康診査の公費負担ということで資料をもらったところですが、今市長の方から答弁がありましたように、多胎児、いわゆるお二人、三人とかね、そういう一緒に胎児の妊娠があった場合に、こういう結果が出ています。その中で、普通妊娠だと妊娠初期から23週、4週間に1回の健康診査ですね。そして、妊娠24週から35週というのは、2週間に1回。そして妊娠36週から出産という、1週間に1回という、これが普通のお一人の妊娠のケースです。そこに補助金額が付いて、それぞれ金額が決まっているわけですが。この双子という言葉が適当かよく分かりませんが、多胎児妊娠になると、志布志市には産科がありませんので、それぞれ近隣の市町村の産科に行って、そこで多胎児の場合は、鹿児島市立病院の産科を紹介されて、そこで健康診査ってなるんですね。そういった場合に、私も今回うちの三男が、子供ができて、「お父さん、3人目ができたよ」と言って、「ああそう」と言って、次に行った時、Vってしたんですよ。あかりちゃんと、ひかりちゃんという女の子がこの11月に無事誕生したわけです。その時に、普通あんまり考えなかったんですよ、息子の嫁さんに「どうでしたか」と言ったら、妊娠初期に1週間に1回ぐらいの割で行くという、そういうことで、鹿児島市まで行かんといかんからですね。そういったときに、よく私も分からず、ああそう、大変だねみたいところで終わったわけですが、出産終わってから、いろいろ話を聞かせてもらった時に、妊娠初期にやっぱり1週間置きに行かないといけないという、普通妊娠の場合は4週間に1回でいいわけですよ。そこを何らかの手立てというのを、これから先に生まれてくる妊娠されるであろう妊婦さんの健康診査という観点からしたら、お一人生まれる人、二人生まれる、三人生まれると地方交付税は2倍来る、3倍来るんですよ。でも負担は今度は、その御家庭にとっては、2倍、3倍になってしまうというようなケースが妊娠初期の段階であるということで、ここについては、私もそれを聞いて初めて、そういうことだったら、少し行政の対応としては、少子社会を解消しようということで、志布志市は子育て支援日本一のまちづくりを目指しているわけで、そこに何らかの対応を行政としてできんかなという思いがあって、今回取り上げさせてもらったところです。

これから産まれてくる、妊娠されるであろう妊婦さんの健康診査ですよ、これまでの人には大変申し訳ないですけどね。そこについての、これは一般財源になっていますのでね、国も3年、4年したら、あとは自分たちでやりなさいということで、この補助金の額もそうです。

その多胎児妊娠の妊婦健診について、何らかの支援というのは考えられんものかということで、市長にお尋ねをしているわけですが、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもも今回議員の質問内容を精査した中で、初めて多胎妊娠についての取り扱いの中身が分かったところでございます。

そのようなことを今回改めて勉強しましたので、何らかの形の対応はしていきたいというふう

に思うところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、それぞれの家庭で、言葉は悪いんですけども、格差がありますね。でも妊娠というのは、関係なく妊娠されるわけで、鹿児島市までいく交通費とか、そこまでは僕も言わないけれども、健康診査として、ちゃんとやって実施しているわけで、そこについての対応というのは、今市長が述べられたように、何らかの対応をしたいということですので、そのことについては、ぜひそれぞれの状況等々を調査をされたり、いろいろしながらですよ、子供さんが生まれると交付税は2倍、3人だと3倍来るんですからね。そのことをして、件数としては少ないけれども、その御家庭にとっては大変負担が大きいと、精神的な負担と経済的な負担がありますので、そこについてはぜひですね、特に妊娠初期のそういうものについて対応を何らかの対応をしたいということですので、市長、そのことについては、再度いいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

普通の妊娠される方々においても、この妊婦健診ということについては、大変だなというふうに思うところでございます。

今回のケースについては、多胎妊娠ということでございますので、私ども市としましても一人でも、この市の人口維持、増加という観点からしても、この方が無事に出産されることを願うところでございますので、ぜひこのことについては、何らかの対応を考えてまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） これ国の通知に基づいて、こうやって健康診査が行われるわけでありますのでね。金額としてもですよ、そんなにたくさんかかるというものでも僕はないと思うんですけども、ぜひですね、今市長の方からありましたように、今後対応したいということですので、理解をしました。

このことについては理解をしましたので、次にいきます。

次に、高齢者福祉についてということで、福祉タクシーの運行ということで通告をしました。

午前中も、いろいろこの福祉タクシーの問題等々、昨日もあったところですが、先ほどのやり取りを受けて、少しもう1回ですね、この志布志、松山、有明、この利用状況、こういったものについては、よく理解をしましたので、そういうことはね。

これまで志布志、松山、有明地域で実施している福祉タクシーの運行に関して問題等々が、いわゆる住民の皆さんから苦情とかですよ、そういったものがあればどうなんだろうと。先ほど八代議員との間でトータルのものは、今後こうやってやっていきますよという、対策協議会とか作ってやっていくという、それは理解していますのでね。だけど、それができるまでの間は今の形態でいくわけですので、そのことで質問をしますということですからね、それでいいですか。現状の問題でですよ、何かそういう問題等々がなければ、それは一番いいわけですけど、何かこれまでに運行していて、ああこうだねって、当局として何かつかんでいるもの等々があれば答弁として求めます。無ければいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状においては、利用者の目的が様々なため、待ち時間がかかるということが、利用者の方々から届けられている内容というふうになっております。

○18番（小園義行君） 私もいろいろ相談とか受けた中で、一つ一つあれですけど、例えば、松山地区の福祉タクシーですね、これを利用するとしたときに、決まってますね。8時、10時半、13時半、15時半、これ新橋から尾野見行き、逆に今度は尾野見から新橋行き、尾野見の人たちが支所のあるところに行くという時に、9時、12時、14時半、16時半ということになっていますね。例えば、尾野見の方が新橋まで松山支所でいいですよ、病院でもいいですけど、9時で行ったとしますね、新橋を出発するのは10時半ですからね、1時間ちょっとですよ。これが一つ遅れると4時間待つかんといかんというような、そういうことですよ、これでいくですよ。

その待ち時間をどこで過ごそうかということになるわけで、こういったものを少し尾野見から9時行って、10時半までに終わればいいですけども、1時間半、1時間ちょっと、あそこから20分かかりますね、あちこち行ってという。1時間の間にそれが終わればいいけれども、終わらずにしたときに13時半なんですよ、次の出発がね。この逆も一緒です。

今度は、志布志地域については、ここもまた3時間ぐらい待たなきゃいけないという、この待ち時間ですね。有明についても、基本的には、有明の場合は、また形態がちょっと違いますのでね。ここ松山に限って、志布志に限っていうと、そういう待ち時間をなんとかできんかどうか。行ってその日1人だったらですよ、行ってドアツードアで、終わったら降りる時、「15分ぐらいで終わるからよかけ」、みたいなことで、そういう柔軟な運行というのを今も実際されているんじゃないかと僕は思うんですけども、でもこれでいくと難しいわけですよ、これね、このとおりだからですよ。

運行事業という、そこら辺を何か柔軟に対応できんものかというのがあるわけですけども、そこについてはどうですか。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいまの御質問につきまして、私の方でお答えしますが、議員がおっしゃるとおり、最大の待ち時間となれば、4時間とかですね、そういったことになろうかと思えます。

現実的に、複数人での乗り合いタクシーということから、当然に利用者の目的地が様々な場合は、そういったケースが出てくると。少人数の場合においては、往路で行って、復路で帰れるというようなケースもあろうかと思えます。

そういった中で、現状としましては、住民の方で、委託している運転事業者の方で御理解を得ながら、現事業を展開しているところであります。

○18番（小園義行君） 本市が、志布志市だけじゃないですけども、今課長の答弁がありましたので、そういう、いわゆる業者さんとの間で、そういうあれができていくということでした。

これ免許更新の際に、それを返納を勧めるという、あくまでもこれは自主返納が主体ですよ、それを進めていくという立場からしたときも、そういった利便性を図るというのは、とても大事なことだというふうに私は思います。

これは、ただ単にそこにとどまるんじゃないんですね、憲法第13条が「個人の尊重と幸福追求権、公共の福祉」ということを言ってますね。だから、免許を返納すると、仮に本人がされた場合に、後じゃあどうするのかとしたときには、こういうふうに憲法が述べています。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というふうに、「幸福追求権」を憲法がうたっていますね。

志布志市が推進している免許の自主返納という、これについては、この幸福追求権に対してどうやるのかと、それがいわゆる福祉タクシーの利便性をもっと図るとすることにしない限り、幸福追求をする住民からしたら、免許を手放したくないという、この地域の特性がある。そういう思いがあって、相談を受ける中で、それはおぼちゃんの最大の幸福追求権をちゃんと保障しないといけないよねって、そういう話ですよ。だから、ぜひこの憲法13条に近づけるとしたら、志布志市がやっている、この福祉タクシーの、少しでも免許を返納し、事故が少なくなる。そして、私もそれでも幸せになる権利を持っているという、それを保障するための福祉タクシーの柔軟な運行ということが求められるんじゃないかと私は思ったんですよ。

そういった立場で、今福祉課長の方からありましたように、そういった見直しを先ほど八代さんに質問に対しても、そういう答弁等もありましたが、ぜひね、そうした視点で、このそれぞれ難しい部分もあると思いますけれども、柔軟にできるものであればして、免許更新の時に自主返納という、それをした際の後の残った幸福追求権をどう保障してやるのかという、そこについて、市長ぜひですね、これは松山地区、志布志地区、有明地区、それぞれ運行形態違うけれども、そこに関しては、今後対策協議会とか立ち上げてやるという先ほど答弁でしたので、ぜひですね、それまでの間も早急にね、そういうものを何か対策として取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

免許証の自主返納につきましては、最近特に高齢者の方々の中で、加害者になるケースが増えてきているということで、自主返納を勧めるというようなことになっているというふうに認識しているところでございます。

ということで、運転される方々は、当然安全運転をしなければならない、ましては事故を起こすということはありませんということが前提でございますので、そのことをもって運転される方が御自身で、もしかすると事故を起こすかもしれないという恐れを抱かれて、免許証を返納されるということだろうというふうに思います。

その方々に対しまして、私どもは、とりあえずは1万円のタクシー券を支援事業として取り組んでいるということでございまして、本市においては、交通安全のために交通事故の撲滅も取り組んでいる内容でございますので、それに合致するというようなことになろうかと思います。

そういったことから、今お話がありますように、あくまでも自主返納というようにございまして、そのことに対しまして、公共の福祉の追求というようにことでの観点の事業という

ものについては、今まで考えてなかったところでございます。

今後は、そういった観点も大いに取り入れながら、安心・安全面、交通事故に関しましては、安心・安全なまちづくりというものを更に高めていきたいと。そしてまた、高齢者の方々も免許証を返納した後も安心して安全な生活が送られるシステムというものを私どもは提供していきたいというふうには思うところでございます。

**○18番（小園義行君）** 今の市長の一番最後の答弁として、待ち時間を極力短くしてあげるといふのは大事なことだと思うんですよ。そのことで返納しても、やっぱりこれは不便だから、もうせんどつということじゃなくて、きちんと福祉タクシーを利用される人の本当の利便性の確保という点では、先ほど課長の方から答弁があったように、ぜひそこら辺、うまく柔軟にやれるところはやっていただくという、そういう立場というふうに理解していいですね。

**○市長（本田修一君）** 先ほど課長が答弁しましたように、待ち時間もかかっているというような現状ということでございますが、その中で行きも帰りも、お一人の時には、かなり融通した形での形態になっているということも聞いているところでございます。

そしてまた、総体として見れば、やはり時間の中での運行ということになろうかと思しますので、この時間帯についても、現在の委託料の中での運行が改善できるのかどうか、担当課の方に検討させたいと思います。

**○18番（小園義行君）** 今、月額それぞれ業者さんと37万円という形で契約があるわけですが、そこに少々増額してでも、そういう対応をしていただけたらというふうに思います。

そのことについては、1番は分かりました。

二つ目に、この松山地区における、松山地区だけじゃない、ここ一つそれ書きましたけどね、先ほど八代さんの方からも出てましたように、競合する隣町との関係とか含めて、もう亡くなられたんですけども、金子元議員ですね、あの人も、この選挙を迎えるにあたって、いろいろ住民の方とお話する際に、曾於市と隣接している豊留地区とかですよ、そこらについて、曾於市とのお互いの乗り入れというのは、でけんたろかいみたいな、金子さんの方からも相談があつて。

「それは、まず我が町の行政がどうか、また曾於市の方はどうかという、そういった協議をやっぱりせんといかんじゃないかなと」。「でも、小園さん、どっさいそういう声があいわけよね」て、病院とか含めてですよ。そういうこともあつて、ずっとこの件については、これもずっとあれしていたんですけども、今回いろんな意味で高齢の方々の利便性の確保としたときには、鹿屋市とか隣町との関係で、それぞれやられていますよね。そこをお互いに乗り入れができるようなものになると、さっき八代さんがおっしゃった広域のですよ、そういったものにつながっていくんじゃないかということも、これもずっと私も相談を受けていた中で、いつかできんかと、ぜひ隣の曾於市とですね。

向こうは、「思いやりタクシー」という名前なんだそうですよ。福祉タクシーじゃなくて、思いやり、曾於市思いやりタクシーなんですよ。まさに思いやり、良い名前だなと僕は思ったんですけども、そういった利用について曾於市と協議をして利便性を図る。隣は、またね、いろいろ

るですけれども、志布志市の中でも、有明と松山、そういうのも何かこう、うまくできんものだろうかと思って、一応ここに曾於市との関係を書きましたけれども、お互いの所で近い所はそっちを利用できるようなシステムに変えていくという、松山の人も有明、有明の人が松山の支所に行くときには、そういったものができんかという、二つのことについて質問としているわけですが、そこら辺いかがですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

松山地区の利用者に対する曾於市の思いやりタクシーの利用等について協議し、利便性を図る考えはないかという御質問でございますが、現在松山地区においては、新橋、泰野、尾野見地区を運行ルートとしておりまして、主に松山支所周辺での利用者が多いところでございます。

曾於市との市境に居住されている方は、曾於市の病院や買い物を利用される方がおられると思いますが、どれくらいの方が、どこに行かれるのかということについては、実態を把握しておりませんので、調査はしてみたいというふうに思います。

ただ、相互乗り入れということになれば、それでは、曾於市の近辺の方々が志布志の方に来られるのかということについては、少しまた、そこらあたりの実態も把握しなければならないということになるかと思えます。

また、議員も少しお話されたように、それでは、有明の原田あたりの方は大崎とか、あちらの方には望まれないのかという、他の面の利便性も少し考えていなければならないということでございますので、ことについては、これから調査をさせていただければというふうに思います。

**○18番（小園義行君）** 極力、豊留地区の人たちが曾於市の病院、買い物にも近いから行くというときに、向こうに負担金を払って来てもらうようなね、そういったものができたら一番いいのかなと、そういう思いですよ。

だからぜひ、曾於市との協議の中で、うちが負担金を払うからそうしてよってみたいに、OKになればですよ、向こうの方々のそういったことも解消して、ああ良かったね、ということになるわけです。

そういうことについて、調査したいということですので、ぜひそういう立場で曾於市といろいろ協議していただいて、それが可能かどうかですね。お互い負担金を払うというようなことにもなるわけでしょうけれども、利用が無料ですからね、あくまでもね。市が払わんといかんということになる、そこらについては、今市長の答弁でよく分かりました。

あと、お互いの松山町地域に近い有明の人たちが、そっちを使うとかいう、そういう使い勝手の良さというのも、今後ぜひ検討していただきたいものだなというふうに思うんです。あわせて、どうですか。

**○市長（本田修一君）** この福祉タクシーの制度においては、合併以前からそれぞれされておりました、合併後においては志布志の区域でされていなかったもので、志布志においても導入することによって調査をしまして、導入ということになったところでございますが、志布志地区においては民業圧迫ということを十分考慮しながら、この福祉タクシーの導入には取り組んだところで

ございます。

そういう経緯を考えますと、合併後10年も経っておりますので、随分と地区の境が撤廃されているのかなというふうに思いますので、改めて、そのことについては、全市的な運行というものも当然考えなければならない時期には来ているというふうに思いますので、そのことについても調査・検討をしてみたいと思います。

**○18番（小園義行君）** ぜひ、先ほど八代議員との間でありましたそういう対策協議会を立ち上げたいということでした。そこでも今答弁があったように、ぜひ検討を加えて欲しいなというふうに思います。

次に、学校教育についてということで、昨日も野村議員との間でいろいろやり取りがありました。そのことを受けて、少し質問をさせていただきたいと思います。

小中一貫教育ということで、基本的な考え方をお聞かせくださいということで、昨日、野村議員の方に答弁ありましたけれども、もう一回これを、それぞれ市長、教育長の小・中一貫教育についての考え方をちょっと聞いていいですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

学校教育法の改正によりまして、平成28年度から小中一貫型の小・中学校や義務教育学校といった新しい形態の学校を設置することができるようになりました。

現在の学校教育制度は、制定後70年近くが経過し、現在の児童生徒の心身の成長や生理的成熟の早期化、それらに伴う中1ギャップ等に十分対応しきれていないのではないかということが指摘されております。

本市においても同様の課題を抱えており、これらの課題を解決する一つの手立てとして、小中一貫型の小・中学校設置に向けた準備を進めているところであります。

また、11月に行われました総合教育会議にも議題にして、小中一貫型の小・中学校の設置に向け、協議を行ったところであります。設置に向けた現在の進捗状況等につきましては、教育長が答弁いたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 小中一貫教育についてお答えいたします。

小中一貫教育に向けた研究につきましては、教育目標や学習内容について、9年間を通じて一貫した教育課程による教育活動を行うことで、小・中の授業交流により、授業改善が図りやすくなるとともに、中1ギャップや不登校といった生徒指導上の課題解決につながり、学校が活性化していくと考えております。

各中学校区ごとの実情や、これまでの小中連携の推進状況、及び学校長への意向調査の結果を踏まえた上で、1小1中による中学校区であり、かつ隣接している伊崎田小学校と伊崎田中学校が小中一貫教育校のモデル校にふさわしいであろうと判断して、現在同校区の保護者や地域住民を対象とした説明会を実施しているところであります。まずは、この2校で研究実践に取り組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今、それぞれ市長の思いと、教育会議での議論の経過があったんですが、今志布志市が目指しているのはですよ、この法が求めている義務教育学校として取り組まれるのか。それとも、義務教育学校って造れるようになったわけですけども、そうなのか。それとも小学校、中学校9年間を通しての小中一貫、小中一貫といたら、そういうふうに思っちゃうんですよ、学校と思っちゃうから。義務教育学校なのか、そうでない小中一貫型の学校、どちらなんですか。

○市長（本田修一君） 現在の段階においては、小中一貫教育に向けた小中一貫の学校というふうになります。

○18番（小園義行君） 義務教育学校として取り組むというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところでは、そのような学校についての協議はしていないところであります。

○18番（小園義行君） 義務教育学校ではないということですので、少し市長、こちらにお伺いしていいですか。

教育長、これ法が求めて、改正になりましたね。そこで小中一貫校という、今までは、そういう言葉だったんですけども、そういう学校は無いわけで、義務教育学校は小学校、中学校、その間に義務教育学校ができるようになったわけですね。

普通は9月の一般質問等々でいろいろやり取りを聞いていて、小中一貫校を進めるということで、義務教育学校に向かって走っていくのかなという思いがあったものですから、文教厚生常任委員会としても、少しその先進の所を調査しようということで、野村議員の方からあったように長門市に行ったわけです。

これ教育長、法律で決まっている義務教育学校を目指そうとしているんですか。

○教育長（和田幸一郎君） なかなか分かりにくいところだと思いますけれども、小中一貫教育を進めるにあたっては、大きく二つのパターンがございます。

一つは義務教育学校、そして、二つ目は小中一貫型の小・中学校と、この二つに分かれておりまして、今私どもが求めているのは、小中一貫型の小・中学校という形で進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○18番（小園義行君） ということは、いわゆる小中一貫校じゃないんですよ、小中一貫教育の推進という、そういう理解でいいですよ。普通に住民の方々が聞くと、小中一貫といたらですよ、いわゆる義務教育学校というような捉え方につinar、私たち自身もそういうふうに市長の答弁と教育長の答弁を9月議会では、そう理解したんですよ。でもそれは調査する中で、ちょっと違うよねという思いがあって、義務教育学校ではないということが、今、明らかになりましたので。

その前段として、長門市を調査をさせていただいたときに、コミュニティ・スクールを充実させないとうまくいかないよというようなのが、なんか私は、そういうふうに感じた。他の議員の方々も、どう感じておられるか、まだ総括していませんのでね、あれですけども。実際にその

ことについて、コミュニティ・スクールを導入して、山口県は県としてそれに取り組んでいるということで、コミュニティ・スクールの推進ということは、平成17年度ぐらいからずっとやられて現在に至っているということで。向こうのですね、平成17年度に始まった頃はコミュニティ・スクールをたった全県で2校だったんだそうです。それがずっと来てですね、平成26年度では、ほとんどの小学校、中学校を含めたコミュニティ・スクールということで、山口県の推移というのも資料としていただきましたけれども、県がね、そういう立場なんですよ。

でも鹿児島県は、今市長や教育長がおっしゃった小中一貫型の地域連携型ですよ、そのことに対して、鹿児島県の取り組みとしては、どうなんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** コミュニティ・スクールの導入につきましては、国の方が積極的に進めるようにということで指導がなされておまして、全国的には、鹿児島県はかなりコミュニティ・スクールの導入は遅れているのかなというふうに思います。

今議員が言われましたように、山口県は全県で県が統一してコミュニティ・スクールを導入というような指示が出されておりますけれども、現在のところ、鹿児島県はコミュニティ・スクールの導入については、他県よりもかなり遅れているのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、志布志市は今年度3校、来年度に向けて8校と、平成30年度には全ての学校で導入をしようというふうに考えております。その基本的な考え方は、やっぱり教育というものは、地域の方々、保護者の方々の協力のもとに教育を進めていかなきゃいけないというのが基本的な考え方でありますので、各小学校区ごとに全てコミュニティ・スクールを導入して進めていきたいと、そういうふうに考えております。

失礼しました。今のコミュニティ・スクールの質問だったんですよ、今ののでよろしいでしょうか。

[小園義行君「いいですよ」と呼ぶ]

**○18番（小園義行君）** ぜひですね、言葉をですよ、小中一貫校とか、小中一貫教育って非常に難しいですよ、ただ義務教育学校ではないと。今、国の法律に基づいて造る学校じゃないですよ。地域連携型の小中一貫、例えば、有明中学校を例にとるとですよ、有明中学校、有明小学校、通山小学校を一つの連携として、小中一貫連携型と、そういうふうな理解でいいんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今の理解でいいかと思います。

伊崎田小・中学校は、たまたま小学校1校、中学校1校で小中一貫型でやれる、有明中で言いますと今言われましたように、有明小学校と、それから通山小学校が同じ中学校区でありますので、その3校が一緒になって小中一貫型の小学校、中学校という形をとることになりますので、今の考え方で結構かと思います。

**○18番（小園義行君）** そうしたとき志布志市がそれを目指してやるとしたら、鹿児島県の姿勢が本当に大事だと思うんですよ。なぜかという、志布志市はそれで取り組んでいるけれども、取り組んでいない学校から校長先生来ますよね、何でこんなめんどくさいことをやってるんだって、こうなったらですよ、うまくいかない学校が出てくる。

そういった意味で、県の姿勢として、今教育長の方からもありましたけれども、少し鹿児島県は遅れてる、ここに資料持ってますけど、本当に遅れていますね。

そのコミュニティ・スクールが、なぜ大事なのかということで、長門市の課長がおっしゃったのはね、学校だけで問題が解決できないと。だから、家庭や地域の力も借りてやらないと、もううまくいかないという状況をずっと以前からあったものをきちんとして、コミュニティ・スクールの導入をはじめとして、小中一貫連携の地域型の、これで少しくまいくようになったという、学力についてもそうですよ。

その時、言葉が悪いんですけども、積極的でない校長先生が仮に来たとしますね、大変難しいんだそうです。それで、山口県の場合はですよ、選考する過程で、このことにちゃんと取り組むというふうにやらないと、校長先生の任命が下りないというぐらいの厳しいものを持っているというような調査の中で、やり取りがあったんですね。3年間、3か月間、半年というのは、新しく来た校長先生は、そういうものの研修会に必ず出なきゃいけないとか、そういったものまでした上で山口県が、ここ10年ぐらいの中で定着して、どこに行ってもそれがやられているということが研修の中で私たちも勉強させてもらったんです。

鹿児島県の姿勢としては、そこまでまだなっていない状況の中では、県との関係、連携というのが非常に大事だなって教育長思うんですが、そこら辺については、教育委員会にもものを申すわけじゃないけれども、県の姿勢としては、そこらについては、本当にコミュニティ・スクールの導入は、もう国があれしているわけですけど、県がどうなのかという姿勢の問題ですね。そこらについては、積極的にやろうとしているというふうに教育長として認識されているんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 本県の実情を申し上げますと、小中連携の教育というのを積極的に進めているところが鹿屋市花岡学園、それから薩摩川内市、それから南さつま市の坊津学園とか、そういうところが積極的にやっています。そこに視察に行くと、まず言われるのが、「新しく入ってきた先生たちが、全くそういう小中一貫教育についての知識がない中で入ってくるので、その1年間というのは非常にやっぱり大変だ」という話も聞きました。これは校長も一緒だと思います。

そういうことで、本来ならば山口県がコミュニティ・スクールを導入するにあたっては、全ての学校でというようなことが一番先生方も負担無しでやれるんでしょうけれども、小中一貫教育については、あくまでもそれぞれの市町村の判断ということになりますので。先生方は、あちこちに異動するわけですけども、県の方としては、小中一貫教育の必要性というのは認めているわけですけども、なかなか最終的には市町村が判断するということになりますので、そこら辺がやっぱり難しいところかなと、私自身は思っております。

**○18番（小園義行君）** そういう形で9年間を通して、15年間ですね、幼稚園、保育所との連携、そしてそこと小学校の連携、そして小学校と中学校の連携とって、いわゆる15年間を通して、この地域で育み育てていきますよという、そういったものにとっても良いことだなと私も思います。

そういった意味ではですよ、ぜひ首長や教育長のその思いが、新しく先生たち異動とかあるか

らですよ、きちんとやって地域連携型の小中一貫教育というものになったらいいなというふうに思いますのでね、そこについては、しっかりそれを目指すのであれば握って離さないというか、そういうものが必要だろうと。もちろん市長も教育長も変わるかもしれないけれども、それについても揺るがないよという思いでやっていただけたらと思います。

その中で、「義務教育学校を目指しているではありません」と明確に向こうもおっしゃっていました。長門市の課長さんですよ、校長先生から行政に来られている人でしたけどね。

それと、小さな学校というのも何校もありましたけれども、そこも統廃合の対象には絶対しないと、その地域連携型の小中一貫教育をやるという時にですね。地域から声が上がらない限りはやらないという、そう明確におっしゃっていました。昨日の野村議員とのやり取りの中で、そのことは考えてないということでしたのでね。ぜひ首長としても、市長としても、教育委員会としても、そこについては共通理解のもとで、その小中一貫の教育には取り組んで欲しいなと思います。

間違うといけませんので、義務教育学校として新たに造れるようになった、それではありませんよということ、事ある度にお話をさせていただきたいと、そうしないと何かそういうものになっていくんじゃないかというふうに思うからですよ。そこらについては、市長、小・中連携の小中一貫の教育を進めるということで、その小さな学校を統廃合の対象にするとか、そういうことではないというような理解でいいのかということ、そして含めて今言いましたような、向こうから来られた先生たちに対しても、きちんと握って離さないよという、そういった強い思いがあるんでしょね。

そして、もう1点は教育委員会の先生方の中で、今言いました9月議会の総括でもありましたね、そのことが議題として明確に、そうなってるんですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、本市が目指す教育については、小中一貫型の小・中学校ということでございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** この小中一貫型の小・中学校の取り組みにつきましては、非常に志布志市にとっても大きな事業といえますか、そういう改革のものでありますので、教育委員の方々にも、定例の教育委員会の中で、その意義とか、それから今後どういうふうに進めていくとか、そういうことについては逐次説明をしながら理解を深めているところです。

私自身は、小中一貫教育のこれを進めるにあたっては、やはり一番学校がどのような考え方を持っているのか。そしてまた、地域や保護者の方々が、どういう考えを持っているのかということ、これを十分に把握した上でしていかないと、上から直接やりなさいということは、なかなかできないだろうと。そういう意味では、これからいろんな意見がたくさんあるだろうと思いますけれども、最大限様々な意見を取り入れながら、本市ならではの小中一貫型の小・中学校の設立に向けて、また今後取り組んでいきたいと、そういうふう考えております。

**○18番（小園義行君）** 9月議会の中で教育長、この問題は重要な案件であると認識しているの

で、教育委員会の会議の中で議題としてあげてきちんとやるというふうに答弁がされているわけです、委員長報告もしましたけど。そこについては、まだ正式な議題に上げて、このことについて志布志市の目指すものということに対しての、この小中一貫連携型の小中一貫教育、そこは議題としてまだ上がって、正式に議論したということではないんですね、どうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） これまでは正式な、議題としては取り上げておりません。

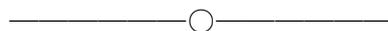
結局、志布志市が小中一貫型の小・中学校を、例えば、伊崎田小・中学校で決めていきますということについての正式な議題としては取り上げておりませんが、今後伊崎田小・中学校を一つのモデル校として取り入れていくのならば、どのような意見があって、そして、どのような取り組みを進めていくのかということをきちんと教育委員の皆様方に説明をして、正式に議題として取り上げて決めていきたいと、そういうふうに思っております。

○18番（小園義行君） 順序立てていくと、総合教育会議の中でちゃんと議論がされて、今教育長がおっしゃったように、住民の意向やいろんなのをして、きちんとしたら議題としてあげて推進していきますよということですね。

昨日の答弁を聞いていて、来年度に向けてモデル校としてという、そういう答弁とか出ているものですから、そこについては、きちんとやっぱり順序立ててやっていないと、何かおかしいことになるよねというのがあって今聞きましたので、そういうふうにやるということですから、ぜひこのことについては、「小中一貫校」という言葉と、「小中一貫教育」というのは全然違うからですよ、そこについては義務教育学校じゃないということも含めて、いろんな機会の中で、これは話をしてもらいたいなど、私たちもそういうふうに思ったわけで、他の住民の方々も「伊崎田の小学校、中学校は一緒になったげなど」ってみたいなことになると困るからですよ、そういうことじゃないんですもんね。ぜひそのことをお願いをしておきたい、そういうことですよ。

今回4項目ほど一般質問をしましたがけれども、それぞれ少子高齢社会に行く中で、人口も本当に少なくなっていく、一方高齢化率は上がっていくということで、実は私も今回ピンクの介護保険証がきました。ドキッとしましたよ、本当にそういう高齢者の一人ですので、ぜひですね、少子高齢社会にどう向き合っていくのかという立場で、これからも皆さんといろんなことをして良いまちづくりに向けて努力をしたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

静粛に願います。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時17分 散会

## 平成28年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成28年12月9日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

日程第3 議案第85号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

日程第6 議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を順次許可いたします。

まず、1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

会派、真政志の会所属、市ヶ谷でございます。

早速ではありますけれども、話は全然違いますよ、違うんですけれども、先日、私が本市の企画政策課が企画をされた婚活セミナーに参加をしてまいりました。全く違いますからね、本編の話とは、一応つながりはしますけれども、その際に非常に良い内容の講話を聞かせていただいて、良い経験をさせていただきました。本当は議員としては言うてはいけないのかもしれないですけれども、ありがとうございました。その時に、参加をさせてもらって感じたことがありまして、参加者数自体は良かったんですけれども、その参加者内訳、男女比が圧倒的に女性が多かったです。そのことは自体は、うれしかったんですけれども、やはり、これから同様の行事を開催していくにあたりまして、そのあたりの是正というか改善は必要なのかなと感じました。その日の婚活セミナーは2部構成で、1部目が男女共に入って婚活セミナーを受けると。今後すてきな異性とめぐりあうために、どういうふうな所に気を付けるか、服装であったりとかの話がありまして、第2部の方が女性限定でメーキャップの講座がございました。その関係もあって、女性の申込者が多かったのかなとは思いますが、ぜひとも今後、当然来年度以降もですけれども、同種のイベントやっていくわけですから、そのあたり改善をお願いしたいなと思っております。

また、こういう婚活セミナーというイベント事につきましては、その存在自体を知らないから行けない方もいらっしゃるでしょうし、中には、そういうイベントがあることは知っているんだけれども、この婚活というものに対するイメージが地域柄と申しましょうか、あまり肯定的に捉える風潮が、まだ地域の中に無いのかなという面を感じることがありますし、当然その対象者、本人の結婚に対する意欲、積極性が不足している部分も多々あるのかなと思うところでもありますので、本日この中継を御覧いただいている市民の皆様、近所にそういう、私と同様独身の男性、女性がいらっしゃる方は、ぜひともその背中を押していただいて、こういう市の企画、または地域団体の同様な企画がございましたので、ぜひとも、まずは企画政策課の方へ御連絡いただいて、そういったイベントが無いかどうか、あれば、こういう子がいるんだけれども、という情報等を

お寄せいただければ有り難いと思います。以上で宣伝を終わります。

なかなかこういう話をすると、あとから私自身にも盛大なブーメランが飛んできそうですけれども、さて、それではここからが本題になります。

それでは、通告書に基づきまして、今回福祉タクシー運行事業について一般質問をさせていただくわけですが、この事業につきましても、今あげました婚活と同じで、これから事業を継続していく中で、市民の方により一層使ってもらう利用率の向上を図ることを考えた際に、もちろん、この事業そのものを知っていなければ利用しようがありません。その周知の部分ですね。

あともう一つ、知っていてもなかなか使えないと、使えないという言い方は語弊がありますが、なかなか実際にあることは知っているけれども、そこまで使ってもらうほどではないと。空いた時間に家族であったり、地域の方に乗せてもらう。もちろん、それはそれで非常に有り難いことなんですけれども、そのあたりの精神的ハードルですね。先ほどの婚活で言えば、なかなか婚活に対するイメージが、そこまで肯定的に捉えられていないと。と同様に、この福祉タクシー運行事業についても、そういった面があるのではないかなと思ひまして、さっきの枕として婚活の話させていただきました。この話については、また後ほど触れていきますけれども、まずは通告書の順番に従いまして、お聞きをいたします。

その前に、申し訳ありません。

今回、今定例会だけでも、この福祉タクシー運行事業をはじめとする市の公共交通対策事業等々、交通弱者に対する市としての取り組みの在り方についての一般質問が多々上がっております。私を含めて、今定例会に通告書を提出されております9名の通告者のうち5名が、過半数がこのテーマについて触れております。

先ほど9月定例会並びに今回の12月定例会におきまして、鳥獣被害対策についても合計4名の議員の方が一般質問をされておきまして、非常に重要な問題であると問われているというふうに感じましたけれども、同様に、この交通弱者に対する対策、対応、取り組み、これにつきましても、非常に重要かつ喫緊の課題であるのだなど、改めて通告書を見て感じたところでございました。

枕が長くなりましたけれども、それでは、一般質問、中身の方に入らせていただきます。

まずは、本市における福祉タクシー運行事業の現状につきましてお伺いいたします。

昨日の一般質問でも八代議員、小園議員の中で答弁がありました。かぶる部分も多少はあるかもしれませんが、今一度、本市のこの事業についての現状をお伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

一般質問にお答えする前に、私の方からも御礼申し上げたいと思います。

はじめに市の婚活事業について、積極的に参加いただいて、またその点について、多くの市民の方々に広報をしていただいたということにつきましては、本当に有り難いと思っております。ぜひ議員におかれても、一日も早く結婚に結び付くような形に集結できれば有り難いなというふ

うに思ったところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、お答えいたします。

福祉タクシー運行事業ですが、本事業は自動車が無く、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、もって、高齢者等の移動の利便性の向上に寄与することを目的としておりまして、現在、土日祝日、年末年始を除く市内旧町を区域として、4ルートを市内タクシー事業者に委託し運行しております。

また、平成25年11月より有明地域、松山地域から商業施設や医療機関の多い志布志地域に乗り入れを週1回、水曜日に運行しているところであります。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** 少し話があちこち飛んでしまいますけれども、婚活の話がちょっとまだあるんですけれども、本当に良いセミナーに参加させていただきまして、残念ながら明日、同様のクリスマスパーティーがあると伺っておりますけれども、そちらに参加できないことを大変申し訳なく思っております。今後、都合が付く限り、こういった行事にも参加していきたいと思っておりますので、私自身も情報収集しますけれども、よろしければ企画政策課の方からも御提示をいただければ有り難いと思っております。すみません、蛇足になりました。

ただいまほど市長から非常に簡略化された答弁をいただきました。そこに追加しまして、昨日の八代議員の一般質問の答弁の中で、より詳しく登録者数、3町ごとの登録者数であったり、延べ利用人数の提示もいただきましたね。その時に八代議員もおっしゃっていらっしやいましたけれども、登録者数の割には利用者数が、ちょっと少ないんじゃないかなという印象を受けていらっしやいました。

また3町ごとの登録者数を見ますと、松山町の総人口に対する登録者の割合としては、相当大きく、また有明、志布志の率は、それに比べると大分少ないと。これにつきましては、市の合併前から継続している事業でございますので、有明町と松山町は、その時に松山町が積極的に登録を推進していたと。その結果として登録者数、登録者率が高くなっているという話等も伺っておりますが、市が合併して志布志町でも始まって、これまで11年ほど経過はしているわけですが、この間、福祉タクシー運行事業ですね、市としての、この推進・登録、または利用のこういったことには、どのようなふうに取り組んでいらっしやいますでしょうか、お答え願います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 推進の方法については、民生委員を通じての推進であったり、窓口等に来られたときの推進であったり、そういった形でしております。

また、最近では免許証の返納手続き、総務課の窓口に来られる時に福祉課の方に案内していただくというような形で推進をしているところであります。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** その民生委員の方々を通じて、窓口を通じてというか、「窓口で免許返納の際に案内という形で」と、おっしゃいましたけれども、本市で実際に窓口で案内をする際、または民生委員の方もですかね、こういったパンフレットと申しますか、これは3町別ですけども、こちらの方で御案内をしているという認識でよろしいですか。民生委員の方も、これを持

っていく、または口頭かもしれませんが、お答えください。

○福祉課長（折田孝幸君） それぞれ民生委員の方々におかれましては、そういった訪問の過程において、そういった制度も御案内いただいていると思いますが、今議員がお示しになった散らし等につきましては、現実的には福祉タクシーの申請の際に、その申請者の方に提示して御案内しているというのが現状でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） この散らしを窓口にいらっしゃって登録する際に説明に使うと。その際は、きちんと全ての福祉タクシー運行事業の取り決めについては説明があるんですね。この有明町とか松山町の散らしを見ると、水曜日のみ、志布志町に乗り入れ可能とかいう文言等も特に見当たらないんですけれども、そのあたりもきちんと説明されているんですね。

○福祉課長（折田孝幸君） はい、本庁、各支所の窓口におきまして、そういった御案内をしているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） そうやって窓口にいらっしゃる方は、それでいいかと思えますけれども、実際には、例えば、昨日の答弁の中でもありましたけれども、代理人が窓口にいらっしゃって登録をされたり、もしくは御本人様が担当課の方に電話をかけて、登録するというケースもあるわけですね。その際は、当然口頭の説明になるんですか、それとも改めて何か、こういうパンフレットを登録者の方にお渡しするであったりとかいうことはとられていませんか。と申しますのも、実際にですよ、この福祉タクシーを登録しましたと、合計で1,253でしたかね、大体そのぐらい方が市内で登録はされている、もうちょっと多いですね、ごめんなさい。そういった方々ですよ、いざ登録しました、実際に使いましょうってなればいいですけれども、しばらく登録してから間があって、じゃあ使用を開始してみようかと思ったときに、できればこういった案内の紙が手元にあった方が、より利用がしやすいと。

また、これから利用開始、登録をしようとする方も、できればこういった分かりやすいパンフレットがあった方が、そういったものが進むんじゃないかなと思うんですけれども、そういった取り組み、きちんとしたパンフレットを作って、各自治会であったり、各民生委員の方々に1個だけ持ってもらうでもいいですけれども、そうやって周知、または案内を図るという取り組みは無いのか、または協議は無かったのか、お答えください。

○福祉課長（折田孝幸君） 議員がおっしゃるとおり、市民の方々への周知の仕方につきましては、その都度ということが多かったわけですので、今回、それぞれ議員の方々から質問をいただいておりますが、こういったことを踏まえて、総務課等とも協議をしまして、免許書返納の関係から福祉タクシーの利用について、ただちに市内向けに、市民向けに散らしをまずは送付させていただくという方向で協議を進めているところでございます。

今後につきましても、今おっしゃいました市民向けのPR、ハンドブックとか、そういった冊子につきましても、課内の方でも全体的な協議をしながら、より良い方向で考えていきたいと思えます。

また、あらゆる広報媒体、それから、いろんな機会を捉えて、そういった市民への再度の周知

を図っていききたいというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのようにお願いいたします。

また、その際には、おそらくまた慎重な協議を重ねられて、ハンドブックであったり、散らしをもしも作成する場合は、中身の精査をされるとは思いますが、少なくとも現状あるこちらの散らしだけで判断すれば、なかなか、じゃあこれで利用しようかというふうには正直ならないと思うんですよね。ここで乗り降りの場所は自由ですよ、ただし、他の方と乗り合いになりますので、時間の前後であったりというのはかかりますよとなると、乗り降りには自由なだけけれども、他の方が乗るということは、当然その兼ね合いが生まれてくるわけですよ。そこまでなると、そこまで迷惑というか、いろんなものを考えるんだったら、使わんでよかがってというふうな判断にもなると思うんですよ。実際、女性の方と御飯を食べに行く時に「何食べたい」と言っ、「何でもいいよ」と言われたら困りますよね。もうちょっと実際に、この福祉タクシー運行事業を利用した際に、どういった活用の仕方があるか、具体例というか、そのイメージが見えてこない、ただ必要な情報だけを列挙しても、それが即活用に結び付くかと言われたら、そうはならないと思うんですよね。

話が前後しますがけれども、私たち真政志の会が今年の8月に千葉県柏市の方に研修に行かせていただきました。内容的には福祉タクシーといいますが、相乗り型の予約制タクシー事業の話の伺いに行ったんですけれども、そのこのパンフレットの中でも、やはり、先日1日目に小野議員が近江八幡市のあれを示しましたけれども、路線図を、やっぱり柏市でも当然路線図の、これは路線バスなんです。路線図もあるんですけれども、その中に非常に小さくあるんですけれども、ここに予約制乗り合いタクシーの案内があるんですよ。ここに、ただ情報を載せるんじゃなくて、こういうことに使えますよと、通院であったり、商業施設ですね、あとはこの路線バスの路線図ですので、バス停まで行って、そこから路線バスを利用するような使い方もありますよというふうに案内しているんですよ。小さいことですが、こうやって具体的なイメージを喚起するような案内の仕方、こういったものがパンフレットというものには必要なのではないかなと思いますので、ぜひともパンフレット、散らしの内容を再考する場合には、このことをひとつ頭に置いて検討をしていただければ有り難いと思います。いかがでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 今議員からお話のあったとおりに懇切丁寧に、市民に寄り添った形の中で、それぞれの方が端的に分かりやすいようにイメージできるような形で、様々な人の意見を伺いながら、そういった方向で周知を図っていききたいというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのようにお願いいたします。

これも周知活動の話に関連はしてくるんですけれども、そもそも本市における、この福祉タクシー運行事業、この事業の存在の認知度というのは、どのぐらいあるか、お調べになったことはありますか。

○福祉課長（折田孝幸君） 認知度につきましては、過去のことがちょっと定かではありませんが、近年では、そういった調査はしていないというふうに考えております。

ただ70歳以上の方々の中での登録者数でいきますと、70歳以上の方で2割の方が登録をされているという現状はあります。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** できればですね、当然その対象者と申し上げていいのか分かりませんが、70歳以上の方が2割の登録はあります。おそらく登録は2割ですので、実際に知っている方は、もう少しいらっしゃるのではないかと思いますけれども、さっきの柏市の「カシワニクル」という予約制の相乗り型タクシーの運行があるんですけども、こちらが今現在良い形で利用者の推移はあるんですけども、実際、運行地域を限定して運行している。その運行地域の人口が大体3万2,000人なんです、我が市と大体同じぐらいですね。もちろん交通網の整備であったり、地域の広さは違いますけれども、どちらかと言えば、こちらよりあっちの方が密集していますのでね。そういった話の広がりには早いのかなと思いますけれども、それでも、このタクシーが運行を開始して1年後に取った市民アンケートでは、その地域に住む方の6割以上が知らなかったと、この存在をですね。という結果があって、それをどうしようかという話になって、PR活動を重ねた結果、今事業として上向いているという実情があったようです。

やはり、事業を当然、毎年毎年成果報告というか、成果を検証して次年度につなげていくわけですね。その中でPDCAサイクルを回すためには、当然実情の調査、そして分析をもって改善をしていくというプロセスが必要不可欠だと思いますので、毎年しろとは言いません。もちろん内容については、相当困難なものもありますし、ただ、そういったものを定期的に調査をして、担当課としてもいいですし、委託業者さんと協力してもいいですし、そういったものを調査しながら毎年検証をしながら、今後この事業、継続なのか、少し気が早いですけれども、昨日の答弁の中で新しい公共交通のシステムについて対策協議会の話も出ましたけれども、ぜひとも、そういう調査を怠らずに重ねながら、今後の改善を目指していただければと思っております。

もう1点、これはあくまでも確認ですけども、実際に登録者数と、延べ利用人数の数字は昨日御提示いただきました。その中で延べ利用人数は文字どおりですよ、同じ人が何回使っても日が違ったりすれば、2人、3人と数えられていくわけですけども、実際に、この登録者数の中で、実際に乗ったことがある人、使ったことがある人ですね。27年度に1回でも乗ったことがある方、ホームページでいうところのユニーク訪問数というのは調査はできないものですか。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 登録者につきましては、登録者証を発行しているところであります。

現状としましては、どなたが、どこで乗ったということにつきましては実績としては、見えていない現状であります。ただ、おおむねどこで、どこまでを利用されたというのは、人数までは把握していませんが、利用する場所はある程度は把握しているところであります。

今後につきましては、議員がおっしゃるように、何らかの形で乗られる場所の確認が取れるようであれば、そういった確認、誰が乗られたかという確認ができれば、そういった方向も考えていかなくはないのかなというふうに考えております。

そうやっていきますと、システムから変えていけないということもありますので、このことにつきましては、今回の本議会の中でも話が出ていますように、交通政策全体の問題で

もあろうかと思います。そういった中で、一つの材料として福祉タクシーの乗降の情報がある程度その中で確認できるとするならば、一つの情報としても使っていければというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 変なプレッシャーを与えてしまいますけれども、これはあくまでも確認ですので、そうしろという話ではないですからね。いろんな個人情報保護の観点もありますので、全て誰がどこで乗って、どこで降りたなんていうデータを取れとまでは言いません。できるかどうかだけで聞いただけです。市長もいいですか、それをお願いします。

では、若干②の方に入ってしまうかもしれませんが、この事業を今後継続するのか、再編されるのか、これからの協議次第でしょうけれども、いずれにしても、より良いものにしていくためには、当然調査・分析が必要と先ほど申し上げましたけれども、その調査・分析の調査の中には、実際に利用されている方、または地域内というか、対象者であっても利用されていない方等の御意見、要望をこちらからできれば積極的に吸い上げる体制というものも必要になってくるのかなと思っております。興味無い方にいくらアンケートを出しても、正直なかなか前向きな答えは返ってこないと思います。そういった方々にも、駄目なら何が駄目なのかということをお願いいただけるような、要望の吸い上げ方というものが必要になってくると思うんですけれども、今現在におきまして、利用者、市民、担当課に直接でもいいですし、または委託業者さんを通じてでもいいですし、要望、意見、時には苦情等があったりしますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのところ、委託業者とは年1回運営協議会を開催しているということでして、内容としましては、利用者からの要望等の聞き取り、委託業者からの要望や運行に関する事、事業費について協議をしているところでございます。

11月17日に行った協議では、利用者の乗降時の介助や、ステップの設置等、対応をお願いするとともに運行中の安全対策の確認をしたところです。

また、松山、有明地区からの志布志地区への乗り入れの増便や、ドアツードアを実施していない事業者については、実施の検討をお願いしたところです。なお、利用者から福祉課に対し、問い合わせ等があれば、その都度委託業者と協議を行うなど連携を図っております。

関係団体としまして、商工会等がありますが、苦情、あるいは商工会からの要望も現段階では、無いということで、特段の協議は行っていないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 昨日の市長の御答弁の中で、高齢者の方、交通弱者の方々には、この事業というものは、非常に喜ばれているという御答弁がございましたね。このことは、その要望、苦情等がほとんど無いから、そういったお答えになったという理解でよろしいんですかね。それとも、何か確かな実際に喜ばれているという声が多数寄せられたとか、そういった事例はあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特段苦情、あるいは要望等というものが別途寄せられていないので、現在利用されている方々

の御意見がそういったことだということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） それでは、これまで今し方も増便の話だったり、ドアツードアの話がありましたけれども、これまで市の福祉タクシー運行事業が十何年か継続されてきて、実際にこの要望を基にして、増便またはルートの増設、変更等があった事例はありますか。

○市長（本田修一君） この福祉タクシー事業においては、開始が松山地区で平成16年から、有明地区で平成17年6月から、志布志地区で平成18年11月からということで、3地区において順次開始されているということございまして、この間、それぞれの地域に即した形の運行をとらせていただいているところでございます。

そのような中で、先ほども答弁しましたとおり、志布志地区につきまして、松山地区から有明地区から乗り入れを開始しているという、水曜日において乗り入れの便を開始しているという変更で、増便という利便性を図っているということについては取り組みをしているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ということは、基本的には合併前、志布志町におきましては、合併後になりますかね、ですけれども、旧3町という言葉を使いましたけれども、3町のそれぞれあった事業をほぼそのまま踏襲して、乗り入れはありましたけれども、それが基本的には昔からあるものを現行そのまま使用しているという認識でいいんですよね。

もう市が合併して10年以上経っております。この話を続けていけば、最終的には昨日答弁いただいた市の全体的な公共交通システムについて再編、再編といいますか、対策協議会を作って、その中で協議していくという話に落ち着いてしまうんですけれども、ぜひとも、まだまだおそらく声無き声というものは、この福祉タクシー運行事業にもあると思うんですよ。実際に利用された方の声をもって、そういった評価をなされているという話がありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、実際に利用してない方が、なぜ利用しないのかということまで吸い上げて、それに対して何か対策をとっていくところまでして初めて良い事業が出来上がるのではないかなと思いますので、先ほどから福祉課長、または市長も答弁をされていますので、そのこともお含みおきいただいて、対策協議会の方で設立はもう約束したんですつけ、または、するかもしれないというレベルでしたかね。

いずれにしても、今後この事業を継続また対策協議会がもしもできたとしたら、その中でもんでいかれると思いますので、その時には、ぜひともそのことまで含めて、より良いものを作るように努力していただければと思っております。

もう1点、③の方に入るわけですが、社会全体のことにつきましても、昨日小園議員の一般質問の中でしたかね、今現在、もう地方は核家族化が進んで、息子さんであったり、娘さんが親と一緒に暮らしていないと。一人暮らしの親世帯が、一人暮らしの高齢者の世帯が多くて、なかなか、息子が本当は送って行ったりすればいいんだらうけれども、それもできない状況になっていると。その中で、この福祉タクシー運行事業をはじめとした市の交通システムの在り方がどうあればいいのかという御意見があったかと思えます。それに関連して、核家族化が進みまし

た。高齢の親が一人または二人でお住まいになられていたりするケースもありますし、逆に核家族化によって、息子さんというか、子供世代夫婦が核家族で暮らしていると、現状共働きの世帯が多いですよね。この割合といいますか、風潮は、これから増すことはあっても、なかなか減ることは無いのかなと正直思っているところです。

となればですよ、その家族の中において、子供さんですね、両親がもちろん職種による違いはありますけれども、共働きをしていると、朝はまだいいですよ。ただ、学校が終わってからの送り迎えですね、そこについて、もちろん学童保育等の対策、取り組みはあります。ただ、今回何回も引き合いに出しますけれども、柏市でやっていたタクシーの利用法の一つに、このタクシーは子供さんだけでも乗れるんですよ。未就学児は無理でしたけれども、小学生とかの子供さんが一人で乗ったりは可能なんですね、登録をすれば。そういった子供さんが、学校が終わって学童保育に行きますと。そこから、このタクシーを利用して習い事に行かれたりしているんですよ。そういった利用方法もあるわけですよ。端的に申し上げて、この福祉タクシー、福祉タクシーという名称ではございますけれども、このタクシーの対象者、平たく言ってしまえば、子供は車を持っていません、運転できません。そういった方が対象になる可能性はございませんか、これから。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

小・中学生が福祉タクシーに乗るということのお尋ねかと思いますが、現在は、そういったことは想定していないということでございます。

また、小・中学生が福祉タクシーに乗って、それではどこに行くかということについては、今お話が少しございましたけれども、塾等に行くということにお話になるとなれば、それはまた、別な観点から考えていかなければならない。極端に言えば、保護者の方々の負担ということになるのではないかなというふうに思ったところでございます。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** おっしゃるとおりです。ですから、今後もしも、この事業の見直しがある場合、そのことも、少なくとも議論の俎上には乗せていただきたいという思いでございます。

もちろんそうなった場合は、その保護者にとっても非常に有り難い話であり、もちろん条件は付けますよ、当然。どうしても親が御自身で送り迎えができない場合等々、その判断は難しいですけれども、その条件を付けたとしても、こういったことを取り組んでいくことは、市長が、市が掲げる子育ての日本一についても非常に寄与する部分ではないかなと思ったところでしたので、今回こういった形で御提案というか、意見、具申をさせていただきました。

実際に、こうやって子供さんが乗るようになればですよ、地域の高齢の方々と、そのジャンボタクシーの中で触れ合う機会等々も出てくるわけですよ。それが、もちろんプラスに働くか、マイナスに働くかは実際にやってみないと分かりません。分かりませんが、そこもひとつ最近叫ばれる地域コミュニティの減衰の活性化とまでは言いませんよ、そこまで劇的になるとは思いませんけれども、少なくとも復活の一助にはなるのではないかと、そういった効果も期待をするところですので、ぜひとも、これが最終的にいいか悪いか、駄目になるかは、また協議の流

れ次第ですけれども、少なくとも、その可能性も一つ検討していただいて、考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

非常に話が前後して申し訳ないですけれども、先ほどから出している、このパンフレットですね、そのパンフレットまたはハンドブックについても、先ほど福祉課長が今後再検討するかもしれないという話がありましたけれども、その際には、その申し込みについても、ぜひとも分かりやすくしていただければと思います。少なくとも、この散らし、これは当然窓口に来て、お見せしたりするものですが、代理人で大丈夫である申請であるとか、電話でも大丈夫であるというのは、実際に話を聞いてみないと分からないですよ。その登録しようとしている方は、そういう面もあって、できればこういうパンフレットを作って、あらかじめ自治会であったりの方に配布して欲しいという思いがあって、非常に話は前後しますけれども、先ほど質問したところでした。

こちらのパンフレットには、裏面になりますけれども、でかでかと電話番号はあるわけですよ、申込先の。その下に申し込む際に、どんな情報が必要か、こちらでは住所、氏名、電話番号、生まれた年、これだけを伝えれば電話口で登録できますよという案内が丁寧にされており、こういったところからも、先ほどイメージの話をしましたけれども、パンフレットの在り方として、市民目線、利用者目線で分かりやすい、精神的なハードルの低いものを、下げるものを作っただけだと思います。

すみません、話が前後いたしました。こちらは、要望になりますので、よろしくお願いいたします。

では、すみません、今後、私も市がこの事業に対して、どういうふうに取り組んでいかれるか期待しております。ですので、ぜひとも先程来対策協議会という文言を使いましたけれども、これからどういう形になるか分かりませんが、次世代の公共交通システムを考えていくと、その中で、市長自身が思い描く青写真がありましたら、ここで、そのイメージの一端をお伺いできませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本定例会において、様々な観点から福祉タクシー、そして通学バス、それから公共交通体系というものについての御質問があったところがございます。それらを踏まえて、今後、志布志市において、公共交通の体系について、改めて考えなければならない時期に来ているというふうにご考えたところございまして、現在の段階では皆様方にお話できるような青写真、構想というものについては無いところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） これも初日に小野議員がおっしゃいましたかね、近江八幡市では、トップが旗振り役というか、断固たる強い意志を持って取り組んだ結果が、今現状、近江八幡市で良い形でこの事業が運行されていると、この事業といいますか、同種の事業がですね、という現状があります。

市の旗振り役は当然市長でいらっしゃいますので、ぜひとも、この問題を重大事だと捉えるのであれば、まず市長が自らイメージを持って、それが実際にそのまま通るか、いろんな方々の御

意見をいただいて、整形手術をされてイケメンになるか分かりませんが、まずは市長がどうしたいか、どうすべきか、そういったものが無いと何も始まらないと思いますので、ぜひとも、そのあたりを協議が始まる時には強く持っていただいて、今後この事業の改善、または継続に臨んでいただければと思います。

初日に平野議員が一般質問の中で、できるできないでは何も始まらないと、前に進まない、できること、やれることからやっていかないと何も進まないというような趣旨のことをおっしゃっていたと思います。

どうか市長も、まずイメージを青写真を持っていただいて、それをもとに、できましたら今後この事業につきまして、たゆまぬ推進力を保ちながら、より良い市民の方のためになるように事業に取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。

○  
午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 皆さん改めまして、こんにちは。

会派、公明志民クラブの鶴迫京子でございます。

今回で任期を残すところ、あと1年余りとなりました。これまでの3年間、市民の皆様の代弁者として議員としての責務をしっかりと果たせたのか、自らを振り返りながら初心に戻り、元気で頑張っまいます。

それでは、通告書に従い、一問一答方式で質問してまいりますので、執行部の誠意ある答弁を求めます。

まず最初に、地域振興策についてであります。

平成26年12月議会、28年3月議会、そしてこのことについては今回で3回目の質問になりますが、地域における高校の存在は地域活性化に重要な役割を果たすと思います。

そこで、本市でも地域の高校存続のために、志布志高校に通う松山中、伊崎田中学校を卒業した新1年生へ、通学バスの定期券の購入費の2分の1の補助で当初予算を100万円計上し、広報等支援補助金として尚志館高校と志布志高校に50万円ずつ計上され、支援策としてやっとの思いで、本年度からスタートいたしました。

しかし、明治42年に県下6番目の県立中学校として開校した伝統ある志布志高校ですが、28年度定員160名のところ、118名入学ということで危惧していたことが現実となりました。120名を割

ってしまったのであります。学級編成が適正規模の4クラスから3クラスになり、残念ながら本当に心配していたことが現実になりました。

市長は、このことをどのように捉えられたか。また、このことを踏まえて市としては、地域振興策の一環として生徒確保対策に対する支援を更に拡充する考えはないか、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えします。

本年度から2市内高校への支援としまして、志布志高校にバス通学制度へのバス代と、尚志館高校に対しましては、広報活動の支援を行っております。

来年度、地域振興の一環として更に支援を拡充する考えはないかという御質問でございましたが、先日、志布志高校の校長先生が、市長室へお見えになり、来年度の支援についてお話を伺ったところでございます。

志布志高校の活性化のためには、まずは進学校としての実績を高めていただくこと、そのことをもっと積極的にアピールすることが大事ではないかと考えておりますので、どのような支援策が最も効果的であるか、今後検討してまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 支援策を今後検討していきたいという答弁でありました。

今年の3月議会において、「高校のいろんな問題点を協議する場は設けられないか」という私の質問に対しまして、市長は「今後の取り組みについて、28年度は更なる施策につきまして、幅広い視点から協議検討していくために、志布志高校の生徒確保のための協議会を設置していただくように働き掛けてまいりたい。その中で行政として支援できることがあれば、取り組んでまいりたい」と答弁されました。答弁どおり、行政の働き掛けもあり、形になり、11月、学校関係者18名が出席しまして、志布志高校で学校関係者評価委員会、生徒確保対策会議が初めて開かれました。

そこでお伺いいたします。生徒確保対策会議における協議内容は、どのようなものであったのかお示してください。また、その中で学校側から財政支援を求められたと思いますが、そこも重ねてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

11月18日に生徒確保対策会議が開催され、その中で検討された内容についての資料が届けられているところでございます。その内容は、意見と提言ということ等もまとめられているところでございますが、志布志市外居住の生徒への通学補助、あるいは英検等への資格検定費の補助、そして部活動活性化のためには出場経費の補助、それから4番目に制服等の購入補助、5番目に広報等支援事業の更なる充実というようなことで要望がまとめられているようでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 四つの財政支援を求められて要望書が、要望書といいますか、要望されたと思いますが、その確保対策会議を進めまして、担当課の方で持ち帰り報告されたと思いますが、その予防策を一つ一つ、先ほど市長の方から大会に補助とか、そういうスポーツ大会への旅費や宿泊費の補助はできないかというようなことでありましたが、もう少し、そこを担当課で

もよろしいですので、詳細にどういう支援を求められたのかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 本年度から市内高校への支援として通学費補助金100万円、広報等支援補助金100万円、合計200万円の予算を計上いたしました。通学費補助金100万円につきましては、末吉から松山、伊崎田を通り、志布志高校へ向かうスクールバス路線について、バス路線維持のため、バイク通学が認められずにバス通学をしなければならない地域があることから、その負担軽減とバス路線維持を目的にバス通学にかかる費用の2分の1以内の金額を補助するものでございます。

広報等支援補助金につきましては、志布志高校及び尚志館高校を対象とし、ホームページ、パンフレット等の作成のほか、高校の活性化に資することを目的に、それぞれ50万円を上限に補助したものでございます。

生徒確保対策について、志布志高校からの要望としてあがっているものとして、通学費補助金、それから各種検定受験料の補助金、それから全国大会等出場の補助金、それから制服等購入費補助金、それから広報支援事業の補助金、こういうことについて更なる支援をお願いできないかという申し出があったところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 申し出のあった項目が分かったわけではありますが、その財政支援策を求められた高校に対しまして、その後どのように、その報告を受けて支援していこうか、または支援しない、次年度は支援しないか協議されたと思っておりますが、その後、高校の校長先生も見えたということではありますが、その両方のこともあわせもって、その後どのように協議されたのか、どのような方向性でいくのか、お示しできたらお示してください。

○市長（本田修一君） 11月30日の日に校長先生がお見えになられ、その中で今ほど私の方からも、また教育長からもありました支援の要望の内容についての御説明があったところでございます。

そのことを受けまして、更なる支援策ということについて検討してきたところでございますが、高校卒業後、進学及び就職に資格が有利となる各種の検定受験料や更なる広報活動のための広報支援事業への増額等、今後検討したいというような考えを述べたところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 生徒確保対策協議会は、18名で会議したわけではありますが、本市だけの関係者ではなくて、いろいろ入られていたと思っておりますが、まず担当課の方で18名のどういう方が出席して、参加したかお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 18名の内訳ですけれども、学校関係者は校長、教頭、事務長。それから、元々おりました学校関係者評価委員会の方々として、PTA会長、同窓会女性代表、志布志中学校長、それから佐藤塾塾長、新大隅青年会議所理事長、名前は省略させていただきます。PTA関係からPTA会長、PTA副会長、PTA母親部代表、同窓会の代表者として同窓会長、同窓会副会長。それから、志布志市の方として教育委員会総務課長、課長補佐、大崎町の方から町教委の管理課長、大崎中の校長、塾経営者として大隅進学教室塾長、曾於進学セミナー塾長の方々が参加のもとに、対策会議というのが開かれております。

○11番（鶴迫京子さん） メンバーを見ましたら、志布志市、本市だけのメンバーで対策会議が開かれたわけではなくて、曾於市、そして大崎町、校長先生も入っていますが、そういうことで、大隅半島といいますか、4市5町というようなことであります。

そして、その中で要望されて、とりまとめられて支援策として四つの学校側からの支援策です。

そしてまた、本市からできる支援策はどのようなものがあるのか無いのかということをも四つの項目全部できないという答弁、返答でもいいわけでありますね。一応四つ要望されたわけでありますので、それをしっかりと持ち帰ったわけですので、それを協議されて、そしてまた、その答えがないといけないと思います。通告していますからね。

その中で、各スポーツ大会への参加ということで、旅費や宿泊費の補助はできないかということで、例えば、県大会は7割補助で1回限りであるので、そういうこととか、九州大会、全国大会への旅費というのの補助はできないかとか、具体的に言いますとね、細々したことがあったと思うんですが。そしてまた、英検の検定試験に対する受験料、試験料ですかね。そういうことを少しでも補助してもらえないかということで、校長先生がおっしゃるには、英検準1級以上を取得できた高校生というか、そういう方は鹿児島大学は、推薦とか、そういうのでも通すよというような、そういうふうにも大学の方も変わってきているということをおっしゃったわけでありますが、そしてまた、制服に対する補助とか、そういう母親代表の方は、制服を買えたらどうだろうかとか、いろいろな御意見が出ました。そういうことに対して、やっぱり真摯に向き合って、しっかりした答えを出すべきだと思いますが、検討、研究という言葉がとても多いと思いますが、今答弁できることと、できないこともあるかも分かりませんが、ぜひそこをもう一遍お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今の対策会議の要望内容について校長先生が私どもの方に提示していただいたところでございます。私としましては、志布志高校の実情というものについて、十分お伺いしながら、志布志高校に対応するとなれば、尚志館高校へはどうするのかという問題がございます。

そしてまた、他の地区に行っている高校生はどうするのかといった問題もあるところでございます。そのこともお話申し上げまして、それだったら、その中で志布志高校に対応する内容というものは、どのようなものができるかということの協議をさせていただいたところでございます。となれば、当然志布志高校に対応するとなれば、尚志館高校にも対応するということになるかと思っております。

そのようなことで、高校卒業後も進学及び就職に資格が有利となる各種の検定受験料や、更なる広報活動のための広報支援事業への増額というものについては、検討していきたいというふうにお答えしたところでございます。

そしてまた、この志布志高校についての課題というか、問題ということの本質は、やはり志布志高校に合格する子供たち、中学生の質の問題があるのではないかなというふうにお伺いしたところでございます。できれば、市内の全ての中学校の子供たちが志布志高校に受験できるような

学力が付いてくれば、今問題になっているような内容の問題は発生しないのではないかなというふうにも思ったところでございます。

ということで、この志布志高校の問題は地域全体の学力向上の問題につながっていくと、そしてまた、それは中学校のみならず、小学校からもそういったことも考えながら取り組むとすれば、伝統ある志布志高校は更なる発展が図れるのではないかなというふうには思ったところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 質問通告で支援策を更なる拡充をということで通告していますので、答弁はそういう細かいことになろうかと思いますが、まず、平成23年に4市5町で大隅半島の高校の在り方をどうするかということで、県からあって、検討委員会が6回ほどありましたね。その中でも第4回目にもありました地域の地元の高校を卒業して、よその大学に出ても地元に戻って来てもらって、そして、地域活性化ということで、少子化の中であって、優秀な人材を外に輩出しないで地元に戻って来てもらって貢献してもらおうということで志布志高校存続というのは、そういう意味も込めて4クラスの存続ということ、3クラスに減らないようにというような検討がなされたと思いますが、そのことをひっくるめて、そういう大きな視点での高校存続のことを思って危惧して質問しているわけでありまして。その中の支援策は、そういうことで通告していますが、そういうことを踏まえて、本市には尚志館高校と志布志高校2校あるじゃないか。そしたら、尚志館高校はどうなるんだ。そして、今度は志布志からよその学校、市外に出ている通学者はどうなるかと、それは森を見て木を見て、その枝葉のところ、いっぱい出てきますね、課題が。それはそれとして解決していかなければならない、それはそうだと思いますが、その根本的な大きな木を見る姿勢ということが、首長には大事ではないかと思いますが、どうですか。6回も行われた検討委員会での志布志高校存続は、地域活性化という、そこのイコールというか、そこをなくしては何か違う方向に入って行きそうな気がしますが、首長のもっと大きな視点での答弁を期待しますが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、私の立場とすれば、公平性というものが求められる立場ということでございます。

その中で、特別な形での支援策というものについては、それぞれが納得されるような形での支援策にせざるを得ないということでございまして、先ほど答弁したとおり、この志布志高校の課題というものは、本当に伝統あるすばらしい学校であります。そのような伝統ある学校、高校に合格する生徒の質というものは、かなり高い質になっているということでございますので、その中で、残念ながらよその地区に行っている本市の中学校卒業生がいるということがございますので、そちらの方の学力向上というものを果たしていきながら、このことについては取り組みが必要かなというふうに思うところでございます。

そういったこともあわせて考えますと、特別な支援策というものについては、当然できることはやっていきたいというふうに思うところでございますが、総合的な地域の学力向上というもの

を大きく捉えながら、取り組まなければ、せつかくの中学の卒業生が志布志高校に行けないということでは、悲しい状況でございますので、そちらの方を解決するというのも大切な問題ではないかなというふうに思ったところでございます。

そのことにつきましては、校長先生等も理解されているというふうに、私は思っているところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 4クラスが3クラスになる、適正規模になるやもしれないということで、危惧して一般質問も同僚議員も何名かされてきました。その中で、即現実になったわけですね。そのことに対して、やはり志布志高校を受験する中学生の学力向上というのが問題ではないのかというような答弁ではなかったかと思いますが、それも一挙手一投足に、すぐ学力が向上するということにもならないかもしれませんが、やはり市の姿勢として首長として、そこに思いがなければ、やはりその志布志高校という、高校は高校でPRしてください。もっと足りないじゃないかとか、そういう意見がありますが、それはそれで志布志高校の方も、やっぱり高校生便りを出したりとか、学生生徒のデザインによるマスコットキャラクターを作ったりとか、一応変わってきました、少し、その思いがあるということで変わってきていますので、ぜひ市長、検討するということでもありますので、尚志館高校生も含めまして、少子化ということでもありますので、若い人の力がこのまちを変えていく。先日、一般質問でいろんな質問がありました。その中で、青山議員でしたかね、そういう若い人の人材育成ということでもありますので、そういうことをしっかり持ってやっていって欲しいと思いますが、最後になります、市長、検討ということは、前向きな検討でよろしいのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来答弁しておりますように、市内の高校の存続のためには、志布志高校の学級数を維持するために更なる志布志高校の発展をするための支援策というものは、考えていくということでございます。

そしてまた、それは同時に他の学校についても考慮しながら対応していくということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** しっかり支援策を考えて欲しいと思います。期待しておりますので、また、これも引き続き追っていきたいと思います。

次に、公共交通行政についてであります。

少子高齢化社会の到来で、特に高齢化により、車を運転できない人や送迎してもらう家族を持たない人が、買い物や病院通いなどが困難になる交通弱者の移動手段の確保問題。また、認知症や身体機能の衰えにもよるものと思われませんが、マスコミで連日報道されている高齢者による悲惨な交通事故、加害者にも被害者にもなって欲しくありません。家族もそういう高齢者を抱えて自主的に免許証返納と願っても、即交通手段に困る。この地域の現状では9割の方が自主的に返納したくないとのことであります。

このような高齢化社会の進む中、ますます公共交通への依存度、重要度が増してくることが想

定されます。

そこで、平成24年12月議会と25年6月議会において、交通弱者対策など、いろいろと本市の公共交通の在り方について一般質問してまいりましたが、それらに対する4年間の進捗状況と、今後の方向性についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員より交通弱者対策を踏まえた公共交通の在り方について過去2回質問いただいております。

本市において、過去に新公共交通システム基本計画が策定され、コミュニティバス導入の計画がありましたが、費用的な部分や民間業者への影響を考慮し、導入には至っておりません。

また、これまでの取り組みとして、平成27年度に大隅4市5町で構成する大隅総合開発期成会において、広域的な公共交通網形成計画策定の必要性について検討してまいりましたが、全体的な合意が得られず、平成28年度での予算化はされなかった経緯がございます。

市内全域における公共交通についての協議は、現状においては進んでおりませんが、これまで買い物支援や福祉タクシーの旧町間乗り入れ等の協議を行い、旧町間の乗り入れについては、平成25年11月から実施を行っているところでございます。

今後は、関係課による庁内検討委員会を設置しまして、本市における最善の公共交通政策について協議してまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま本市の現状で検討会議を立ち上げたいという昨日の答弁でもありました。小野議員の方からもありましたが、私たち会派、公明志民クラブの方で、11月14日でしたかね、空き家対策と公共交通対策、そういう関係の事務調査をしたのでありますが、ここで近江八幡市の取り組みということで、先だってありましたが、引き続き通告していただきましたので、いろいろそのことを照らし合わせて質問してまいりたいと思います。

小野議員の方からは、この路線バスのこちらのマップはいただかれたと思いますが、「あかこんバス」の平成27年6月1日改正ということで、ここにこういう市民バスの運行表があるわけですね。コースがあって、13コースありまして、ここにありますが、こういうのを作っています。

そして、そのことによりまして、先ほど市長は「検討委員会を立ち上げたい」ということで、まず良しとしますが、この公共交通の在り方というのは、私が交通弱者の視点で質問したのは24年であります。多分その以前から各議員が何回ともなく、このことに対しては質問しているのではないかと思います。

今回も公共交通ということ、そして福祉タクシーという限定して質問通告があって、質問が何回と昨日から繰り返されていますが、その中で、ということは私が質問して4年経過しているんですね。その以前からとしたら、合併当時からということになるかと思いますが、このことは行政にとってもすごく、福祉タクシーですので限定されるわけですね、乗る方たち、利用者がですね。だから、そういうこともありまして、そして、その以外の恩恵を受けられない方の交通体系をどうするかということで、ずっと来ていますが、もう本当に喫緊の課題で、今テレビも交通事故のこと、高齢者事故、いろいろにぎわせていますが、市長、立ち上げるという、私にしたら

遅いと思いますよね。遅かったと思います。

そしたら市長、そういう福祉タクシー、中学校の通学バス運行、そして地方の公共交通対策ということ踏まえまして、それを全部ひっくるめて、総合的な公共交通の在り方をシステムを構築していくということのための検討会議だと思いましたが、庁舎内で会議をするということまでは答弁いただきましたが、それは、この通告書を見てからそういうことをしようって決められたんですか。それとも、1年ぐらい前からずっとの質問を受けて、そのようにたまたまになったのか、まずその経緯もお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話にありますように、福祉バスについても、先ほど別な議員からもお話がございまして、その福祉バスについて、特段不便だから、こういったふうに変えて欲しいという要望というのは、特段受けていないと、福祉タクシーですね。

ということで、その中で特に志布志地域に乗り入れが多かったから今していると。そしてまた、課題としては、便数が少ないから行った時に、待ち時間が多いと、帰る時の待ち時間が多ということがあるということについては、今回の議会で、また新たな課題というものが抽出されたというふうに思っております。

ということで、地方公共交通体系については、また、それこそ大隅半島を広域的に考えなければならぬ問題だということでございますので、そちらとも十分な協議をしながら体系の中で詰めていきたい。そしてまた、中学校の通学バスについては、今後生徒数が減少していく中で、どういったふうに対応していかなければならないのかということで、今改めて課題が抽出されてきておりますので、すぐさまこのことについては対応するための協議機関を立ち上げたいということでございますが、課題としては、ずっとございましたので、庁内の担当の方では、その都度その都度協議を重ねてきているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 課題が、本当にこの地方公共交通体系というか、課題が山積しているというのが同僚議員の質問でも分かりますね。

そして、市民のニーズというのは、個人個人、多種多様化しています。ここで待ち時間が、例えばですね、待ち時間が多ということ、そういう苦情があったりします。二、三年前は、反対にもっと時間を遅く来て欲しいとかですね、そういうことも個別的には苦情となって、担当課と協議したこともあります。例えばですね、温泉に入って、そして、その後、朝10時に来て温泉に入って、迎えが早く来るので湯冷めして風邪をひいたとか、いろんなことがあるわけです。個別的に取ったらですね。一概に一つのことがそうだということにはならないと思いますので、この福祉タクシーにしろ、本当に限界にきているのではないかと思います。

担当課の方でも、会議録を見ても一生懸命協議されて3町間乗り入れも進みました。そして、その時もアンケートを取っていらっしゃいます。そして、3町間乗り入れですので、どこにでも乗り入れできるのかなと思いましたが、調査をしたところ、松山から志布志に来る利用者は多い、有明から志布志というのはあるけど、松山から有明とか、有明から松山という利用者が

割りとその調査では少なかったというようなこともありました。

そして今、そういう水曜日だけの体系になっているのではないかと思います、いろんなことが起こるんですね、課題として。なぜかという、ニーズがそれだけ多いからです。様々なことが苦情やら要望に上がってきます。

でも、そのことに全て対応しきれないのが行政ではないかと思えます。それを調査したりするにも職員適正化によりまして、担当課は人員が限られていますよね。議員は、市民の代表ですから、代弁者ですので、いろいろここでお願いをしたり、提案をするわけですが、そのことが業務量としてできるのかなと思うんですね。その一番の根本的なことが、この公共交通行政の交通対策システムの構築とか、そういうことになろうかと思えます。細々としたことに対応していきますと、そのことでできなくなるというかですね、何か違うのじゃないかなと思えます。

こんなに通告があったということは、最重要課題だということでもありますので、そのことを庁内会議をして検討するということでもありますので、大変進むのかなと思えますが、ただ、先ほどの質問で、市長に青写真があるのかと問いましたね。市長、青写真が無いのに庁内会議を開くんですか。普通は、やはり首長の思い、そういう思いがあって、そして、こういう市民のニーズもあって、そこが何とかしなければいけないという思いになって、じゃあ会議を開いてくれとかなって、そうした場合は、ちゃんと青写真を首長が持って、そこに向かって、みんなで進んでいくという形でないと、ただ庁内会議を開いても、いろんな意見が出てくると思えます。ただ時間だけが過ぎていって、本庁舎の在り方検討委員会、研究委員会というようなことも、そうではないかと思えますが、やはり時間を区切って、この時間は協議をして会議をするが、この時点では結論を出すという、その先にはちゃんと青写真があるからです。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、市内の市民の方々に公共交通体系というものについて、いかにお示しできるかということについては、私自身は、まだ総体的な構想というものを持っておりませんでした。

本議会で様々な面からの御提案がございましたので、そういったものを今後参考にさせていただきながら、また私自身も現場を見させていただきながら構想をまとめてみたいというふうには思うところでございます。

市政運営の中では、様々な分野の事業があるわけがございますので、それぞれの担当において、それぞれの事業について、いかに最適なものを構築すべきかということについては、考えているというふうに、私自身は思っております。

ということで、担当の方で、このようなシステムが、このような構想が最適ですよというような提案も私の方にはいただけるということでございますので、全ての分野において、私がこのことについてはこの方向、このことについてはこの方向ということは、なかなか私自身の能力では、そこまで至ってないということを御理解いただければというふうに思います。

今回の公共交通の体系作りについては、今後構想をまとめてまいりたいと思えます。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、少しせっかく事務調査いたしましたので、近江八幡市の事

例を先進事例でありますので、ちょっと報告したいと思いますが、近江八幡市は滋賀県にあります、人口8万2,000人ぐらいの市であります。その中で、公共交通機関としましては、近江鉄道という会社が路線バスを走らせています。その中にあって、こういう公共交通、市民バス「あかこんバス」ということで、なぜ「あかこんバス」かなということになりましたが、この近江八幡は、こんにやくが有名で、そのこんにやくが赤い色をしているんですね。赤い色をしているので「あかこんバス」とつけたということも教えていただきましたが、その中で、市長は全然構想は無いということではありますが、ここの近江八幡市は市長が平成18年でしたかね、市長選挙がありまして、市長のマニフェストで18年12月にマニフェストで公表されまして、その後市長になられて2年間で3ルートができて、そしてまた、2年間で10ルート、そしてまた、2年間で今度は13ルートという具合に進んできてるわけですね。やはり、そこにもう現れていますね、いろいろ事務調査をして、いろんなことを思いますが、議員になってから。やっぱり、その研修に行けば行くほど、なぜ施策が成功していたり、先進事例になっているかと申しますと、やはり、その首長の姿勢、熱意、思いというのが形になっています。なぜかといいますと、やはり首長が、その思いがあったら職員の方は、やっぱりそれに添うように一生懸命努力されます。ですので、やはりそこはすごく欠かせないものかなと。

市長、どうですか。ふるさと納税推進室というのは最初無かったわけでありまして、それがどうですか、本市。ふるさと納税推進室というのを作って、市長の思いがそこに入り込んで、またそれに応えようとして職員も一生懸命されて3億円という、3億円も最初は目標に無かったかと思えます。同僚議員もありました。返礼が、お茶がこういうのでしたね、それが今はどうでしょうか。今年度、全協での説明でもありました。20億円の目標のところを21億円とか、そのようになっていく補正とかありますよね。そういうことを実際本市も体験しているのではないですか。

そして、職員適正化で職員は少なくして削減されているわけですよ。だけど推進室を作って、そのことに一生懸命やっている。その職員が減った分は、それ以上に努力して仕事をしなければならない、業務量というのは減ってはいないと思えますよ、増えていると思えますよ。そこだけが目立ちますが、そこができるのは、そこがあってこそその推進室だったりすると思えますが、市長、そういうことを踏まえて、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この近江八幡市において、そのような公共交通のシステムを構築されたということにつきましては、別の議員からも「市長がマニフェストに掲げた内容があって、すぐさま実現化されているんだ」というようなことのお話があったところがございます。

そういうことで、では私自身がそれをまた次に出るかは、ちょっとまだ分かりませんが、そのことを掲げているのかということではなく、私自身は、今現に市長でございますので、すぐこのことについては、庁内で検討機関を立ち上げて、そしてまた、ひょっとすれば来年度において、皆様方に御相談できるようなシステムが作り上げられるのかなということもあるということでございますので、予算等も考えながら、そして、その中で最大限とり得るものについて協議し

てまいりたいと思います。

**○11番（鶴迫京子さん）** 本当に、ここは近江八幡市は交通会議というのも持っています。近江八幡市地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議というのを、平成20年に1回目の会議をしています。

そしてまた、その会議の中のメンバーとしましては、人口8万人もありますので、いろいろな方々の名前があるわけですが、国土交通省とか、そういうところからも、土木交通部とか、いろいろ市民に至るまで入っているわけですが、そういう会議もされまして、そして、その4か月後には、近江八幡市の地域公共交通の総合連携計画、その交通課のことだけではなくて、その公共交通がどう他の施策と連携していくのかということ、総合連携計画も立てられております。ということは、4か月後にできているということは、その以前から準備をしてきているということでもあります。この会議のことに対してもですね。

一応本市は、そういう検討、庁舎内の検討会議を立ち上げるということではありますが、やはり、そのためには計画なり、そういうことも立てていかなければならないかと思いますが、まず、この立ち上げるというのは明言されまして、新聞報道にもなっています。新聞にも書かれていたが、まず時期はどのくらいに立ち上げられるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話しいただきました内容について庁舎内で、まず検討会議を立ち上げるということについては、今年度中に立ち上げをしたいというふうに思います。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今年度中に、そういう公共交通システムの構築のための検討委員会、そういう立ち上げるところありますので、すごく期待いたしますが、その中にありまして、もろもろの福祉タクシーの課題、そして中学校の通学バスも昨日の質問で明るみに出ましたが、2年後には国庫補助でしたかね、補助金が無くなると、その後どうするのかという問題。そういうような、いろいろな細かい詳細に至る問題を解決するためにも、この公共交通ということで、この中にひっくるめた交通体系ですね、そういう在り方を総合的な交通体系ですね、そういう小さな福祉タクシーのことも問題を解決できると思います。そういうことを主眼にやっていけばですね。なぜかといいますと、この近江八幡市では、この市民バス、「あかこんバス」は市民だったら誰でも利用できるわけですね。そして、その中に遠い遠距離の地域の学校、通学バスとして無料で通学定期券、パス券を見せたら無料で遠距離の小学校、中学校の通学生も利用できる。ということはスクールバスは要らないということですね。だから、そういう利用の仕方をやってみました。

そういうことも考えられますので、今まであった既存の福祉タクシー、そして中学校のスクールバスをどうするかという問題。そして地域の、よく民業圧迫、民業圧迫とおっしゃいますが、もう合併して12年になります。福祉タクシーが走って民業圧迫ということにもなってはいないのではないかと。タクシー利用者というのと、また、こういう公共交通を利用する、困っている交通弱者対策としての公共交通の在り方というのは、そこは少しタクシー利用者とは、また違うので

はないかと思いますので、そこもまた行政の努力だったり、協議の仕方によっては、一緒に交えて解決できることではないかと思いますので、ぜひ、そういうところをひっくるめた総合的な公共交通システムを構築していただきたいと思いますが、首長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

民業圧迫ということは、当然想定して物事は進めなければならないということでございまして、現在とられている福祉タクシーにおいては、そのことを民間事業者の方々に委託して共存されているということになろうかと思えます。そしてまた、通学バスにおいても同じようなことをございます。

ということで、今後、考えられる交通体系につきましても、民間の方々、民間事業者の方々も取り込んだ形になるのではないかなというふうに思っております。

今お話されている近江八幡市においても民間事業者の協力を得ながら、そういった体系が作られているというふうに思いますので、私どものまちで新たな体系が作られるとすれば、当然民間事業者の方々のお力もお借りしながら作っていくということになろうかと思えます。

○11番（鶴迫京子さん） 民間業者の方も協力いただきながら、そういう体系の構築に向かっていくという市長の答弁がありました。

近江八幡市ですが、市長の思いでできたと申しますが、やはり空き家対策もそうでしたが、まず、本市の組織再編ですね、組織がまた全然違うんですね。そういうことが、市長のマニフェストが2年で3ルートできるというような、そこまでのスピード感アップできたのはなぜかといいますと、そういうしっかりした組織の中でやられていました。ここは近江八幡市ですが、この運行事業は、市民生活課ですね、近江八幡市市民部人権・市民生活課防犯交通グループという所で、その課の中で専属といいますか、そのことに特化して一生懸命やられている。

空き家対策もそうでしたが、そこに空き家対策室ということでやっていらっしゃるんですね。それはそれで専属ですので、一生懸命職員も努力されて、市長の思いを形にしようということで努力されて形にやっぴりなる。それもスピード感があって、二、三年でできるということで。そしてまた、その成果も現れているということで、そういう職員の方々は、そういうことになって市民の方からも大変喜ばれますので、生きがいがある、仕事をやっていて生きがいがあるという、そういうことまでおっしゃいました。

そしてまた、こういう路線バスですので、収支の方で赤字といいますか、そういう市の持ち出があるわけですね。ですけれども、首長の話、マニフェストにしたぐらいですので、そういう赤字とかは出ないように努力はしますが、その収支、そろばんだけではやっていないということでありました。やはり高齢化社会に向けての福祉政策も入りますし、いろんな意味で、もう待った無しの施策をやっていらっしゃいます。

そして、なぜ近江八幡市だけに人口が8万2,000人ぐらいのまちですが、最初は農村地帯で、その街部は同じ所に集中しているんですね。だから、少しはそういう意味でも地理的な意味でも、こういう体系をとりやすかったのかというのはありますが、最初は、そういう農村集落でありま

すので、マイカー依存度が相当高くって、そのことをどうにかしなければいけないというところから始まっています。

そして、始まったのはそういうことからでもありますが、でも近辺では何が課題といたしますと、そういう人口8万2,000人の街部であっても、都市の過疎化が進みまして、高齢化が進みまして、核家族になっているわけですね。だから、本当に交通弱者というのが相当増えてきていて、近江鉄道の路線バス利用者は、年々々々高齢化社会の割には減ってきているんですね、調査結果が。だけど、この市民バス、市民バスの公共交通のこれは、どんどんどんどん利用者が10何万人と増えているわけです。そこに答えが出ているわけですね、社会情勢の動向ということが、どんなふうになっているのか、高齢化社会というのは、そういうことですよ。だから、これは喫緊の課題だと思います。公共交通体系の構築というのは、市長は青写真を描いていないとおっしゃいますが、ぜひこのことは、しっかり構想を持ってやっていただきたいなと思います。どうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

近江八幡市においては、マイカー依存からの脱却ということを掲げて取り組まれているということについては、すごい内容だなというふうに思ったところでございます。

本市においては、かなり農村部が散在しておりますので、そちらの方のルートというものをどういったふうにすべきかというような課題が出てくるのではないかなというふうに思ったところでございますが、いずれにしても、そのことも含めて検討する機関を立ち上げますので、その中で、今お話にあったようなことについて、十分協議しながら構築をしまいたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 運営していくには、相当な持ち出しもあるようですが、その年度年度で国の補助金とか、そういうので地域公共交通活性化・再生総合事業補助金とか、社会資本整備総合交付金とか、そういういろいろな地域公共交通確保維持改善事業補助金など、そういうのを使って少しでも財源確保をされています。その中で持ち出しも出てきていますが、その持ち出しの「あかこんバス」にも、いろいろラッピングカーです。コマーシャルして宣言ですね、宣伝をしたりとか、そういう努力もされまして、何百万円か事業収入も得られています。そういう努力も、わずかながらされながら、そして、その中に少しでも赤字幅を減らして、市単独の持ち出しを減らしていく努力もされています。

そして、そういうことでありますが、市長、本当に事務調査に行きまして、これほど感動もしましたし、利用してぜひ市民バスに乗ってくださいということでありましたので乗りました。本当に、結局その目的というのは、市役所を通過して、必ず市役所と駅があるんですね、近江鉄道の駅がありましたので、駅と市役所と、総合医療センターという医療センターがありましたので、その3か所は必ず通るルートを作ってくださいということで、必ず3か所は通るルートになっていました。

そしてまた、その都度その都度、住民の、9人乗りでしたので、住民の集落内にも入っていけるように、そして、自治会と連携をとりまして、そのニーズを的確に把握しながら停車する位置

とか、そして、そういう新しくここが便利がいいよという所は移設とか、そういうことも、やはりその中でやられています。

本当に、きめ細やかな市民サービスだと痛感いたしました。そうすると、その中に福祉バスも中に入ってきて、そういう福祉的な運用の仕方、通学バスの解決も、いろんなことが組み込まれていた総合公共交通体系になっていたと思います。

市長どうですか、ぜひこの近江八幡市、手前みそになります、行って、どういうものか現物というか、市民バスに乗ってみられませんか。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

答弁は、午後お願いいたします。

午後は1時5分から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時01分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員のみならず、何人かの議員の皆様が、近江八幡市のこの公共交通システムについてのすばらしさについてお話があったところでした。

私も、その近江八幡市に出向きまして、このことについては、勉強してみたいなというふうに思ったところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） ぜひ市長も視察してみたいという答弁がありました。ぜひ担当課も同行して一緒になって、その仕組みを視察していただければと思います。

市長は、青写真が無いということですので、行く前は真っ白なキャンバスかもしれませんが、近江八幡市に行って、この公共交通の在り方というものを視察されまして、そして、しっかり帰るときには少しでも白いキャンバスに半分なりとも青写真が描けられたら幸いに思いますので、ぜひ構想、市長の思いが乗った庁内会議、そして、そういう新たな新しい公共交通体系というのを構築されまして、市民の暮らしの利便性、そしてまた、福祉が向上するように願っています。ぜひ百聞は一見にしかずですので、よろしく、それはお願いいたしたいと思います。

時間が残り少なくなりましたので、最後に1回だけですけれども、市長、視察に行く時に、ただ視察に行くのと、前向きに検討して、そういう公共交通体制を構築するんだよという思いで視察に行くのと、真っ白な状況で行くのと、また違ってくるとは思いますが、視察に行く前の思いというのを最後にお聞かせください。

○市長（本田修一君） 視察に行くということは、勉強しに行くということは、あらかじめ内容について把握してから行くということでございます。

本当に近江八幡市の市民の皆様方が本当に喜んでいられる光景を見れば、私も何らかの形で、そのことを影響を受けて、新しい志布志市の施策として取り組むことができるのではないかとこのふ

うには思っております。

○11番（鶴迫京子さん） それでは、期待いたしまして、次の質問に移ります。

先の6月定例会の一般質問で、高齢者運転免許証自主返納支援制度について、市長と次のようなやり取りをいたしました。

本市でも、平成25年度から事業が導入され、65歳以上の自主返納者に対して、タクシー利用券が1万円分交付される特典が付いているが、このことを全国の先進事例に見習って、いろいろと見直しはできないものかということで質問しております。

そして、市長は、「選択制度も含め、様々なメニューを提示しながら行うというのも一つのやり方だと思う。高齢者にとってどのやり方が一番自主返納しやすい制度か調査・研究したい」という答弁がありました。

調査・研究されたと思いますが、その後、半年が経過しましたが、結果、見直しは進んでいるのか、どのように取り組まれたのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢者運転免許証自主返納支援制度につきましては、他の自治体の取り組みを参考に検討しているところでございます。

6月定例会で御質問をいただきました特典などにつきましては、商工会と相談しながら賛同していただける事業者等を調査してまいります。

また、商品券での支援につきましては、継続して調査・研究させていただき、支援額の増額については今後検討してまいります。

○11番（鶴迫京子さん） 支援額の増額については、今後検討するということでありました。

メニューも少し検討されていく形が見えてきたのかなと思いますが、テレビ報道などでありましたね。宮崎県の西米良村が、村ですので、自主返納者に対しまして14万円、自主返納者に対しては、そういう特典を付けているということでありました。

まず、このことをどのように感じられましたか。この報道を御存じですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

西米良村の方で14万円という数字、かなり結構高い数字だなというふうに思ったところでございます。

ただ隣の曾於市においては、思いやりバスの無料乗車券を3年分。そしてまた、大崎町においては、本市と同じように1人1回限り1万円ということでございますので、そういったものも参考にさせていただきながら取り組んでいきたいということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 午前中にいろいろ議論したのですが、新しい公共交通体系の構築がなければ、やはり自主返納ということが、なかなか進んではいけないんですね、高齢者の方々もですね。交通手段の確保ができないわけです。移動手段をですね。

ですので、ただ目先のことで、こういう特典を出しているということではなくて、志布志市は志布志のやり方ですね。西米良村はなぜかといいますと、おっしゃっていましたが、1回

の交通費、買い物に行くにしても何か用事をするにしても3,000円ぐらいタクシーにしてもかかる。そうすると1回分ですから、6,000円、7,000円、もう使っちゃうんですね。それがやっぱり14万円というのは、妥当な線で、すごく高額に見えますが、やはり、そこまでして自主返納者を増やす、交通事故を無くす、高齢者の命を守って、そして、そういうことになりますと、いろんな関係で、やはり14万円は高いと思うのか、安いと思うものか。それは、やはり首長の考え方ひとつでしょうが、そういうことをやっていらっしゃいます。

本市も、いろいろありました。1万円のタクシー利用券をもらっても、中山間部では1回2回使ったら無くなるのではないかという、同僚議員の八代議員の話もありましたね。免許証を返納するにあたって、1万円のタクシー利用券は無くなっちゃうんじゃないですかという質問もありましたが、本当にそのようなことが起こるのであります。

こういう1例であります。先ほど曾於市とか、そういう近隣の自治体の事例も報告されましたが、そういうことも本当に真摯に類似団体を考えられまして、それに見合った本市の状況で対策をとっていただきたいなと思います。

今、検討中ということでありますので、期待して見守りたいと思います。

そして、その自主返納者の推移は、そんなに多くなっていないんですが、やはり公共交通体系、そこをしっかりと構築したら、ここがまた数が増えていく、事故も減っていくということになるかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次の保健行政についてに移ります。

本市の母子健診において、乳児生後3～4か月児の健診であります。それと1歳6か月児健診、3歳児健診も、現在の集団健診から予防接種と同じように個別健診への見直す考えはないかであります。

このことは、市当局にも何回も要望していると、ある先生からお話がありました。そこで、一方だけ聞いてもいけないと思い、該当する赤ちゃんやお子さん連れのお母さん方に、いろいろな機会を見ては、私の方でも尋ねてみました。その中では、ほとんどと言っていいほど「選ぶことができるのなら個別健診の方がいいよね」という回答が返ってきました。お母様方の反応ですね。たまたま尋ねた人が、そういう意見だったのかも分かりませんが、そういう返答が返ってきました。理由としては、働いているので健診日に休めないこともある。前もって分かっているけれども、なかなか勤務状況の中では、休みを取れない、気を使いながら休むとかですね。集団なので、自分の子供の発達段階の遅れなど、つい他の子供さんたちと比べて落ち込んだこともある。

また、いろんなことを先生なりに指摘される人もいると思いますが、健診でするのであると思いますが、そのことで、もっともなことなのだが、すごくそれが気になっているということもありました。そういうようなお母さん方というか、デリケートな部分でも個別健診を望まれていらっしゃいました。

集団健診として、集団で受ける重要なメリットというのは、たくさんあると思います。だからこそ、行政としても集団健診を実施されていると思いますが、そのことが受ける側ですね、その

受ける側のそういうデリケートな部分ですが、デメリットになっているように感じたわけですね。ですので、そういうことを言う場面も無いというか、たまたまそういうのをお尋ねしたら、そういう返答が返ってきたりしましたので、先生からの要望やお母様方のこのような状況を踏まえて、見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市では、母子保健法に基づき乳児、1歳6か月児、3歳児健診をそれぞれ毎月1回子供の月齢、年齢に応じた発育、発達と健康な親子の生活への支援を目的に医師、歯科医師、保健師、助産師、管理栄養士等で実施しております。

乳児健診では、身体の疾患に関するスクリーニングや産後うつ等の早期発見だけではなく、授乳や離乳食等の支援、試食も実施しております。1歳6か月児健診、3歳児健診は内科、歯科検診、身体の発育と発達の確認を行うとともに、生活習慣の確立への支援、子育てに関する不安への相談等を受けております。

集団健診は待ち時間が長い、都合の良い時に受診できないなどのデメリットはございますが、コミュニティの場や相談できる人材を知る機会になるなどのメリットもございます。

個別健診は、保護者の都合の良い時に受診できる、予防接種も同時に実施できるなどのメリットもありますが、歯科検診がある1歳6か月児健診、3歳児健診につきましては、小児科と歯科医院の2か所を受診する必要があるなどのデメリットがあるところであります。

また、個別健診を実施する場合、医療機関の協力が不可欠となりますので、まずは望ましい健診の在り方について医療機関と協議してまいりたいと考えております。

**○11番（鶴迫京子さん）** まさしく市長の答弁のあったことは、よく理解いたしますが、その中で歯科が入らないということで、乳児健診ですね、3ないし4か月児の健診、生後3、4か月の健診というのを、今三つ言っているわけですが、その中で乳児健診、このことだけでも歯科が無いわけでありますので、そういう個別健診とかいうことにはならないのか。

そしてまた、今、医療機関との調整、先生方の考え方のあれですが、そういうことをやはり協議したり、調査しないと決定にはもちろん至らないし、その方向性でいくとは限らないしですね、結論は、今からのことだとは思いますが、ぜひですね、こういう行政側の都合で、ありましたね、個別健診だと個人の都合で受けられるのでということもあります。集団だと天候にも左右されまますよね。

まず、お聞きしますが、こういう予防接種は個別接種になりましたね、全部になりました。そのことと、この健診は、またそぐわないかもしれませんが、今やっている本市の健診のやり方での健診率ですかね、簡単でいいですが、どんな具合なんでしょうか。この健診未受診者というのは大体どういうふうになっているんでしょうか。細かい数字は要りませんが、どんな形で。

**○保健課長（津曲満也君）** 健診の受診率のお尋ねでございますけれども、乳児に至りましては、平成27年度は対象者が290名、受診者が275名の94.8%。

1歳半健診が27年度でございますけれども対象者は303名、受診者が274名、受診率90.4%。

3歳児におきましては、対象者が329名のうち、受診者が296名、受診率でございますけれども、89.9%となっております。

○11番（鶴迫京子さん） 今報告がありました、細かいところまでありがとうございます。

3歳児になりますと、少しガタンと80%、89.9%ですので90%ですが、100%ではないわけですね。この健診に来なかった、未受診者に対しては、どのような対応をとられているのでしょうか。

○保健課長（津曲満也君） 未受診者に対しましては、保健師あるいは助産師などによって訪問しながら指導、助言などをしております。

○11番（鶴迫京子さん） よく保健指導とか、そういうことを未受診者に対しても対応しているという答弁であります。

昨今、テレビでは、この健診をしっかり受けてない方が就学時、学校に入る前のこの健診を全然受けてなくて、そこもパスされて。そして、小学校で学校にも通っていないというようなことで事件が起きたりとか、いろんなことが後で発覚いたしますね。

健診ですので成長過程、発達障害の発見とか、そういうこともあろうかと思いますが、その子供たちの命をちゃんとその時点でしっかり子供が生存という失礼ですが、ちゃんと発達していく過程を見ていけるわけですね。ですので、すごく大事なことではないかなと思っています。89.9%で良かったとか、90.4%でいいということではなくて、これ100%に健診率がならないと本当はいけないようなことではないかと思っていますので、ぜひ集団健診から個別に変えるということとあわせて、そういうこともひっくるめまして、しっかりしたこの健診の在り方ということを予防接種同様、また希望調査なりされまして、調査研究していただきたいと思いますが、最後になりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、担当課長が答弁いたしましたように、3歳児においては、89.9%の受診、そしてまた、未受診者に対しては、個別に対応しているということでございます。

私自身も療育が必要な子供というものについて、年に何回か対面させていただいているところでございますが、本当に早いうちに、そのことを発見というか、確認し合って、そして早いうちから対応するということが大切だということを現場の方から伺わせていただいているところでございます。

そこについて、真摯に本市の担当者は取り組んでいるというふうに思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 本市の保健行政は、保健師さんの努力もあつたりして、大変進んでいると思います。そこに、やはり働く方、職員の方の思いがやっぱりあるので、そういうところまできめ細やかになっているとは思いますが、本当に更なることをお願いしたいと思います。

そして、やはり健診の中での発達障害の発見とか、そういうことは、すごく大事ではなからうかと思っていますので、その中においても、いろんな過程があると、時間が限られていますので、集団健診となりますと、そういう短い時間の中で、そういう細やかなところまでどうなのかなとか、詳しくありませんので、思います。そういうところも含めて、担当課で、またそこに特化したと

うか、そういうこともしっかり発見できるような、今後陳情も出ていますので、後からそういうことを、いろいろ保護者の方が悩むようなことにならないように、その手前で解決できるものは解決できるようにしていただきたいなと要請しておきます。

それでは、次に移ります。

ひとり親家庭医療費助成の窓口申請を子ども医療費の助成と同様に簡素化できないかであります。

このことを質問するにあたっては、市民の方から強い要望があったからです。先だって街頭募金活動のボランティアをしていましたが、その時に駆け寄って来て相談されました。子ども医療費助成は、最初の手続きだけで病院で支払った費用自己負担分は市役所に出向かずに金融機関の口座に数か月後に振り込まれる。私たち母子家庭は、ひとり親にもかかわらず、その都度ごとに仕事を休んで窓口申請をしないといけない。どうしてこのようなことになっているのか、この仕組みはどうなっているのかと尋ねられたんですね。そこで即回答ができればよかったです。できなかったものですから、やはり、このことは私もそうですが、ひとり親家庭のその方からそういう相談がありましたので、このことが理解されていない、周知されていないのではないかなと思ひまして、ぜひこの議会で質問しようと思って質問しています。

そういうことが不平等としか思えないと、切実に訴えられました。市民の代弁者ですので、このことの見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ひとり親家庭の父、または母及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。または20歳未満で、児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障がいの状態にある者を対象として、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を保険医療機関に支払った受給資格者に対して助成資金を支給するという事業でございます。

議員御承知のとおり、子ども医療費助成事業につきましては、鹿児島県国民健康保険団体連合会と連携しまして、県内の医療機関を受診した場合につきましては、保護者が医療機関に支払った一部負担額の情報を国保連から提供していただき、その情報に基づき保護者があらかじめ登録しておりました金融機関口座へ振り込む自動償還方式で支給しておりますが、ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、保険医療機関等の領収書等を添えて市役所へ申請書を提出する必要があるところでございます。

このことにつきましては、ひとり親家庭医療費助成事業について、県が示している手続きどおりに行っているところでございますが、事業の利便性を高める観点から、鹿児島県市長会において、鹿児島県に対し、給付方法を見直していただくよう、毎年要望書を提出しているところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 県の市長会でも要望をしているということでもあります。

そういうことで、少し仕組みが違うということにもなるかと思いますが、自動償還払いでは、ないということでありませう。

今、ひとり親家庭ということですが、この他には無いんですかね、窓口で手続きするというの、重度障害者もですかね、ひとり親家庭だけがこのようになっているんでしょうか。

**○福祉課長（折田孝幸君）** ひとり親家庭医療費助成事業も窓口で行っておりますが、同じく重度心身障害者医療費助成事業につきましても、窓口の申請という形をとっており、先ほど市長が答弁しましたが、同じように、このことにつきましては、県の市長会の方から県の方に毎年お願いをしているところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 毎年お願いをしていますが、なかなかこのことが進まないということでありませうね。

今、皆さんもお聞きになったと思いますが、子ども医療費助成ということで、他にひとり親家庭、父子家庭、母子家庭だけではないですね。父子でも母子でもなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父母の方などが育てられているという家庭もあろうかと思いますが、そして重度障害者、心身障害者の方もそのようになっている。一番そこに光を当てなければいけない方々の手続きが、そのようになっているということは、本当になんかおかしなことではないかなという、端的に言いまして、不平等だなんて、公平性が無いなど、すごく一隅を照らすやり方ではないなど、すごく思います。

ですので、今、毎年要望しているということでありませうが、全国的に見て、そういうことには仕組み的にはなっているが、それを自治体といいますか、そういうことで、自動償還払いにしているよという事例は1件も無いのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県内において、薩摩川内市で市内の医療機関を受診した分に限り、自動償還方式で支給しているというような情報は得ておりますが、今後このこともあわせて鹿児島県への実施の可能性の確認をとりまして、その実施に向け検討してまいりたいと考えております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 鹿児島県内で1市も無いのかと思いましたが、薩摩川内市で、そのようなこともやられているということでありませうので、しっかりそのことも視野に入れて、このことが訴えられたお母さんの思いというものをしっかり受け止められまして、進んでいったらいいなと思います。

ぜひですね、こういうふうになっているということも御存じない方もいらっしゃると思います。ですので、こういうことだよという、今議場で質問をして答弁をいただきました。そのことも含めて、そういうひとり親家庭の方にも、そしてまた、市民の方にも、そういうことの市長会でも、こうして要望していると、そういう今の現状を周知ということで、お知らせもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、薩摩川内市の方で自動償還払いをとっているということでお話申し上げましたが、その経

緯については、薩摩川内市が県と協議をして県の承諾を得たということで始まったというようなふうに国保連合会の方では答弁しているところがございますが、県においては、基本的には償還払い方式で全市町村対応ということで、県内全域同じような対応をしたいというような考えがあるようでございます。

市としましては、今お話申しましたように、薩摩川内市の事例がございますので、県とも協議をしながら、この薩摩川内市の例に倣えるよう協議を進めさせてもらいたいということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 市長の県とも協議をしていく、薩摩川内市に倣いながらということでありますので、前向きに前進することを期待いたしまして、また次の朗報を待ちたいと思います。

それでは、次に移ります。

本市においては、高齢者をはじめ各種団体を対象とした環境学習会が、平成27年度では75件開催され、1,310人が参加しています。1学習会当たり5,000円の補助がありますが、「分ければ資源、混ぜればごみ」ということで、環境学習の大切さを未来を担う子供たちにもしっかりと教え、定着させていかなければと、私自身考えていますが、そこで、小・中学校と連携し、児童生徒を対象に本市はリサイクル率日本一ということでもありますが、環境政策を通した環境教育を実施する考えはないかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 市及び衛生自治会においては、市民の環境に対する意識を啓発するため、環境学習を行っております。

昨年度は、79団体から申し込みをいただき、1,803名の方に参加していただいております。この中で、議員御質問の小・中学生に対する環境学習会でございますが、昨年度は学校、スポーツ少年団、子供会などの8団体から申し込みをいただき、692名に参加いただいております。

子供と大人等を区別して人数を把握しておりませんので、大人も含む数字となっておりますが、今年度も既に6団体、660名の実績がございます。これ以外にも大崎町のそおりサイクルセンターで多くの施設見学を受け入れております。

今年度も市内の六つの小学校が、社会科見学で訪れており、施設を見学しながら資源ごみとして出されたペットボトルなどが、どのようにリサイクルされるのか勉強していただいております。

小・中学校の年代から環境問題に関心を持ってもらうことは大事なことでございます。なぜ、ごみを分別して出さなければいけないのか、そのごみは、どのようにリサイクルされるのかということを知ってもらうことで、ごみ出しの意識は変わってくるところであります。更にこのことは、ものを大切に、人を大切にする心を育てることにもつながると思っておりますので、今後は教育委員会とも連携を図りながら子供たちへの環境学習を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

環境教育につきましては、社会科の学習で水やごみなど、人間生活と地球環境について学んだり、総合的な学習の時間や学校行事で栽培活動を行ったり、PTA活動で親子でごみ拾いを行っ

たり、メリケントキンソウの駆除をしたり、祭りの後にクリーン作戦や海岸清掃を行ったり、各教科、道徳、総合的な学習の時間など、全教育活動の中で指導しております。

このような学習活動を展開する上で体験を通して学んだり、そこに携わる方から話を聞いたりすることは、大変有意義なことであると考えております。

今後も地域の人材、各種団体等の状況について情報を収集し、それらの活用を図ることで、ごみ問題をはじめとする環境教育を充実するよう指導していきたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 環境教育は、それぞれの学校ごとでいろいろやっているということは、知る承知いたしております。そのことも、本市でも進んでいるとは思いますが。

しかしながら、一番本市が循環ということで、リサイクル率については、市民環境課が一生懸命やっています。そのことが高齢者なり集落、そういうところには長年をかけてやっていますので、わりと浸透してきているのではないかなと思いますが、子供たちですね、本市の子供たち。誰にでも、どこでも問い掛けて、このごみ分別の日などにでもいいですが、このごみはどこに行くのかと問うたときに、生ごみはどこに行って、どう処理されて、どうなるんだよというのを問うたときに、本市の理想ですね、夢ですけど、本市の子供たちが全部同じように、このごみはですね、こうなって、ああなって、こうなるということ、循環している、そういう社会の環境教育を十分されて、全部の子供たちが答えられるようなまちになったら、本当にいいのかなって思います。

子供が変われば、大人が変わると思います。子供は、そういうことに対しては、すごく良い方に変わっていくと思いますので、大木町に所管の文教厚生委員会で、大木町、福岡県ですが、循環センターということで、循環の勉強に行ってきたのですが、ここの担当課の話に、また感銘を受けたのであります。ここも、そういう話でしたね、町長ですね、町です。町長は、学校関係者から環境教育そういうことに対して質問なり、いろんなことをお願いがされたら、「今ある仕事は、そこに置いてでも行って出かけていきなさい」と、「学校に行きなさい」と。そして「答えてやりなさい」ということで、「本当に仕事を置いてでも行きます」と、「そういう命令です」ということをおっしゃっていました。

ですので、この循環センター「くるるん」とありますが、「ゼロ・ウェイスト宣言」というのを2008年にされていまして、ごみゼロ、それを平成28年にゼロにもってくるということで、そういうことを努力されています。

ですので、そういう先進地を研修したものですから、やっぱり子供の教育が大事だな、今から未来を担う子供たちの教育が大事だということを痛感いたしました。

そして、このカリキュラムを小学4年生と決めて、そこを全員にやってるんですよ、この循環センターを全子供たちが見学に来て、環境教育を一斉にやっています。

そういうことを踏まえまして、教育長なり、市長なりのお考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

環境教育というのは、私は生き方教育だと思っています。これから生きていく中で、避けて通

れない、本当に身近な、例えば今言われたごみの問題から、地球規模で言うと、本当に地球温暖化とか大きな問題があるわけで、そういう中で生きていくわけですので、この議会でもメリケントキンソウとか、それから生物生の多様化とか、食品ロスの問題とか、本当に毎回のように環境問題について、取りあげられているというのは、一つはそのことだと思います。

今、議員言われますように、小学校の子供たちの段階から、その環境教育について理解を深めていくというのは、すごく大事なことでありまして、本市においても、「私たちの志布志市」という本市独自の教材を作っておりまして、その中に「ごみの処理と利用」ということで、具体的に志布志市は、このような取り組みで、ごみ問題の解決に向かっているんだよということをお子供たちに必ず学習するようにしておりますので、この指導を更に具体的に進めながら、子供たちに、ごみ問題の解決のために、どうしなければいけないのか。そしてまた、自分たちは、どんな行動をしなければいけないのか。それで最終的には、やっぱり子供たちに環境の大切さ、それから決まりを守ることの大切さ、そういうことをきちんと指導していく必要があるのかなと、そういうふうに考えております。

**○市長（本田修一君）** 大木町の方は、私も何回か行きました、その取り組みについてのすばらしさを感じたところでした。

そして、私どもが参ったのはなぜかということ、昨日、おとといと紙おむつの資源化というものに大木町が先進的に取り組んでいるということで、勉強しに行ったところでした。

その中で、大木町においては、資源化がされておりますが、まだバージンパルプという高品質のバージンパルプまでの技術ではないということでありました。

私どもとしましては、リサイクルという観点からすると、やはりそのバージンパルプにおいても、使った使用済み紙おむつにおいても、バージンパルプまで仕上げてリサイクルというようなシステムというものを求めておりましたので、今回、ユニ・チャーム社さんの方で、そのような技術が開発されているということで、提携がされたところでありました。

目標としましては、平成32年までに事業化を目標とするところであります。そうなりますと、現在の資源化率は75%で、残りの25%のうちの20%が紙おむつというふうに推定されておりますので、それらが資源化されると、95%のリサイクルのまちになるということでございます。

そして、残りの5%については、多分更に低分別等で資源化がされるようになるのではないかなと、極端にいけば、最終処分場にごみとして埋却するものがゼロになるのではないかなということを考えているところでございます。

そのようなことで、大木町さんにおいて、「ごみゼロのまち」を目指していらっしゃるということについては、本当にすばらしいというふうに思います。

私どものまちは、それに先んじて「ごみゼロのまち」が達成できるのではないかなというふうに思っています。

そのことを本市の小学生、中学生にもきちんと伝えていけば、志布志市は本当にすばらしいんだなということの認識が、そして、誇りができるんじゃないかなというふうに思っています。

そのことが培われれば、今教育長が申しましたようなすばらしい子供たち像ができてくるというふうにいるところがございますので、このことにつきましては、また各方面の御協力を全面的に賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岩根賢二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

### 日程第3 議案第85号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 次に、日程第3、議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） お疲れさまでございます。

それでは、議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

今回の人事院勧告は、平成28年4月時点での民間給与が、国家公務員を上回る結果になったことを受け、月例給、期末勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

まず、付議案件説明資料の1ページをお開きください。

今回の勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を平均0.2%引き上げ、期末勤勉手当を現行の4.20月分から4.30月分とし、年間0.1月分引き上げるものとなっております。

これを受け、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも勧告どおりの内容で提案可決されており、更に付議案件説明資料の1ページになりますけれども、内閣総理大臣等の特別職についても国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、期末手当を現行3.15月から3.25月として、年間0.1月分引き上げることが提案可決されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものでございます。

それでは、付議案件説明資料の2ページをお開きください。2ページと3ページになります。平成28年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.1月分引き上げ、「100分の165」を「100分の175」に改めるものでございます。

なお、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は、平成28年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

参考までに、今回の改正による影響額につきましては、市長等分が年間合計で約32万円、議員の皆様方については、年間合計で66万円を見込んでおります。

以上で、補足して説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第4 議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

先ほども説明をいたしました、人事院勧告どおり、国の一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律でも同様の内容で提案可決されており、これを受け、本市におきましても、今回給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものでございます。

それでは、5ページをお開きをいただきたいと思います。

第26条で、平成28年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げ、「100分の80」を「100分の90」に改めるものでございます。

なお、6月、12月の支給月数は、現在「100分の80」ですので、今回の改正では、6月分の支給規定と区別するため、6月支給についての条文を追加しております。

また、同項の規定に基づく「規則で定める職にある職員」とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については、「100分の100」から「100分の110」に引き上げるものでございます。

次に、再任用職員は、0.05月分引き上げることから、「100分の37.5」から「100分の42.5」に改めるものでございます。

附則第8項では、附則第5項で、職務給が6級以上の職員で、55歳を超える職員の給与月額、期末勤勉手当等を平成30年3月31日まで1.5%減額することと規定をしておりますので、その減額を適用する間の勤勉手当について補完して規定をしているものでございます。

今回、勤勉手当が改定されたため、附則第8項の規定も改正をするものでございます。

次に、別表でございますが、民間給与水準を踏まえ、平均0.2%引き上げ、改めるものでございます。

若年層を1,500円程度引き上げ、その他については、400円程度の引き上げとなっております。

附則第1条第2項では、平成28年4月1日から遡及適用をすることを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の勤勉手当について、今回、改正後の勤勉手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

それから、附則第3条では、規則への委任を定めております。

参考までに、今回の人事院勧告による改正の影響額につきましては、一般職員で年間給与一人当たり約4万8,000円となる見込みでございます。

総額では約1,400万円を見込んでございます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩根賢二君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君）　1点だけ、お願いします。

今回の人事院勧告に基づいて、国家公務員、いわゆる国の機関で働く正規職員は改正された。非正規職員に関しての人事院の勧告という、そういったものは、今回はなされていないんですね。それを教えてください。

二つ目は、今回もしそれがあったのであれば、本市の嘱託職員等を含めた、そういったものは、28年度引き上げがされてますけれども、それに準じてということをどう議論されたんだろうねと

いうものがある、この8月の人事院勧告については、そのことはあったのか無かったのか、教えてください。

○総務課長（武石裕二君） 今回の人事院勧告につきましては、非常勤職員等については、無かったというところでございます。

今回臨時、非常勤職員等につきましては、本年4月に最低賃金の引き上げ等もございまして、700円から720円の改定を行ったところでございます。本年10月の最低賃金が715円だったと思いますので、現在のところは715円は、上回ってるというようなことございまして、この件につきましても、今後状況等を見ながら、見直しの時期が来るのかを含めて、今後検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第5 議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に伴う、職員等の人件費等、農業施設復旧支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,058万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ268億3,657万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、農林水産業費国庫補助金を160万7,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、農林水産業費県補助金を2,408万2,000円増額するものであります。

19ページをお開きください。

歳出の農林水産業費の農業費は、農業振興費の振興事業補助金を2,783万1,000円増額するもの

であります。

30ページをお開きください。

歳出の各費目に人事院の平成28年度の給与改定に関する勧告に伴う、職員等の人件費等をそれぞれ計上しております。

内訳としまして、特別職の期末手当を91万5,000円、一般職の給料及び職員手当を1,073万8,000円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第87号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。



**日程第6 議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員について、育児休業等の対象になる子の範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことができるようにする等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことができるようにする等の措置が講じられたため、関係条例の規定を整理する必要があることから提案をす

るものでございます。

条例を説明する前に、法律改正について、御説明をいたします。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

今回の法律改正の理由は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかる規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援にかかる規定を改正するためでございます。

主な改正内容といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しを行うものでございます。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律につきましては、介護休業の分割取得が可能になったことと、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる介護時間の新設でございます。この法律改正に対応するため、今回条例改正を提案しております。

主な条例改正の内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得が可能になったこと及び介護時間の新設でございます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

第1条関係でございますが、志布志市勤務時間、休暇等に関する条例の規定を改めるものでございます。

第10条の改正は、育児または介護を行う職員が、早出、遅出勤務を請求するために、対象となる子の範囲に、特別養子縁組の縁組みによって、看護を現に行う子、養子縁組、里親である職員に委託されている子、及びこれらに準ずる者として、規則で定める子を追加するものでございます。

また、第10条第2項及び第11条第4項について、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改めるものでございます。

14条の改正は、休暇の種類に「介護時間」を追加するものでございます。

第18条第1項の改正は、介護休暇について、これまで「連続する6月を超えない期間内において、取得できるもの」から「通算して6月を超えない範囲で3回まで分割して取得できる」よう改めるものでございます。

改正のイメージにつきましては、付議案件説明資料の9ページに記載をしておりますので、参照いただければというふうに思います。

続きまして、第18条第2項の改正は、取得可能期間を、同条第1項で規定している指定期間に改めるものでございます。

第19条は、職員が介護のための休暇として、介護時間を新設規定するものです。

同条第1項及び第2項で、介護時間は要介護者の介護のため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる休暇であることを規定をし、同条第3項で、取得した日については、勤務しない時間につき給与を減額することと規定をしております。

21条の改正は、病気休暇等の承認についての規定に、「介護時間」を追加するものでございます。

4 ページでございますが、第 2 条関係についてでございます。

志布志市職員の育児休業等に関する条例の規定を改めるものでございます。

第 2 条第 3 号アの（イ）の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件である、雇用継続の見込み期間の要件を改正するものでございます。

第 3 条は、改正後の育児休業法第 2 条第 1 項で規定されている条例で定めるものを新規に規定をするものでございます。

条例で定めるものとして、養子縁組里親として、職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親として、職員に委託されたものを規定をしております。

第 4 条第 3 号の改正は、改正後の第 2 条第 3 号アの（イ）において、「1 歳 6 か月に達する日」を「1 歳 6 か月到達日」と規定をしていることから、改めるものでございます。

第 6 条の改正は、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める「特別の事情」について、同条第 2 号で育児休業等にかかる子の範囲拡大に伴い、再度の育児休業等ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立にかかる家事審判事件の終了、または養子縁組が成立しないまま措置が解除された場合を追加するものでございます。

また、同条第 1 号の条文規定を第 2 号の追加により、第 2 号の条文規定に合わせて改めるものでございます。

第 14 条の改正は、育児短時間勤務終了後、1 年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情について、第 6 条と同様に育児休業等にかかる子の範囲拡大に伴い、特別の事情として特別養子縁組の成立にかかる家事審判事件の終了、または養子縁組が成立しない措置が解除された場合を追加するものでございます。

23 条の改正は、第 2 項で育児時間と介護時間を同日に取得する場合には、その合わせた合計時間を 2 時間までとするよう改めるものでございます。また、3 項で非常勤職員についても同様に行うよう改めるものでございます。

附則第 2 条では、この条例改正前に介護休暇の承認を受け、条例施行日である平成 29 年 1 月 1 日において、取得可能期間である 6 月を経過していない職員については、承認初日から起算して 6 月を超えない日までの期間を、規則で定めるところにより、改正後の条例第 18 条第 1 項で規定している指定期間として指定することを定めております。

附則第 3 条では、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、養子縁組里親が法定化されるまでの間の読み替え規定を定めております。

附則第 4 条では、志布志市一般職の職員の給与に関する条例について、この条例改正による第 15 条中の条文の改正を定めております。

附則第 5 条では、志布志市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例について、附則第 6 条では、志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、この条例改正による条文の改正及び休暇等の承認により、勤務しない場合の給与の減額の対象に介護時間を追加する

ことを定めております。

以上で、補足して説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今朝ほどいただきましたので、よく分からないところがあります。少しお願いします。

この介護時間というのですね、これは1日最大2時間で、3年間は大丈夫ですよと。そうした時に、1日に2回、1時間ずつ午前と午後可能だというふうに理解するんですが、そういったことが可能かということですね。

そしてあわせて、それに年次有給休暇を2時間くださいと、仮にしたときに、午前と午後ですね、どっちか2時間取ったら、3時間は介護時間と年次有給休暇、そういった取り方が可能なかというのが1点です。

そして、この介護時間の関係でいくと、非常勤職員、いわゆる非正規職員には該当しませんよということで理解をしていいんですね。育児休業についても、ここにいろいろ書いていますが、そこらについては、どういう理解でいいんですかということを示してください。

○総務課長（武石裕二君） この介護時間の取得は、30分単位で取得もできるということになっておりますが、この介護時間の取得は、取得する時間帯が始業または就業に連続する2時間、それから、先ほど御指摘がありましたとおり、始業時及び就業時に分けて取得もできるということになっております。

それから、年休等については、当然その介護時間と年休ということは、別々ということですので、合わせてその時間帯というのは大丈夫だろうというふうには考えます。

それから、この非常勤等については、今回「職員等に限る」としてございますので、職員のみということで、私は理解をしているところでございます。

○18番（小園義行君） ということは、いわゆる介護時間として、新たに今回できます、これももちろん給与減額されるんですけれども、おっしゃったように最初の始まりの時と後ろのそこで1時間プラス年休を最初2時間可能だということで、最後に1時間は、介護時間をいただきますよと、これも可能だということですね。

そして、どちらも非常勤職員には、これは該当しませんよというふうに理解をしていいということでしたのでね、そこは少し問題だなとは思いますが、育児休業についてはですよ、この部分休業の承認ということで、第23条第3項ですか、非常勤職員に対するということていくと、これは駄目なのけ、この23条の第3項ですよ。非常勤職員うんぬんという。これでいったら育児休業も非常勤職員は駄目ということなのね。

○総務課長（武石裕二君） すみません、先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきます。

先ほど、非常勤職は駄目ということで、私答弁いたしました。先ほどの、この介護時間等については、非常勤職については該当対象になるということで御理解ください。申し訳ございませ

ん。

育児休業等についても、非常勤職員については、対象になるということでございます。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後2時19分 休憩

午後2時41分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○総務課長（武石裕二君） 大変申し訳ございませんでした。答弁に時間を要しまして、申し訳ございません。

ただいまの部分休業の対象となる非常勤職員につきましては、部分休業することができない職員が22条で規定をしてございます。それを踏まえまして、それ以外の非常勤職員については、当該条例の対象となるということでございますので、その非常勤職員については、該当はするというところでございます。

また、非常勤職員の中での介護休暇、それから介護時間等につきましては、本市が定めております任用に関する規則の中で改正をして対応をすることといたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○18番（小園義行君） 総務委員会でそれぞれ質疑があると思います。

これは大変申し訳ないんですけども、今回急なことでですよ、追加議案ということで来てて、今質疑をさせてもらっているところです。

法令審査委員会をきちんと開かれた上での提案というふうに理解していいですね。

○総務課長（武石裕二君） 今回、国の施行日がちょっと遅れた関係もございまして、法令審査委員会については、持ち回りという形で説明をしながら開催と、そういった形の開催ということで、いたしましたので、御了承をいただきたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、総務常任委員会へ付託いたします。

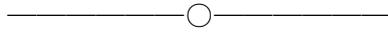
○

○議長（岩根賢二君） 先ほどの鶴迫議員の一般質問に対する答弁について、市長より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○市長（本田修一君） 先ほど鶴迫議員の環境行政についての御質問のうち、環境教育についての答弁の中で、私の方がごみの資源化率は、現在75%で、残り25%のうち20%が紙おむつで、これが資源化できれば95%の資源化率というふうになるとお答えしたところでございますが、この

ことにつきましては、訂正させていただきたいと思います。

残り25%のうちの20%が紙おむつということで、全体でいけば5%になるということでございますので、総体では80%の資源化になっていくということでございます。



○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日から21日までは、休会とします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

## 平成28年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成28年12月22日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第74号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第75号 財産の処分について
- 日程第10 議案第76号 財産の処分について
- 日程第11 議案第77号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について
- 日程第12 議案第78号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について
- 日程第13 議案第79号 財産の無償貸付けについて
- 日程第14 議案第80号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第81号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第82号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第84号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 陳情第4号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 日程第20 議案第85号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育

児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25 議員派遣の決定

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（17名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	9 番 丸 山 一
10 番 玉 垣 大 二 郎	11 番 鶴 迫 京 子
12 番 毛 野 了	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	16 番 岩 根 賢 二
17 番 東 宏 二	18 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（2名）

8 番 西江園 明	19 番 上 村 環
-----------	------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、それぞれ報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第3 議案第69号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の制定内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の組織再編で、企画政策課に広報に関する事務を移すことは正しい判断だと思う。広報事務は長く総務課内にあったが、これまで本会議や委員会の質疑に対する答弁については、きちんと引き継がれるのか。また、総合調整を行う企画政策課の業務の一環として、各課の情報を取りまとめて発信するという理解でよいかとただしたところ、今回の組織再編に係る総務課、企画政策課、情報管理課、港湾商工課で、SNSを中心とした情報発信に関する分科会を設置している。その中でも、これまでの広報の在り方については、きちんと引き継いでいく。SNSを使った情報発信は、これまでも企画政策課のブランド推進係で行っており、今後は、各課からの情報を集約して入り口と出口を統一して、的確でスピーディーな情報発信になるよう協議していくとの答弁でありました。

危機管理監は有事の際に、市長・副市長の命を受け、旗振り役となるが、専門的で高度な知識を身に付けた方が必要になる。本会議では、職員の中から配置するという答弁だったが、内部で

の協議はどうだったのかとただしたところ、各課の危機管理に関することを総合調整しなければならないため、各課の業務に精通し、機動力のある職員を配置したほうが良いのではないかとということで、市長、副市長とも協議した。今後、人選等について3役で協議されると思う。監は非常に重い職であるため、各課協力体制をとっていききたいとの答弁でありました。

危機管理には自然災害、BSE、隣国の状況など様々あると思うが、現在総務課で考える危機管理の範囲、定義はどのようなものか。また、指揮命令系統について、例えば、鳥インフルエンザが発生した時などは、担当課長が先頭に立つのか、危機管理監が先頭に立つのかとただしたところ、危機管理の範囲については、自然災害、家畜伝染病、人的伝染病、大規模な道路陥没、インターネット炎上、中学校いじめ問題等のマスコミ対応など、様々あると想定しているが、そういったことに対しては危機管理監が先頭に立って対応する。

家畜の伝染病の際は、農政畜産課長が主となって国等との調整を行い、危機管理監は職員による防疫体制を整えマスコミ対応をするなど、担当課の手が回らない点を担っていき、それぞれの業務を担当課と調整しながら有事に当たることになるとの答弁でありました。

監の位置付けが不明確であり、今回の条例の中には危機管理室の取り扱うべき所掌事務が出てこない。市長のすぐ下で機動的に対応するということだが、実際どういった業務を担っていくのかとただしたところ、今回、条例の改正を提案しているが、条例制定後には従来の室設置規則の改正を考えている。その中で危機管理係、消防交通係の事務分掌と、業務内容が明確になるとの答弁でありました。

先進事例では、有事の際の指揮命令系統が混乱しないように、総務課等の中ではなく、市長や知事のすぐ下に危機管理監を置いている。また混乱を防ぐ意味から、有事の際の担当業務についてチェックシートを作成して明確にしている。これらを学び、進めていく考えはないかとただしたところ、先進事例を学び、チェックシートを作成していきたい。また、危機管理指針の策定も必要と考えているとの答弁でありました。

民間であれば、定款や規約があって会社が動き出す。規則を後もって作るという答弁だったが、指揮命令系統を明確にするためには、組織機構図を作り、担当職員まで図示しなければならない。そういった民間の良いところも取り入れるべきではないかとただしたところ、先ほどのチェックシートとあわせ、組織機構図等による体制づくりにも取り組む。規則等については、新旧対照表等の案はできており、内部でも再度協議して作成していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第70号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第70号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第70号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、上位法の条項繰り上げによって、内容はどう変わったのかとただしたところ、改正前の工場立地法第4条の2第2項は市の準則について、第4条の2第1項は町村の準則について定められていた。今回の繰り上げにより、第4条の2第2項を削って、1項に市町村準則としてまとめるという改正になっており、内容としては変わらないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第70号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第71号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の制定内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内には、本条例による固定資産税の課税免除の対象となる企業はあるのか、また既存企業も対象となるのかとただしたところ、現時点の対象企業は、工業団地に立地する倉庫業を想定している。また、既存の企業であっても、増設のために土地を求める時や、設備投資額が規定額に達すれば対象になるとの答弁でありました。

現在、企業が進出する際には、3年間の固定資産税の優遇措置があるが、関連性についてただしたところ、現在の固定資産税の課税免除は、過疎法によるもので、製造業、旅館業等が対象である。今回の条例制定により、倉庫業も課税免除の適用が可能になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第71号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第71号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第6 議案第72号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、平成28年11月1日現在で、65の国・地域と日本との間で、54本の租税条約を締結している。税条例第20条の3は、それぞれの国・地域と日本との間で、二重課税になることを回避するための「条約適用利子等」に関して規定しているが、今回の改正は、新たに日本と台湾との間で、租税条約に相当する枠組みを構築するものである。税条例第20条の2は、利子所得・配当所得について、他の所得と区分して、100分の3の税率を乗じて市民税の所得割を算出するというものである。10月末現在で、市内には19か国256人の外国人が在住し、台湾の方は1人いるが、今回の改正に該当する所得は無かった。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、このような考え方は従来からあったが、そこに今回台湾が加わったことによる改正という理解でよいか。また、現在市内には台湾の方が一人いるものの、該当しないということだが、以前からこの租税条約に基づく条例があったとすれば、該当することがあ

たのかとただしたところ、台湾との租税条約が加わったことによる改正と同様の内容と考えていただきたい。以前から今回の規定があったとしても、1人の台湾の方は利子所得・配当所得そのものを持っておらず、該当することは無かった。また、台湾の方以外の255人も利子所得、配当所得は持っていないとの答弁でありました。

本市としては、今後該当する可能性が無いとはいえないが、今回は上位法の改正に従い、条例の改正をするという理解でよいかとただしたところ、そう理解していただきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第72号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

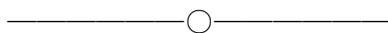
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第72号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第73号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第73号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第73号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、今回の改正内容は、日本と台湾との間で新たに締結された、租税に関する取り決

めに基づいた改正であり、国民健康保険税の所得割の算出、減額の額の判断をする所得に、附則第12項で利子所得を含むものとし、附則第13項で配当所得を含むものとして、それぞれ項を新設するものである。今回の改正の対象となる台湾の方が1人在住しているが、社会保険に加入されているため、今回の改正による影響は無い。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正を含め、技能実習生として外国から来られている方々も、国民健康保険税の所得割の算出、減額の額の判断をする所得に、利子所得・配当所得を含むことになっているのかとただしたところ、外国人の外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）、スポーツ国際交流員（SEA）、外国人技能実習制度等で日本に入ってきて来られているが、租税条約を締結している国の出身であれば、対象になるとの答弁でありました。

技能実習生として来られている方が、国民健康保険税の他に納税義務が発生する可能性がある税にはどんなものがあるのか。また、その税に滞納は無いかとただしたところ、志布志市に来られても、すぐには発生しないが、働いて所得が発生することで市民税が賦課される。滞納の発生するケースとして、転出手続きの際に、まだ納期がきておらず、転出後に納期がきて滞納となるケースがあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第73号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第73号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第74号 志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（小園義行君）** ただいま議題となりました議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所等の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正により5年に一度の更新研修受講が義務付けられた主任介護支援専門員については、6名の保健師がその資格を有しているとのことだが、今回の改正がどのように影響するのかとただしたところ、地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員については、地域包括ケアの推進や介護支援専門員への指導など重要な業務を担っている。主任介護支援専門員の資格更新研修の創設により、主任介護支援専門員の更なる資質向上が図られ、地域包括支援センターの業務の継続、充実につながる。更新研修については、計画的に受講していくとの答弁でありました。

更新研修に係る費用及び期間はどの程度かとただしたところ、費用については、3万1,000円程度が必要であり、公費負担となる。研修期間については前期、後期の8日間程度となるとの答弁でありました。

主任介護支援専門員の配置は、特定事業所加算要件のひとつとなっている。市内事業者の有資格者が更新研修に参加することのメリットも想定されるが、費用、日程等を考慮した場合、市内事業者は職員を派遣できる状況なのかとただしたところ、事業所に在籍される主任介護支援専門員が更新研修を受講しないことによる業務への影響が想定されるため、特定事業所加算要件を満たしている事業所については、昨年より主任介護支援専門員の2人体制化が進められているので、更新研修への参加に努められると思われる。一方、特定事業所加算を取っていない小規模事業所においては、業務への影響が出ることも予想されるため、受講できない場合も懸念されるとの声も聞いているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号、志布志市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（岩根賢二君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（岩根賢二君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第74号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第9 議案第75号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第75号、財産の処分についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第75号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料により、臨海工業団地2工区のうち、安楽字汐掛280番21の8,250㎡を、7,420万円で帝国倉庫運輸株式会社に売却する旨の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、2工区分譲に至るまでの、人件費を含む総支出額についてただしたところ、支出額は、事業費約5億8,000万円と、26年度から28年度までの地方債の借り入れに伴う利息を合わせて、約5億8,800万円である。また、1・2工区の分譲による収入は、約6億2,000万円になる予定であるとの答弁でありました。

1工区と2工区の、販売価格のバランスは取れているかとただしたところ、1工区と2工区を合わせた支出総額の予測を立てて、両工区とも同じ販売価格を設定したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第75号、財産の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第75号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第10 議案第76号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第76号、財産の処分についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第76号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料により、臨海工業団地2工区のうち、安楽字汐掛280番1と安楽字中島371番1の計2万7,559㎡を、2億4,800万円で東洋埠頭株式会社に売却する旨の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、売却予定地の小字が異なるが、合筆することはできなかったのか。また、1者に対して2筆を分譲することに、議案として問題は無いかとただしたところ、法務局に相談したところ、合筆は不可能ではないが、通常そこまでは行わないということであり、字界で分かれた2筆のまま分譲することにした。登記上は2筆であり、分譲することには問題は無いとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第76号、財産の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

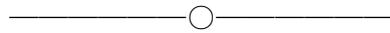
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第76号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第77号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について

日程第12 議案第78号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第77号から、日程第12、議案第78号まで、以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま一括議題となりました議案第77号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託の廃止について及び議案第78号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託について、一括して審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から、農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

議案及び付議案件説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「操作体制整備型」から「管理体制整備型」に変わるということで、構成市町それぞれの議会に諮ることとなっているが、自治体間の受委託に關しての契約書等は取り交わさないのか。また今回事務の委託により地元自治体の負担が軽減されるとあるが、どのように軽減されるのかとただしたところ、今回の議案は地方自治法の規定に基づき、事務の委託についての議決を求めるもので、自治体間においては協定を締結することとなる。また負担軽減については、国庫補助事業の導入により負担額が1,319万6,000円から1,035万9,000円となり、283万7,000円の負担軽減となることであるとの答弁でありました。

「管理体制整備型」の事業は今までなかったのかとただしたところ、今までも「管理体制整備型」の事業はあったが、住民の参画が条件になっていた。平成26年度に水利用組合が設立されたことにより、県との協議を経て平成28年度に国との協議が整ったため、平成29年度からの事業導入となったことであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第77号及び議案第78号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第77号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第78号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

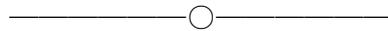
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第78号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第79号 財産の無償貸付けについて

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第79号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第79号、財産の無償貸付けについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から松山支所総務市民課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、旧松山学校給食センター（平成2年建築 鉄筋コンクリート造平屋373.15㎡ 1棟）を福岡県福岡市博多区西月隈3丁目17番19号の、有限会社 フォックスカンパニー 代表取締役 藤島博仁氏に貸し付けるものであり、貸し付けの期間は貸付締結の日から5年間である。貸し付けの目的は、地域の特産品等を製造し、及び開発する施設として使用することにより、施設の有効活用を図り、地域の活性化に資するというものである。敷地1,489.25㎡は有償で貸し付け、建物等は無償で貸し付ける。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の提案は、5年の契約を結ぶことで、建物については無償貸し

付け、土地に関しては有償貸し付けとなっている。民間の場合、仮に契約期間の途中の3年目に契約解除となった場合は、違約金が発生すると思うが、このような場合の対応はどのように考えているかただしたところ、5年以内の契約解除というのは、今のところ想定はしていないが、そのような事態が発生した場合には、市の規定に基づき、違約金等を含めた契約について、検討していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

社内の菓子製造ラインを統合して、本市に一本化するとあるが、これはどういうことなのかとただしたところ、現在は、福岡で菓子のベース部分を作っているが、松山学校給食センターを活用できれば、製造ラインを全て志布志市に移して10名程度を雇用し、そこで製造したものを九州内11店舗と、やっちくふるさと村の道の駅へ納入する形にシフトするという提案であるとの答弁でありました。

今回、選定されなかったもう一方の認定農業者の方も、心意気があるので、育てていく取り組みも必要ではないかとただしたところ、選定委員には、農業の関係課も入っているので、若い農業者の育成については、当然手立てを行っていくものと考えたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第79号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第79号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここでしばらく休憩いたします。

11時ちょうどより再開いたします。

—————○—————

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。



日程第14 議案第80号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日と13日の2日間にわたり、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度の新築家屋調査業務委託料が、当初予算の174棟分から255棟分へと増加した点をどのように分析しているかとただしたところ、消費税が8%から10%へ上がる前に建てておきたいといったことが大きな要因だと考えているとの答弁でありました。

新築家屋調査業務委託は新築分の調査だけであるが、リフォーム分は調査しなくてよいのかとただしたところ、業務委託契約で実施しているのは新築の調査だけで、これとは別に、職員によるリフォーム関係の家屋調査も行っており、リフォームした年度によって賦課年度を決定し、随時課税をしているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、雑入として、公有建物災害共済金が計上されているが、9月の補正予算で台風16号による修繕等の対応をした分が、共済金の対象となり、今回歳入として受け入れるものという理解でよいかとただしたところ、歳出で修繕等をした分について、共済金が確定したため、今回歳入の予算を計上しているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、その他の雑入のうち、情報管理課分87万円は、台風16号に伴う機器修繕費用について、損害共済金で補填できない分を、市と委託業者であるBTVとで折半することによる歳入であるとはどういうことかとただしたところ、修繕となった場合、共済金で対応されるのは落雷が80%、風水害が50%となっており、残りについては市が負担する。BTVとIR

U契約を結んでおり、契約書の中では、その負担については市と委託業者であるB T Vとの折半ということになっているとの答弁でありました。

I R U契約を結んだら、一切志布志市からの支出は無いと思っていたが、災害があった場合の支出については、I R U契約の中に当初から盛り込まれていたのかとただしたところ、I R U契約の中では、普段の修繕についてはB T Vが行い、突発的な自然災害については市も負担をするということになっている。その負担割合については、2分の1と定められているとの答弁でありました。

行政放送告知端末の修理費が20万円増額になっている。これはB T Vが自宅まで行って修繕されていると思うが、その結果については、市への報告はあるのかとただしたところ、修繕についてはB T Vと単価契約を結んで実施している。内容については請求書が提出されるため、その明細で確認している。更に、月に1回ずつブロードバンドサービス運営に係る工程会議を開催しており、その中でも毎月の業務報告をしてもらっているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域おこし協力隊事業で、予算説明資料の減額理由が「全国的に事業を行う自治体が増え、本市に応募する隊員が減った」という表現には納得できない。全国的な隊員不足は事実であると思うが、この表現では当局の努力が見えてこない。全国的にこの取り組みが拡大されることは、予想できたはずである。その中で19名確保すると設定して当初予算で計上されており、全国的に隊員の確保競争が激しい中、受け入れ態勢を整え、隊員を確保している自治体もある。そういった事例を見習って取り組めば、このような状況にはならなかったのではないかとただしたところ、全国的に、地域おこし協力隊事業に取り組む自治体が増えたのは事実である。2年目に入り、隊員へのフォロー体制を整え、隊員の所属課による課長会を3か月に1回程度、随時開きながら情報共有に努めている。隊員の募集PRについては、都市部で行われる募集イベントにも職員が参加したところであり、移住フェアでも移住だけでなく協力隊のお願いもしてきた。県内の状況は、西之表市が14名、鹿屋市が10名、志布志市が9名と、県内の中でも多くの協力隊員が本市で活動されている。募集等での努力が足りなかった部分は反省しているとの答弁でありました。

都市部から来られる隊員への対応として、車を持っていない方が多いため、車を手配している自治体も多い。車の手配があるから行くという隊員もいる。そういった取り組みは考えられないのかとただしたところ、現在、車の手配は行っていないが、他市の状況を含め検討する。志布志市に魅力を持ってもらうような隊員募集の取り組みに努めるとの答弁でありました。

自治会集会施設等整備事業で、集会施設の新築が含まれているが、当初予算で計上されなかった理由についてただしたところ、通常、各自治会の年度当初の総会で、集会施設の改修や新設が決定されるが、今回のケースは年度途中でどうしても新築が必要ということで、資金繰り等を継続して検討してきた結果、この時期の申請になったものであり、自治会には再三「12月補正確定

後の交付になるが、年度内に終わるのか」という確認をしてきた。来年度からは内規等で、遅くとも6月までの申請を当該年度分として受け付けることを検討していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域経済循環創造交付金については、国の事業採択の見込みに伴い、一般財源で立て替えておくものと考えているが、採択の見極めをどのように行っているのかとただしたところ、事業実施主体の有限会社丸八水産については、これまでも同じ事業を活用し規模拡大することで、主に水産物の加工による新しい商品開発やハモのPRで、地元雇用に貢献してもらっている。更に漁協からの仕入れ増にもつながってきた。そういった事業所が自己資金を入れながら、引き続き規模拡大に取り組むことについて、市も支援する方向で協議し、今回再び交付金の申請をいただいたところであるとの答弁でありました。

2年ほど前に工場を新設され、今回更に拡大されるが、拡大することで従業員は何名程度になるのかとただしたところ、現在は24名の従業員であるが、今回の新設により、更に5～6名の雇用が生まれる計画になっているとの答弁でありました。

港湾改修事業負担金で、新たに追加された二つの事業の事業費の内訳をただしたところ、総合補助（改良）事業については、さんふらわあ新造船が大型化されることに対応するための岸壁改良に696万円。海岸侵食対策として、すずれが浜の離岸堤・護岸改良に2,500万円がそれぞれ増額されたところであるとの答弁でありました。

松山城址の測量設計の内容についてただしたところ、9月19日～20日の台風16号で、松山城址の土手の上部が約30mにわたって崩落した。更に崩落する危険性があり、法面工事の範囲を決定するため測量設計するものであり、工事については測量設計を受けて、新年度に実施したいと考えているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、熊本震災の関係で、現在、熊本市と宇城市に派遣されている職員の職種についてただしたところ、宇城市は技術職の課長補佐1名で、災害復旧の査定、工事発注、道路単独維持事業等の執行、単独災害復旧等の事務に当たっている。熊本市は事務職の主査1名及び主事1名を交代で派遣し、固定資産の滅失調査、災害に伴う減免調査に当たっているとの答弁でありました。

熊本県の要請による派遣であるため、時間外手当は熊本県が払うということだが、本給も熊本県が払う対象になっているのか。また、現在派遣している2名の前に、緊急的に何名か支援に行っているが、その分の人件費は対象外なのかとただしたところ、給与等も含め、後で一括して熊本県から市に入ってくることになる。大隅半島4市5町による復興支援チームで、本市から派遣した職員数については、現在まで延べ22名であり、その費用については派遣先の負担は無く、特

別交付税で一定額が交付される予定であるとの答弁でありました。

熊本市と宇城市への職員派遣で、時間外手当が120万円計上されているが、時間数に換算するとどれくらいになるのかとただしたところ、宇城市に派遣している職員については、これまで5か月間で167時間の時間外勤務をしている。今回の補正120万円で約300時間の時間外勤務を想定し積算しているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

事務局より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、故障により冷蔵庫の更新のための予算が計上されているが、冷蔵庫の他に、事務機器類で耐用年数を考慮した時に、更新する必要がある備品があるのかとただしたところ、備品のほとんどは、有明町議会で使っていたもので、かなりの年数を経過している。古いものから順に、協議しながら替えていかなければならない。今後、年次的に更新するための更新計画を作成していくとの答弁でありました。

以上で、全ての課及び局を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志運動公園弓道場、あゆみ保育園旧園舎、安楽小学校の現地調査を実施したのち、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校、中学校ともに、就学援助費の増加が見込まれるとのことから、その背景と全児童、生徒に占める対象者の割合をただしたところ、28年度当初予算計上時は、27年度の対象児童生徒の数を基礎に事業費を積算している。増加の要因については、所得要件に該当する世帯の申請が増加したことが大きな要因ではないかと考えている。対象者の割合については、小学校、中学校全体で、平成26年度が19.2%で546名、平成27年度が22.1%で572名、平成28年度が今現在で、小学生が23.1%、中学生が23.6%となっており、全体で23.2%の600名であるとの答弁でありました。

就学援助費の支給については、申請主義なのか。また、対象者が申請していない状況もあるの

かとただしたところ、新1年生については、入学前の2月に学校説明会で就学援助制度の説明をしている。在校生については、新学期に教育委員会から学校を通じて保護者への周知、徹底に努めている。子ども1人の世帯の場合「所得で230万円、収入で約354万円以下の方が対象」など、認定要件が周知されたことにより、これまで申請されていなかった方が、申請されたことも増加の要因と考えられる。本事業については、あくまでも申請主義であるとの答弁でありました。

小学校施設老朽化改修事業について、築30年、40年が経過した施設を改修し、安全性を確保しなければならないことは十分理解するが、施設全体の老朽化は避けられないと思う。10年、20年後の更なる改修の可能性を踏まえた上での、今回の改修なのかとただしたところ、学校施設の耐震化を実施する際も、建て替えではなく、補強による耐震化を基本としてきた。耐震診断で補強が不要と判断された老朽化施設については、改修事業により安全性を確保していくこととしている。老朽化施設の改修事業の方向性としては、建て替えより改修の方が事業費的に安くなると考えている。今回の改修事業の効果については、一般的には20年程度は大丈夫ではないかと考えているとの答弁でありました。

小学校、中学校の老朽化に伴う改修事業の今後の見込みについてただしたところ、老朽化施設改修事業については、教育委員会のメインプロジェクトのひとつとなっている。過疎計画でも示しているが、今後5年間の見込みとしては、小学校15棟、中学校5棟を改修予定である。耐震診断の対象規模の校舎が80棟あり、そのうち補強が必要と診断された21棟について、平成27年度までで改修を終えている。現時点での計画としては、平成39年度までに残りのうち35棟について改修を進めていく計画が立てられている。過疎計画では平成32年度までの計画を示しているが、財源となる合併特例債の関係で、年間4棟程度のペースで改修を実施する予定としており、平成33年以降は、年間2、3棟程度を改修していく予定であるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志体育施設管理事業に関連して現地調査を実施したが、屋外施設において、さびなどによる強度低下を確認するための点検等は実施しているのかとただしたところ、一般的な点検は実施しているが、さびなどによる強度低下に特化した点検は実施していない。現在、志布志運動公園再整備計画を策定中であり、今後は、金属の腐食に関する調査等も実施していきたいとの答弁でありました。

その他団体負担金について、1万円の減額となっているが、予算を計上する際に、金額は決まっていなかったのかとただしたところ、減額した負担金は、九州地区市町村文化財保護協議会の負担金1万円であるが、熊本地震の影響により総会が開催されず、負担金が徴収されなかったことによる減額であるとの答弁でありました。

青年団連絡協議会に対する補助金が4万円減額されているが、活動低下によるものかとただしたところ、青年団においては、自主事業等を実施しながら、また、企画政策課の補助事業等も取り入れながら、活発な活動が展開されている。繰越金があることや自主団体として活動していき

たいとのことであり、青年団からの申し入れを受けての減額であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、軽微な作業等委託料15万円の内容についてただしたところ、台風16号の影響により法面崩落の危険性のある松山地区の墓地について、竹柵等による法面改修を実施し、崩落を未然に防止するものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童クラブ施設整備事業に関連し、放課後児童クラブ入所待機児童の有無についてただしたところ、待機児童はいないとの答弁でありました。

施設整備について、事業主体である法人の費用負担についてただしたところ、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担し、法人の負担は無いとの答弁でありました。

自立支援給付費支給事業に関連し、市内の就労継続支援B型に該当する事業所はどこかとただしたところ、市内の該当施設は、ワークセンター藤の森、志布志福祉作業所、セルフしぶし、そおグッドありあけ(So Good有明)、左右会就労支援事業所の5か所であるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「食」の自立支援事業について、利用者、配食数が増加しているが、その背景をどう捉えているのかとただしたところ、一人暮らし、高齢者世帯の増加によるものと考えているとの答弁でありました。

「食」の自立支援事業については、高齢者の見守りも事業の目的となっている。効果があった事例があるのかとただしたところ、熱中症などで気分が悪くなった方、トイレで倒れていた方、転倒により動けなくなった方などの発見事例が数件あったとの答弁でありました。

以上で、全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(岩根賢二君) 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(長岡耕二君) ただいま議題となっています議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算(第7号)のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、審査に資するために、農政畜産課関係について、「産地パワーアップ事業」、耕地林務水産課関係について、「森林整備・林業木材産業活性化推進事業」、建設課関係について、「新設改良事業 吉村山ノ口1号線」の現地調査を実施し、執行部

から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、賃金の増額理由についてただしたところ、志布志分室と松山事務局の臨時職員が退職し、後任の臨時職員の通勤距離が増えたことによる通勤費用の増額分の補正であるとの答弁でありました。

通勤費用は賃金の中に含まれているのかとただしたところ、臨時職員の任用に関する規程で、通勤費用相当賃金を支給するようになっており、通勤距離に応じ賃金として支給しているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、港湾商工課、建設課、農業委員会同席のもと、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、森林整備・林業木材産業活性化推進事業について、今回、伊崎田地区に当該企業が進出することで、どれぐらいのメリットを見込んでいるのかとただしたところ、平成30年の12月に操業を予定しており、当初は約40名の雇用を見込み、事業拡大も視野に入れ、最終的には120名程度の雇用を創出する意向である。地元雇用優先で話を進めており、将来的には雇用の拡大が見込まれる。また土地代を含めて約40億円の設備投資を計画しており、固定資産税などの収入の増加が見込まれるとの答弁でありました。

企業進出に関して、周辺住民に対しての説明会などは行っているのかとただしたところ、地元説明会については、3月に自治会に対して、建設計画の説明を行った。また、11月に着工時期や事業の進捗状況の説明とともに、事業用地内にある里道の払い下げについての説明を行い、理解を求めたところである。自治会からは、騒音や振動など周辺環境の影響を考慮し、協定を締結したいという要望が出されたため、協定締結に向けた3者協議を行う予定であるとの答弁でありました。

製材工場ということで原料の持ち込み等もあると思うが、森林組合などへの影響は無いかとただしたところ、曾於市森林組合ほか3社の素材供給会社と出荷の提携をしており、足りない分は曾於地区及び曾於市森林組合の木材市場から調達する計画である。現在、伐採時期でもあり、地元としても出荷のタイミング的には良かったと考えているとの答弁でありました。

排水対策はどのように考えているのかとただしたところ、排水については、敷地内の3基の調整池から幹線排水路を通して、下流の菱田川へ排水する計画であるとの答弁でありました。

以上で、港湾商工課、建設課、農業委員会は退席し、耕地林務水産課分の審査を継続して行いました。

主な質疑といたしまして、森林病虫害等防除事業について、今回の防除区域は昨年、異常発生した箇所も含んでいるのかとただしたところ、全体のエリア面積は34haあり、昨年異常発生した

マツケムシの被害木も含めた200㎡を、今年度の事業で処理する計画であるとの答弁でありました。次に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新設改良事業、吉村山ノロ1号線について、完了箇所とのジョイント部分のセンターラインがずれている。安全面からも早急に対応すべきではないかとただしたところ、完成検査を今後予定しており、検査時に安全性が損なわれるような状況であれば対応していくとの答弁でありました。

社会資本整備総合交付金事業について、道路整備と橋りょう修繕の補正内容についてただしたところ、道路整備の増額については、国の補正等により、要望額以上の配分がなされた。橋りょう修繕については、当初の60%の割り当てで確定したため、工事請負費は減額となったが、橋りょうの定期点検業務委託の追加割り当てがあり、その増額分とあわせて2,990万円の減額補正となったとの答弁でありました。

今回の減額で橋りょうの工事予定箇所は何箇所になったのかとただしたところ、本年度修繕予定の橋りょうは当初5か所であったが、減額により、城西橋、風八重橋、本宮橋、飯山橋の4か所を実施し、有明町の上畑橋を翌年度以降に延期するものであるとの答弁でありました。

住宅リフォーム助成事業について、これまでの実績と今後の見込みについてただしたところ、9月末現在で受付件数が76件、988万4,000円の実績となっている。今回の補正分を含め、今後10件分を想定しているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業生産対策事業の増額理由についてただしたところ、今回の補正については、来年度に実施予定のハウス建設に係る、ほ場整備分の予算を増額するものであるとの答弁でありました。

茶生産基盤強化対策事業について、今回の補正は国庫補助事業に採択されたことによる減額ということだが、市の予算は経由せず、今後は個人が直接国へ申請する形になるのかとただしたところ、一法人の防霜ファンの設置に関して、当初は市単独事業で対応する予定であったが、今回、補助率の有利な国庫事業に採択となった。県及び市は経由せず、事業主体が直接国へ申請することとなるが、市の方でも打ち合せをしながら申請を行う予定であるとの答弁でありました。

スプリンクラーの設置も国庫事業の対象となるのかとただしたところ、スプリンクラーの場合も防霜ファンと同様に1ha以上の面積と3戸以上の農業者が組織する団体等であることが要件となっているが、水利用に関しては、畑かんを活用した茶の防霜に制限があるため、水源の確保が課題であるとの答弁でありました。

県営畑地帯総合整備事業負担金について、負担率算定の際に県との事前協議などは行っていないのかとただしたところ、予算編成時に事業費見込みを踏まえ、県との協議及び負担率軽減の要望は行っている。今回、国の補正が付いたこともあり、負担率が当初の21%から18.1%に減とな

ったところであるとの答弁でありました。

以上で、全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第80号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第81号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第81号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第81号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、一般被保険者高額療養費が2,400万円の増額となっているが、どのような要因かとただしたところ、2月、3月の診療分が高額になったことが主な要因と考えている。10万点以上のレセプトが2月診療分については43件、3月診療分については、28件となっており、2月診療分については、心臓バイパス手術が2件あったことから、特に高額になったと思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

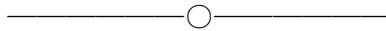
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第81号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第16 議案第82号 平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第82号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第82号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号、平成28年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）、は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第82号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第83号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第83号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第83号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、100万円以内や突発的なものを除き、基本的に施設等の修繕は指定管理者が行うこととなっている。今回の補正は、浄化槽の修繕によるものという説明だが、突発的なものだったのかとただしたところ、施設関係は、営業に支障が出ないように、突発的な修繕が発生した場合に対応するため、緊急的な予算を計上している。今回、浄化槽に突発的な故障が発生し、その予算を執行し修繕したため、それを元に戻すものであるとの答弁でありました。

緊急分の予算額は幾らかとただしたところ、ボルベリアダグリについては、50万円を計上しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第83号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第83号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第84号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第84号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第84号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書による説明では、今回の補正は、工業団地2工区の約3.5haの売却に伴い、歳入歳出それぞれ3億2,220万円を追加し、工業団地整備事業積立基金に積み立てるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第84号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時ちょうどから再開いたします。

—————○—————

午前11時52分 休憩

午後0時58分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 予告時間よりも早いですけれども、皆さんおそろいですので、これから会議を再開いたします。

—————○—————

**日程第19 陳情第4号「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書**

○議長（岩根賢二君） 日程第19、陳情第4号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第4号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、学校教育課長、市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等について説明を受けました。

福祉課長から、障がい者を持つ方々への理解の促進については、「啓発・交流の促進」を基本目標に掲げ、平成27年に策定した「障害者計画」に基づき、「障がい者週間」や「障害者差別解消法の施行」等の周知をはじめ、障がい者文化活動発表会・スポーツ大会等の活動の様子を市報に掲載するなど、障がい者に対する認識を深めてもらうよう努めている。「保育所等巡回療育相談」に

については、本年度から市の地域生活支援事業により巡回支援専門員整備事業として実施し、発達を専門とする医師をはじめ保健師や臨床心理士、作業療法士、相談支援専門員、言語聴覚士など相談内容に応じた専門職のコーディネート等をあわせて実施することとしており、平成28年度は保育所と小学校、8か所での実施を計画している。昨年の陳情書への対応として、平成28年4月1日に施行し、運用を開始した「志布志市民間保育所等障害児保育事業実施要綱」により、平成28年度については、前年度に比較して、対象となる障がい児受け入れが5名から6名と増加した。また、保育所の入所の際に必要なとされている「就労の条件」については、基本的には国が定めた基準で入所の可否を判断するところであるが、本市においては、国が示す保育所の入所要件の一つである「同居親族の介護・看護」という要件について、障がいを持つ子どもの病院でのリハビリや療育のため、就労ができなかった場合でも、同要件に該当すると判断し、保育所入所を認めたケースもあったとの説明でありました。

保健課長から、専任の保健師の増員には至っていないが、保健師がどの対象者にも対応できるよう、担当地区ごとに母子、高齢者、精神等についてそれぞれ支援できる体制としている。現在、保健師15人、管理栄養士1人で保健事業を展開しており、陳情の対象者への支援は、母子業務担当1人と母子業務地区担当保健師3人が主に支援している。また、必要に応じ、管理栄養士も支援に加わっている。10月からは、母子保健の対象者と最初に関わる機会である母子手帳交付後、担当地区の保健師が妊婦に電話等をし、対象者との関わりを持つよう努めているとの説明でありました。

市民環境課長から、12月10日の「世界人権デー」にあわせ、前の1週間を「人権週間」と位置付け、文化会館でのパネル展示や人権教育研修会等の実施や、人権擁護員による「特設人権相談」等を実施したところである。障がい者に限らず、全ての人が偏見を受けること無く、生きていけるように、人権週間等の取り組みを積極的に広報しているとの説明でありました。

学校教育課長から、特別支援学級については、小学校11校に14学級、中学校4校に6学級となっている。ことばの指導通級指導教室も香月小学校に設置している。特別支援教育支援員について、19人を小学校11校、中学校3校に配置するとともに、医療的ケア支援員1名を1小学校に配置し、各学校の児童生徒のニーズに応じた支援を行っているが、学校側の要望に十分に答えられていない現状もあるため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えられるように努力していくとの説明でありました。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、今回の陳情で五つの項目に関する要望が掲げられているが、現状において対応できていないところや補完していかなければならない部分があるのかとただしたところ、福祉課長から、福祉課において対応すべき部分については、前向きに取り組んでいるところであるが、陳情という形で、保護者の思いについては理解を深めているところであるとの答弁でありました。

保健課長から、乳幼児を対象とした各種定期健診の際、発達障がい等が疑われる子供が6割から7割いる。保護者へのアドバイスを行っているが、それぞれの認識に違いがあることから、保

健指導や訪問等による見守りや指導が難しい状況もあるとの答弁でありました。

学校教育課長から、児童生徒の発達障がいについて、診断結果に対する保護者の理解、周囲の理解、それに対応する教師の指導力を高めていく必要がある。違う育ちをしてきた子供たちが一緒に学ぶ教育現場での偏見や差別感情を、いじめや、それ以上の問題に発展させないための適切な指導の充実が課題となっているとの答弁でありました。

療育を受けるために「にこにこはうす」に親子で登園した際、療育が必要でない兄弟等を同伴した場合、療育を受けることへの影響があるのではないかとただしたところ、保健課から、影響があると考えている。現在は、保護者が小さい子供をおんぶしながら、療育に取り組んでいる状況もある。事業所の職員が別途対応できる場合とできない場合があり、対応できない場合にどのようにするのかについて、運営会議で議題となったところである。経費はかかるが、日中一時保育の利用や子育て支援センターの保育サポーター事業の利用など、各種制度の活用を周知しているが、日によって対応の可否があることから不公平感が懸念される。親の会、事業所、行政で、今後について丁寧に検討していくとの答弁でありました。

各課の取り組みによりその環境は改善されていると思うが、関係者の満足は得られていない状況なのではないかとただしたところ、福祉課から、行政としては、福祉環境充実のために事業展開しているが、現実的に、「より良く」ということは、市民の声であると考えている。ここまで対応したからいいということではなく、その時々で考えていかなければならない課題の提起であると考えているとの答弁でありました。

今回の陳情に関する内容について、庁内関係課の連携はとられているのかとただしたところ、市民環境課から、人権教育人権啓発連絡協議会を立ち上げており、保護司、人権擁護員、福祉関係団体、保健関係団体、民生委員、教育委員会が参画しており、それぞれの取り組みに関する情報等については共有しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、執行部の努力も十分理解した。しかし、療育を必要とする子供たちが毎年変化している現状を考慮すると、その時々保護者がこのような陳情書を提出されることについても十分理解できることである。現行の福祉政策が至らないということではなく、現状を踏まえ、更なる充実に努めてもらう観点から、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような意見が出され、採決の結果、「陳情第4号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

陳情第4号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第20 議案第85号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人事院勧告を受け、庁内ではどのような議論をし、今回の条例改正の提案となっているのかとただしたところ、今回の人事院の引き上げ勧告を受け、特別職、一般職ともに条例改正を提案している。特別職については、期末手当支給率の改正のみであったため、報酬等審議会は開催していない。県内19市の状況は、特別職は19市、議員は18市が引き上げを行うという状況の中で提案したとの答弁でありました。

人事院勧告があったから提案するのではなく、勧告を尊重しながらも、本市の状況を踏まえた提案でなければならないが、今の景気動向、実質賃金の推移をどのように把握しているかとただしたところ、国による経済対策は積極的に行われているが、末端までは影響があまり感じられない。しかし、10月に最低賃金が715円に引き上げられており、そういった状況から、少しずつ上向いていると考えるとの答弁でありました。

景気動向の判断については、今回の条例改正の提案を協議した全員の共通認識と考えてよいかとただしたところ、市長、副市長とも協議し、景気動向や実質賃金も引き上がっていることを踏まえた提案となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第85号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

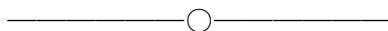
○議長（岩根賢二君）　討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第85号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君）　異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第21 議案第86号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君）　日程第21、議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君）　ただいま議題となりました議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人事院勧告を受け、官民格差の調整で、今回一般職の職員の給与を引き上げることだが、民間の景気が回復してきており、実質賃金等がやや上向きという状況判断での提案なのかとただしたところ、国による民間の企業の給与を調査した上での引き上げ勧告になっている。本市でも全ての業種ではないと思うが、総体的にはやや上向き、そして最低賃金も715円に引き上げられたということで、官民格差を勘案し上程しているとの答弁でありまし

た。

今回は、臨時職員、嘱託職員への対応は見送られているが、今回の改正にあたっての対応はどのように検討されたのかとただしたところ、非常勤、嘱託職員等の報酬・賃金については、4月に720円に引き上げている。現在の最低賃金715円を下回っておらず、今回は引き上げを見送ったが、今後も状況を見ながら対応していくことについては、市長とも協議済みであるとの答弁でありました。

今回の改正理由に「若年層を1,500円程度引き上げ」とあるが、若年層とは給料表でいうと、どのラインになるのかとただしたところ、1級56号、2級24号、3級8号までが1,500円程度の引き上げになる。年齢だとおおむね34歳以下が対象になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第86号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

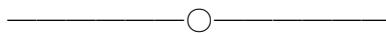
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第86号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第22 議案第87号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告申し上げます。

はじめに、総務課分について報告いたします。

執行部からの予算書による説明では、今回の補正予算は、人事院勧告及び法改正に準じた給与改定と、人事異動に伴う人件費の補正が主なものであり、人件費については、総務課で一括管理しており、給与改定に伴う分と人事異動に伴う分を合わせて、費目別に人件費を算定している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の人件費の補正額が、課によって相当のばらつきがある。その理由についてただしたところ、それぞれの費目で関係課の予算を管理しているが、費目ごとに管理している構成職員数が異なるためである。例えば、款1、議会費では、5名分の職員と19名分の議員の人件費を、款2、総務費では七つの課にまたがる約57名分の人件費を管理しているとの答弁でありました。

款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費で、今回減額補正になっている理由をただしたところ、当初予算編成は、1月1日現在の職員数で人件費の予算を計上しており、その後の4月の定期異動等で職員が増減したことにより、今回減額となっているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

事務局より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で、全ての課及び局を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

人事院勧告及び法改正に準じた給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正予算であり、給与改定については、国家公務員と民間給与との格差0.17%を埋めるため、若年層を1,500円程度、その他については、400円を引き上げることを基本とした平均0.2%の給料表の引き上げと、期末勤勉手当の支給率0.1月分の引き上げを12月支給分の勤勉手当に配分するものである旨の説明を受け、質疑に入りましたが、いずれの課においても質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）は、全

会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過と概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、12月12日、委員全員出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、農業委員会、耕地林務水産課、建設課分の人事院勧告及び法改正に準じた給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正予算について、予算書による補足説明を受け、質疑を行いました。が、いずれの課においても質疑はありませんでした。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、台風16号による本市の農作物等の被害額についてただしたところ、施設関係ではハウスが73件の2,539万6,000円、畜舎が16件の1,234万2,000円、その他農業機械等が11件の2,116万1,000円であった。農作物については、1,473万5,000円となっており、これにおおぞら農協が国に申請している分を上乗せした額になるとの答弁でありました。

補助の対象とならない農家への支援など、今後の対策についてどのように考えているのかとただしたところ、基本的には農業共済制度への加入が望ましいと考えるが、共済作物以外の作物については、現在、国の方でも検討を行っており、様々な災害に対応できるようであれば、推進していきたい。また、ハウス以外の建物についても保険制度があるので、今後の備えのためにも積極的な加入推進に努めていきたいとの答弁でありました。

今回、追加補正となった理由についてただしたところ、10月21日に国の激甚指定となり、国・県からの説明を受け、11月11日に市が農家に対しての説明会を行ったが、事業要望の集約などで7号補正に間に合わなかったため、今回、追加補正での提案となったとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

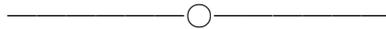
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第87号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第23 議案第88号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月13日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で、介護休業等の対象家族の範囲が拡大されているが、どのように理解しているかとただしたところ、現行の配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫に加え、今回、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫が追加されたとの答弁でありました。

職場内でも育児や介護に伴う休業、休暇を取ることへの理解が示されなければならないが、今回、条例を改正することの意味を、庁内で情報共有しなければならず、課によって休みが取りづらいついたことがあってはならない。かなり広範囲に及ぶ改正であるが、庁内への周知について、どのように対応するのかとただしたところ、今回の改正は、育児・介護と仕事の両立支援を目指すための緩和措置になっている。職員がそういった状況になった時に、きちんと休暇等が取れるよう、各課の課長に対しては課長会等で、全職員に対しても、特に育児や介護の対象者に、研修等で周知していきたいとの答弁でありました。

今回の改正の細部については、労使で協議して決定するとなっているが、そのことを前提に提案されているのかとただしたところ、職員組合にも改正内容について理解していただいている。

今後、団体交渉等で協議を進めていくとの答弁でありました。

本会義で、「法令審査委員会を開いたか」との質問があり「持ち回りで行った」との答弁だった。持ち回りで審査する場合、丁寧な説明や深い議論はできないと想像する。どの程度の頻度で審査委員会を開催しているのか、また、持ち回り審査の意義についてただしたところ、法令審査委員会については、時間をかけて資料に目を通し、委員会で審査してから議会に提案している。ほとんどの条例等は委員会にかけているが、今回は国会での審議や、法律の公布日が遅れたこともあって期間が無く、持ち回りとなった。今後は、時間が無い場合でも、極力法令審査委員会に諮るようにしたいとの答弁でありました。

介護休暇・介護時間については、今回の議案の説明資料にイメージ図が添付されており、分散した休みが取れる改正であると理解できるが、育児休暇についてはイメージ図が添付されていない。改正の内容が分かりづらい場合には、文章だけでなくイメージ図等も添付してあると理解が進むのではないかとただしたところ、文章での資料は作成したが、図による資料はまだ作っていない。職員や各課長に対して説明していく際に、図のほうが分かりやすいと考えるので、今後作成していくとの答弁でありました。

国の法律改正に伴い、国が概要版の資料や啓発散らし、パンフレット等を用意する場合がある。今回の改正は膨大な量で示されているが、今後は、概要版やパンフレットを説明資料として添えて、条例改正等の提案をすることは考えられないかとただしたところ、国が示した概要版やパンフレットを活用しながら、分かりやすい説明資料の作成に努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第88号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第88号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第24、同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

#### 日程第24 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第24、同意第3号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月3日をもって、任期が満了する樽野眞一氏の後任として、津町千代子氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

津町千代子氏の略歴につきましては、説明資料の1ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

#### 日程第25 議員派遣の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第25、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

**日程第26 閉会中の継続調査申し出について**

○議長（岩根賢二君） 日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成28年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後1時41分 閉会